

平成 19 年第 1 回定例会会議録

平成19年 第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月 6日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
3月 7日	水	休 会	議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午）
3月 8日	木		議案調査
3月 9日	金		議案調査
3月10日	土		（市の休日）
3月11日	日		（市の休日）
3月12日	月		議案調査
3月13日	火		本 会 議
3月14日	水	一般質問	
3月15日	木	一般質問	
3月16日	金	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月17日	土	休 会	（市の休日）
3月18日	日		（市の休日）
3月19日	月	委 員 会	議会運営委員会
			常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
3月20日	火	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）

月 日	曜日	区 分	日 程
3月21日	水	休 会	(市の休日)
3月22日	木		議事整理
3月23日	金	委 員 会	常任委員会 (総 務 第1委員会室) (文教厚生 第2委員会室) (経 済 第3委員会室) (建 設 第4委員会室)
3月24日	土	休 会	(市の休日)
3月25日	日		(市の休日)
3月26日	月		議事整理
3月27日	火		議事整理
3月28日	水	委 員 会	議会運営委員会
		本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成19年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

3月6日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	23
2. 本日の会議に付した事件	26
3. 出席議員氏名	29
4. 欠席議員氏名	30
5. 説明のため出席した者の職氏名	30
6. 事務局職員出席者	31
7. 開 会	32
8. 開 議	32
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	32
10. 日程第2 会期の決定	33
11. 日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告	33
12. 日程第4 小川会館建設特別委員会の中間報告	36
13. 日程第5 議案第1号上程・説明・質疑・討論・採決	38
14. 日程第6 議案第2号から議案第60号まで上程・説明	39
15. 日程第7 議案第61号から議案第65号まで上程・説明・質疑・討論・採決	52
16. 日程第8 請願第1号から第2号及び陳情第1号上程	54
17. 日程第9 報告第1号及び第2号上程・報告	54
18. 日程第10 休会の議決	55
19. 日程第11 散会	56
3月 7日（水曜日） 休 会	
3月 8日（木曜日） 休 会	
3月 9日（金曜日） 休 会	
3月10日（土曜日） 休 会	
3月11日（日曜日） 休 会	
3月12日（月曜日） 休 会	
3月13日（火曜日） 本会議	
1. 議事日程第2号	59
2. 本日の会議に付した事件	59

3. 出席議員氏名	59
4. 欠席議員氏名	60
5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 事務局職員出席者	61
7. 開 議	62
8. 日程第1 質疑	62
(1) 柄原茂樹君質疑	62
(2) 怒留湯健蓉さん質疑	67
(3) 森 隆博君質疑	73
(4) 樋口正博君質疑	85
(5) 隈部忠宗君質疑	88
(6) 葛原勇次郎君質疑	91
9. 日程第2 委員会付託	93
昼食休憩	98
開 議	98
10. 日程第3 一般質問	98
(1) 怒留湯健蓉さん質問	98
「菊池市人権教育・啓発基本計画の実際の運用について」	98
○総務部長 緒方希八郎君答弁	99
怒留湯健蓉さん再質問	100
○教育長 田中忠彦君答弁	102
○市民部長 木下儀郎君答弁	103
○総務部長 緒方希八郎君答弁	103
怒留湯健蓉さん再々質問	104
○教育長 田中忠彦君答弁	105
○総務部長 緒方希八郎君答弁	105
○市長 福村三男君答弁	106
(2) 怒留湯健蓉さん質問	107
「都市計画、住環境の変化と福祉施設が出会った現実について」	107
○建設部長 石原公久君答弁	108
怒留湯健蓉さん再質問	108
○建設部長 石原公久君答弁	109
怒留湯健蓉さん再々質問	109
○建設部長 石原公久君答弁	110

(3) 怒留湯健蓉さん質問	110
「菊池市行政改革大綱実施計画（案）に見る未来について」	110
○総務部長 緒方希八郎君答弁	111
怒留湯健蓉さん再質問	112
○総務部長 緒方希八郎君答弁	112
怒留湯健蓉さん再々質問	112
○総務部長 緒方希八郎君答弁	113
○市長 福村三男君答弁	114
(1) 松本 登君質問	114
「H19年度予算（案）と施政方針について」	114
○総務部長 緒方希八郎君答弁	116
松本 登君再質問	118
○総務部長 緒方希八郎君答弁	120
松本 登君再々質問	121
(2) 松本 登君質問	121
「行政改革について」	121
○総務部長 緒方希八郎君答弁	123
松本 登君再質問	123
○総務部長 緒方希八郎君答弁	125
松本 登君再々質問	126
休憩	127
開議	127
(1) 栃原茂樹君質問	127
「中心市街地活性化について」	127
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	128
栃原茂樹君再質問	129
○岡崎俊裕君答弁	129
(2) 栃原茂樹君質問	129
「健全財政の確立について」	129
○総務部長 緒方希八郎君答弁	130
栃原茂樹君再質問	132
(3) 栃原茂樹君答弁	133
「教育問題について」	133
○教育長 田中忠彦君答弁	133

		133
(4)		134
		134
		135
		136
		136
(5)		137
		137
		137
		137
(1)		139
		139
		139
		140
		140
		141
		141
		141
		142
		143
(2)		143
		143
		144
		144
		145
		145
		146
(3)		146
		147
		147

本田憲一君再質問	148
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	148
○企画部長 村山 隆君答弁	149
本田憲一君再々質問	149
休 憩	149
開 議	149
(1) 山瀬義也君質問	149
「菊池の文化財について」	149
○教育長 田中忠彦君答弁	151
山瀬義也君再質問	152
○教育長 田中忠彦君答弁	153
山瀬義也君再々質問	154
○教育長 田中忠彦君答弁	154
(2) 山瀬義也君質問	155
「産廃問題について」	155
○市民部長 木下儀郎君答弁	156
山瀬義也君再質問	158
○市民部長 木下儀郎君答弁	159
山瀬義也君再々質問	159
○助役 村上建二君答弁	159
(1) 二ノ文伸元君質問	160
「新庁舎建設計画について」	160
○企画部長 村山 隆君答弁	160
二ノ文伸元君再質問	161
○企画部長 村山 隆君答弁	162
○総務部長 緒方希八郎君答弁	162
二ノ文伸元君再々質問	163
(2) 二ノ文伸元君質問	163
「入札制度について」	163
○総務部長 緒方希八郎君答弁	163
二ノ文伸元君再質問	163
○総務部長 緒方希八郎君答弁	164
(3) 二ノ文伸元君質問	164
「少子化対策について」	165

○市民部長 木下儀郎君答弁	166
二ノ文伸元君再質問	167
○市民部長 木下儀郎君答弁	167
二ノ文伸元君再々質問	168
○市民部長 木下儀郎君答弁	168
○教育長 田中忠彦君答弁	169
(1) 三池建治君質問	169
「環境 I S O について」	169
○総務部長 緒方希八郎君答弁	171
三池建治君再質問	172
○総務部長 緒方希八郎君答弁	173
○市長 福村三男君答弁	174
(2) 三池建治君質問	174
「学校給食について」	175
○教育長 田中忠彦君答弁	175
三池建治君再質問	176
○教育長 田中忠彦君答弁	176
三池建治君再々質問	177
○教育長 田中忠彦君答弁	177
11. 日程通告 散会	177

3月14日(水曜日) 本会議

	頁
1. 議事日程第3号	181
2. 本日の会議に付した事件	181
3. 出席議員氏名	181
4. 欠席議員氏名	182
5. 説明のため出席した者の職氏名	182
6. 事務局職員出席者	182
7. 開 議	184
発言の申し出	184
8. 日程第1 一般質問	184
(1) 中山繁雄君質問	184
「旭志地区の開発について」	184
○企画部長 村山 隆君答弁	186

○総務部長 緒方希八郎君答弁	186
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	186
中山繁雄君再質問	187
○建設部長 石原公久君答弁	187
○市長 福村三男君答弁	187
(2) 中山繁雄君質問	188
「いじめについて」	188
○教育長 田中忠彦君答弁	188
中山繁雄君再質問	189
○教育長 田中忠彦君答弁	190
中山繁雄君再々質問	190
(3) 中山繁雄君質問	190
「新明団地について」	190
○建設部長 石原公久君答弁	190
(1) 泉田栄一郎君質問	191
「窓口業務時間延長について」	191
○総務部長 緒方希八郎君答弁	191
泉田栄一郎君再質問	192
○総務部長 緒方希八郎君答弁	192
(1) 水上博司君質問	193
「森林整備及び作業道開設について」	193
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	194
水上博司君再質問	194
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	195
水上博司君再々質問	196
(2) 水上博司君質問	196
「品目横断的安定対策について」	196
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	197
水上博司君再質問	198
(3) 水上博司君質問	198
「地籍調査について」	198
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	199
水上博司君再質問	199
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	199

水上博司君再々質問	200
○市長 福村三男君答弁	200
休 憩	201
開 議	201
(1) 坂本昭信君質問	201
「老人保健福祉と介護保険について」	201
○市民部長 木下儀郎君答弁	201
坂本昭信君再質問	202
○市民部長 木下儀郎君答弁	202
坂本昭信君再々質問	203
○市民部長 木下儀郎君答弁	203
(2) 坂本昭信君質問	204
「施政方針について」	204
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	205
坂本昭信君再質問	206
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	206
坂本昭信君再々質問	206
○建設部長 石原公久君答弁	207
○市民部長 木下儀郎君答弁	208
昼食休憩	208
開 議	208
(1) 森 隆博君質問	209
「街路事業について」	209
○建設部長 石原公久君答弁	210
森 隆博君再質問	212
○建設部長 石原公久君答弁	213
森 隆博君再々質問	215
○市長 福村三男君答弁	216
(2) 森 隆博君質問	217
「入札制度の見直しについて」	218
○総務部長 緒方希八郎君答弁	219
森 隆博君再質問	220
○総務部長 緒方希八郎君答弁	221
森 隆博君再々質問	222

○総務部長 緒方希八郎君答弁	222
(1) 東 裕人君質問	222
「生活保護行政について」	222
○市民部長 木下儀郎君答弁	223
東 裕人君再質問	223
○市民部長 木下儀郎君答弁	224
東 裕人君再々質問	224
○市民部長 木下儀郎君答弁	225
(2) 東 裕人君質問	225
「施政方針について」	225
○市民部長 木下儀郎君答弁	226
東 裕人君再質問	226
○市民部長 木下儀郎君答弁	227
東 裕人君再々質問	227
○市長 福村三男君答弁	227
9. 日程通告 散会	228

3月15日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	231
2. 本日の会議に付した事件	231
3. 出席議員氏名	231
4. 欠席議員氏名	232
5. 説明のため出席した者の職氏名	232
6. 事務局職員出席者	232
7. 開 議	232
発言の申し出	233
8. 日程第1 一般質問	234
(1) 坂井正次君質問	234
「施政方針について」	234
○総務部長 緒方希八郎君答弁	235
坂井正次君再質問	235
○総務部長 緒方希八郎君答弁	236
坂井正次君再々質問	236
○総務部長 緒方希八郎君答弁	237

(2) 坂井正次君質問	238
「企業誘致について」	238
○企画部長 村山 隆君答弁	239
○市長 福村三男君答弁	240
坂井正次君再質問	241
○市長 福村三男君答弁	242
坂井正次君再々質問	242
(3) 坂井正次君質問	242
「入札制度について」	242
○総務部長 緒方希八郎君答弁	242
(4) 坂井正次君質問	243
「県道整備について」	243
○建設部長 石原公久君答弁	244
坂井正次君再質問	245
(5) 坂井正次君質問	246
「緊急医療について」	246
○市民部長 木下儀郎君答弁	246
(6) 坂井正次君質問	247
「人口増について」	247
○企画部長 村山 隆君答弁	247
坂井正次君再質問	248
休 憩	248
開 議	248
(1) 森 清孝君質問	248
「職員定数について」	248
○総務部長 緒方希八郎君答弁	249
森 清孝君再質問	250
○総務部長 緒方希八郎君答弁	251
森 清孝君再々質問	251
○総務部長 緒方希八郎君答弁	252
(2) 森 清孝君質問	253
「入札改善について」	253
○総務部長 緒方希八郎君答弁	253
森 清孝君再質問	254

○総務部長 緒方希八郎君答弁	254
森 清孝君再々質問	255
○総務部長 緒方希八郎君答弁	255
○市長 福村三男君答弁	256
(3) 森 清孝君質問	257
「施政方針について」	257
○企画部長 村山 隆君答弁	257
森 清孝君再質問	257
○企画部長 村山 隆君答弁	258
○市長 福村三男君答弁	258
昼食休憩	259
開 議	259
(1) 隈部忠宗君質問	259
「施政方針について」	259
○総務部長 緒方希八郎君答弁	260
○企画部長 村山 隆君答弁	261
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	261
隈部忠宗君再質問	262
○総務部長 緒方希八郎君答弁	263
○企画部長 村山 隆君答弁	264
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	264
隈部忠宗君再々質問	265
○市長 福村三男君答弁	265
(2) 隈部忠宗君質問	266
「新市の活性化について」	266
○建設部長 石原公久君答弁	267
隈部忠宗君再質問	267
○建設部長 石原公久君答弁	267
隈部忠宗君再々質問	268
(1) 樋口正博君質問	269
「施政方針について」	269
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	270
○総務部長 緒方希八郎君答弁	272
○市民部長 木下儀郎君答弁	273

○教育長 田中忠彦君答弁	275
樋口正博君再質問	276
○市長 福村三男君答弁	279
樋口正博君再々質問	280
休 憩	280
開 議	280
(1) 木下雄二君質問	281
「市道整備について」	281
○建設部長 石原公久君答弁	281
木下雄二君再質問	282
○建設部長 石原公久君答弁	282
木下雄二君再々質問	283
(2) 木下雄二君質問	283
「スポーツ施設の整備事業について」	283
○建設部長 石原公久君答弁	283
木下雄二君再質問	284
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	284
○市長 福村三男君答弁	285
木下雄二君再々質問	286
(3) 木下雄二君質問	286
「鞠智城について」	286
○企画部長 村山 隆君答弁	287
木下雄二君再質問	288
(4) 木下雄二君質問	288
「市営牧場跡地について」	288
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	289
木下雄二君再質問	290
○市長 福村三男君答弁	290
木下雄二君再々質問	291
(1) 外村國敏君質問	291
「少子化対策について」	291
○市民部長 木下儀郎君答弁	293
外村國敏君再質問	294
○市民部長 木下儀郎君答弁	295

外村國敏君再々質問	296
休 憩	296
開 議	296
○市民部長 木下儀郎君答弁	296
(2) 外村國敏君質問	297
「有機農業推進法について」	297
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	297
外村國敏君再質問	298
○経済部長 岡崎俊裕君答弁	299
外村國敏君再々質問	299
(3) 外村國敏君質問	299
「地域優良賃貸住宅制度について」	299
○建設部長 石原公久君答弁	300
外村國敏君再質問	300
○建設部長 石原公久君答弁	301
(4) 外村國敏君質問	301
「旭志川辺南の信号機について」	301
○教育長 田中忠彦君答弁	302
○総務部長 緒方希八郎君答弁	302
外村國敏君再質問	303
9. 日程通告 散会	303

3月16日(金曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

3月17日(土曜日) 休 会

3月18日(日曜日) 休 会

3月19日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	307
2. 本日の会議に付した事件	307
3. 出席議員氏名	307
4. 欠席議員氏名	308
5. 説明のため出席した者の職氏名	308
6. 事務局職員出席者	309
7. 開 議	310

8. 日程第1 議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案 第52号の訂正の件	310
9. 日程通告 散会	311
3月19日(月曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
3月20日(火曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)	
3月21日(水曜日) 休 会	
3月22日(木曜日) 休 会	
3月23日(金曜日) 常任委員会(総務・文教厚生)	
3月24日(土曜日) 休 会	
3月25日(日曜日) 休 会	
3月26日(月曜日) 休 会	
3月27日(火曜日) 休 会	
3月28日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	315
2. 本日の会議に付した事件	315
3. 出席議員氏名	316
4. 欠席議員氏名	317
5. 説明のため出席した者の職氏名	317
6. 事務局職員出席者	317
7. 開 議	319
8. 日程第1 各常任委員長	319
・総務常任委員長報告	319
・文教厚生常任委員長報告	321
・経済常任委員長報告	326
・建設常任委員長報告	327
委員長報告に対する質疑	330
(1) 怒留湯健蓉さん質疑	330
(2) 奈田臣也君質疑	331
(3) 坂本昭信君質疑	334
討 論	344
採 決	338
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	339

採 決	341
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	341
日程第1 議員提出議案第1号から議員提出議案第3号まで上程・説明・ 質疑・討論・採決	341
日程第2 議案第66号 上程・説明・質疑・討論・採決	343
日程第3 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	344
日程第4 意見書案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	346
日程第5 議会広報特別委員会の調査期限の延期の件について	348
日程第6 企業誘致促進特別委員会の審査・調査期限の延期の件について	348
11. 閉 会	348

第 1 号

3 月 6 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成19年3月6日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第4 小川会館建設特別委員会の中間報告
- 第5 議案第 1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について)

上程・説明・質疑・討論・採決

- 第6 議案第 2号 菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 議案第 3号 菊池市庁舎建設基金条例の制定について
- 議案第 4号 菊池市指定管理候補者選定委員会条例の制定について
- 議案第 5号 菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の制定について
- 議案第 6号 菊池市地域密着型サービス運営委員会条例の制定について
- 議案第 7号 菊池市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について
- 議案第 8号 菊池市健康づくり推進協議会条例の制定について
- 議案第 9号 菊池市小児夜間医療体制対策委員会条例の制定について
- 議案第10号 菊池市就学指導委員会条例の制定について
- 議案第11号 菊池市浄水センター運営協議会条例の制定について
- 議案第12号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 17 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 菊池市旭志 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 菊池市泗水 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 平成 18 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 34 号 平成 18 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 35 号 平成 18 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第 36 号 平成 18 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 37 号 平成 18 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第 38 号 平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 39 号 平成 18 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 40 号 平成 18 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第 41 号 平成 18 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第 42 号 平成 18 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算

- 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 5 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市立泗水図書館)
- 議案第 5 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市市民会館)
- 議案第 5 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市総合体育館)
- 議案第 5 8 号 市道路線の廃止について
- 議案第 5 9 号 市道路線の認定について
- 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
(平成 1 8 年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第 2 期
居住棟建築工事)

まで一括上程・説明

- 第 7 議案第 6 1 号 菊池養生園保健組合の規約の一部変更について
- 議案第 6 2 号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について
- 議案第 6 3 号 菊池広域連合規約の一部変更について
- 議案第 6 4 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 6 5 号 矢護川地区簡易水道組合の規約の一部変更について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 8 請願第 1 号 株式会社アーステクノの堆肥化施設建設に反対する請願書
- 請願第 2 号 日豪 E P A 交渉に関する請願
- 陳情第 1 号 第三子以降の保育料の無料化に関する要望

上程

第9 報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第10 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

日程第4 小川会館建設特別委員会の中間報告

日程第5 議案第 1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第 2号 菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

議案第 3号 菊池市庁舎建設基金条例の制定について

議案第 4号 菊池市指定管理候補者選定委員会条例の制定について

議案第 5号 菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の制定について

議案第 6号 菊池市地域密着型サービス運営委員会条例の制定について

議案第 7号 菊池市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について

議案第 8号 菊池市健康づくり推進協議会条例の制定について

議案第 9号 菊池市小児夜間医療体制対策委員会条例の制定について

議案第10号 菊池市就学指導委員会条例の制定について

議案第11号 菊池市浄水センター運営協議会条例の制定について

議案第12号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 5 号 菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 菊池市旭志 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 菊池市泗水 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算

- 議案第36号 平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第37号 平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
- 議案第38号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第39号 平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第40号 平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
- 議案第41号 平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第42号 平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
- 議案第43号 平成18年度菊池市水道事業会計補正予算
- 議案第44号 平成19年度菊池市一般会計予算
- 議案第45号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第46号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
- 議案第47号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第48号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
- 議案第49号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第50号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第51号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第52号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第53号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第54号 平成19年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市立泗水図書館)
- 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市市民会館)
- 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市総合体育館)
- 議案第58号 市道路線の廃止について
- 議案第59号 市道路線の認定について
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
(平成18年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第2期居住棟建築工事)

まで一括上程・説明

- 日程第7 議案第61号 菊池養生園保健組合の規約の一部変更について
 議案第62号 菊池環境保全組合の規約の一部変更について
 議案第63号 菊池広域連合規約の一部変更について
 議案第64号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 議案第65号 矢護川地区簡易水道組合の規約の一部変更について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第8 請願第1号 株式会社アーステクノの堆肥化施設建設に反対する請願書
 請願第2号 日豪EPA交渉に関する請願
 陳情第1号 第三子以降の保育料の無料化に関する要望

上程

- 日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 日程第10 休会の議決



出席議員（27名）

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |

17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	福村三男	君
助役	村上建二	君
収入役	高本信男	君
総務部長	緒方希八郎	君
企画部長	村山隆	君
市民部長	木下儀郎	君
経済部長	岡崎俊裕	君
建設部長	石原公久	君
七城総合支所長	平野國臣	君
旭志総合支所長	稲葉公博	君
泗水総合支所長	上林正章	君
市民部総括審議員	大場美範	君
企画部首席審議員	鳥井修	君
財政課長	川上憲誠	君
教育長	田中忠彦	君
教育次長	山口正司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男	君
水道局長	後藤定	君
農業委員会事務局長	五島千秋	君

監査委員事務局長

田 島 伸 正 君



事務局職員出席者

事 務 局 長

樋 口 昭 彦 君

議 事 課 長

春 木 義 臣 君

議事課長補佐

城 主 一 君

議事係主事

本 田 昇 君

午前10時00分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第1回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。昨年の12月4日に全国市議会議長会第100回国会对策委員会が東京の全国都市会館において開催されましたので出席しました。1月11日、第232回熊本市議会議長会が阿蘇市のプリンスホテルにおいて開催されましたので、副議長と一緒に出席しました。1月18日に第140回南九州市議会議長会総会が宮崎市の宮崎観光ホテルにおいて開催されましたので出席しました。1月27日東京泗水会の定期総会が東京の九段会館において開催されましたので出席いたしました。2月1日に全国市議会議長会第82回評議員会が東京の日本都市センター会館において開催されましたので出席いたしました。2月15日に広域行政圏市議会協議会第38回総会が東京の九段会館で開催されましたので出席いたしました。1月23日から25日にかけて議会運営委員会研修が長野県千曲市の合併後の議会運営全般について、地方自治法第96条第2項について、長野県諏訪市の議会運営全般について、諏訪市行政チャンネルについて、議会運営委員長より研修報告書が提出されております。また、監査委員から平成18年12月から平成19年1月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告があつておりますのでご報告申し上げます。

なお、詳細については事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。



午前10時02分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、坂本昭信君及び隈部忠宗君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る2月27日の議会運営委員会におきまして、本日から3月28日までの23日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月28日までの23日間と決定しました。

○

日程第3 企業誘致促進特別委員会の中間報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。企業誘致促進特別委員会から付託中の件について中間報告の申し出がっております。お諮りします。本件は、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。したがって、企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

企業誘致促進特別委員長の発言を許します。特別委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○企業誘致促進特別委員長（隈部忠宗君） おはようございます。

平成19年第1回菊池市議会におきまして、企業誘致促進特別委員会の中間報告ということで議長の許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。

第3回定例会におきまして、企業誘致は自主財源、雇用の確保及び地元経済の活性化にとって重要な課題ということで、前議会でも企業誘致促進の強化を求める決議案を採択しております。本市は、造成済みの田島、蘇崎、林原工業団地をはじめ、県の第2番目の企業誘致の候補地として川辺工業団地が選定され、期待をされております。当委員会は、1日も早い企業誘致を図ることを目的に、執行部と一緒に協力を推進するために設置されたものであります。

第1回目の委員会は、10月20日に村上助役、村山企画部長以下企画振興課の職員の皆様におきまして開催をいたしました。協議内容は、1つ企業誘致の取り組み状況について、2つ今後の進め方についてでありました。まず企業誘致の取り組み状況につきましては、企業誘致は最も重要課題ということで取り組んでいるが、企業動向に関してアンテナを最大限広げて情報収集、誘致活動に力を入れているが、

まだ新規の誘致はこの1年間ではあっていない。増設等は2件ほどあっている。今後さらに力を入れて誘致活動を展開していきたい。自動車関連100社にダイレクトメールを送り、企業訪問等がOKというところがないのが現状である。電話等で企業訪問のアポイントを取りながらやっていきたい。企業誘致は、市のホームページ、パンフレットに優遇措置の概要を載せており、DVDも作成している。川辺の状況については、地権者から同意を取って団地造成の要望が上がっている。それを踏まえ県に要望をしたが、地権者がすべて川辺地区ではなく、川辺地区以外の方もおられる。川辺地区には同意をいただいております、用地の話ができる。ブラジル在住の地権者の状況は、戸籍関係等を調査して今年度末をめどに進めているということでした。情報収集については、都道府県の企業立地課に紹介があるので、県を通じた情報が一番多い。その他ダイレクトメール等である程度業種を絞って、直接市から資料を送付している。既に菊池市内に進出している企業についても、取引先を通じていろんな情報を収集、そうした企業へもパンフレットを送ったり優遇措置などを説明、情報の提供をお願いしているという報告でありました。意見としましては、今後の取り組みスケジュールについては、ホンダが二輪車を熊本に全部もってくる報道されておりますが、ホンダを中心に企業活動をするのか、身近なところに情報を持っておられる人たちに集中的に行った方が効果的でありはしないか。また、県も大事だが人脈など柳川精機の元会長の杉田会長は200社ぐらいのリストを持っておられ、紹介しますからと言ってある、という意見等が出されました。執行部からは、情報収集については県人会を通じて名簿の閲覧、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所に企業誘致の担当がおり、連絡を密にしていきたいということでございました。

終了後、現地調査として川辺地区工業団地予定地、ミライアル、応用電機、造成済みの田島工業団地、蘇崎工業団地、林原工業団地の現地調査を行いました。委員会としましては、企業訪問とか県の企業立地課にお願いに行くとか、私たちが積極的に執行部とともに活動していきたい。その手始めとして、県に企業誘致のお願いに行くことにしました。

11月5日には特別委員、議長、村上助役、村山企画部長、以下企画振興課職員で熊本県庁を訪問して、地元選出の前川県議も同席いただきまして、島田商工観光労働部長、小野上企業立地課長に企業誘致のお願いをいたしました。企業立地課長のお話では、企業誘致の進出協定は平成16年2桁、平成17年22件、平成18年の4月から9月まで26件、10月から現在まで3件、来週1件予定しているので、計30件。今までで一番多かったのが昭和63年で37件であります。業種は、26件のうち半導体、自動車関係が4分の3を占め、他は食品加工、バイオ等である。

現在、熊本市周辺ばかりでなく県南地区等の誘致があっている。県では益城町、菊池市、これは川辺地区です、合志市の企業誘致パンフレットを作成中で、12月8日にできる予定である。これは既にできております。県も企業誘致には力を入れて、職員は企業立地課20名、東京事務所4名、大阪事務所2名である。大阪事務所は、名古屋地区の自動車関連企業への誘致活動を担当している。本田技研浜松が四輪車だけとなり、二輪車、250cc以上が浜松から熊本製作所へ来ることが決定したので、中型、大型二輪車関係1,200名の雇用が出てくる。また関連企業50社について個別に誘致活動を行っている。川辺地区は隣接地であり、立地条件もよい。現在、県内市町村に対して受け皿体制についてリサーチ中であるという報告を受けました。また、県庁訪問の後、道の駅旭志におきまして、杉田旭志商工会長さんから企業誘致の現状の動向等についてお話を伺いながら懇談をしました。杉田会長より、6月26日本田技研株主総会において、浜松工場から二輪車部門が熊本工場に移管されると伺った。田島、林原、蘇崎工業団地は4社ぐらい立地できればと思っている。ホンダ協力企業としては熊本工場に近いほどよい。空港、インターチェンジから1時間の範囲内で、地質、水、排水等の立地条件がよいところを企業は望んでいる。3ないし4社誘致すると800名の雇用で家族を含めると1,200名ぐらいになり、人口増につながるというような話をされました。企業の動向についての情報提供や企業誘致活動や受入体制の準備等について、今後もアドバイスやご支援を賜るようお願いをいたしました。

12月11日に魚住参議院議員の紹介で中山議員、村上助役、谷田課長補佐、4名で経済産業省地域経済産業政策課長及び財団法人日本立地センターより説明をお聞きしました。その後、熊本県東京事務所や本田技研の国会担当渉外企画主幹からも関係者の方がお見えになりまして説明を聞きました。また、泗水出身の企業のフォーカスさんも訪問いたしまして、要請活動を行いました。

その後、今年になりまして1月15日に本田技研熊本製作所を中山議員、魚住参議院議員、執行部から鳥井課長等が同行し、表敬訪問、要請活動を行いました。

第2回目の委員会を平成19年2月14日に、村上助役、村山企画部長以下、企画振興課職員の皆さんの出席を求め開催をいたしました。協議内容は、企業誘致の取り組み状況について、今後の進め方についてであります。まず企業誘致の取り組み状況については、10月から2月にかけての企業誘致の取り組み状況は、今景気は回復傾向にあり、企業の立地活動もだんだんと活発になっているということでした。県の話では、動きがあってはいるが、直接のお話はもう一步というような状況とのことあります。企業訪問を56件したうち、市内企業14社でありました。また、企業から工業団地の現地案内が3件あったとの報告を受け、県企業立地課、

東京事務所、大阪事務所をはじめ、展示会、セミナー、取引商談会に積極的に参加し、トヨタ、ダイハツ関連企業、ホンダ関連企業等にダイレクトメールやパンフレットの送付や旧町村郷土会を通じ情報提供依頼など、あらゆる機会を捉え情報収集に努めているとのことでありました。主な質疑としましては、環境に影響がある企業は誘致しないなど、しっかりした企業の誘致やホンダ関連企業への具体的な交渉、動向、感触は。ホンダ関連での住宅用地の確保、川辺工業団地への具体的な準備状況等について質問がありました。ホンダ関連の会社を1月に6ヵ所回って情報収集をやっている。具体的に1社、ホンダ関連の企業で県から固有名詞を出してくれるなということで、現在菊池市は候補の中に上がって、取締役の中で協議中ですということ、そこまでしか返事はもらっていませんということでした。もう1社につきましては長崎の大手企業で、まだ固有名詞は出してくれるなということでありますという報告を受けました。いずれにしましても、企業誘致が与える本市活性化の影響は大きく、特にある方が世界のトップの企業が進出すると市が大きく変わる。そのためには、死にものぐるいの努力が必要。どこの自治体もそれを狙っているんですよという言葉が意欲をかき立てました。

以上、冒頭述べましたように、当委員会としては初期の目的を達成できるよう努めてまいりたいと考えています。議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、中間報告といたします。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第4 小川会館建設特別委員会の中間報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、小川会館建設特別委員会の中間報告を議題とします。小川会館建設特別委員会から付託中の件について中間報告の申し出がっております。お諮りします。本件は、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。したがって、小川会館建設特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

小川会館建設特別委員長の発言を許します。特別委員長、三池健治君。

〔登壇〕

○小川会館建設特別委員長（三池健治君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、小川会館建設特別委員会の中間報告として、現在までの審議の結果

を報告させていただきます。

第1回を平成18年8月18日に、福村市長、村上助役、緒方総務部長、上林泗水総合支所長以下関係職員に出席いただき開催いたしました。議員改選後の議会で新しく小川会館建設特別委員会が設置されました。委員12名と議長をオブザーバーとして迎え、新体制の下、委員会を開催いたしました。今回が初めてなので、今までの経過について報告を行い、今後の進め方について協議しました。小川会館建設については、合併前の旧泗水町から審議されてまいりました。それを引き継ぎ、合併後の前議会の中でも小川会館建設特別委員会が8回開催され、審議しました。その審議内容については、平成17年12月定例会並びに平成18年3月定例会において、前委員長から中間報告が行われております。また、最後の特別委員会が4月27日に開催され、小川会館の建設について小川恵美さんに意思が通じるようにいろいろな手立てを講じ、説得をし、裁判はできるだけ避ける方法として住民の意思が通じるような形で進んでいくとの結論で、改選後の委員会に引き継ぐということでありました。これを受け、小川会館は委員会として建設をする目的に向かって進めていくとの結論でした。会館建設は、裁判を避け、小川恵美さんの承諾を得るのが最善の方法ではないかということでした。

次に、小川会館用地について、グラウンドゴルフ協会がジュニアサッカークラブ等から小川会館建設までの間、用地を使用させていただきたいとの要望について協議しました。小川会館建設用地は約6,000㎡に約1m盛り土して仮造成の状態であり、市が草刈りをして維持管理をしていますが、要望に応える状態になっておりません。要望に応えるためには、ある程度の整地が必要であります。そこで山砂を10cm敷き貸し出すとの説明でした。また、盛り土した用地と孔子公園側の間に用水路があり、用水路を埋めて孔子公園と同じ高さに盛り土することは用水組合と協議中ではありますが、今のところ難しい状況とのことでした。会館用地を貸し出した場合、事故等の責任をどうするか、側溝に蓋を被せるか、フェンス等の整備をして貸し出すべきではないかとの意見がありました。これについては、維持管理及び安全性を十分に考えるということでありました。

第2回委員会を平成19年2月14日に、執行部から前回同様の市長をはじめ関係職員に出席いただき開催しました。まず執行部より現状の進捗状況の報告を伺いました。建設予定地の整備が12月20日に完了し、今年の1月10日有限会社有朋の里泗水と会館予定地の管理を管理委託料0円で締結しました。現在、グラウンドゴルフ等で利用しているとの報告を受けました。また予定地と孔子公園の間にある用水の埋立については、地元の承諾が取れたとの報告を受けました。会館建設については、1回目の委員会よりほとんど進展していないとのことでした。その理由

として、以前事務方として小川恵美さんと連絡しても弁護士に一任しているとか、答えはそちらの方に届けているとかでお話をする事ができず、今は事務方として交渉ができない状態ですとの説明でした。会館建設が進展しない状況で、委員会は今後どのようにすればいいのか、今後の委員会の取り組み方について審議いたしました。委員から、計画に沿って進めるべきである。法的手段を執るのは相手方が決めることである。こちらが判断することではないと思う。まず事を始めるのが先決ではないかという意見と、今、小川恵美さんの意思を無視し、建設を進めれば、法的手段を執ってこられる。こうなれば、マスコミ取材の対象となり、菊池市のイメージが悪くなる。裁判は避け、小川さんの意思を尊重すべきものとの意見もあり、この相反する意見で今まで何回となく繰り返され、未だに会館建設が進んでいないのが現状です。このまま進まない、進展がないのであれば、委員会を解散し冷却期間を置くか、計画を続行するか、委員会で決を採ったらどうかとの意見も出ました。これに対して、今回が2回目の委員会であり、会館の内容が理解できていない。もう少し審議してから決は採るべきであるとの意見も出ました。大半の方が2回目の委員会であり、慎重にするべきであるとの意見や、小川会館建設を目的とする特別委員会であり、建設に向け邁進する必要がある。委員長として、小川恵美さんに会って建設の許可をお願いに行くべきであると多くの委員から意見が出ました。委員会の結論は、委員長、副委員長が執行部と協議して、一度遺族の小川恵美さんに面談して、小川会館建設に向けてお願いをし、その後委員会で面談した結果について報告を行い、今後のことについて委員会で方向づけをしていくということで終わりました。

以上、当委員会の審議結果としての中間報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第5 議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について）

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成19年第1回菊池市議会定例

会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から3月28日までの23日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第1号についてご説明申し上げます。議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、熊本県市町村総合事務組合に熊本県後期高齢者医療広域連合を加入させ、組合の共同処理する事務に追加するための規約の一部変更について専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。組合への加入は、平成19年2月1日でございます。規約変更の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。



日程第6 議案第2号から議案第60号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6、議案第2号から議案第60号までの59議案についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それでは、平成19年度の施政方針及び上程いただきました議案の概要につきまして述べさせていただきます。少々長うございますので、幾分口早になるところをお許しをいただきたいと思っております。

新菊池市が誕生して約2年が経過いたしました。社会経済が激変している中で平成の大合併も一段落しているようでございます。私も市長に就任して1年10ヵ月が経過しましたが、これから新市のまちづくりの正念場となってくるものと思っておりますので、市民の皆様や議員各位にご協力いただきながら努力してまいり所存でございます。

さて、昨年6月新市建設計画に基づいた総合計画を策定し、今後10年間のまちづくりの基本構想、前期5年間の基本計画をお示したところでございます。今後はこの総合計画を基本に、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりを目指してまいります。

それでは、平成19年度予算編成方針についてでございますが、我が国の経済は堅調に推移する企業収益や個人消費の持ち直しなど明るい展望が広がりつつあるものの、原油の高騰や穏やかなデフレの継続など懸念材料もあり、依然として非常に厳しい状況となっております。そのような中、国は経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を踏まえ、これからの10年を豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐための新たな挑戦の10年と位置付け、3つの優先課題へ取り組みを提示しております。その1つとして、財政健全化に向けて歳出・歳入一体改革を確実に推進することを示しておりますが、国と地方の役割分担の見直しや税源移譲などの前提もなく地方交付税の抑制などを示しており、なお不透明な点が多い現状となっております。本市においても、国の改革に伴う補助金などの減額により歳入財源の確保が厳しい状況でございます。また歳出面においては、小学校の耐震補強及び主要幹線道路の整備などとともに、扶助費や公債費を含めた経常経費の増加が見込まれるなど非常に厳しい財政状況であることには変わりはありません。このようなことから試算した結果、市税のうち市民税につきましては税源移譲による個人市民税の増及び法人市民税の伸びを勘案し、対前年度比21.3%増の20億4,100万円を見込んでおります。

次に、市税で最も大きなウエイトを占める固定資産税につきましては24億3,000万円、軽自動車税は1億1,500万円、市たばこ税は3億1,400万円、入湯税が2,300万円で、市税全体では対前年度比5.3%増の49億2,300万円を見込んでおります。また地方交付税につきましては、先ほども申し上げましたとおり未だ不透明ではありますが、合併後3年間で平成19年度まで行われる特例措置などを反映しました結果、対前年度比2.2%増の70億5,000億円を見込

んでおります。なお、財源不足分の一部につきましては、前年同様、臨時財政対策債6億5,200万円の発行により補填されます。国庫支出金は、スリム化、交付金化により対前年度比14.4%減の19億6,500万円、県支出金は畜産振興総合対策事業補助金などの増によりまして、対前年度比10.9%増の15億7,800万円が見込まれます。市債につきましては、合併特例債を中心に対前年度比7.6%減の21億3,900万円を計上しており、平成19年度末の起債残高は273億2,000万円となる予定です。

一方、歳出面におきましては新庁舎建設に向けての基金造成など、緊急性、必要性を考慮し、限られた財源を有効に活用できるよう編成したところでございます。このように基本的な考えによって編成した平成19年予算規模は、一般会計216億6,100万円、特別会計198億3,200万円、企業会計7億8,300万円、合計422億7,600万円となっております。

ここで、平成19年度の主要施策について述べてまいります。

行政改革の推進につきましては、平成18年度で菊池市行政改革大綱とその実施計画を策定いたしました。また、行政評価制度につきましては、イベント、補助金、負担金と委員会、協議会事業について試行的に導入しましたが、その結果、約1億円程度の経費削減につながり、一定の成果を見出すことができました。平成19年度では、菊池市行政改革実施計画に掲げた事項を市民の意見を尊重しながら着実に進めてまいります。また行政評価制度につきましては、平成18年度の実績を踏まえ、制度の目的であります成果志向の行政運営と透明性の確保、そして職員の意識改革を図るために継続して取り組んでまいります。

中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、平成18年度のまちづくり三法、とりわけ中心市街地活性化法の改正に伴い、7月に中心市街地活性化基本計画策定委員会及び作業部会を発足させ、国が目指している誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりに向けた協議・検討を進めてきたところでございます。平成19年度は、平成18年9月に閣議決定された基本方針に掲げている認定基準に基づき、コンパクトシティの理念に沿った区域設定及び具体的活動に裏打ちされた事業の厳選、実施スケジュールの設定、定量的な指標による数値目標の設定など、内閣総理大臣認定に向けた基本計画の策定作業に取り組んでまいります。併せて商業地の活性化につきましては、店舗密度の低下が商業地としての魅力に欠ける大きな要因となっていることから、空き店舗を活用した不足業種、新規業態の誘致及びチャレンジショップによる企業支援などを目的とした空き店舗対策モデル事業を新設し、消費者ニーズにあった各地域の中心となる商店街の振興を図ってまいります。

都市計画道路隈府中央線の整備につきましては、平成15年度から平成24年度

までの10年間を計画し、平成16年度より用地協議に着手しております。土地所有者の方々のご理解とご協力によりまして、平成18年度までに1,847㎡の事業地を取得し、進捗率は39%となっております。平成19年度の用地取得は、進捗率60%を目標として、用地協議を進めるとともに事業の早期効果を図るため、一部工事に着手してまいります。

回遊道路整備につきましては、平成15年度より平成19年度までの15ヵ年間で1期事業として整備促進し、平成18年度までに進捗率78%となり、平成19年度は上町線ほか3路線の整備を行ってまいります。

また、ほたるの里ふれあい総合公園の整備につきましては、平成17年度から着手し、平成19年度でグラウンドの施設整備を行い、事業完了の予定でございます。

平成17年度から第2期対策として実施されている中山間地域等直接支払制度では、菊池地域73協定、旭志地域14協定、合計87の集落協定が実施する農業生産活動等により、適切な農用地の維持管理、耕作放棄地の防止及び農用地の持つ多面的機能の維持を図る集落協定活動を支援しております。本制度では、自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組みが推進されており、農地の荒廃を防止し、農業の持つ多面的機能が十分発揮されるよう推進するとともに、活発化した集落の動きをより充実させ、中山間地域等における農地の保全、環境の維持・増進を図ってまいります。

子育ての支援の充実につきましては、次世代育成支援行動計画に基づき、本市の未来を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境の整備を進めてまいります。このため、従来就学前を対象としている乳幼児等の医療費自己負担の全額助成を市独自に小学校3年生まで拡充してまいります。また市独自で実施している父子家庭への医療費の助成制度が平成19年度から県補助の対象となるため、さらなる子育て支援を推進してまいります。また国民健康保険世帯員の出産に対し、出産育児金として一律30万円を助成していましたが、平成18年度10月から35万円に増額したところでございます。さらに保育所においては、児童の心と体の健全な養育を基本に、今後も一次保育や地域子育て支援センター事業などの特別保育事業などに積極的に取り組み、多様な保育ニーズへの対応を図ってまいります。また、小学校低学年を対象とした児童育成クラブについても充実させてまいります。

国際交流の推進につきましては、平成18年度に友好都市の締結をした韓国の忠清北道清原郡、全羅北道金堤市、中国山東省泗水県を中心に、市民や学生を主とし文化やスポーツ交流を促進してまいります。さらに平成18年3月に発足をしました菊池国際交流協会の活動を通して、民間主導による交流が円滑に行われるよう、より一層交流基盤の整備に努めてまいります。

国際観光の推進につきましては、平成18年3月1日から韓国人の短期ビザ恒久免除が実施され、外国人宿泊客も平成17年の3,165人から平成18年は9,268人と大幅に増加したところでございます。今後も韓国からの誘客を中心に受入体制の整備に努めるとともに、釜山国際観光展2007、韓国国際観光展2007などに積極的に参加して、ノービザ運動の提唱地菊池市を広くPRしてまいります。

学校教育の充実につきましては、幼、保、小、中、高の連携を一層推進し、中学校に対しインターネットソフトを活用した補充学習の導入を図るとともに、菊池高校拓志ゼミナールとの連携による学力向上対策を推進してまいります。また菊池一族の万句連歌の会にちなんだ「万句のふるさと菊池事業」を市内から市外へ拡大し、全国的展開を視野に推進してまいります。さらに安全対策として、平成18年度に引き続き防犯カメラの設置や小学校の耐震補強対策を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、菊池市男女共同参画に関する市民意識調査結果を基に策定した男女共同参画計画に基づき、一人一人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会の実現に取り組んでまいります。さらに市民ボランティアによる企画編集の情報誌を発行するとともに、講演会や講座などを実施し、啓発してまいります。行政経費の削減につきましては、公の施設の管理を平成18年9月より、これまでの管理委託制度による管理から、公民館、集会所、物産館などの74施設につきまして指定管理者による管理へ移行しました。また職員を配置し、直営で管理してきた市民会館など4施設についても、指定管理者を公募し、選定委員会の審査を経て、本年4月から指定管理者による管理に向けて本定例会に議案を提出しているところでございます。平成19年度は、現在直営で管理している公の施設について、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できるものから公募による指定管理者制度の導入に努め、人件費など行政費の削減を図ってまいります。

職員の適正配置と資質向上につきましては、職員の能力が十分に発揮できるための組織機構の構築と定員適正化計画に基づく適正配置に努めてまいります。また計画的な人材育成を行うための人材育成基本方針を策定するとともに、自治大学や市町村アカデミーなどをはじめ、各種研修の実施により自治体職員としてのより高度な知識と高い政策形成、遂行能力を持つ職員を育成してまいります。また、現在一部施行しております人事評価制度の早期構築を目指してまいります。

地域間交流の推進につきましては、平成18年4月に新菊池市として新たに締結を行いました姉妹都市宮崎県西米良村、友好都市岩手県遠野市との交流を菊池都市間交流の会が中心となり、市民交流及び経済交流を活発化してまいります。また菊池一族の末裔であることを意識して菊池源吾と名乗った西郷隆盛にゆかりのある奄美大島の龍郷町との交流についても、今後協議を進めてまいります。

次に、旧七城町、旧旭志村、旧泗水町において、関東在住の出身者による郷土会の組織が設立され、それぞれ交流を続けてきましたが、新市の誕生に伴い、現在の旧3町村の組織とこれまで組織されていなかった旧菊池市の出身者も合わせた郷土会設立の声が高まってまいりました。このため、4市町村出身者から代表者を募り協議を進めており、平成19年度には統一された郷土会を設立し、この郷土会との交流を行いながら、都市部から見た本市への提言や都市部への本市の物産や企業誘致のPRなど、多角的な面で新市発展のためのサポートをしていただきたいと思いますと考えております。

グリーン・ツーリズムの推進につきましては、旧菊池東中学校の校舎を活用して整備した菊池ふるさと水源交流館を菊池グリーン・ツーリズムの拠点施設として位置付けており、平成18年度には研修機能を高めるために調理実習室や屋内レクリエーション室を整備するとともに、長期の滞在も可能な宿泊施設の併設などを行い、あらゆるグリーン・ツーリズムの活動に対応できる施設が完成したところでございます。平成19年度は、この菊池ふるさと水源交流館を情報発信の拠点として、菊池市各地域で芽生えつつあるグリーン・ツーリズムの実施農家や各種団体とのネットワークを構築し、農山村地域の活性化を図ってまいります。

文化財の保護と伝統文化の活用につきましては、地域の民族芸能の保存・活用が求められる中、自然に受け継がれてきた民族芸能が後継者不足などに悩む団体が多くなっているため、今までよりなお一層の保存・伝承活動を奨励し、各団体が活動しやすくなるよう努めてまいります。また、18外城を中心として説明板などを整備し、保護意識の啓発を図ってまいります。

学校教育の充実につきましては、菊池の教育理念及び菊池市教育方針に基づき、人間尊重の精神を基底に人格の完成を目指すとともに、学校と家庭、地域との連携を図り、外部評価制度の導入によりまして開かれた学校づくりを推進し、社会の変化に対応する生きる力を培ってまいります。まず、学力向上と豊かな心の育成につきましては、授業日200日の確保と教育課題の数値目標達成に向けた取り組みを推進するとともに、個々に応じたきめ細やかな指導を徹底するために教育相談事業や補助教員の配置などの充実に努めてまいります。

社会教育の充実につきましては、国際化や情報化社会の中で地域における自然や歴史、文化、そしてふるさと菊池市を大切にしながら、心のつながりを深める事業の展開を進めるとともに、将来の菊池市を担う青少年の健全な育成を図り、明るく活力ある住みよいまちづくりに努めてまいります。また、市民の生涯学習を推進するため、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学べる場を提供することを基本に、各公民館などにおける講座の充実と学習成果の発表の場を提供することにより、生

涯学習に対する周知と市民の理解を深め、学習意欲の向上を図ってまいります。さらに地域での学習の場及び交流の拠点として、地域の公民館の整備を促進するとともに、公民館相互の情報交換や心豊かな地域づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

市民文化の振興につきましては、指定管理者による民間の情報技術を生かした文化会館、泗水ホールの管理運営と自主文化事業の実施を予定しております。菊池市の文化団体と一緒に企画運営を行いながら、菊池の芸術文化をつくとともに、プロの芸術家による舞台芸術鑑賞の機会を設けることで、市民の芸術文化の向上と育成を推進してまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、広く市民にスポーツを振興し、その普及発展とスポーツ精神の高揚並びに相互の親睦を深めてまいります。また明るい社会づくり、健康体力づくりを目的として、全市民を対象としたスポーツイベントを開催してまいります。さらに、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、総合型スポーツクラブの設立に向けた準備委員会並びに生涯スポーツ教室を開催してまいります。

人権同和教育・啓発の推進につきましては、部落差別をはじめとする差別を解消するため、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例や平成18年度に策定しました菊池市人権教育・啓発基本計画に基づき、すべての市民の人権が尊重され、差別のない明るいまちづくりの実現のため、菊池市人権・同和教育推進協議会を中心に、人権の大切さの浸透を図ってまいります。人権同和教育・啓発のための指導者の育成につきましては、保育園、幼稚園、高校の保護者まで枠を広げ、「まちづくり推進委員」の養成講座を行うとともに、行政職員及び学校教職員、各種団体の指導的立場にある人の研修会を実施してまいります。また、各種の研究大会、講演会、講座などへの積極的な参加を進めてまいります。

魅力ある農林業の振興につきましては、平成19年度当初より品目横断的経営安定対策に基づき、米及び大豆の加入申請が実施されるため、今後ともJAと連携し、集落営農の組織化を含めた担い手の育成・確保に努めるなど、制度の円滑な実施に向けた推進を図ってまいります。また、平成19年度より農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策として導入される農地・水・環境保全向上対策では、集落単位で設立された各活動組織により、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援してまいります。併せて、平成18年度より中山間地域の振興、新市の新たなブランドづくりの一環として、有色米の産地化を進めており、栽培面積約6.6ha、有色米の作付け面積としては九州最大級と言われております。歴史ある米どころ菊池において、棚田や景観を生か

した地域づくりにつながる新たな特産品として、栽培面積の拡大と加工品開発を含め、有色米の産地化を進めてまいります。優良農地確保のための生産基盤の整備につきましては、経営体質育成基盤整備事業や畑地帯総合整備事業などを実施し、農業経営のコスト低減による体質強化と農地の集団化に伴う担い手農家への集積を図ってまいります。また事業の中で庁舎などの公共用地取得を予定しております花房中部2期地区の事業採択に向けた推進を図ってまいります。

工業用地の確保につきましては、熊本県の新規工業団地の候補地である川辺地区において、地元地権者と連携し、引き続き県に早期建設を要望するとともに、条件整備を進めてまいります。

優良企業の誘致につきましては、雇用の場の確保や税収増加による市活性化のための重要施策として取り組んでおり、これまで優遇措置などを充実するとともに、DVDを作成するなど積極的な誘致活動を行っているところです。また北部九州における自動車産業の集積や熊本への二輪部門の移管に伴い、関連企業の投資が活発しております。平成19年度は幅広い業種の誘致はもちろんですが、二輪車を含めた自動車関連産業に重点を置いて、企業への情報提供や訪問を強化してまいります。さらに県大阪事務所に職員を派遣するなど、体制の整備に努めてまいります。

地元雇用の促進につきましては、ハローワークなど関係機関との連携により、求人・求職情報を的確に把握しながら、地元企業への就労を積極的に推進するとともに、企業が求める人材の育成にも努めてまいります。

観光資源の整備と活用につきましては、菊池溪谷や菊池一族などの豊かな自然や歴史、温泉などの観光資源を生かし、観光客を回遊させるストーリー性のある観光ルートがうまく生かされることで、観光地としての奥行きと広がりのある効果が生まれようとしているところです。今後さらに菊池、山鹿、植木、玉名で取り組む菊池川温泉郷づくり協議会などを通して、130年前の歴史ロマン西南の役の舞台を訪ねる旅など、相乗効果を生むような広域連携を高め、七城町西郷地区など菊池ならではの魅力をPRしてまいります。観光客の誘致につきましては、四季折々の特色あるイベント、祭りの開催や菊池市商工会が中心に進める全国都市再生モデル調査「菊池温泉再生プロジェクト」の事業の実現に向けて連携を図りながら国内外の観光客の誘致に向けて取り組んでまいります。

国道・県道・市道などの整備促進のうち国道の整備促進につきましては、国道325号4車線化と国道387号の改良事業の促進について、関係機関などと協力し、早期整備に向け取り組みを引き続き強化してまいります。県道の整備促進につきましては、現在施工中の事業の推進強化と未改良路線の整備着手について、関係機関への要望・支援に取り組んでまいります。また市道の整備につきましては、日常的

な市民生活の利便性と交通の安全性を高めるため、現在施工中の事業の早期完成を図るとともに、緊急性、必要性を考慮し、計画的な整備に努めてまいります。

環境保全意識の高揚につきましては、平成18年度に実施した市民、事業者などの意識調査や本市の現状分析を踏まえ、平成19年度中に環境基本条例を制定いたします。また、平成18年度から策定を進めております環境基本計画につきましては、既の実施した基礎調査に基づき市民ワークショップなどを開催し、本市の望ましい環境像、環境目標の検討、さらに環境施策、環境配慮指針及び計画における推進体制などの検討を行い、パブリックコメントの後、最終計画書を作成してまいります。ISO14001につきましては、平成18年度に認証取得から3年目の更新審査を終え、再スタートを切ったところでございます。平成19年度は、各総合支所に導入するとともに、保育園、幼稚園、老人ホームなどにおいても職員へ教育・訓練を実施し、ISOの拡大を図ってまいります。

住宅、住環境の整備につきましては、公営住宅ストック総合計画に基づき改修工事を実施し、高齢者にやさしい居住環境の整備を実施してまいります。現在建設中の田島団地、砂田西団地、新明団地につきましては、平成19年3月で完了予定でございます。平成19年度は、計画に基づく既存住宅の改修工事を引き続き実施し、生活住環境の整備を図ってまいります。

菊池公園整備につきましては、市民広場再整備計画と連携し、弓道場、ゲートボール場の移転を進めており、平成18年度までに弓道場建設を完了いたします。平成19年度は、植栽やゲートボール場の整備を行い、事業完了の予定でございます。

菊池川水辺公園は菊池川の中洲にあり、ふるさとの川モデル河川に指定されている菊池川の河川整備計画と併せ、親水性に富む市民の憩いの広場、コミュニケーションの場として整備するもので、平成18年度までに一部進入路、駐車場を整備し、平成19年度は造成工事を行ってまいります。

環境衛生対策の推進につきましては、平成19年度において家庭系ごみの減量化、リサイクルを推進するため、ごみの出し方、分け方の見直し及び一部統一を図り、引き続き全体的な見直しについて検討してまいります。一般廃棄物の処理施設整備として、新リサイクルセンターの建設計画について地元住民に説明会を開催いたしました。長年の懸案事項であった産業廃棄物最終処分場の増設拡張及び操業期間の問題につきましては、4年間短縮して終了することで合意に達しました。産廃問題につきましては、九州産廃の溶融キルン焼却施設の操業差し止めを求めた訴訟が昨年10月に会社と住民の和解が成立しましたので、平成19年度より焼却施設の操業期間問題の解決に向けて新たに協議を進めてまいります。また産業廃棄物処理施設の監視体制につきましては、地元水迫地区環境保全協議会などと連携し、監

視体制を強化してまいります。また、バイオマス資源利用などの本市が取り組むべき新エネルギー事業の基本的な考え方と施策の方向性を示すため、菊池市新エネルギービジョンの策定に取り組んでまいります。

下水道の整備につきましては、平成19年度に菊池地区の野間口の周辺地域、泗水地区の桜山地区、三万田地区を整備してまいります。下水道事業区域外全域につきましては、市民負担の公平性を図るため、平成19年度より浄化槽市町村整備推進事業で推進してまいります。なお、既に供用を開始している処理場の適正な管理運営に努め、老朽化した処理場につきましては機器などの改築更新事業に着手するとともに、各処理場の区域見直しを行い、市民の皆様の生活環境の改善に努めてまいります。

交通安全対策の推進につきましては、交通事故を未然に防ぎ交通死亡事故ゼロの目標達成のため、園児、小・中学生及び老人会を中心とした高齢者への交通安全教室、出前講座などを開催し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの徹底を推進するとともに、交通安全協会、交通指導員による早朝街頭指導、広報車及び保防災行政無線による広報啓発活動を行い、交通事故防止に努めてまいります。

防犯体制の整備・充実につきましては、平成17年10月施行の菊池市生活安全条例に基づき、地域における犯罪及び事故などを防止するため、市、市民、事業者及び土地建物所有者などが一体となり、安全意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行い、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。また、公用車に青色回転灯を装備した自主防犯組織、菊池安全安心パトロール隊により、市内各小・中学校の児童生徒の登下校時を中心とした巡回活動を実施し、犯罪発生を抑止に努めてまいります。防災・消防体制の整備・充実につきましては、平成19年度はすべての市民の皆様方が安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強い安全なまちづくりを推進するために、全市民を対象に菊池安心メールを整備し、防災行政無線と併せて正確な災害情報を迅速に提供してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、本市の高齢化率は平成17年9月末25.6%、平成18年9月末26.0%と推移し、また平成19年度からは、いわゆる団塊の世代が退職を迎えることから、今後ますます高齢化が加速されることが予想されております。そのような中、高齢者が個人としての尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができる社会を構築することは最も重要な課題であり、多種多様化する老人保健福祉の問題解決を図りながら、明るく活力ある超高齢社会の実現を目指してまいります。また高齢福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民や各種団体との連携を強化し、高齢者に対する生活支援、生きがいづくり、社会参加、安

全て快適な生活環境などの体制、整備づくりを進めてまいります。

障害者児福祉の充実につきましては、平成18年度に策定しました障害者福祉計画に基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を推進してまいります。圏域3ヵ所に相談支援体制の拠点をつくり、障害のある人も地域の中でいきいきと暮らせるための総合的なケアマネジメントを実施してまいります。また、就労に向けての支援強化を図るため、地域生活支援事業に取り組み、福祉サービスの充実強化に努めてまいります。さらに障害の早期発見と個別・集団による療育事業により、児童支援及び保護者の就労支援を引き続き推進してまいります。

地域福祉の充実につきましては、平成19年度は庁内において関係各課職員によるプロジェクトチームを編成し、研修を重ねるとともに、直接地域へ出向き座談会やグループインタビューなどを行ってまいります。そして、様々な地域情報を集約し、平成20年度までの2ヵ年で住民参加型の地域福祉計画を策定する予定です。さらにこの計画を基礎として、社会福祉協議会においても新たに地域福祉活動計画を策定し、地域の福祉力の向上に努めてまいります。

DV対策及び児童虐待につきましては、関係機関及び庁内の関係部署の連携により対応することが重要であるため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を最大限に活用し、早期発見、早期対応に努めてまいります。

疾病予防と健康づくりにつきましては、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に向け、関係医療機関との連携を強化し、市民の皆様が受けやすい健診体制を充実させ、若い年代を含めた受診率の向上を図ってまいります。乳幼児期から生活習慣病予防の食生活や運動などの取り組みを充実させるとともに、学校教育や食生活改善推進委員協議会と連携を深め、食育を含めた活動を実施してまいります。

さらに乳幼児健診や歯科健診、予防接種、健康づくりを効率よく推進するために、菊池郡市医師会や歯科医師会、保健所など関係機関との連携を深めるとともに、健康づくり推進協議会に「母子保健」「成人保健」部会を設置し、協議会活動の活性化に努めてまいります。また健やかな妊娠中の生活を送り、安心して出産でき、心身共に健やかな子どもが育つように関係機関と連携し、地域に密着した母子保健活動の充実を図ってまいります。

医療体制の強化・充実につきましては、子どもの夜間医療体制の整備を推進するため、小児医療体制対策委員会との調整を行い、熊本県小児救急電話相談事業の周知徹底と様々な機会を活用した知識の普及啓発を充実させ、地域の育児力の向上に努めてまいります。また、小児救急地域医師研修事業の推進を図り、内科医師や外科医師の小児科疾患及び虐待についての研修を支援してまいります。

国民健康保険事業の充実につきましては、本市の医療費は県平均を下回り健全化

にあるものの、全国的な医療費高騰により、国は診療報酬の引き下げや平成20年度からの後期高齢者医療制度の導入を決定し、平成19年度から県下全市町村で構成する広域連合を設立し、持続可能な新たな医療制度の構築に取り組んでまいります。このことにより、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度への取り組み体制の充実や制度運用のためのシステム開発、広域連合負担金の拠出など、新たな負担が生じてまいります。平成19年度は、後期高齢者医療制度のスタートに向け、医療保険者による健康診査や保健指導が義務化されるため、特定健康診査等実施計画を策定してまいります。また今までの国民健康保険証は世帯に1枚であったのを平成19年8月の更新時から国民健康保険証のカード化により1人1枚とし、国保世帯の利便性の向上を図ってまいります。さらに公費負担、現役世帯からの支援、高齢世代の負担を財源構成とするため、新たな保険料徴収システムを検討してまいります。

介護保険事業の充実につきましては、制度見直しに伴い、第3期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定されて2年目を迎えました。この事業計画の趣旨に添って、より一層の介護保険サービスの充実を展開してまいります。平成19年度は、今後の高齢社会の進展に備え、地域の特性に応じた地域密着型サービスを推進し、多様で柔軟なサービス提供ができるよう努めてまいります。また地域包括支援センターでは、介護予防マネジメント、総合的な相談・支援などの機能の確立に努めるとともに、市民の介護予防に対する意識の高揚を図り、持続性のある介護予防事業を実施してまいります。

以上が、平成19年度の施政方針並びに取り組む主な事業の概要でございます。

○議長（北田 彰君） ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前11時09分

開議 午前11時18分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 次に、上程をされました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案のその1でございます。議案第2号、菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、本市市議会議員の調査研究に必要な経費の一部として、議員の請求に基づき政務調査費を交付す

るため制定するものです。

議案第3号、菊池市庁舎建設基金条例の制定については、新庁舎等の建設に要する経費の財源に充てるための基金条例制定です。本年度は3億円を積み立てることといたしております。

次に、議案第4号、菊池市指定管理候補者選定委員会条例の制定についてから議案第11号、菊池市浄水センター運営協議会条例の制定についてまでの8議案は、本市行政評価の結果に基づき、これまで要綱等で定め運用してしたものを地方自治法の規定により市の附属機関として設置する委員会、協議会については条例で定める必要があるため、制定するものです。

議案第12号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、扶養手当の額について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第13号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、愛がん用鳥獣の捕獲許可等に関する事務が平成19年4月より熊本県から権限移譲されることにより、その手数料を規定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号、菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子育てを支援し、保護者の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の無料化を現行の就学前から対象年齢を小学3年生まで拡大する条例の一部改正です。

議案第15号、菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県の補助金交付要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第16号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定については、施設の利用者負担額のうち、食費について負担限度額を明確に規定するため条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第18号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第31号、菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についての14議案は、公民館及び各社会体育施設の使用料について、新市の速やかな一体性の構築や住民の負担に配慮し、公平負担の原則等を勘案しながら、適正な料金となるよう新市において調整を図るとの合併協議の調整結果に基づき、本年10月1日より料金の統一を図るため条例の一部を改正するものです。

議案第32号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、砂田西団地、新明団地及び田島団地の完成により条例の一部を改正するものです。

以上、条例の一部改正につきましては新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案その2をお願いいたします。議案その2、議案第33号から議案第43号までは、平成18年度の各会計の補正予算でございます。

議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算は、歳入については地方特例交付金、普通交付税などの交付額の確定、市税、国庫支出金などの確定及び見込みによるもの。歳出については、扶助費の減額、今橋撤去工事の次年度施工及び各事業の確定によるもので、歳入歳出予算の総額から7億7,392万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を220億9,744万5,000円とするものです。各特別会計及び水道事業会計の補正予算につきましては、それぞれの事業の確定あるいは実績を見込んでの補正でございます。

別冊となっております議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算から議案第54号、平成19年度菊池市水道事業会計予算は、先ほど施政方針で内容の一部をご説明申し上げました平成19年度の各会計予算案でございます。

次に、議案その3をお願いいたします。議案第55号から議案第57号の公の施設の指定管理者の指定についての3議案は、泗水図書館、市民会館、総合体育館の各施設について公募し、選定委員会の審査を経ましたので、指定管理者の指定をいたしたく議会の議決を求めるものです。

議案第58号並びに議案第59号は、市道路線の廃止及び認定について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

最後に、議案第60号、工事請負契約の締結については、平成18年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第2期居住棟建築工事について、豊・豊住建設工事企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものです。

以上、上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。施政方針と提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第7 議案第61号から議案第65号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第7、議案第61号から議案第65号までの5議案についてを一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案のその3の方をお願いしたいと思いますが、議案のその3の73ページをお願いいたします。議案第61号から81ページの議案第65号の5議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。この5議案は、本市が構成団体となっております一部事務組合並びに広域連合の規約の一部変更につきまして、地方自治法の規定により関係市町との同文議決を行うものでございます。改正の主な内容でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役の会計管理者への移行と吏員、その他の職員から職員への改正であります。

それでは、各議案を説明申し上げます。73ページでございますけれども、議案第61号、菊池養生園保健組合の規約の一部変更について、開けていただきまして74ページでございますけれども、規約の改正であります。収入役を会計管理者に改める規定と、吏員、その他の職員を職員に改める規定並びにその他の文言の改正でございます。附則で、平成19年4月1日から施行することとし、経過措置といたしまして現に在職する組合市の収入役は、その任期中なお組合の収入役として在職することといたしております。

次に、75ページでございますけれども、議案第62号、菊池環境保全組合の規約の一部変更について説明申し上げます第10条中「収入役」を「会計管理者」に改める規定と、同条第4項で収入役の任期を削るもので、附則で平成19年4月1日から施行することといたしております。

次に、77ページをお願いします。議案第63号、菊池広域連合規約の一部変更について説明いたします。開けていただきまして78ページでございますが、第11条並びに第12条が収入役を会計管理者に改める規定、第13条第2項が収入役の任期を削る規定、第14条が「吏員その他の職員」を「職員」に改正するもので、附則におきまして平成19年4月1日から施行することとし、経過措置で現に在職する関係市町の収入役は、その任期中なお広域連合の収入役として在職することといたしております。

次に、右側の79ページでございますが、議案第64号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明申し上げます。この議案は、平成19年3月31日限りで当該組合から宇城広域消防衛生施設組合、下益城火葬場組合、宇土富合清掃センター組合、宇城広域火葬組合及び宇城広域清掃施設組合を脱退させ、共同処理する事務を変更し、規約の一部を改正するものでございます。規約改正の内容は、第9条に会計管理者を置く規定、第10条が「吏員その他の職員」を「職員」に改める規定。別表中、ただいま申し上げました5組合を削る改正規定でございます。附則で、平成1

9年4月1日から施行することといたしております。

最後に、81ページでございますが、議案第65号、矢護川地区簡易水道組合の規約の一部変更について説明申し上げますが、第4条から第8条までは、各条項の文言の整理を行ったものでございます。第9条及び第10条が収入役を会計管理者に改正する規定、開けていただきまして82ページでございますけれども、第12条が監査委員に関する規定を追加するものでございます。附則といたしまして、平成19年4月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第61号から第65号まで一括してご説明を申し上げました。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号から議案第65号までの5議案は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第61号から議案第65号までの5議案を採決します。

お諮りします。議案第61号から議案第65号までの5議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号から議案第65号までの5議案は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 請願第1号、請願第2号及び陳情第1号一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8、請願第1号、請願第2号及び陳情第1号の3件が本定例会までに提出されました請願・陳情であります。その内容については、お手元に配布しておるとおりです。

—————○—————

日程第9 報告第1号、報告第2号一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第9、報告第1号、報告第2号を議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、報告第1号、専決処分の報告について説明を申し上げます。議案その3の83ページになります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、84ページをお願いします。専決処分書でございます。事故の発生日、平成18年8月9日、相手方九州電力株式会社熊本支社。事故の概要は、本市職員が七城町小野崎地区におきまして、菊池市土地開発公社所有地より流出、水路に堆積した土砂を撤去作業中にユニック車のアームによりケーブルを切断し損害を与えたものでございます。損害賠償額は8万7,128円。決定事項として、記載のとおりでございます。

以上が、報告第1号でございました。

次に、85ページ、右側でございますが、報告第2号専決処分の報告についてでございます。開けていただきまして、86ページをお願いします。専決処分書でございます。この事故につきましては、ただいま報告第1号で報告しました事故と同一事故によるものでございまして、九電のケーブルとNTT西日本の電話通信線を同時に切断したものでありまして、この報告第2号は西日本電信電話株式会社熊本支社に対する損害賠償でございます。損害賠償の額は30万224円でございます。

以上、報告第1号と報告第2号を一括してご説明申し上げました。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第1号、報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。



日程第10 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第10、休会の件を議題とします。

お諮りします。来る7日から9日まで及び12日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、来る7日から9日まで及び12日は休会とすることに決定しました。

なお、10日及び11日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日7日から12日までは休会ですので、会議を来る13日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑、一般質問及び施政方針に対する質問を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日7日の正午まで事務局にご提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。なお、予算書案等の説明のため、午後1時から全員協議会を大会議室で開きますので、議案を持ってお集まりをお願いします。

全員、起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午前11時36分

第 2 号

3 月 13 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成19年3月13日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 常任委員会に付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（27名）

- 1番 東 裕 人 君
- 2番 泉 田 栄一朗 君
- 3番 森 清 孝 君
- 4番 藤 野 敏 昭 君
- 5番 樋 口 正 博 君
- 6番 二ノ文 伸 元 君
- 7番 中 山 繁 雄 君
- 8番 水 上 博 司 君
- 9番 三 池 健 治 君
- 10番 怒留湯 健 蓉 さん
- 11番 坂 本 昭 信 君
- 12番 隈 部 忠 宗 君
- 13番 奈 田 臣 也 君
- 14番 葛 原 勇次郎 君
- 15番 木 下 雄 二 君
- 16番 坂 井 正 次 君
- 17番 森 隆 博 君
- 18番 山 瀬 義 也 君

19番	本	田	憲	一	君
20番	栃	原	茂	樹	君
21番	松	本		登	君
22番	工	藤	恭	一	君
23番	境		和	則	君
24番	北	田		彰	君
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君														
助	役	村	上	建	二	君														
収	入	役	高	本	信	男	君													
総	務	部	長	緒	方	希	八	郎	君											
企	画	部	長	村	山		隆	君												
市	民	部	長	木	下	儀	郎	君												
経	済	部	長	岡	崎	俊	裕	君												
建	設	部	長	石	原	公	久	君												
七	城	総	合	支	所	長	平	野	國	臣	君									
旭	志	総	合	支	所	長	稲	葉	公	博	君									
泗	水	総	合	支	所	長	上	林	正	章	君									
市	民	部	総	括	審	議	員	大	場	美	範	君								
企	画	部	首	席	審	議	員	鳥	井		修	君								
財	政	課	長	川	上	憲	誠	君												
教	育	課	長	田	中	忠	彦	君												
教	育	次	長	山	口	正	司	君												
総	務	課	長	兼	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	中	村	鉄	男	君
水	道	局	長	後	藤		定	君												
農	業	委	員	会	事	務	局	長	五	島	千	秋	君							
監	査	委	員	事	務	局	長	田	島	伸	正	君								

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

午前10時01分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 質疑

○議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を申し述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 改めまして、おはようございます。議長のお許しがございましたので、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1番に、議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算について、1項目として九州産廃に債務負担行為補正について質疑をいたします。さてこの件につきましても、現在の社会生活の実態からして産廃処分はいずれかにはなくては困るものであります。しかし、環境保全衛生上の見地からすれば、いろいろな問題があるわけでございますが、今回最終処分場の操業短縮並びに埋立地処分終了が補償という形ではございますが、一応長年の問題が4年操業短縮ということで解決に至りましたことは、これまでこの問題に携わってこられた市長並びに関係各位に深く敬意を表しながら、本題に入ります。

まず第1点目、たとえ菊池市の要望であっても産廃事業に対する許認可は県であり、12億669万1,000円については全額私は県が負担すべきものではないかと疑問がございます。

第2点目、現在まで市長の説明では12億669万1,000円の補償金額は、県と市で折半ということで聞いておりますが、全額を今回債務負担行為の補正として計上されているのは、本来なら市の債務負担行為額は6億334万6,000円であるべきものでございますが、この件についてなぜこうなったのか、これが2点目。

それから3点目、菊池市が4年間の操業短縮に対する補償金を全額債務負担することで県は全く九州産廃株式会社に対する補償金については全く関係がなくなります。よって、補償金12億669万1,000円については県と菊池市で折半ということでありますので、県が菊池市に支払うべき6億334万5,000円について、県と市の間で現在どのような協定書なり覚書書が取り交わされているか。この件についても確認をする必要がございますので、お尋ねをいたします。

債務負担行為補正については、以上でございます。

次に、同議案の款1市税、項2固定資産税の補正について。家屋分として8,695万4,000円という多額の減額補正が計上されているが、会計年度末でもあり、通常固定資産税ではあり得ないものでございますが、減額の補正の理由は何かをお尋ねいたします。

それから、2項目目の議案第3号、菊池市庁舎建設基金条例の制定について。まず1点目の疑問といたしまして、基金条例の表題に菊池市庁舎建設基金条例とあるが、設置第1条に市の庁舎等と示されていることからして、菊池市庁舎等建設基金ということになるのではないかという疑義がございますので、この点が1点。

2点目、設置第1条、これは大体表題と同じようなことにもなりますけれども、条文がございますのでここにも疑義がございます。1条は、市の庁舎等の建設に要する経費の財源に充てる目的であるにも関わらず、後段に菊池市庁舎建設基金となっているのが目的に示されたとおり菊池市庁舎建設基金ということであるならば何も疑問はございませんが、等を抜かれた基金条例をつくられたのはなぜか。この点に疑義がございます。

第3点目、基金条例の第1条及び6条中、全く同じ言葉が使っております。「市の庁舎等」とあるが、庁舎はわかるけれども庁舎等の「等」は何であるかということが全く私にはわかりません。これはいろいろ住民にも5、6人聞いて条例を見せましたが、1人もわかった人はございません。やっぱり条例というものは、誰にもわかりやすいような条例でなければ、意味ありげな条例は不親切であるというような疑問がございますので、この件について明確にこの定義を質問するわけでございます。

時間もありませんので、明快な回答をいただきたいと思います。市長にお尋ねをいたします。あとは、質疑席から質疑をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） おはようございます。栃原議員の債務負担行為関係につきましてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、市は平成10年11月17日に県を立ち会いに、市と九州産廃が締結した環境保全協定書第13条及び環境保全協議会設置要領第4条に基づいて、市、県、会社による環境保全協議会や区長会代表者が参加した4者協議を行い、昨年8月11日に最終処分場の操業期間を4年間短縮することで合意したことは議員ご承知のとおりでございます。今回、補正予算で債務負担行為を計上しているのは、会社と補償契約を締結するためでございます。実際の支払い時期

は、会社の営業廃止の履行を確認後の平成27年度から平成30年度までの4年間に分割して支払うこととなります。1点目の全額県が負担すべきとのことにつきましては、補償金については昨年8月11日の合意事項の中で県と市がそれぞれ負担するとありますが、平成16年当時、市は短縮期間分の補償は市で負担するので、営業廃止負担分の補償は県で負担してほしいと要望してまいりましたが、平成16年6月の県議会の一般質問で知事は、補償については短縮期間分と営業廃止分を合わせた額の2分の1を県が市に補助すると答弁されております。本来、県が補償を行うのは公共事業用地の取得に伴う場合だけでございます。今回、県が補償するのは、平成10年11月17日に市と会社が締結した環境保全協定書の立会人という特種な事情があることから、本市に限って特例として補償するものであります。

2点目につきましては、先ほど申し述べました知事の答弁や産業廃棄物処理施設設置の許可権者である県が直接会社に支払うことはできないことから、市が会社に補償金を支払った額の2分の1を県が市に補助するという形になったものでございます。今回補償金の全額を債務負担行為として計上させていただいております。

3点目につきましては、3月28日の環境保全協定の一部変更協定書の締結時に市と会社の補償契約と市と県の覚書を同時に締結する予定であります。県と市の覚書第3条負担区分、負担割合の第1項で、県の助成総額は市の補償総額の2分の1に相当する額とする。同じく第2項では、県は市が支払った補償額の2分の1相当額を市の請求により当該年度に支払うものとなっております。覚書は、県知事と市長名で押印とすることとしております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、固定資産税の補正についてお答え申し上げます。固定資産税の補正につきましては、平成18年度の当初予算におきまして24億2,262万円を計上しておりましたけれども、実施予定額23億3,595万円を現在見込んでおり、今回8,667万円の減額補正をお願いするものでございます。減額の主な理由といたしましては、固定資産税の土地家屋につきましては、地方税法によりまして議員ご承知のとおり3年ごとに評価替えを見直す制度となっております。平成18年度がこの評価替えの年に当たります。在来家屋についても3年間分を建築年ごとに補正率及び経年減点補正率による減価の必要がございましたが、予算計上時点での総評価見込みの見込み違いによりまして、今回の補正をお願いするものでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） おはようございます。

菊池市庁舎建設基金条例の表題と第1条設置の条文中、一方では庁舎、また一方では庁舎等と表現の違いがあるというご質問と思いますが、考え方としましては、基金条例はあくまで調査建設の基金を造成するという観念を強調するために「等」という文字を省いて表題としました。しかしながら、議員ご承知のとおり、基本構想・基本計画案の中で複合施設として生涯学習センターや保健センター等の併設複合で庁舎を建設したい旨の構想を掲げております。計画等の策定途中で一時凍結となり、基本構想・基本計画案は業務停止をした状態となっております。ただ、案ということで複合する施設をどのような施設にするか、また複合施設で建設するかどうかは決定しておりません。このような状況で基金条例を上程するという一方で、将来庁舎単体で建設するにしても、あるいは複合施設で建設するにしても対応ができるよう何に要する経費かの文面のところで庁舎等の建設に要する経費という言葉で表現させていただいております。基金条例造成の本来の目的である庁舎を建設するときの負担軽減や条文の作成要項からも問題はないものと考えております。また庁舎等の定義を明確にすべきとのご意見ですが、複合施設で建設するかどうかも決定していませんので、明確に複合する施設名や複合施設で建設するとの文面は示していません。ただ第1条、第6条の「等」という意味につきましては、現在のところ生涯学習センターや保健センター等を考えています。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 再質問をさせていただきます。

まず、債務負担行為の3点目でございますが、3月28日に県と協定されるというようなお答弁でございましたけれども、我々の議会の最終日が28日でございます。その議決前にその協定書なり、覚書を県知事とされるか、再度お伺いいたします。

それから、固定資産税に対する補正でございますが、たとえ評価替えがあったとしても、固定資産税は評価替えがあったとしても1月1日が賦課期日でございます。だからそういうことは何も関係ありません。

次に、庁舎建設基金条例でございますが、庁舎等の「等」はいろいろ何かわからないけれども、いろいろする場合もあるから複合施設等も考えとる。全くわからないようなことを「等」といって、よくこれは行政で逃げる言葉として使う言葉でございます。条例というものは、はっきりですね、誰が見ても、住民が見ても、ああ、

こういうことかというわかるような条例をつくるのが執行部の仕事ですよ。そうあいまいなことでやるから、後で非常にいろいろ問題を起こして、意味不明なことになってしまうと。私は常にこのことを思うから、ここは強く条例については申し上げるわけです。だから、疑義があると言うんですよ。だから素直にですね、庁舎建設だけということで行くなら何も問題はないわけです、私は。こういうことに反対するわけじゃないわけですよ、基金条例に。しかし条文というものはですね、誰が見てもわかるように、後で疑義が残らないように、それが法律をつくる立法者の第一の精神。これを持っておかなければいけないわけです。ただ「等」で逃げて、聞かれても何々とは言えませんなどというような条例をつくるのは全く不適切である。そう思うから質疑をさせていただきましたので、これについては市長に答弁をお願いいたします。

以上、再質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 議長、この契約の件については、市長に答弁をいただきます。するもんがいっぱいございますが、私は市長と言っております。これは、トップの市長にですね、28日がうちの議会も最終日です。その前に締結をされるのか。うちが議決をした後に、採決をした後に答弁されるのか。大事なことですから、市長に答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 栃原議員の方から、債務負担行為については28日の市議会の本会議終了前に県知事の方と協定、調印といたしまして、やるのかといったことでございますが、これにつきましては当然この28日皆様方のご議決によりまして、債務負担行為が承認をされると、された結果、それでは県の方もその2分の1を支払うということになりますので、当然こちらの議会が終了した上でなければ県知事の方との調印はできないということになります。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 庁舎等の建設の解釈としましては、庁舎に係る施設建設や関連する工事等を考えています。どこまでが関係関連するかと相成りますけれども、主に複合施設として併設する施設の建設を考えていまして、それ以外の関連すると考えられる事業が発生した場合には随時ご相談したいと思っております。確かに「等」というとあいまいな言葉になりますけれども、施設名や工事名を明記す

るにこしたことはございませんけれども、先ほど申しましたとおり計画が確定して
いけませんので、どうぞご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。なお、本
基金を一部でも処分するときは予算に計上しなければなりませんし、議会とも十分
協議の上執行したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 市長の答弁で、納得はいきませんが信頼性は市長を信頼して、本来
であるならば公金でございますから、6億円以上も払うわけです。そして27年度
ですよ、今から8年か9年先のことですから、私たちはもういない、潮谷さんもい
ないですよ、もう恐らく。そういう先のことでございますから、私がそういうこと
はやっぱり金銭問題のことですから、議会として、議員として我々が採決に臨むと
き、非常に苦しいわけです。1人当たり2,100万円ぐらいのもしも支払いがなさ
れなかったら、我々可決したとするならば、そういう責任が重くのしかかってくる
取り決めでございますから、十分県は間違いはないと思いますが、市長の方から間
違いのようによく処理をしていただきますように対処していただきたい。

それから、庁舎基金条例でございますが、あまり何かわからないような答弁でご
ざいまして、あとは委員会付託があると思いますので、時間がちょっと過ぎてしま
いましたので、以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） おはようございます。私は、4点質疑をお願いしております。
順次進めてまいります。

1点目は、議案の10号の菊池市就学指導委員会条例についてでございます。2
点目は、議案の44号、19年度菊池市一般会計予算における款2総務費、項1総
務管理費、目2人事管理費、節19負担金及び交付金の850万円について。3点
目は、款3民生費、項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬321万6,
000円について。それから、4点目が款3民生費、項3児童福祉費、目1児童福
祉総務費、節16工事請負費1,424万2,000円について。以上4点、それぞ
れの目的について簡潔にご説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。ご質問の就学指導委員会についての目
的について申し上げたいと思います。今回、就学指導委員会の委員として障害のあ
る児童生徒の保護者を入れるべきではないかとの意見とは思いますが、この

委員会の目的は、障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指して、適正な就学指導を行い、これに係る必要な事項について調査審議することとしております。それがこの就学指導委員会の目的でございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 熊本県職員派遣負担金850万円についてでございますが、これは県へお願いしております県職員の派遣経費でございます。平成18年度から平成19年度までの2年間の派遣をお願いしているもので、現在企画部の首席審議員として配属しているものでございます。この県職員の派遣につきましては、行政改革に取り組み、効率的な行財政運営を推進している中で、これまで以上に職員一人一人の高い政策形成能力が求められているところであります。このため、職務を実践する中で指導、助言を受け、また業務遂行に対する姿勢を規範とすることによりまして、一層の職員の資質の向上・育成を目的といたしております。また政策の推進におきましても、地方分権の進展する中で県職員としての視野から、その推進に期待しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、節報酬321万6,000円につきましてご説明申し上げます。報酬の321万6,000円につきましては、家庭児童相談員1名、女性相談員1名、計2名の月額13万4,000円の報酬額でございます。

次に、工事請負費1,424万2,000円につきましては、七城小学校区児童育成クラブ移転新築工事に伴う1,350万円及び中西寺児童公園の公衆トイレ移転設置費74万2,000円でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 大体目的わかりました。条例については、1点目ですけれども、1条、2条、3条を読みますと大体目的はわかるのですね。1条で障害のある児童生徒及び生徒に対し適正な就学指導を行うためとして、2条で、委員会は教育委員会の諮問に応じ障害児の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査審議をします。そして3条で、委員のメンバーは医師、学校教育関係者、児童福祉施設等職員及び学識経験者の2名で構成されるというふうになっております。私が

質疑を思い立ちましたのは、ここになぜ当該児童生徒の両親または保護者が考えられていないのかという点なのですね。そして、学校教育関係者とは誰なのか。担任を指すのか、養護教諭を指すのでしょうかというところです。それから学識経験者とは、この地域においては具体的にはどういう方が考えられているかということをお訪ねしたいと思います。

それから2点目の、これは県からの派遣職員のことなのですね。今、ご説明では指導助言をしていただくとか、政策推進に大きな働きをしていただくということで、現状ではどうしても必要であるというご認識が示されたと思いますけれども、そうであれば、これは2年ですので少なくとも現在の方はあと1年契約期間が残されているわけですよね。であれば、そういう目的でおいでいただいているということであれば、地方自治のプロフェッショナルとして、十分な働きをお願いするとして、本市ではですね、ここ数年来職員の資質の向上を目指すという目的で、自治大学とか市町村アカデミーへ派遣されて勉強させておられますね。これは、もう何年になるのでしょうか。私は、もうそろそろ成果が表れてくるころではないかと思うのです。近い将来、その成果を持って本市の職員が自前で担っていくという道筋が検討されているかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、321万6,000円は、これは2人の、これは嘱託の職員さんですね。児童相談員、それと通常呼んでいますDV相談員の2人分の報酬ということですね。実はですね、2人の相談員の片方に雇い止めが通告されているという事実から、私は相談事業が、その相談事業の中からDV相談を無くすのかと思いましたが、ご説明によりますと、答弁によりますと、相談事業としては従前の2人体制には変わりはないということですね。調査によりますとね、DV相談体制を変えたいという理由で、その分野の相談員に雇い止めが通告されているようですけれども、その雇い止めはどなたの判断でお決めになったのでしょうか。このケースを労働基準監督署は要指導のケースと認めていますけれども、そのご認識がおありでしょうか。このことについて、相談者さんの不安がつり、市民からも不信が生じている事実をご存じでしょうか。

それから、1,424万円については、七城小学校の学童保育の専用施設が主なものの、1,350万円ということで、いよいよ専用施設が七城小学校に建つということですね。それであれば、結構です。それはどういう姿で、いつ竣工となるのでしょうか。どこの場所に。

これを再質疑といたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○**教育長（田中忠彦君）** お尋ねの委員会の学校関係者及び学識経験者というのはどういう人たちですかということですので、学校関係については養護教諭及び学校長を考えております。学識経験者については、障害児教育の専門家及び発達障害等の専門家を予定しているところです。

○**議長（北田 彰君）** 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** 自治体等への研修でございますけれども、正確などれくらい前からということは申し上げられませんが、恐らく2、30年前からもう既に合併する旧市町村のときから取り組みがなされているということですが、毎年派遣しているかという、そうでもないのではないかというふうに思います。ただその時々、やっぱり自治大に行かれた職員は、その能力を発揮してそれぞれのポジションに就かれているというのが今までの状況でございます。来年までで終わりますけれども、今後ということでございますが、当然基本的には自前でやるべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○**議長（北田 彰君）** 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○**市民部長（木下儀郎君）** 相談員、女性相談員もそうですけれども、任期は1年でございます。1名につきましては更新しない旨の理由を明示して、雇い止めの通知を本人宛に通知したところでございます。継続しないということにつきましては、総合的に判断させていただきました。また、DV関係につきましては、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会との連携を取りながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の放課後児童の場所ということでございました。場所につきましては、七城小学校の体育館に隣接した空き地がございますので、そこを利用して予定をしております。時期的には、補助金等の関係も考えておりますので、適当な時期に、早い時期に建設するならというふうに考えております。

○**議長（北田 彰君）** 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○**（怒留湯健蓉さん）** 教育長には、本当に釈迦に説法な話だと思うんですけども、現場では発達障害のお子さんなどに関わっておいでになった方ですので、この条例についてお見落としではなかったかなと私は実は思ったんですね。なぜ親が入らないのか。障害を持ったお子さんの親御さんたちは、進級のたびに、申し上げるまでもなく進学においてはより大きな不安をお持ちですね。私に関わった事例だけで

も5件ぐらい園児・児童において様々に悲劇ともいえるべきような事象が発生しているんです。当然、当時から就学指導委員会というのはあったんですけども、そういう事態がやっぱり避けられなかった。なぜか。それは、そこにやっぱり当事者に最も近い両親、保護者が入れられていなかったからではないでしょうか。医師や学識経験者がいれば大丈夫という私たちは専門家幻想に陥りやすい。しかし、申し上げるまでもなく、ADHD、アスペルガー症候群、後期の自閉症のようなお子さんたちは、一緒に寝起きをしている人にしかわからない、伝わらないことが多いんですよね。当事者に学ぶ、当事者抜きで決めない、当事者の思いに心を傾けるという謙虚な姿勢を持つことは、特にこの分野には求められると私は思うんです。そういう視点に立つと、本条例には基本的な不備があり、再考を求めざるを得ませんが、上程にあたり、そういう過去の事象に学習をするとか、そういう検討はされなかったんでしょうか。

それから、企画の方の県職の派遣のことですけれども、市町村アカデミーや自治大学へ行った職員の皆さんは、それなりに職を担って配置されているということですが、なかなかそれが見えづらいというところもありますね。もう少し精査をされたらいいと思います。このところ見ていますと、企画部門の在籍が偏って続いているようですけれども、庁内において、部署によっては非常に弱い、アキレス腱のようなところも私はあるような気がするんです。公共サービスを行うにおいて、最も弱い部署はどこなのか。そこを強化するためにはどういうエキスパートがいるのか。自前の職員をどう配置したらいいか。次年度の予算計上においては、具体的なやっぱり現行体制の検証と目標設定が求められると思いますけれども、受け止めていかれるでしょうか。

それから、質疑ですから、今の市民部長のご答弁は答弁になっていないようで非常に不透明な部分が多いのですが、質疑ですから私の見解を述べることは別の機会に譲るとしまして、調査は済んでいますので、人権に関わる最前線の分野でもあるにも関わらず、非常にやっぱり問題が多いと思うんですね。プライバシーの確保や相談者さんへの配慮等々の問題がある中で、個々の部署で仕事の辞めさせ方の問題が発生している。これはセットで任用の問題がまた出てくるとは思いますけれども、そもそもこの相談事業が子育て支援課の中に置かれているのこそ不自然で、本市の人権スタンスが疑わざるを得ません。この分野からですね、予算を計上するのも、政策との整合性からして矛盾があると思いますけれども、ここでは市長のご見解もお伺いをしたいと思います。

4番について、学童保育については、全般の説明で了解いたしましたので要りません。

以上、3点についてお願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 就学指導委員会の委員として当該保護者をということですが、先ほど申し上げましたようにこの審議会の目的を達成するためには、障害のある児童生徒の現況というものを専門的な立場や医学的な立場から客観的、科学的に判断し、審議する必要があると考えますので、その意味におきましては当事者の保護者を委員とすることは考えておりません。なお、当該委員会の審議におきましては、事前の調査を行うことをしております。在籍している保育園、幼稚園等での現況とともに、保護者の意向も尊重して協議しておりますので、事前の保護者と関係校長との相談協議を十分行うことで保護者の意見もより適切に審議に反映すると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 19年度までの配置ということですが、その以後については、先ほど申しましたように基本的には自前の職員でということを中心に考えております。また、今おっしゃられました部署によりましては弱い部分があるのかなということですが、これは自前の中で、いわゆる適正な人事配置の中でカバーしていくということが第一ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員の方から就学指導委員会の委員の選任について、特に親御さんの方の気持ちといいましょうか、子どもに代わってその必要性だとか、あるいは何をなすべきかといったことについて、単なる学識経験者のみならずということで家族の声を誰が反映するのかといったことなのかなと思いますが、ご答弁につきましては、ただいま田中教育長がお答えしたとおり、これまでの経験を踏まえたいろんな学識者の方々を網羅しているということだと思います。ただその中で、言われるようにその当事者の子どもの障害児の気持ちをどう表現するかという中において至らないところがあるのであれば、それを内部的に検討していかなければならない。その延長線上で問題がまた出てくれば、その問題についての検討をしていかなければならないのではないかと思います。

また、人事等の配置につきましても、非常に弱い部分が目立つということござ

いましたが、今やはり合併して本当にみんなで、あるいは2人で力を合わせて荷物を持っていこうという気持ちが徐々に情勢はされておりますものの、幾分まだその域に達していないというところもあるかと思えます。アキレス腱という表現につきましては、やはりこの人体にアキレス腱がありますように、いろんな組織の中にも筋力ばかりではなくてアキレス腱、弱いところがあって強いところがあるというところで、その弱いところをどうカバーしていくかというのは、やはりこの障害児や者も我々が社会的にノーマライゼーションの精神で支えていきますように、行政も同じようなことで組織が力を合わせて助け合って住民サービスの徹底したものにもっていかねばならないと、このように思っております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 次に、森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） おはようございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。通告に従いまして、順次入らせていただきますが、まず初めに議案の33号、菊池市一般会計補正予算の第9号であります。補正予算書の8ページにあたりますが、第2表の繰越明許費、土木費の中の高質空間形成事業費であります。この繰越金7,305万9,000円についてお尋ねをいたします。この事業はまちづくり支援事業で、合併後に始まった街路事業であります。総事業費が6億6,900万円、合併特例債が4億2,370万円、一般財源が2,230万円ほど充てるようになっておりますが、市の負担額が44億6,000万円、これを用いてする事業でありまして、平成18年度予算としまして約3億円が計上された事業であります。この事業の目的は、温泉街の照明の設置、案内看板等の設置、回遊道の整備事業費ということですが、この事業費の、約3億円の事業費の中の24%にあたります7,305万9,000円を繰り越すということですので、どうしてこのような繰り越しになったかということの説明をお願いしたいと思います。

2点目に債務負担行為の補正予算であります。九州産廃株式会社との最終処分場の操業の短縮埋立についての補償でありまして、先ほど栃原議員の方も質疑がありました。内容としましては、議会の全員協議会に報告された内容だけでありましたので、もう少し中身を詰めてお聞きをしたいと思えます。今、この問題は、旧菊池市以外の町村の議員さん、また住民の方々にはなかなか理解のできないことであろうと思えます。といいますのが、合併協議会の51項目の中にこのことは一言も出てきておりません。その協定書についてであります。やはりこの協定書の内容が平成10年に締結をされまして、最終処分場の埋立期間を締結後20年で定めてあ

ったものを平成18年8月の環境保全協議会において、埋立期間を4年間短縮すると。そのために菊池市が環境整備基金、これは一般財源にも値すると思いますが、を補償金に充てるとの説明であります。3町村に納得できるような補償ではないと私は考えております。合併前に、平成16年度に補償専門のコンサルタントを委託し、九州産廃株式会社との経営ベースを算定を行い、旧菊池市と九州産廃で合意がなされたというふうに聞いております。現状では、県の予算にも計上されていないというふうに伺っておりますし、なぜこの迷惑料である環境整備基金を菊池市が補償費に充てるのか。今までの経緯からしましても、旧菊池市は平成16年度の合意であるならば、合併の項目として協議中であった4市町村合併協議会へ重要な課題として報告を怠っております。菊池市と九州産廃との合意ができた時点で、合併協議会へ報告は絶対条件であったというふうに思います。協議会へ参加されておりました現の福村市長、また当時の議会議長の責任問題も問わなければならないというふうに考えるところであります。福村市長は、平成14年の4月に泗水・七城・旭志の首長さん及び議長さんあてに菊池市はリーダーではなくパートナーとして、この議論の場に参加させていただきたいと。貴職にご賛意賜りますようお願いを申し上げる次第ですというような文章を提出されておりますし、福村市長、あなたが本当に協議会に提出された要望書の内容であります、やはり議論の場へなぜこのような重要な問題を報告をしなかったかということ。これが菊池市以外の3町村は、本当にこう不信を抱いております。平成10年の環境保全の締結も合併後に知りまし、そういうことで、今年になりまして、また16年度の合意ということも知らされたわけであり、そういうことでありますので、菊池市と九州産廃との経緯、合意内容を再度明確にお尋ねをしたいと思います。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算書の54ページにあります款の総務費の中で委託料の中のバランスシート作成委託料の350万円についてお尋ねをいたします。先の定例会において一般質問を行いまして、菊池市のバランスシート作成をお願いしました。気持ちよく取り組むという答弁をいただきましたので楽しみにしておりましたが、今回の予算書を開きまして情けなく思ったわけであり、市の管理職の方々が本当にこう能力を疑うところもあります。小さな町村で今までやってきた、バランスシートをやってきております。今後もう合併をしまして2年も経ったわけであり、各課の職務の課長さん方、本当にプロジェクトチームを作成し、バランスシートを作成することが全現状の把握ができるいい機会というふうに考えておりますが、なぜこう委託をしなければならないかという点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、61ページにあります国際交流費の非常勤職員の報酬の521万3,000

円についてお尋ねをしたいと思います。本当に必要な非常勤職員ならば、現在財政困難を示す行政が何を求め、何を目的としているのか。合併後に姉妹都市を削除する市が大半であります。菊池市もこれ以上手を広げる必要はないという市民の声も出ておりますし、国際交流課に席を同じく配置する自体もいかななものかと思えます。既にベテランの職員さんが配置されておりますし、わからないことを身につけていくことが職員の向上につながるのが新の交流ではなかろうかと思えます。非常勤職員、嘱託職員を必要とする理由をお聞かせいただきたいと思えます。

以上、4点について質疑をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 款7土木費、項4都市計画費の繰越明許費でございますが7,305万9,000円についてお答えをさせていただきます。この工事費につきましては2路線ございまして、立町北原線回遊道路整備工事が4,897万7,000円、正院町温泉通り線回遊道路整備工事が2,388万2,000円でございます。これらの2本の工事につきましては、地元要望の強い夏祭り、秋祭り、年末年始、年度末の時期の工事を避けながら、また車の通行に支障をきたさないよう迂回路を確保しながらの工事となっております。工期の設定に余裕が取れない状況となっております。また今回歩道上に商店街で設置してありますアーケードや街灯が工事の支障となるために、撤去や新たな街灯設置を地元商店街の費用負担で実施していただくための作業期間も必要となりまして、繰越承認をお願いするものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 産廃問題につきましては、合併後の平成17年6月、9月、12月と市議会の一般質問の回答の中で説明しております。平成18年度に入りましても一般質問の回答や全員協議会等で説明いたしております。また市民の皆様に対する説明は、平成18年1月の産廃問題に係る市民説明会や11月に開催しましたまちづくり懇談会、4ヵ所で行っておりますが、この中で市長から経過報告がなされたところでございます。本市の柏区で九州産廃が産業廃棄物の埋立処分を始めましたのは昭和56年からでございます。その後、度重なる増設拡張や溶融キルン式焼却処理施設の建設などに対しまして、大規模な市民による反対運動が起りました。このような中、市は県を立ち会いに会社と環境保全協定書を平成10年11月17日に締結いたしました。その後、市民による溶融キルン式焼却処理施設の操業停止の裁判が始まるなど、紛争状態でもございました。このような状況の中に、

会社は既存の管理型最終処分場の容量が残り少ないことから、平成13年から田崎牧場跡地に約80万㎡の管理型最終処分場の建設計画に入り、平成14年には既設の管理型最終処分場を約40万㎡増設する嵩上げ計画を表明しておりました。環境保全協定書第13条第2項で、会社は最終処分場を増設拡張する場合は、協定書で定めた最終処分場の使用期間を考慮して、環境保全協議会で別途協議するとあります。市は産廃問題を早期解決することが市民総意の願いでもありまして、市の最重要課題であると認識し、平成14年7月ごろから地元水迫地区区長会、市議会に最終処分場の建設計画の規模の縮小と操業期間の短縮を行うため会社と協議することに同意を求めてまいりました。その後、平成15年12月の区長会総会や市議会で同意を得ましたので、平成16年1月から区長会代表者と市、県、会社の4者協議や環境保全協議会等で協議を重ねてまいりました。平成16年6月11日には、環境保全協議会で産廃問題解決に向けた協議事項を三者で確認しております。この協議事項の1つに補償は、最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分を合わせて市と県で負担するとなっております。補償については、当初市は短縮期間分の補償は市で出すが、平成30年以降分の補償は県に出してほしいと要望しておりましたが、平成16年6月の県議会の一般質問で、知事は補償は短縮期間分と平成30年以降分の合わせた額の2分の1を県が市に補助すると答弁されております。平成16年6月11日の協議事項に基づいて、補償問題についても協議することになりますので、平成16年12月に専門の補償コンサルタントに業務委託を依頼したところでございます。補償金の算出方法は、市の顧問弁護士、県、補償コンサルタントなどで協議を行い、短縮期間分は逸失利益である収益相当額を、平成30年以降の営業廃止分の補償は公共用地の取得に伴う損失補償基準第43条及び同法細則第26条に基づいて算出しております。その後、平成18年8月11日の合意事項での補償問題は、会社の最終処分場の操業期間の短縮分と営業廃止分を市と県でそれぞれ負担するとなっておりますけれども、県との協議の中で産業廃棄物処理施設設置の許可権者である県が直接会社に補償金を支払うことはできないことから、市が補償金を会社に支払った額の2分の1を県が市に補助するとなっております。当初会社は補償額は20億円とも30億円とも言うておりましたが、4者協議や環境保全協議会で誠意を持って協議を重ねてまいり、補償コンサルが算出した補償額12億669万1,000円で合意しました。また、地元や区長会の皆様にご理解いただいたのは、今回の産廃問題が解決すれば昭和56年以来の大きな課題であった産廃問題という住民紛争を解決することや、市民の生活環境上の不安を解消することにつながるからと判断しております。このことがありましたから、昨年10月には熔融キルン式焼却処理施設の操業停止の裁判が和解できたものと考えております。補償金の

財源につきましては、現在環境保全協力金を環境整備基金に積み立てております。また平成18年3月には、県において管理型最終処分場立地交付金事業という制度を設置されております。内容は、今後新設または増設された管理型最終処分場が所在する市町村に管理型最終処分場容量1㎡当たり1,400円で、最高5億円を交付する制度であります。現在の会社の管理型最終処分場の許可容量は約39万㎡でありますので、当該規模の処分場ができれば最高額の5億円が交付されることとなります。ただしこの交付金の事業目的は、住民生活の改善につながる事業や施設の理解促進につながる事業という財源になっておりますので、交付金に該当する事業に充当したいというふうに考えております。したがって、今後は一般財源の中から環境整備基金として必要額と計画的に積み立ててまいりたいというふうに考えております。本来、産廃問題がなければ環境保全協力金もすべて一般財源化することができますけれども、環境保全協定書があり、産廃問題を解決するためには操業期間を短縮して菊池市内での最終処分場を終わってもらおう措置としてやむを得ず補償金を支払うものであります。ご理解いただきたいと思っております。

次に、会社との補償契約の締結時期でございますが、議会終了日の3月28日に環境保全協定の一部変更協定書を締結する予定でございますので、同時に市と会社の補償契約及び市が会社に支払った補償額の2分の1を県が市に補助するという、市と県の覚書を締結したいというふうに考えております。実際の支払い時期は、履行確認後の平成27年から平成30年までの4年間の分割払いになります。今回補償契約をすることの必要性は、今まで一部変更協定、補償契約、覚書等が同時期に締結するという事で協議を進めていること、区長会代表者の皆様からも早期に締結するよう要望があっていることなどがございまして。締結を先送りすれば新たな問題が起り得ることが十分考えられますことから、今回補正予算で債務負担行為の計上をお願いする次第でございます。ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 合併協議会での産廃問題の補償につきまして、当時報告されておりましたのは、平成16年1月から市、県、会社の3者による環境保全協議会及び区長会代表者に参加していただいた4者協議を行い、平成16年6月11日に市、県、会社の3者で問題解決に向け協議していく協議事項4点を確認したところでございます。この1つに、補償については最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分を合わせた期間とし、県と市、それぞれ負担するとなっております。会社は条件次第では協議に応ずるとしてあり、正式に補償等を行うと決めたわけではなく、協議が今後どのようなようになるかわからない不透明な状況であり、報告するま

では至っていなかったからでございます。その後、平成16年12月に会社と補償について協議を行うための専門の補償コンサルに依頼し、平成17年3月に補償業務の算定業務が終了したところでございます。そこで、市は県や顧問弁護士と十分協議を行い、会社と交渉できる妥当な補償額であると判断いたしましたので、平成18年8月11日の合意事項で補償は最終処分場の短縮期間分と平成30年以降分とし、県と市がそれぞれ負担する。補償額及び補償額の支払い時期や方法については今後協議すると定めたものであり、平成19年1月、市議会全員協議会で補償問題を含め協議がまとまりましたので、補償額についてもご報告したところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） バランスシート作成委託料350万円についてでございますが、総務省は2008年度にすべての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、その1つでも基準に抵触しているようであれば財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査を義務づける方向であります。公表を求めるものとしたしましては、毎年度の収入支出の健全度を計る指標といたしまして、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、また債務残高の負担度合いを測る指標として実質公債費比率及び将来負担比率、以上の4種類が対象となる予定でございます。地方自治体の財政状況を把握する指標として決算書などが挙げられますが、決算書だけでは将来の財政見通しが立たないため、国は以前からバランスシートの作成を自治体に呼びかけてまいりました。本市におきましても、財政の健全化と市民の要望に沿ったお金の使い方を両立するためにバランスシートを作成し、市民の皆様にご覧いただきたく平成19年度予算に作成委託料350万円を計上したところでございます。バランスシート作成にあたって運用します数値につきましては、旧4団体におけます昭和44年度からの決算数値が必要となっております。旧4市町村も一般会計のみのバランスシートは作成しておりました。当然、一般会計分だけでは職員で対応できるということになります。総務省も、市町村全体のバランスシートの作成を奨励しておりますので、本市におきましては一般会計以外にも国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、地域生活排水処理事業、農業集落排水事業、特別養護老人ホーム、以上の9つの特別会計及び水道事業会計並びに菊池市土地開発公社、きくち観光物産館、ファームきくち、七城町振興公社、七城町特産品センター、七城町銘柄米センター、旭志ふれあいセンター、四季の里旭志、有朋の里泗水、以上

9つの第3セクター、また菊池市広域連合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、熊本県市町村総合事務組合、以上5つの一部事務組合、ただいま申し上げましたすべてを連結したものを作成する予定でございます。作成後の分析等も含めまして、350万円の予算を計上したものでございます。なお一般会計分につきましては早急に作成し、簡易分析を付けてまして議会へ報告するところといたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 平成19年度一般会計予算の款2総務費、項1総務管理費、目10国際交流費、節1報酬ですけれども、この報酬につきましては、国際交流を進める上で必要な国際交流専門員1名及び国際観光マネージャー1名の合計2名分の報酬でございます。現在、海外の友好都市としまして韓国の2つの都市、中華人民共和国の1つの都市と友好都市の盟約を締結し、交流を実施しております。各種施策を進める上で韓国の風土、あるいは国民性、また歴史や文化をよく理解し、人脈に飛んだ人材や通訳が必要でありまして、今後ともスムーズな交流や行政サービスができることや交流の継続性を考えますと、今後も専門員の雇用は必要であると考えます。

また国際交流課に席を同じくするのはいかがかということですが、業務を遂行する上で別の箇所に配置するということは、逆に支障をきたす面が多く、同席が必要であると思えます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、再質疑させていただきます。

まず、1点目の補正予算であります。繰り越し理由については建設部長の説明で大方わかりますけれども、この計画、事業に対しての計画策定というのは、担当課でやっていけるのか。それとも専門の業者に委託をやって、明確な、精密に調査を行い事業計画がなされたものかを再度お聞きしたいと思います。

2点目の債務負担行為であります。いろいろと全協でお聞きしたことを詳しくまた説明いただきましたが、私が聞いている問題と問題点が外れておりまして、私が言いましたのは、やはりこう平成10年度の環境保全協定あたりを10年度にやっておるならば、なぜ合併協議会の中にもそういったものがありますというような報告を怠ったのかということをお聞きしておるわけでありまして。

それと、16年度に策定中であるならば、やはり内容が4者協議であったとして

も、大体の大筋の報告はするべきであると。これは大きな問題であります。債務負担と簡単に言いますが、やはりこれは議会が保証人に立つということと全く同じでありまして、12億円もの債務負担を行うわけでありまして、まだ本当にこう県の方に聞きましても、県との約束はあるというだけでしか聞いておりませんので、本当にこれが協定を結んであるとか、中身について再度明確に説明をお願いしたいと思えます。

3点目のバランスシートの作成であります。確かに市町村でやったものを何でやれないかという不信感を抱いたわけでありまして、今部長の説明によりますと、総務省の方から指示があって特別会計までやるということでありまして、特別会計の中に水道事業から第3セクターあたりはもうバランスシート作成は全部提示してあります。そういったことで、やはり私が言いたいのは、やはり菊池市に今部長さんが10名、課長さんが99名もおられるわけでありまして、こういう人たちがですね、今この現状を、もう2年目になりますので、やはりこう把握しながらですね、そういったプロジェクトチームをつくりながら、知恵を出しながら作成するというのがひとつの基本ではなかろうかということでは思っておりますので、このバランスシートの作成につきましては、担当課であります財政課長によかったら答弁を求めたいと思えます。

次に、4点目の問題でありまして、国際交流も確かに大事と言われております。けれども、やはりもう菊池市は泗水、菊池の姉妹都市と調印式も終わりました。既に交流は進んでおられるわけでありまして、これから先、やはり事務機構の見直しを必要としておる市であります。そういったときに、合併後人口、税率も同じ合志市あたりとの嘱託職員、事務員等を比べてみましても、やはり合志市におきましては、やはり今職員数といえますか、臨時職員から嘱託職員が菊池市が273名、合志市が171名ということで、菊池市が102名の増ということにもなっておりますし、賃金にしましても2億900万円ほどの賃金を出しておるような状況であります。職員数で比較しましても、やっぱり菊池市は600、合志市は341ということでありまして、本当にこうその職員数の増員もありますが、やはり課長さんが99名、合志市は30名といったところでありまして、こういったところをですね、やはり考えた場合に、やはりその職員さんのその臨職と嘱託職員の問題、こういったものは本当に考えていくときと思えます。こういったときに、ベテランの職員さんを今国際交流課におられますし、その人たちが本当にこう非常勤職員から嘱託職員を必要とするこの理由というのがどうしてもこう私には理解できませんので、もうその人の能力がないのかということも疑えるところもありますので、この必要性について、市長に再度お尋ねをしたいと思えます。

以上、再質疑とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） お答えいたします。

中心市街地活性化計画に基づきまして、国のまちづくり総合支援事業を受けて、担当課の方で年次別に計画を立てながらやっております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 会社と協定を結ぶ予定の内容をちょっと説明します。会社の工事着工に伴い、3月6日付けで平成19年3月28日に締結する環境保全協定の一部の変更協定書に関して、次の内容で覚書を締結していますので、内容を朗読します。第1条、この覚書は会社の存続及び市と会社の良好な共存を図るため、基本的事項について定めるものとする。第2条、協力体制。市は最終処分場の埋立容量約39万㎡について、平成27年3月末において残余量が生じた場合、自治体における一般廃棄物の搬入について協議を行い、早期に埋立が終了するよう協力する。第3条。

○議長（北田 彰君） 木下部長、合併協議会のときな、何で話がなかったかというのを聞きよっとだけん、この中身についてはわかっとるけん、その辺はよく説明して下さい。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 合併協議会の中で平成10年あるいは平成16年に報告がなかったのかというふうなお尋ねでございましたが、先ほど答弁いたしましたように、ちょうど微妙な時期といたしますか、協定の内容がだんだん詰められていった時期であったということで、まだ発表までには至っていないということで合併協議会の方には報告はなされていなかったというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 3点目のバランスシートの職員とのかかわり合いでございますが、現在財産台帳等の資料を全庁的に旧4市町村分から収集をいたしておりますし、当然その資料を基に作成するわけですが、作成した分析表についても全庁的に検討してまいるというかかわり合いを持っていきたいというふうに考えております。

また、臨時職員、嘱託職員の件でございますけれども、市長の方でということで

ございますが、私の方からお答えしたいと思います。専門的業務、また政策的特種性のある業務につきましては、増大する住民ニーズに対応する上で効率的な行財政運営を図る観点から嘱託職員等の活用は必要であると考えております。なおその雇用におきましては、その必要性を十分検討した上でいかなければならないと考えております。ちなみに国際交流課におけます専門嘱託職員についても、専門性が高いということで配置しているということでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、再々質疑をさせていただきますが、1点目であります。建設部長についてであります。本当にこうこの補正予算を出すという自体はですね、やっぱり一番迷惑をかけるのは業者だろうと思いますし、また工事が長引けば肝心の費用も加算の予想もできますし、本筋で言えばこういう繰越明許を出すのが本当におかしいと私は考えます。出た場合には1回再度戻すと。そして新たに振り込むというのが本当の事業計画であろうというふうに考えます。特に土木費だけでこの項目の中に5項目掲げてありますし、毎回のようにこのような繰り越しの事業計画を認めていきますと、本当にこう管理職あたりの、担当課あたりの職員の認識というものを伺わなければならないようなところもありますので、今後そういった努力についてどのように考えておられるか、福村市長にお尋ねをしたいと思います。

2点目の債務負担であります。今、担当の木下部長では多分この経緯はわからないと思います。やはり平成10年度の協定書の内容あたりは、やはりそのときからタッチされておられました市長さんあたりでないとなかなかわからないのではなかろうかと思っておりますので、その点について。それと合意協定と今内容については大体4者協議の内容の説明がありました。県とのその約束ごとがまだ本当に不透明である。本当にこう約束はしてあるものの、文書的なものはあるのかということと、先ほど栃原議員のときもありましたように、やはり県知事も代わりますし県議会も代わってきます。また菊池市も、確かに市長も代わってくださるし、議会も代わっていく。そういった中に12億円もの保証人になれというわけがありますので、本当にこう明確な説明がなければなかなか認める問題ではないというふうに思っております。本当にこう県と市との内容、協定内容、そういったものについて、もう少し明確に市長よりお聞きしたいと思います。

バランスシートにつきましては、やるということですので、期待をしたいと思っております。

国際交流につきましては、やはり今市民の中で、もうここまできたんだから、あ

とは職員でできるというふうに声も出ておりますし、いつまでもこういった人たちを置いておく時期ではないというふうに考えます。どうしても置かなければならぬ理由があるなら、併せて福村市長からお聞きしたいと思えます。

以上、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 繰越明許費についての考え方でございますが、議員さん御指摘のとおり繰越明許費はできるだけ避けなければならないというふうに認識いたしております。この繰越明許費が認められるものは、用地買収ができなかったり、国の補助がいつまでも決定できなかったりというような非常の場合に限るものだと思います。ご意見のとおりだと認識いたしております。ただ今回お願いしておりますこのページの土木費関係の予算につきましては、用地買収が遅れたり国の災害査定が遅れたり、そういったものでやむを得ないものに限っております。ご意見の2路線につきましても、ちょうど迂回の工事を2つ行っております、それが3月の末日まで工期がございます。それに従いまして、その後でないと工事ができないという特種な事情も街中の工事ということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。これからはなるべくこういった繰り越しがないように努めてまいりたいというふうに思えます。

また、繰り越しによって職員に負担がかかるのではないかとというようなご心配もいただいておりますが、計画的にやっておりますので、負担のないように努めてまいりたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 現在雇用していますところの国際交流専門員につきましては、国際的なことのみならず、我が国の歴史や文化においても精通していることから、また市民の間におきましても歴史的な学習サークルや中学生を対象とした講師としても幅広く活動していただいております。また、観光マネージャーは通訳としてはもとより、両国の事情にも精通してございまして、小学生やホテル、あるいは旅館の従業員等への韓国語の指導や市民への韓国語に関する対応を実施しております。嘱託職員で専門的なものは補ってもらっておりますけれども、今後につきましては当然職員の資質の向上を図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それでは、債務保証のことについてお答えなり考えを申し述べさせていただきますと思います。合併のときの当事者として、そのことを合併協議の中に持ちだしていなかったではないかということでございますが、先ほど部長の答弁にありましたように、16年度、いわゆる17年の3月にこのコンサルタントに委託したものが成果が出てきたということで、そこで補償額が正式に表に出てきたということでもあります。3月末ということでもありますから、私は3月21日で失職しておりませんでした。ですから、コンサルトから出されたものは、その後新市の市長として4月24日当選した後に知ることになるわけでありまして、合併のときにはご案内のとおり、この問題についてはまだまだ未知なるものでありまして、話し合いがテーブルについておりましたけれども、債務の負担が出てくるかどうかというのは全くわからない。ただそのそれなりの平成10年に結ばれました協定書に基づいて、それでこの協議をするということで設置要領に基づいて話をやってきたわけですから、いずれにしてもこの補償的なものが被ってくるであろうということにはわかっておりまして、どれだけになるか全くわからない。その当時は70億円も80億円も言っていたときでありまして、それはわからなかったという状況であります。それから、このお金が後年度の負担になって、そのとき関係者はいなくなるということですが、思えば平成10年の協定のときに結ばれた方々もおられないということになってくるわけでありまして、ただ行政は継続、連続した責任を持たなければなりません。県知事さんの方もこのことにつきましては2分の1を県としては特別に超法規的な考え方において支出をするということを議会で確か答弁されておりまして、超法規的な政治家の責任を込めてやっておられるということでもあります。まさに私の方もそのとおりであります。それで、この12億600万円という数字につきましては、説明ありましたようにこの6億円というものにつきましては、まず2分の1があります。2分の1につきましては、今度決着が付いた後の支払いの27年から4年間というものについて支払っていただけると、2分の1を我々が払った残りを払っていただけるということに約束はなっております。それと、あとの5億円につきましては、この27年まで大体産廃の埋立は26年度末になる予定でありますから、もうその相手に支払うときには5億円は入っているということになります。その後は県が2分の1の6億円を払うということで11億円になります。と同時に、環境整備基金の方については、もう既に条例化されて手元にお金が、1億円以上のお金が入っておりまして、今後この閉鎖するまでの間にさらにお金が入ってくるということでありまして、支払額よりもむしろ受取額の方が多いということになりますが、問題は環境整備基金という目的からいたしまして、これについてはそのままそっくり補償金の方に使うというわけにはいけないということをお先ほど

ご説明申し上げたところであります。そういったことで大変ご心配はかけますが、本当に歴史的なと言いましょか、これまで長年の紛争であったこの産廃問題について、一応のピリオドが付くと。ただこの産廃の方は終結をいたしますけれども、結果的にはこのいろいろなリサイクル法に基づく施設というのは残るということにもなっておりますが、地元の皆さん方との協議を進めながら、安心安全なリサイクル施設でなければ住民との協調ができないということで、会社の方にも言っております。それで、28日に先ほどの繰り返しになりますけれども、県知事の方につきましては覚書を交わせて、そして会社との協定の見直しに入っていくということで、一応合意をみているということをお願いしたいと思います。

[登壇]

○(森 隆博君) 議長、10年度ですね、協定がこの合意につながるとのわけですから、10年度の協定締結についての報告はなぜ行わなかったかということについて説明をいただきたい。協議会の中にですね。

○議長(北田 彰君) 助役、村上建二君。

[登壇]

○助役(村上建二君) 私の方からご説明申し上げます。

先ほど市長の方も答弁ございましたけれども、環境保全協定書が10年の11月にできている。それについては、13条にその乙の溶融キルンについては何年間で、そして最終処分場における最終処分場の埋立期間は何年までとする。さらにそれに基づきまして設置協定が定められているということでございます。その設置協定の中で、その先ほど言いました環境保全協定書13条に基づく諸事項につきましては、そのいろいろな協議をして誠意を持って対応するということが定められております。それはご案内だと思います。それを受けて16年に確認事項がなされたということです。ただ先ほど市長が言いましたように、10年のときはそういう協定書、そういうものもあったし、また設置要領もありましたけれども、まだ具体的な話はなかったということでございます。だからということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長(北田 彰君) 次に、樋口正博君。

[登壇]

○(樋口正博君) おはようございます。先ほど来から議長から簡潔にということですので、できるだけ簡潔にやりたいんですが、お聞きのとおり実は不覚にも風邪をひきまして、一部ちょっと声がかすれましてお聞き取りにくいかもしれませんが、よろしく対処のほどをお願いします。

まず議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算につきまして、1点目が先ほど来、森議員からも質疑が出ておりましたが、款2総務費のバランスシート作成事業について350万円。この財源内訳が県支出金となっております。そのことにつきまして、その県支出金に対するその内訳というか、その性格的なものをお伺いをします。

2点目が同じく一般会計で、款6商工費、項1商工費、目4観光費、菊池イメージアップ宣伝事業481万5,000円について。これは予算書ではなくてですね、19年度の主要事業一覧表に菊池イメージアップ宣伝事業481万5,000円というふうに載っておりますが、予算書の内容をちょっと見ましたが、どれとどれを足すとその金額になるかちょっとわからないものですから、主要事業としては放送番組委託料73万5,000円とあるんですが、主要事業ですから観光に対して大きなプロジェクトを組んでいただけたのかなと思いましたが、放送委託料だけ見ると去年が126万円、今年が73万5,000円ですから減額予算になっております。その点でちょっとその内訳をお聞かせいただきたいと思えます。

3点目が議案第45号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金2,975万円について。これはですね、予算書というか、この19年度の主要事業一覧表には法定給付により一律30万円支給と書いてあります。しかしながら、議会初日でありました市長の平成19年度施政方針の中では、平成18年10月より35万円にアップをしたと言われております。この辺の部分で主要予算一覧表と施政方針との整合性をお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） バランスシートの作成事業についての財源内訳ということでございますけれども、この財源につきましては、合併市町村等におけます緊急かつ特種な財政需要に対して熊本県より交付されます市町村合併特例交付金を全額充当するというようにいたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。主要事業一覧表の中の菊池イメージアップ宣伝事業481万5,000円の内訳につきましてご説明いたします。1つには、FMラジオ市町村広報番組放送委託料といたしまして、議員おっしゃってました73万5,000円を計上し、ラジオFM熊本に委託してイベント情報等を中心

に年間40本の放送分でございます。

次に、観光客誘致対策協議会負担金といたしまして378万7,000円でございます。内訳としましては、第3回夫婦の手紙・絵手紙作品募集事業が55万円、国際交流課との連携によります韓国釜山ソウルでの2回の国際観光展参加に60万円、観光パンフレット等作成に160万円、観光情報紙等掲載のイメージ戦略に100万円、事務費といたしまして3万7,000円でございます。この他に韓国釜山ソウル国際観光展参加に伴います職員の派遣旅費といたしまして29万3,000円でございます。夫婦の手紙・絵手紙の募集につきましては、平成18年度から国際交流課のワイフ物語推進協議会から所管を移しましたが、今後もおしどり夫婦の里イメージアップに取り組んで、人に優しい観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） ご指摘の件は、施政方針及び平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算案計上内容の一律35万円が正しいものでございます。平成19年度主要事業一覧表、法定給付により一律30万円支給はプリントのミスでございまして、訂正のお願いとお詫びを申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） すみません、ちょっと順番前後しますが、まずイメージアップ宣伝については、早い話が減額予算というだけです。あと中身はないということですね。もう結構です、それで。

それと、国民健康保険事業特別会計についてはプリントミスということ。議会前も訂正がありましたが、できるだけ早めにこのようなことはないように対応して下さい。年初の予算ですから、ゆっくりそこら辺は時間かけてつくれるわけですから、対応をお願いします。

それと、バランスシートに関してですね、市町村合併特例金で対応されているということで、先ほど森議員からもありましたが、かなり煩雑なものも入ってくるといって、私はこの委託料そのものはそのぐらいかかるのかなとは思っています。しかし、僕はこれはやっぱり条件があると思うんです。それは、先ほどいっぱい並べられましたが、決算自体はどこも全部出しておられるわけですね。そうすると、決算を出せる能力があるということは、あとはバランスシートにどの費目とどの費目をどこにもっていくかというだけだと思うんですよ、難しいことは。それを考え

たときに、1回コンサルトにそれを依頼すれば、翌年以降はおのずと決算ができるということは、そのバランスシートの作成もできていくということだと思いますので、そのところは十分お考えをいただきたいと思います。

そのような中ですね、ちょうど3月2日の熊日新聞でしたか、自治体の財政健全化法案が今国会に提出をされるというところで、成立すれば2008年度から段階的に施行。2009年度の全面施行に併せて現行の地方財政再建促進特別措置法は廃止するということになっていますね。この中身については、先ほど総務部長おっしゃられたように、現行指数に1つ、水道や病院など公営企業を含む全体会計の連結赤字額。それに2点目に、毎年度の借金返済額、3点目が公社、3セクなど併せた連結債務残高を追加するということで、国としてはっきりした指針が出てきたわけです。そのようなことを考える中ですね、今国会で通るでしょう、多分。そのときにですね、この内容と国の方向と今度行うバランスシート作成が一部かみ合わないということは、非常にやっぱり困った問題が生じるわけですから、年初予算で提案をされ、もし議決されたとしても、その執行に関してはですね、国の動向をしっかりと見つめながら、場合によってはその使用時期を遅らせる等対処が必要と思われる。片一方でコンサルトに出して、一方では国は違う指針を出してきたということでは非常に困りますので、そこら辺のところを考えていただきたいのですが、執行部のお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の予算計上いたしております委託料でございますが、これは平成19年度政策のため、いわゆるソフトのために充てるものでございまして、おっしゃられるように20年以降をどうするかということでございますが、ソフトができれば当然職員でできるというふう考えております。

それと、今申されました国の方向が示された段階で、それに合致したものでなければ当然無駄な投資になりますので、その辺は十分精査した上で執行してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 通告に従いまして、3点ほど質疑をいたします。時間も大分経過いたしましたので、簡単に進めたいと思います。

第1点は、最近の農業情勢はWTO交渉の展開とか、日豪FTA交渉と厳しい状況にあります。特に飼料や燃料など、生産資材、価格の上昇が畜産農家を直撃して

おります。そこで、141ページの款農林水産業費、項農業費、目畜産業費、節負担金及び交付金の畜産振興総合対策事業補助金1億5,057万円について説明をお願いしたいと思います。

第2点目は、旧菊池市の隈府町の中心街をはじめ旧町村の中心地が最近特に空き店舗が急増しておりまして、まちの活性化及び地域の活性化に暗い陰を落としております。そこで、159ページの款商工費、項商工費、目商工業振興費、節負担金補助及び交付金の空き店舗対策事業補助金259万円についての説明をお願いしたいと思います。

3点目に、近年太陽光発電をはじめバイオマス、風力発電と新エネルギーに取り組む市町村が増加をしております。そこで、59ページの款総務費、項総務管理費、目企画費の報償費18万2,000円、委託料476万7,000円、負担金補助及び交付金の太陽光発電施設設置補助金240万円についての説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 畜産振興総合対策事業補助金の内訳につきましては、JA菊池が実施します家畜導入事業が552万円、同じくJA菊池が実施いたします放牧事業259万9,000円、北住吉不耕起組合の機械導入が126万円、旭志TMR生産組合が行います自給飼料生産事業が1億1,616万6,000円、泗水コントラクタ利用組合が実施します機械導入事業が2,502万5,000円、合計で1億5,057万円となっております。すべてが国及び県の補助事業でございます。

2点目でございます。空き店舗の増加に伴います店舗密度の低下が商業地としての魅力の欠如につながっていることから、商店街や商工会の団体が行う空き店舗対策事業に対する支援を目的といたしまして、空き店舗対策事業を平成19年度から実施する予定であり、その経費を予算計上しているところでございます。事業の内容といたしましては、空き店舗を利用して行う共同店舗やコミュニティ施設、チャレンジショップなどの共同施設を運営する共同施設等運営事業と空き店舗を利用して不足業種や新規業種を誘致するとともに、新規出店者を支援する創業支援事業を補助対象といたしまして、事業に要する借家料、店舗改装費、借入金利息、信用保証料を補助対象経費といたしております。予算額の内訳といたしましては、1事業当たり借家料が6万円、店舗改装費が50万円、借入金利息が14万5,000円、信用保証料が5万円、計の129万5,000円。モデル事業として2事業分の合計金額が259万円となっております。なお、借家料が6万円と言いましたけれども、

60万円でございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 本市の新エネルギー対策事業としましては、太陽光発電システム設置費補助や庁用車のハイブリッドカー導入などに取り組んでいますけれども、総合的な基本指針となりますところの新エネルギービジョンを策定しておりません。本事業につきましては、本市の新エネルギービジョンを策定するもので、基礎データの収集を行い、これを基に地域全体の新エネルギー導入や普及啓発、対策事業の基本的な方向を示すこととしております。また議員が申されました家畜糞尿や生ごみなどのバイオマス資源の利活用についても、ビジョン策定の中で地域の課題として十分検討してまいります。事業の内容としましては、策定委員会の委員さんの報酬、また委員会の研修旅費、ビジョン策定調査委託料の合計499万8,000円となっておりまして、この事業費は新エネルギー産業技術総合開発機構の100%補助によるものでございます。なお、ビジョン策定のための委員会につきましては、大学教授等の有識者と市民、あるいは市職員等で構成し、専門的知識者や市民の意見を踏まえて策定することとしております。この他、太陽光発電システム設置補助としまして1kw当たり2万円、上限を6万円とした補助金を約40戸分の240万円計上いたしております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 第1点目の畜産振興総合対策事業補助金でございますけれども、これは100%国の補助事業であります。今後とも畜産農家あるいは畜産振興のため、こういう制度の活用を十分行って、畜産農家の振興のために役立ててほしいと思います。また、飼料高騰で自給飼料の認識が高まっております。コントラクタ等の充実等に強力な指導をお願いいたします。

次に、空き店舗の対策事業補助金でございますけれども、これはモデル事業として本年度から推進されるようではございますけれども、市の活性化に役立てるようによろしくをお願いいたします。

3つ目の新エネルギーに対する助成措置ですけれども、これは岩手県の葛巻町というところでは、町の電力の8割を家畜の糞尿廃材を使ったバイオマスとか、風力発電等で補っているそうでございます。ぜひ新事業でございますので、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 先ほど1点目の畜産振興総合対策事業補助金でございますけれども、私の方がすべて国・県の補助事業と言った関係で、議員さんから100%補助ということをおっしゃいましたので、内容につきましてはそれぞれに2分の1、3分の1といった、また頭数の制限もございまして、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。決して100%が補助事業ではございません。よろしく願います。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 100%補助というのは金額の補助ではなくて、100%事業の補助という勘違いでございましたので、訂正をいたします。

○議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

○（葛原勇次郎君） 葛原でございます。議案の44号、平成19年度一般会計予算の指定管理委託料についてお尋ねをしたいと思います。

まずは教育費の214ページ、215ページの款9の目4の図書館費、節13委託料の泗水図書館指定管理委託料の2,546万4,000円と、その下の目5の文化施設費市民会館指定委託料3,400万円、それから225ページの教育の、やはり総合体育館指定管理委託料についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目で、直営指定管理委託料になるわけでございますが、自ずからやはり格差が出てくるだろうと思っておりますので、その差額というものは直営と指定管理にしたときの差額はどのくらいあるのかということをお示しいただければありがたいです。

2点目は125ページの市民会館指定管理委託料の3,400万円の金額と、この予算説明書の15ページに載っております市民会館指定管理委託料の金額が違ってあります。違ってありますという申し訳ないですが、3,400万円計上してありますのと15ページの方では4,335万円、この差額をお教えいただければと思います。

また、3点目といたしまして、指定管理委託としてありますので、公募された団体あるいは業者さん、他にいくつぐらいあったのかわかればお教え下さい。

4点目、管理基準というものはあるのだろうかということ。ちょっと難しいかと思っておりますけれども。

5点目、地場産業とどのような形でつながるのかというようなことです。

6点目、万が一、管理上の過失により事故の処理または対策はどのような対応をされるか。

6点、お尋ねをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

まず、1点目の直営と指定管理との差額につきましては、平成17年度の一般会計歳出決算額との比較でお答えしたいと思います。まず泗水図書館につきましては、902万6,367円の節減となります。次に、市民会館につきましては761万1,000円の節減となります。次に、総合体育館につきましては570万2,000円の経費節減となります。以上、1点目をお答えしたいと思います。

次に、2点目の予算書と予算説明書の金額の違いでございますけれども、市民会館につきましては土地の借地料等が入っておりません。それから、総合体育館につきましては、空調設備調査委託料と法面草刈り作業賃金等が指定管理委託料には含まれていないことによる違いでございます。

次、3点目についてでございますが、指定管理についての公募状況でございますが、限府一番地複合施設は地域密着型ということで公募は行いませんで、これまで管理委託しておりました御所通景観形成協議会が平成18年9月より指定管理者となっております。また、泗水図書館につきましては2団体、市民会館につきましては1社、総合体育館につきましては2団体より申請がありました。

次に、4点目の管理の基準についてですけれども、公募時の募集要項及び仕様書に基づいて協定書を取り交わして管理いたしたいと思っております。

次に5点目ですが、地場産業の育成についてでございますが、泗水図書館においては菊池市民がつくる団体が予定されておりますし、市民会館及び総合体育館は申請団体より提出してあります事業計画にも地域密着型の施設運営を基本に、地元優先雇用となっております。

最後に、過失による事故についてでございますが、管理上の事故は指定管理者の責任であります。また、施設設備等の不備による事故等は市側の責任になるかと考えられますが、いずれにしましても協定書に基づき責任を明確にいたしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○（葛原勇次郎君） ありがとうございます。あとは、委員会の方でまたされると思

いますので、これで私は終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第2号から議案第60号まで及び請願第1号、請願第2号、陳情第1号の62案件をお手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

平成19年 第1回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第2号	菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
	議案第3号	菊池市庁舎建設基金条例の制定について
	議案第4号	菊池市指定管理候補者選定委員会条例の制定について
	議案第12号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第33号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第44号	平成19年度菊池市一般会計予算
文教厚生 常任委員会	議案第5号	菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の制定について
	議案第6号	菊池市地域密着型サービス運営委員会条例の制定について
	議案第7号	菊池市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について
	議案第8号	菊池市健康づくり推進協議会条例の制定について
	議案第9号	菊池市小児夜間医療体制対策委員会条例の制定について
	議案第10号	菊池市就学指導委員会条例の制定について
	議案第14号	菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第16号	菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第18号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第20号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第21号	菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第22号	菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第24号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第25号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第26号	菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第27号	菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第28号	菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第29号	菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第30号	菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第31号	菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第33号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第34号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案第35号	平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
	議案第36号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算
	議案第42号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
	議案第44号	平成19年度菊池市一般会計予算
	議案第45号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第46号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算
議案第47号	平成19年度菊池市介護保険事業特別会計予算	

付託委員会	議案番号	件名
文教厚生 常任委員会	議案第53号	平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第55号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市立泗水図書館)
	議案第56号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市市民会館)
	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市総合体育館)
	議案第60号	工事請負契約の締結について(平成18年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第2期居住棟建築工事)
	請願第1号	株式会社アーステクノの堆肥化施設建設に反対する請願書
	陳情第1号	第三子以降の保育料の無料化に関する要望
経 済 常任委員会	議案第33号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第44号	平成19年度菊池市一般会計予算
	請願第2号	日豪EPA交渉に関する請願
建 設 常任委員会	議案第11号	菊池市浄水センター運営協議会条例の制定について
	議案第32号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第33号	平成18年度菊池市一般会計補正予算
	議案第37号	平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算
	議案第38号	平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第39号	平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
	議案第40号	平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
	議案第41号	平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
	議案第43号	平成18年度菊池市水道事業会計補正予算
	議案第44号	平成19年度菊池市一般会計予算
	議案第48号	平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算
	議案第49号	平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計予算
	議案第50号	平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

付託委員会	議案番号	件名
建設	議案第51号	平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算
	議案第52号	平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算
常任委員会	議案第54号	平成19年度菊池市水道事業会計予算
	議案第58号	市道路線の廃止について
	議案第59号	市道路線の認定について

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

○
休憩 午後零時00分

開議 午後1時00分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第3 一般質問

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） こんにちは。私は、一般質問を3点お願いしておりますので、通告のとおり順次いたします。

最初に、菊池市人権教育啓発基本計画の実際的な運用についてお伺いをいたします。私は、この計画書を大変興味深く読みました。日ごろから人権を基調として物を考え、人や社会に関わっていかうと願う人たちにとっては、この計画書は大変よい手引き書になると思われます。コンサルに委託したのではなくて、ご自分たち自前でおつくりになったということです。ご苦労があったかと思いますが、全編を通して非常に熱意にあふれた文言が行きあたり、私の思いはこの計画書にぴったり一致をいたします。どこを切り取ってもいいのですけれども、例えばちょっと引用しますと、人権教育啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、すべての人がその個性を全面的に開花させることにあります。すなわちすべての人が出身や門地、性や年齢の違い、障害の有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳を持った一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会が補償され、自己実現ができる社会、みんなが幸せに安心して生きることができるような共同社会をつくることにありますと。そして、21世紀を人権の世紀と捉える考え方が示されており、行政、学校、企業、民間団体及び市民一人一人が人権を大切にするという共通の考え方に立つべきだと述べられています。本市の人権施策のまさに根幹となる基本計画が示されたわけです。私たち一人一人が今後はこの計画を真に活かす道しるべにするためには、それぞれが

そこに赤い温かい血を通わせなければならないと思います。そのためには、文言をよく咀嚼し、理解し、本計画が述べる理念と手法を十分に理解したいと思います。そこで、はじめにわかりにくい言葉の説明と実際の運用に関わる予算及び関連条例及び規則等についてお尋ねをいたします。

まず、言葉についてですけれども、「人権文化に満ちあふれ」とありますけれども、この人権文化の具体像について、簡単でよろしゅうございますので説明をして下さい。

次に、差別のない明るいまちづくりの実現として、団体の研修、それから地区懇談会、それから研究会、研修会等が挙げてありますが、これらの年間の定例事業等については、当初予算書では確認ができます。しかし、例えば年度途中で発生した人権侵害に対する回復を図るとき、あるいは年度途中で障害のあるお子さんに教諭や保育士の加配が必要になったとき、あるいは年度途中で外国人移住者のお子さんに日本語のサポーターが必要になったときなどのような場合は、それに係る経費や人の配置はこの計画によって準備されているでしょうか。

それから、次に条例及び規則等についてですが、この計画書に本市の男女共同参画推進条例の記述がないのはなぜでしょうか。国の雇用機会均等法であるとか、基本法などには触れて、現実問題として格差、差別が厳然としてあると指摘しながら、合併後の新市に引き継がれた菊池市男女共同参画推進条例に本計画書は全く触れていません。また障害者の人権や社会参加には触れながら、その前に立ちふさがっている障害者自立支援法にも触れていません。また学校での人権教育の重要性は説かれています、校則及び生徒指導等について触れてありません。障害者や女性や子どもの状況改善を施行するのであれば、当然それらの関連条例とか規則等にも言及されるべきだと私は考えましたけれども、ご所見を伺います。

最初の質問の1点目といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います、菊池市人権教育啓発基本計画につきましては、2月の月例会で報告を申し上げたとおり、合併後の新しい菊池市における同和問題をはじめとする女性、子ども、高齢者、障害者等々の人権に関する課題、問題を解決するため、今後の取り組み等について策定したものでございます。

人権文化の具体像につきましてはということでもございましたので、すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、本市における様々な分野の人権の現状を行政、学校、企業や民間団体並びに市民一人一人が認識し、それぞれが主体となっ

てあらゆる場、あらゆる機会を通して、またお互いが連携を図りながら積極的に人権教育啓発に取り組むことが大切だと考えております。具体的には、これまで取り組んできました成果と課題を踏まえ、行政が行う研究大会、研修会、地域が主体として行う地区懇談会や各種団体が自ら行う自主研修など、すべての市民の生活の中で人権意識を高める取り組みを推進することが重要であると考えます。また21世紀を担っていく子どもたちを育てるために、就学前教育や学校教育における人権教育の果たす役割は大きいものがあり、教育活動の中で人権の確立をする必要がございます。このように、学校教育と社会教育が連携し、生涯学習の観点で人権教育を総合的に推進することによって、子どもたちと大人の人権に対する確かな認識の共有や豊かな感性を育み、さらには子どもを取り巻く大人の人権意識や姿勢の確立が図られ、人権が実感できる差別のない明るい菊池市を創造するものだと考えております。

また、2点目の年度途中でございますが、予算的な措置はどうかということでございますが、年度途中で人権に関する差別事象等の問題が発生した場合の予算措置につきましては、それぞれの関係課で問題を把握し、実状に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

条例関係でございますけれども、本計画書のそれぞれの分野の条例・規則等を盛り込むことにつきましても、関係部課と協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ご自分たちで自前でおつくりになったということで、100点満点は期待しておりませんが、まず自前でおつくりになったということの評価しながら、人権文化についてもちょっとわかったような、わからないような気がいたしますが、熱意は伝わってまいりましたので、ぜひともその計画書を物差しにしながら進めていきたいと思いますということを申し上げるほかないのかなとこの段では思いますが、条例とかにお触れになっていないのは、やっぱり気がつかなかったということでしょうかね。見落としていたということで、条例の中に随時見直していくという箇所がございますので、そこで足らざるを補っていくと、より豊かな計画書にしていくというふうにお考えいただいていると理解してよろしゅうございますでしょうか。はい、じゃそのように期待をして見守っていきますので、共に進めていくということを確認しあいたいと思います。

人権啓発の方法としてですね、私が最も共感したのは、具体的な事例を活用した

啓発というところなのです。啓発を効果的に進めるには、身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動の実例を取り上げることが有効です。単に現状や課題について説明をしても、人の心に届きにくく、他人事として受け止められやすいという面も出てきますが、身の回りの事実を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてという効果があるというふうによく表現ですけれども、これはやっぱり実際に啓発活動をしている人でないと言えない事柄だろうと思うんですね。それで実例ということで私思ったんですけれども、私の身の回りには残念ながら人権に抵触するような事例、不平等を強いられるような事例がたくさんありますので、計画の言うこの実例に学ぶというところで2、3取り上げて、共に学びあうという思いを持ってご見解を伺いたいと思います。

1つ目はですね、軽い知的障害のお嬢さんが高校に入学できなかったという事例なのです。そのお嬢さんは、幼稚園から中学校まで通常のクラスで、友達と一緒に学び育ち合ってきました。当然のこととして高校も今までのように友達と一緒に地域の私立の普通科への入学を希望されたんです。公立は門戸を開いているとは言っても、手前で試験がありますからふるい落とされますね。そういう意味では門戸が開かれておりません。何とか入学が許可されるようにと保護者、支援者、クラスメイトの皆さんが手を尽くされましたが、叶いませんでした。みんなと一緒に高校もと願った本人、親御さんは言うまでもなく、友達、支えてきた教師たち、支援者たちは、今深く気落ちをしています。このような事例に対して、本計画はどのように向き合うことができるのでしょうか。

次は中学生の例なんですけれども、髪の毛とか眉毛といったような身体に関する事で、それが校則に触れたということで、始業前に5日間とか1週間とか掃除をさせられたというんですね。それが終わったら、本人と親が反省文を書くように言われたといいます。よくある話で、学校でのこういう手法のいわゆる生徒指導は、もう日常的に半ば公然とまかり通っており、それに従わなかったら後が怖い例えで、潜在化していますが、人と人との対等な関係性や基本的人権から見ればおかしな話です。これは本当に軽い一例なんですけれども、本計画はこの実例で何がどう問題かと見るのでしょうか。

次は、市内のあるところで働く女性ですが、結婚して子どもができたなら辞めてもらおうと言われたというんですね。今どきそんなと思われがちかもしれませんが、これが現実です。人権啓発、男女共同参画は、企業、病院、団体、公的機関、いずれの事業所も例外なく、むしろ個人に率先して取り組むこととその責務が謳われております。しかし、現場にはこのような矛盾があります。本計画は、国・県・市町村

及び企業、事業所との連携で実効を上げなければならないと記していますけれども、どのようなアクションがこの場合可能でしょうか。

次は、外的ないろいろな要因によって、折々心のバランスが保てなくなる方の例です。障害にはいろいろなケースがあり、その方の場合、話を聞いてあげる、認め上げることが最も大切で、その後は心の平安を取り戻して日常へ戻っていただけるのです。ある日いつものように市役所の電話相談へ電話をされた。ところが、その日その方の担当がいなくて別の人が対応した。その人とのやりとりの中で、誰に対してそがん物の言い方ばしょととかと言われたと言うんですね。話はもちろんこれだけではありませんが、相手が誰であろうと、正職、嘱託を問わず、市の職員でこういう物の言い方が市民に対して許されるでしょうか。本計画に照らして、この事例をどう見られるでしょうか。

以上、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、知的障害を持つ中学生の高校進学についてでございますけれども、私立は除きまして市内の公立高校に確認いたしましたけれども、門戸を閉ざすという受験そのものを受け付けないというような事実はありませんでした。また、いろんなところで養護学校の定員オーバーというのがございますけれども、確かにひのくに高等養護学校というのは毎年定員オーバーの状況ですが、ただ擁護学校の高等部という選択肢もございましてご紹介しておきたいと思っておりますが、このことは県教育委員会等において検討される問題でありますけれども、本基本計画の趣旨に鑑みまして、市教育委員会といたしましても障害のある子どもさん及びその周囲の人たちも安心して適正な教育が受けられる環境が整えられるよう働きかけてまいりたいと思っております。

次に、校則と生徒指導の件についてでございますが、今回の件につきまして調査いたしましたところ、本人の火遊びに端を発して、本人もやってはいけない校則に違反することを知っていながらやったことということを報告を受けております。また保護者に対しても学校側からの連絡に対するコメントを求めたものと聞いております。校則の中に、特に眉そりというのは菊池郡市すべての学校で禁止されておまして、熊本県中学校体育連盟でも眉に手を入れた場合に生徒の出場禁止も視野に入れた厳しい対応をしているなど、非行につながる生徒のサインとして広く認識されているところです。生徒の非行と学校の荒廃というのは、他の生徒の人権及び学習権も侵すことにつながりますので、とにかく学校が教育の場にふさわしく安心・安全な環境が確保され、学校の教育目標が達成されるためには必要な共通のルール

を校則として定め、また社会規範の遵守に関して適切な生徒指導が必要であるということを保護者も含めまして理解を得るとともに、さらに連携を取りながら適切に行うことが重要と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 雇用関係につきましては、労働基準法の中に解雇の禁止等の条文もございます。仮にそういう事実があるとするなら、労働基準監督署等関係機関に相談の上、対応することも考えるべきことだと思いますが、職場環境はどうか、子どもを生んだら辞めざるを得ないような企業風土になってはいないかということが本質的な問題になってくるというふうに思います。平成15年7月に交付されました次世代育成支援対策法で、企業においては一般事業主行動計画の策定が従業員301人以上の事業所に義務付けられ、300人以下の事業所では努力義務とされております。子育てにやさしい職場を増やすことが大切でございますけれども、それには企業側の理解と協力が不可欠でございます。育児支援に積極的に取り組む企業は、女性にとっても魅力的です。企業の社会的価値も高く評価されますが、実際労働者のモラルの向上、優秀な人材の確保ができて、結果、業績・企業のイメージアップにもつながっているという調査結果も出ております。菊池市におきましても、厚生労働省のファミリーフレンドリー企業として、熊本労働局長賞を受賞された企業もあり、本市広報で仕事と育児、介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行っている企業として、その意義と効果など広く周知しているところでございます。今後におきましても、菊池市次世代育成支援行動計画や菊池市男女共同参画推進条例の主旨を周知できるよう啓発してまいり、企業、事業者等の皆様にご理解、ご協力いただけるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 嘱託職員の対応についてということでご発言ございました。嘱託職員に関わらず、やはり適正な対応をすべきというふうに考えております。そのようなことがあったとすれば、今後内部でもいろんな指導を含めた、研修等も含めたことを実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○(怒留湯健蓉さん) 大体あんまりずれないでお答えいただいたと思いますけれども、知的障害のお子さんの高校進学については、常久に働きかけていくというお気持ちが生かされたので大変ありがたいと思います。

それから、中学校の例ですけど、何か中学校に問い合わせた裏を取られたという話ですけども、そういう話ではなくてですね、報告がちょっと私の調査とは違っておりますが、それはそれとして、やっぱり適正な行きすぎのない生徒指導というのは人権に非常に関わることでありますので、これからはしっかり見ていくというご答弁であったというふうに理解をいたしました。

知的障害のお子さんの入試が叶わなかったという事件を知った同じような境遇のお子さんの親御さんたちですね、やがて迎える我が子の受験に今からとても不安を募らせていらっしゃるんです。うちの子がいける学校があるのだろうか。菊池県内の養護学校が今年6人定員オーバーと聞いておりますけれども、これは貼ってあったんですね。発表は。ということなのですね。一つの自治体で限界を超える問題ですので、民間ではこういう状況を考慮しようとか、文科省に働きかけをしています。それで、行政でも、国レベルでも、県レベル、国レベルの法制化、制度化を求めていく必要があるのではないですかと申し上げて、それに応えていくというご答弁であったというふうに理解をしてよろしゅうございますね。ありがとうございます。

教師と生徒の関係、保護者と教師の関係が全く対等であれば、私はこういう高見からの一方通行のその生徒指導は成り立たないと思っています。管理されるものは管理するものを探すといいと思いますけれども、児童生徒への人権侵害を発生させないためには、教育啓発というそういう行動も大切ですけども、問題は伸びやかな学びの環境を整えることと同時に、大人たちが児童生徒を権利の主体として見ているかどうかということではないかと思うのです。この事例に学ぶとすれば、子どもの権利条約や本計画書との整合性のとれた校則であるか。生徒指導の実体が子どもの権利条約や本計画書の整合性のとれた中身であるかということが問われていることだというふうに私は思ったのでお伺いしたんですけども、いかがでしょうか。

庁内で大変残念なその物言いがあったということについては、まかりならんと、調査をして再発を防ぐというご答弁でありましたので、よろしくお願いをいたします。

それから、子どもを生めないという話については、アクションをしていくと、働きかけをしていくということでありましたですね。ぜひ調査をして、そういう職場環境がこの地域社会から改善されていくように、さらにお願いをいたします。

このところではですね、私がちょっと市長にここで伺いたいのは、「誰に対

してそがん物言いばしよっとか」ということについてはですね、こういう状況を見逃してきた当該部署も問題だと思うんです。就中、私は任用者の責任が問われると思うんですね。このまちの人権意識、福祉度がよくよく話題になりますけれども、我が地域社会の体質を表した象徴的な実例ではないでしょうか。もっとも人権に配慮しなければならない部署だと私は思います。福祉の顔とも言える部署です。どうか市長のご見解をここではお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 障害を持つ子どもさんの高校入試についてですけれども、御存じのように4月から特別支援教育ということで変わっていきませんが、その特別支援教育の制度の趣旨に十分機能するよう努力してまいりたいと思います。そういうことで、さらに児童生徒の教育面におけるノーマライゼーションの一層の進展に向けて、今後とも国・県及び関係諸機関に働きかけていきたいと思っています。

次に、校則と生徒指導についてでございますが、教育は人格に形成を目指して行われるものでありまして、集団生活を通して人間としての調和の取れた発達を図る学習の場であります。したがって、校則は学校の教育目標を達成するために学校内外における児童生徒の全般的に関する必要な事項を定めた校内の内規であります。そういうことで、必要な項目について明記しておりますけれども、またその他にですね、申し合わせ事項として必要に応じて生徒を交えて、その都度見直されております。生徒指導を行うにあたりましては、児童生徒の人権の尊重はもちろんのことですけれども、生徒の内面、心に目を向けて生徒一人一人のよりよき発達を促すような学校と家庭が連結した指導であるよう努めているところでもあります。今後とも先ほど指摘ありました子どもの権利条約の理念とこの人権教育啓発基本計画に鑑みまして、子どもが単に受け身としての客体ではなく、主体となるような校則の見直しや生徒指導となるよう指導してまいりたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 人権に関する相談について、庁内関係各課でそれぞれ相談員、職員等が対応しているところでございます。地方自治に携わる職員として、市民の方々へ誠実な対応は当然の義務であると考えております。現在、市ではすべての市民の人権を尊重し、人権に配慮した行政を推進するため、職員・嘱託員等の人権研修を実施しております。菊池市人権同和教育推進協議会の行政推進部会の中におきましても、豊かな人権感覚を持った行政職員の育成を図ることや市民にやさしい心の触れ合いを大切にすることなどを目的に、身近な人権問題を取り上げなが

ら全体研修会やそれぞれの課、室局等で自主研修をはじめ職員の研修の場となる地区懇談会等を推進しているところでございます。今後も今般作成しました人権教育啓発基本計画を基礎に、職員研修等を重視させていきたいというふうに思います。人権の世紀とも言われます21世紀を迎え、現在もなお部落差別や女性差別、子どものいじめや虐待、高齢者・障害者への差別、H I V感染者やハンセン病等に対する差別など、人権問題が頻繁に発生している状況であります。本市におきましては、今後の同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて、菊池市部落差別等撤廃人権擁護に関する条例や菊池市人権教育啓発基本計画を基礎に、これまでの取り組みの成果や手法を踏まえ、市民一人一人が人権を大切にするという共通の考え方に取って、お互いが協力しながら、さらに人権意識を高めるための取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

[登壇]

○(怒留湯健蓉さん) 最後のところで、任用者の責任というところで、端的に一言で結構です。

○議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) ただいま総務部長の方が答弁いたしましたように、本市の行政に携わっております全職員、また嘱託職員などを対象にいたしまして、毎年定期的に人権研修を開催をいたしております。人権意識の高揚と資質の向上ということに向けて努力をさせていただいております。しかし、ただいま怒留湯議員の方からおっしゃったように、市民の方々に対する一部配慮が欠けていたのではないかと、対応が見受けられたということでございまして、このことにつきましては真摯に受け止めなければならないと思っております。お話の中で、ご質問の中でも21世紀は人権の時代とこう言われておりましたが、まさしくそのとおりでありまして、部落差別等撤廃人権擁護に関する条例を九州で確か初めて菊池市は制定したのではないかと思います。そういったことを含めて、この菊池市の人権教育、啓発基本計画はできあがってきたわけでありまして、この基本的な理念、精神というものを大事にして、そしてそれを実行していかなければならないと思っております。今後も豊かな人権感覚を持った行政職員の育成を図ることや市民の方々に対しましてやさしい心の触れ合いを大切にすることなどを目的に、なお一層職員研修を重ねて行いながら、すべての市民の人権を尊重し、人権に配慮した行政の推進をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○(怒留湯健蓉さん) 大いに事例に学ぶことができたと思いますので、次に移ります。

次に、都市計画、その住環境の変化とある小規模作業所が出会った現実。これも障害者に関わる問題なのですね。菊之池の校区、東原区に利用者さんが10人足らずの小さな福祉施設があります。住宅街の外れの田んぼの中にささやかな作業所が建設されて、やがて4年になります。アットホームな雰囲気、利用者さんたちはもちろん、菊池市外の療育相談など、大変信頼の高い作業所です。近い将来、施設の隣の田んぼを買い取って、みんなで農業をと利用者さんたちは夢を温めていました。ところが、その矢先、その田んぼが遊技場の駐車場になってしまいました。国道325号沿いの北原野間口間の大型の遊技場が4軒隣り合って競合している地域です。その向こうに戸数が150戸ほどになりますか、東原区が広がります。20年ぐらい前は、この地域は静かな田園地帯、住宅地帯でした。落ち着いたその住環境を選んで、この地域への移住者は増え続け、今では中堅の住宅地となっています。ところが、数年前から遊技場などの改築拡大と、それら伴う駐車場の拡張によって、周辺的生活環境は著しくマイナスの影響を受けるようになってきました。昨年、東原住宅に最も近い遊技場がさらに改装拡張をしたために、その駐車場は住宅地の近くまで張り出して、車の往来も倍増して、狭い生活道路が危険にさらされることになりました。また、今述べました小規模作業所は、その施設の裏と東側を境界線1本で当該遊技場と隣り合うことになってしまいました。身体障害、知的障害、精神障害の3障害を受け入れて、利用者さんたちの心の平安や身体の安全に最新の注意を払い日々をつないでいる施設にとっては、まさに青天の霹靂、何とか隣接の田んぼだけでも確保したいと4,000名を超える署名を集めるなどして手を尽くされましたが、現行法の下では、いかんせん涙を吞んでその拡張・拡大を見守るほかありませんでした。なぜならば、当該駐車場の拡張に関わる農地法であったり、都市計画法、あるいは開発行為規則等々、すべてクリアして合法的になされており、小さな福祉施設は、それらの法の谷間に置かれている現実を思い知ったからです。市街地の立地も同意が得られない障害者の施設が、郊外でひっそり肩を寄せ合っていると、今度は事業者の、企業の論理で、またその存在を脅かされる。弱い立場のものが隅へ追いやられる、泣き寝入りを余儀なくされる、このような事件がこのまちに起こったことに私たちはもっと心を寄せなければならないのではないのでしょうか。そして、こういう事件が今後再発しないように、何らかの行政の対策が必要であると思われれます。

まず、お尋ねしたいのは、今回当該小規模作業所が出会った現実に対する、行政はよく働いていただきましたが、行政としての考察と現都市計画では東原区やこの

福祉施設のように人間の環境が徐々に劣悪化している地域があるということがご認識されているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） まず、行政の考察と認識についてお答えをさせていただきますが、都市計画はご存じのとおり、一定地域に人や産業が集中することによります生活環境の弊害を防ぎ、また住民が文化的に健康で、安全で安心して生活ができるように、土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するための各種の規制、誘導あるいは事業の実施を行うものが都市計画の役目となっております。その施策の1つに土地利用計画があり、用途地域の指定があります。その中の1つに準工業地域がありまして、主に軽工業などの環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域で、住宅や商店など多様な用途の建物が建てられる用途地域であり、土地利用の選択肢が多い反面、しばしば住宅と工場、遊戯施設などが混在しまして、騒音などのトラブルが起こりやすい地域です。今、議員さんがおっしゃられました東原区ですかね、地区におきましては、遊技場は、この準工業地域にございます。また、用途地域を取り巻く白地地域は、法令等による土地利用の規制誘導が相対的に緩い地域をいいます。これは将来の土地利用の方向性が未整備であるため、各種土地利用の混在や無秩序な施設の立地、虫食い状態的な開発などを招きやすい状況にあります。今、おっしゃられました福祉施設につきましては、この準工業地域に隣接した白地地域にありまして、当地区は今回のようなことが起こりやすい地域だとなっております。このことは都市計画上は何ともしがたいところだと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 今回の事件で、こういう劣悪化が進んでいる地域があるというご認識はありますね。ございますね、はい。当該遊技場の拡大拡張は、庁内のいくつかの部署に関わって進められました。どの部署の皆さんもまじめに現行法に沿って事務を行って、県に上げていかれたんですけども、その一連の縦割りの事務によって、長い間温めてきた夢を砕かれた障害者と言われる人たち。その家族とかその支援者たちの悲嘆、そういうものを私たちはやっぱり、これは現行法が想定していなかった現実として重く受け止めていかなきゃならないと思うんですね。現状ではですね、福祉施設が今回のような事件に直面したときに救う法律はないんですね。わずかに学校と病院については、遊技場等の進出は風営法によって500mの距離

を置かなければなりません。福祉施設の周辺については何の規制もない。そこで、今後は、例えばグループホームであるとか、多機能ホームであるとか、小規模作業所、就労施設等々の社会化が進められていく中で、次なる泣き寝入り者をつくらないうために、市レベル、あるいは県レベルでの何らかの対策が必要ですが、なんかそういうご方針をお持ちかどうか。

それから、また現都市計画は、非常にいかんともしがたいというお話でありましたけれども、現都市計画、土地利用計画には、その合理性が失われている区域が認められますが、見直しの計画をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 今回のような弊害が起きない方法といたしまして、白地地域であれば特定用途制限地域を設けて、社会福祉施設等の環境を保護する制度がございます。法の改正によりましてこういう制度ができたわけがございます。これらはまちづくりのために地域を指定するものでありまして、今回のような小規模施設等の周辺環境を保護する制度ではございません。また今回の問題は、遊技場の方が先に立地しておりまして、そのお隣りに福祉施設ができたという問題でございまして、いかんともしがたい状況にあったわけがございます。今度の遊技場の問題につきましては、その問題解消に議員さん自ら動いていただきまして、ご尽力いただきましたこととお礼申し上げたいと思いますが、市といたしましても現行法の中でできる限りの意向に沿うべく、お互いの意見を調整しながら、お互いが立地していけるように努力をしたところでございます。今後の都市計画行政は、関連する分野と協調しながら、ソフト、ハードの両面からユニバーサルデザインを常に意識して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 少し法律が進んだようですね。これはちょっと適用が無理だったということのようですけれども、都市計画においてもユニバーサルデザインの視点を入れて見直していくということであったと思います。

合理性が失われている区画というのはですね、東原住宅地域と小規模作業所の間にある私有地、ここが例の遊技場オープンの際に臨時駐車場としてその遊技場に貸されました。突然その住宅地の空き地に大量の車が入り出すことになって騒然としてきたわけです。脇の道路は南中への通学道路でもありますので、夕方は親御さんが出迎えに出たり、遠回りをして別の道を下校させるなど、完全確保のために

自衛策を講じなければならないということもございました。この騒ぎは何事だと住民の皆さんは遊技場へはもとより行政当局対しても不信感を募らせたわけです。この駐車場としての貸付は2月いっぱいまで終わり、この土地は次は民間へ払い下げられる準備が進んでいるようですけれども、さっきおっしゃいましたように、現地は都市計画ではいわゆる白地というんですかね、白地なんですね。何が出てくるかわからない。したがって、後々紛争にならないように十分な具体的な配慮をお願いしておきたいと思います。快適な住環境、これは文化のバロメーターです。急速な宅地化や大型店の進出が進む中、現都市計画の見直しは必然です。福祉度の高い人間の環境の創造・保全のために、今回の事件を教訓として、ぜひ計画の練り直しが求められています。再度そのご方針をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 今後の都市計画の考え方につきまして、最後にお答えさせていただきますが、この福祉施設は用途指定のない、今おっしゃっていただきました白地地域でございます。先ほど説明しましたように、いろんな用途の建物が混在できるところで、このような地域は今後ますます弊害が増えてくることが予想されます。合併を期にまちの変化を具体的に示す都市計画の基礎調査を踏まえて、平成19年度から22年度までの期間で新市の都市計画マスタープランの見直しと都市計画区域の見直しに併せて、用途地域の見直しも行う予定でございます。見直しにあたりましては、その地域の特性、発展、動向に応じた秩序ある土地利用や都市施設の整備等により、安心・安全・快適な住環境が保たれるように、市民の皆さんの合意形成を図りながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ぜひユニバーサルデザインの視点をお忘れなきようお願いいたします。

最後に、菊池市行政改革大綱実施計画案に見る本市の未来ということでお伺いをいたします。この計画案に目を通しながら、これは12月議会前にお配りいただいたと思いますけれども、本市の将来にいささかの危惧を覚えます。この時代、行政改革、行財政改革は必至で、無理無駄を整理するその方向性は否定いたしませんけれども、しかし初めに切り捨てありきの印象も否めません。本案を強引に進めていったときに、果たして本当に豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちが立ち現れてくるか、疑問も生じます。計画では、指定管理者制度、PFIの導入、民間委託

が音を立てて進む気配ですが、本来納められた税金でもって自治体が住民に補償すべき公共サービスは何であるか。その考察、検証は、計画の実施途上においても常に行わなければなりません。分けても直接、間接、命や人権に関わる分野、それから未来や環境、子どもに関わる分野等には、効率主義とは別の尺度が求められます。今後公共サービスとして何を堅持し、何を整理していくか。箱物体質か、福祉体質か、自治体の体質が問われてきます。はじめに切り捨てありきではない何を残すかの論点をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 平成17年3月に半世紀に一度の平成の大合併によりまして新菊池市が誕生したわけでございます。この市町村合併も国が進める地方分権や三位一体の改革の推進に伴う行財政改革の重要な手段の一つと考えております。1999年3月末3,200余あった市町村の数は、本年3月末1,804ということで減少率44.2%になる見込みでございます。このことから、全国の市町村の実態というものは大きく様変わりし、行財政運営においても新たな時代に対応できる自治体経営基盤を確立することが強く求められております。その具体的な取り組みの1つが行財政改革であると認識しております。行財政改革は、削減や廃止、ましてや切り捨てといった負のイメージではありません。現状を見直して無駄をなくし、改革によって生まれた財源、人間、権限という3つの「げん」を有効に活用して、将来における市民生活の安定や市民サービスの向上を図るために行うもので、まさしく生まれ変わるための最も重要な取り組みであると思っております。

また、今回併せて報告させていただきました行政評価におきましては、約1億円の削減効果を見出すことができ、今申し上げました新たなサービスへの転換も含めて、今後も積極的に活用していきたいと考えております。ご質問の切り捨てありきではなく残す論理をとすることは、指定管理者制度の導入をはじめ、現在直営で管理指定おります公の施設の民間委託や民営化に関する計画だと思っております。この件につきましては、合併以前からそれぞれの市町村におきまして検討されてきた大きな問題だろうかと思っておりますが、なぜ民営化が必要なのか、なぜ公立公営でなければならないのかなどを総合的に検証し、これからの菊池市民生活のために最良の方向性を見出すために行うものでございます。もちろん計画の実施にあたりましては、具体的な資料を示しながら議会や市民の声を十分にお聞きして議論を深めてまいりたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

- (怒留湯健蓉さん) 私と総務部長は、こういう論議をずっと交わしてきているわけですが、新たなサービスを生み出すための、生まれ変わるための制度だというふうに受け止めていきたいと思えます。本計画の直近のターゲットはですね、職員の定数減ということになっていきますけれども、実際はこれは論議が分かれるところですが、類似団体に比べて福祉部門とか教育部門は逆に少ないということも知っておかなければならないと思うんですね。この部門でですね、県南や山鹿市でできていることが本市でできていないということが実はあるんです。現に今、障害者福祉計画を策定中でございますけれども、対象者に対するヒアリングに担当部署から出向けない。最初からコンサルタントが対応するという状況なんですね。どんなに猛けてはいても、コンサルタントは受託者でしかなくて、執行者ではありませんよね。最終段階でのコンサルタントの登場はある程度は仕方がないとしても、当事者の涙や笑顔に接しながら、そのまちの担当責任者がヒアリングを行うかそうでないかとは、後の計画策定及び計画の運用に血の通わせ方が違うでしょう。公共サービスの質を考える上での、これは重要な視点です。本当に中身の伴う豊かな田園文化のまちを構築するための今日的な需要を知り、それを割り振り仕事をさばっていくための組織とその機構はどうあるべきか。そのために、人は何人いるのか。それをどう配置するか。菊池市行政改革大綱実施計画案には、まずそのような視点こそ重要ではないかと私は思うのですがいかがでしょうか。

- 議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長(緒方希八郎君) 現在の菊池市の組織機構でございますけれども、これは合併前の旧自治体職員、4市町村職員の合体でございます。またそれぞれ4市町村が組織しておりました一部事務組合の職員と事業そのものもそれぞれ引き継いだために今の組織となっているものでございます。組織の増大化や縦割り型組織につながり、それを解消すべく集中改革プランや定員適正化計画の目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理できる組織とする必要がございます。仰せのとおりいろんな部署でまだ組織がぎくしゃくしている部分もございますし、配慮が届かない部分もございますが、今後は組織の見直しの中、また適正な人事配置の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

- (怒留湯健蓉さん) 合併後の一過性のごたごたということで、私も大目に見て細や

かには言うつもりはないんですけども、組織機構の見直しは必要であって、その作業は始まっているということであればですね、その推移を見守っていきたいと思います。このたび菊池市行政評価制度が導入されました。まずは内部評価制度として導入されて、私はこの制度については外部評価を加えたところのシステムが必要であると提言して久しく待ったところですけども、このたび明らかにされた導入初年度の評価の対象項目を見ましても、そこに組織機構の見直しの項が組み込まれていなかったということで、ここで残念に思い聞いたところです。地方分権が実質進んでおります今日、行政機構の再編は避けられません。旧来の組織には、合併後ということもあって、無理、無駄、不足があって、高度多彩な実務をこなすには実態が合わなくなっている。これはもう日々皆さんが思っていることだと思うんです。傍目にも明らかです。総合計画や先ほど触れました人権教育啓発基本計画が示すような温かいまちをつくっていくために必要で合理的な機構再構築の図があつてこそ、菊池市行政改革大綱実施計画案は初めて説得力を持つことになります。豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち、何とはないイメージはできますけれども、そこへ本計画を重ねると、途端にそのイメージがばらけます。諸計画がそれぞれに単発的で、菊池の未来像が1つの絵として結ばれにくい。統一性、整合性に再度、そして絶えずチェックが入れられることとともに、本計画案が単なる委託、切り捨てに陥らず、行政サービスの改善・改革の方向で運用される成案として位置付けられることが臨まれますが、ご所見を伺います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回お示ししました菊池市行政改革大綱の実施計画をはじめ、様々な行政施策を推進するため、本市には30を超える構想、計画が策定もしくは策定中でございます。ご質問の諸計画の統一性や整合性及び行政サービスの改革改善の方向性につきましては、これらの計画が目指すまちづくりや市民生活の安定という目標が確実に達成できるように、充実した総合調整機能が重要となります。市町村合併という特殊事情によりまして、この2年間に各種の計画策定作業が集中しましたが、この行革大綱実施計画の実施にあたりましては、菊池市総合計画基本構想を基本として、各種計画との整合性を十分図りながら行政サービスの改革改善の方向性につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 最後に市長、まとめてご所見がございましたらお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 所見をとということでございますが、ただいま総務部長の方からお答えいたしましたように、本市には30を超える構想や計画が策定、もしくは策定中ということでありまして、いわばこの30本のそういったものが同時に機能していかなければならないということで、策定中であるという部分と、それから策定されたものというものは、当然まだまだ整合性を求めて行動中であるというふうになって、そのことによって本当に何か絵が完成していない、見えてない、見えてこないとご指摘される部分はその辺ではないのかなと思っております。いずれにいたしましても、この切り捨てにならないようにというお気持ちは十二分にわかるわけでありまして、改革と言え、やっぱり切り捨てるところがあって、その中から必要な部分について肉付けをしていくということで、一端解体をして、そして改めて作り直していくという意味で、この市町村の合併というものがあると思っております。集中改革プランなどなどにおきましても、それぞれの項目が非常に切り捨て部分が多いということでありまして、またこの合併に伴います新市の建設計画等においても、それぞれの4市町村が持っていた社会的な、あるいはその憲政以来続けてこられました施策というものが網羅されているために、そのことを切り捨てるわけにいかない。だからといって、これをある程度縮小縮減していかなければ、いわゆるメリハリの利いた一つの将来の菊池市の構想というものが出てきずらくなってきているというのが両面こうあります。そういったことについての総合調整というものをしていかなければならないと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 次に、松本 登君。

[登壇]

○（松本 登君） 通告に従いまして、お尋ねをいたします。

まず、平成19年度の予算案並びに施政方針についてであります。施政方針が示されました合併後3年目を迎え、平成19年度の市長の市政を進めるにあたっての方針が披瀝されたということでありまして。印象であります。総合計画に基づき市政全般にわたって積極的に取り組まれる姿勢は伺えるところであります。市政全般まんべんなくは当然のことではありますが、今市民が市政に何を求めているのか、世の動向は企業、自治体問わず改革の嵐であります。市政でも、まず行政改革ではないでしょうか。合併後の市政運営の方向性も見えてきた今日この頃であります。行政改革大綱が示しております現体制のままでは、数年後には赤字に転落するという危機感に対する対応、ポイントは財政の健全化であり、組織の再編であり、民間委託、さらには企業誘致等々あらうと思っております。特に議会で盛り上がりを見せておると私は受けとめておりますが、企業誘致に対して施政方針では、優良企業の誘致

については、重要施策として取り組む、また企業への情報提供、訪問強化を図るとの表現であります。これには、積極性というものが感じられるかなという思いであります。やはり方針にはメリハリというものが必要ではなかったのかなという印象であります。

さて、平成19年度の予算案についてであります。予算編成にあたりましては、まず財政健全化への体質改善が前提であります。漫然とした予算編成は昔のことであり、今日では正確な計画に基づき、改革の精神をもって予算を練り上げるということが当然のことです。北海道夕張市の財政破綻に伴います市民の悲惨な状況は、報道によりまして全国市町村に津波のように広がりました。国では、素早く地方に対する締め付けの法的手段を次々と発表し、地方では大慌てに行政改革に取り組んでいるのが現実であります。本市でも蚊帳の外というわけにはまいらないということでもあります。今、市政の運営には市民の厳しい視線があります。一方で、地方分権の改革をはじめ、歳出歳入に関する多くの改革が地方へ押し寄せており、分権改革ではこれまでの金太郎アメ的な対応ではなく、自己決定権、自己責任、地域の独自性を求めており、地域自身が豊かで個性のあるまちづくりに取り組み、地域間競争において抜ん出なければなりません。合併から3年目を迎える本年を市政の改革元年と捉え、市政全般にわたり厳しく対応していかねばとの認識が必要ではないかと思っております。本年度の一般会計予算案につきましては、総額216億6,000万円、自主財源は77億7,000万円、全体に占める割合は35.9%であります。依存財源は138億8,000万円、全体に占める割合は64.1%であります。平成18年度の当初予算と比較いたしますと、数字の上では3億6,000万円ほど減少しておるということでもあります。市として、分権改革が目指す自立性について考えるとき、財源における64.1%という、いわゆる依存の度合いが大きすぎるということは、これは受け止めなくてはなりません。ただ、国がどんなに改革を進めましても、明治以来今日まで続けております官僚制、国から県へ、県から末端の市町村へという行財政の仕組みは変わることはありません。ただ仕組みは変わりませんが、国からの支出金は減るばかりであります。この歳出減に対する情勢分析とともに、歳入増対策そのものが分権改革が目指しております個性のある新施策の創設であり、このことが活性化の道ではないかと思っております。私は昨年12月議会で本年度の予算編成方針を伺っております。答弁では、編成方針の骨格は、国の諸々の改革は確実に推進される。特に税源の移譲、地方交付税の抑制は明確に示されているが、具体的には不透明である。公共事業の削減、さらには平成の合併の一段落を受け、財政支援措置の動向は特に注意を払う必要がある。さらに見込んだ財源の確保には全力を挙げる。一方、新市建設計画の事業については、抜本

的な見直しを行う。また予算編成の基礎となる総合計画・実施計画は、平成18年内完成の予定であり、実施計画に沿った編成となると言っておられます。予算編成の根本、基本は総額の抑制であり、歳入の確保、そして歳出の削減であります。歳入の確保につきましては、国支出金の動向の把握に努め、見込んだ財源の確保を図るとともに、同時に自ら財源確保に努めると厳しく覚悟を示されております。そこで歳入の新財源について、新規施策等による財源発掘についてお示しをいただきたいと思えます。

さて、合併時策定の建設計画、財政計画、一体でございますが、ともに10ヵ年計画であります。これが現在の計画であります。この計画が示しております平成19年度の予算、計画の予算、歳入歳出共に293億円であります。昨年12月議会の答弁では、この現在の財政計画の数字293億円と新予算額は大きな開きが出ると申されております。執行部では、現財政10ヵ年計画については、合併直後から見直しを行うと言いながら、未だ当初のままです。今日までに昨年の7月、全協説明の5ヵ年計画試算、そして18年同じく昨年の11月の中期財政10ヵ年計画の試算がありますが、試算はあくまでも試算であり、見直しではないと思えます。市政は市民のためにあり、その市民のために市政全般にわたり施策を進めるにあたっては、計画に基づかなくてはなりません。計画あつての施策推進であります。計画における平成19年度の293億円と新予算案216億円を比べてみれば、計画策定の必要はないのではないかという思いもあります。加えて、予算編成の根拠となる実施計画も、未だ未完成であります。新予算案総額の216億円について、何を根拠に編成されたのか、十分なる説明が必要であります。市政で一番大切なことは、正確な、そして後追いでない計画ではないかと思えます。お尋ねをいたします。

予算編成方針につきましては、施政方針で示されておりますので、答弁は要りません。予算編成の基本であります総額の抑制、歳入につきましては自ら新財源をとっておられるわけであり、そのことについてお示しをいただきたい。歳出につきましては削減の内容について、それから現在財政計画が示しております平成19年度の歳入歳出額293億円と本年度の216億円の差額についてとともに、予算編成の根拠を説明いただきたい。

以上であります。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 平成19年度予算につきましては、限られた財源を重点的、効率的に充てるため、経常経費につきましては枠配分による予算編成をいたし

ました。歳入については、所得税改正及び定率減税の廃止等によりまして市民税の増収が見込まれますが、地方交付税につきましては三位一体の改革によりここ数年間の交付実績等からも一定の割合で減少していくものと考えております。こうした厳しい財政状況の中で、少子高齢化とグローバル化という大きな環境変化を前向きに捉え、プラスに転換し、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりに積極的に取り組まなければなりません。そのためには、合併までに調整できていない事務事業の調整を早急に図るとともに、新市建設計画におけます事業内容、手法の抜本的な見直し、事業の廃止、休止、事業期間の延長、事業費の平準化などに取り組み、限られた財源を最大限有効に活用し、真に市民に満足度の向上につながるような施策を進めることが必要でございます。また、限られた財源の下でますます多様化します市民ニーズに適切に対処していくためにも、様々な手法を活用して不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的かつ効果的な行政体制を確立するため、各部局が主体となって他部局や他機関と連携を取り、十分に議論をしながら編成にあたることを本年度の方針といたしております。歳入面におきましては、本市においても三位一体の改革を受けて減少傾向にある中、直接市民の負担増となるような増収増策は取れませんので、住民の納税意識の向上を図り、企業誘致による雇用機会を創出し、市民税、固定資産税の増収による自主財源の確保に努めてまいります。また、歳出におきましては平成19年度予算編成により、経常経費について枠配分方式を導入し、各種補助金については適正な見積もり、委託内容の再確認、イベントの見直しによる整理合理化を図り、その目的を達したものの、補助効果の乏しいもの、社会実情に合わなくなったものがないかを見直し、計画に沿った削減を実施しました。また、スクラップアンドビルドによるニーズの高い事務事業への重点的配分等も行なった結果、対前年度は物件費3.7%減、維持補修費29.6%減、補助費9.8%減となっております。予算額と財政計画との差につきましては、新市建設計画における平成19年度財政計画293億4,000万円と本年度の予算額216億6,100万円の差、約77億円の要因でございますが、これは普通建設事業費で、共通事業の庁舎建設費と庁舎関連事業費約51億円が新庁舎計画凍結によりまして後年度に移行したこと、また当初計画されておりました配食センター約1億400万円が事業廃止となったこと、さらに新市建設計画で前半期に約80%と集中的に計画されていた普通建設事業を緊急性、必要性等により事業内容を見直し平準化したことが主な原因となっております。予算編成については、編成方針と総合計画の実施計画を根拠に編成を行う予定でありましたが、計画策定が遅れました結果、実施計画策定と並行して予算編成を行いました。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○（松本 登君） 答弁いただいたわけではありますが、歳入における新財源については、新施策はお答えがありませんでした。歳出の削減につきましては、経常経費、枠配分の方式ということで、80%程度の厳しい対応がなされておるということでありました。新市建設計画の293億円と本年度の216億円の差額77億円との答弁によりますと、庁舎建設事業費を含む約51億円が一時凍結という形になったために、後年度へ移行したことによって差額ができたというような言い回しでありましたが、ちょっと難解なことであるなど。難解というのは、ちょっとあまりわからないという意味であります。さらに、新市建設計画における普通建設事業については、新市建設計画における10ヵ年計画の前半に集中していたという経緯がございますので、平準化したというお話でございました。見直しをしたということであろうと思います。ただ今お聞きしまして、建設事業の見直しについては、今、報告がありましたような事務的な見直しで済まされるのか。私は、今お聞きしただけでも大きな見直しではないかなという思いがいたしております。予算編成の根拠につきましては、その根拠であるべき総合計画、実施計画が未だ未完成ということでありまして、答弁によりますと、その実施計画と並行して予算編成をしたという答弁であったかと思いますが、これは実は実施計画、大変重要な計画でありまして、全く予算編成の基礎となる計画であります。毎年ローリングすることによってですね、調整されるという性格の計画でありまして、これに基づいて、この計画については策定と同時に議会へ報告するという義務もあるわけであります。後追いということであろうと思いますが、一緒にされたということでもありますので、それ以上は申し上げることはできないと思います。

そこでですね、歳入増対策ということで、一つの例を申し上げたいと思います。もう既にご存じのことと思いますが、国が新年度から始める新施策であります。がんばる地方応援プログラムというのがですね、今、国会開会中で審議中でありまして決まっておりますけれども、目指すは地方のがんばりの成果を地方交付税算定に盛り込むという地方支援措置であります。この措置は、平成19年から21年までの3ヵ年間、平成19年度では2,700億円ということになっております。内容を見ますとですね、多岐に渡っております。いくつか申し上げますと、企業立地促進プロジェクト、企業誘致のエキスパートを置いてもいいですよ。工場団地の整備、観光振興プロジェクトにはですね、通訳ガイドの育成、グリーンツーリズム、少子化対策プロジェクトでは子育て支援センターの開設、赤ちゃん救急医療体制整備、街中再生プロジェクトでは空き店舗の活用、コミュニティバスの運行、地域経

営改革プロジェクトでは職員定数削減、民間委託、滞納対策、学校統合、いわゆる行政の法律化について対応されるようであります。このようにですね、多くのプロジェクトがあります。当然検討されていると思いますが、国では頑張った市には応援するよと言っているところでもあります。依存財源の高い本市の場合は、これはもう当然歳入増対策としてですね、検討して取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。このプログラムは本当にですね、時代に合った施策ばかりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。施政方針でも、実は3件ほど固有名詞が上がっておるようでもあります。

さて、行政改革の実施計画案によりますと、新市建設計画の見直しに併せ中期財政計画の見直しを行うとされておりますが、中期とはどのようなものであるかなという思いもござひます。長期が10年、中期が5年、短期が3年、1年というのを普通言っているようござひます。新市建設計画は、合併直後から計画見直しに取り組むと言及され続けてまいりましたが、なぜか現在まで見直しが見えておりません。今回、行政改革実施計画では明確に見直し期間が示されております。平成19年の7月から12月まで、半年で実行されるというのがスケジュールの中で示されております。できますでしょうか。新市建設計画と一体的な財政計画、ともに10ヵ年計画であります。この計画は合併協議会において策定されたものであり、新庁舎建設事業費が計上され、計画配分されております。この新庁舎建設は、現在一時凍結をされております。凍結の理由の一つは、この財政10ヵ年計画の試算により、平成24年度、計画8年目から赤字転落が明確に示されております。この財政計画における庁舎建設事業費は約58億円、これは新庁舎建設事業周辺整備、生涯学習センター等々概算を合わせた数字でござひますが、この計画がされておりますが、その後、庁舎建設事業費の最終案では98億円となっております。当然のこととして、財政計画の見直しの必要があろうと思ひますが、去る2月28日の熊日紙に、新庁舎建設の凍結解除へと基金条例案が3月議会へ提案と掲載がありました。庁舎建設の一時凍結は、昨年12月議会で市長が表明されたものであります。凍結申し入れの趣旨は、現在の財政計画では赤字に転落をすると執行部の説明を受け、市政の取り組みとして庁舎建設を最優先していいのか、市政は市民のためにあり、市政全般にわたり施策を進めることが義務ではないかと厳しい財政の見直しを受け、同志議員とともに凍結の申し入れをいたしましたものであります。市長はこの申し入れにより、議会で一時凍結を公表されたところでもあります。それが報道では凍結解除へと見出しであります。公の話といたしまして、基金を積み立てるということは新庁舎建設を前提として準備を進めることとなります。基金条例案は、庁舎等の建設に充てる基金の額は予算で定めるとありますが、方針としては毎年3億円とい

うことであり、庁舎建設事業費98億円のうち一般単独市費分の約13億円を目標として積み立て、最短で平成23年以降とされる着工に備える。このことは、先の2月1日号の市の広報に掲げてありますが、議会への具体的提案は本議会が初めてであります。庁舎建設には市民にも賛否両論があります。基金創設については、市民に対して説明責任を果たしていただきたい。同時に、一時凍結については解除されるのであれば公に表明をして下さい。現在の進め方では、市の約束ごとであります一時凍結はなし崩しされていくばかりであります。凍結解除の議論というのは、財政計画の見直しの後ではないかなという思いがございます。まとめますと、建設計画の見直しについて、建設計画、財政計画10ヵ年計画の見直しについて、今後どのような形で取り組むのか、取り組まないのか、その辺について明確にお示しをいただきたいと思います。庁舎建設の一時凍結につきましては、基金創設については説明責任を果たしていただきたいということ。それと、解除を行うということであれば、公に公表して下さいということでございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 昨年7月7日の全員協議会におきましてご説明申し上げましたように、当初の新市建設計画策定後、国の行財政改革、いわゆる三位一体の改革が示され、歳入においては国・県支出金、地方交付税等に大きな差が生じており、歳出面においても義務的経費等が増額が見込みになるなど、各年度において財政調整が必要になってくるものと想定しております。なお新庁舎計画の一次凍結により、庁舎建設事業を後年度へ移行したことで普通建設事業全体を見直しました。建設計画の平準化に伴い、併せて財政計画の見直しも必要となりますが、財政計画につきましては、特に国の動向で財源が変化することから、財政計画のローリング時期等を含め、所管委員会と協議中ですので、委員会の意見を踏まえまして全員協議会でご説明したいと考えております。

また、新年度当初予算案における庁舎建設基金の積み立てを受けまして、新庁舎建設の凍結解除へと新聞報道がございましたが、見出しのみでは新庁舎計画一時凍結はもう解除されるのかと受けとめられる文面ではありますが、中身につきましては凍結解除に向けた準備として庁舎建設基金条例を3月定例会に上程するという内容であると理解できます。市長は、基金造成につきましては市の広報紙の2月1日号で、平成19年度から積み立てを開始するという考えを示しておりましたので、市民の皆様にもご理解いただけるものと考えております。なお、新庁舎計画の凍結解除の時期になれば予算も伴いますので、議会に協議し、市民にもお知らせし、意見等をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○（松本 登君） 財政計画の見直しについては、今取り組んでおると。所管委員会との協議を行っているということ。そういうことで、所管委員会と話し合いをして、その後全協に報告をするということですかね。そういうことで。

それから、基金の創設については、先の2月1日号の市の広報で示したので理解をいただいておりますということだったですね。しかし何かあればというようなことがあったかと思いますが、問題が出てからでは対応が厳しいのではないかなという思いもありますし、できますならば説明責任というか、やはり執行部として説明はしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。庁舎問題というのは、最大の関心事でありますので、市民にとりまして。ぜひそのことはどの場面かです。ぜひお願いをしたいと思います。

解除については、あれは新聞記事であるということでもあります。ただ私も、その辺のところはいつまでも凍結ということにはまいらない。なぜならば、やはり財政計画に及ぼす影響が大でありますので、当然どの時期か解除が必要であるという認識は持っておりますし、そのために基金を創設をするというような答弁であったかと、そういうふうな受け止めるところであります。

ただ、これは今、答弁をお聞きしましてですね、建設計画と財政計画の見直しというのが非常にこう複雑に錯綜をしております。試算とかですね、新市建設計画5ヵ年計画の試算とか、あるいは中期財政計画10ヵ年計画の試算とかですね、そのような形になっておまして、試算は試算でしょう。だからですね、やはりもう合併して3年目を迎えるわけありますので、もう最初からやはり見直しは必要だということをずっと言い続けてこられたわけでございますので、この辺でですね、ピシャットした形で、さっきおっしゃいましたように、所管の委員会と話し合って見直しをしているということであれば、そのようなことでやっていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

続きまして、行政改革についてであります。1回目にただいまの質問で行政改革の一部分と申しますが、触れたところでありますが、ここでは行政改革の本質についてですね、お尋ねをしたいと思っております。今なぜ行政改革が必要なのか。合併後の市政の現実、旧来の市町村の意識が強くありまして、合併の効果もいまだしの感であります。時は流れ、地方分権改革をはじめ国が進める多くの改革により、地方では行財政改革待ったなしという状況を呈しているところであります。一方、市政のありようは旧態依然であります。市政の安定運営には、市政の現実の理解の上

に立った改革の断行というものが必要であります。財政健全化に向けての国の歳出歳入の改革によりまして、財政状況は激変し、また先行き不透明でもありますが、市としては独自の財政基盤の強化、あるいは自主財源の掘り起こしが強く求められている今、財政の健全化とともに市政の抜本的改革というものが求められるところであります。ところで、本市の行政改革の取り組みを眺めてみますと、施政方針では行政改革実施計画に掲げた事項を市民の意見を尊重しながら着実に進めると言っておられます。平易な言い回しであります。行政改革には、合併直後から取り組まれております。まず集中改革プランが策定されました。平成18年3月、平成17年から平成21年までの5ヵ年計画がまとめられ、直ちに国に報告がされております。その後、その集中改革プランに基づきまして、行政改革大綱が、これは平成18年7月の全員協議会で報告がされまして、その後決定を見ておりますが、大綱でございまして、基本構想と同義語と理解しておりますが、この大綱は平成18年から平成21年までの4ヵ年計画となっております。そして今回大綱の具現化を図る実施計画、平成19年から平成21年の3ヵ年計画が示されております。端的に申し上げます。一連の行政改革の計画は、同時期であります。これは合併という特種な事情があったことは理解の必要がありますが、現実には計画の体をなしてないと言えると思います。それは、目標と実施計画が大体、大体といえば5年、4年、3年と同時期ということであります。計画の基本は、長期的計画の大綱を基に3ヵ年の実施計画に基づき作業を進めるということであろうと思います。その実施計画を一読いたしました。その実施計画について一読をいたしました。率直に申し上げ、今現在の行政改革の必要性の認識、合併後の市政運営の安定化、分権改革への対応と改革の断行が求められておりますこの時期、この計画で大丈夫かなという思いであります。大綱が示しております市財政の現状認識について、再び、三度でございしますが、申し上げてみたいと思います。借金と貯金の取り崩しを併用しながらやりくりをせざるを得ない。このままでは、莫大な借金を抱え、貯金は使い果たし、赤字財政に陥る公算が大きい。今後人口はさらに減少し、市財政は赤字に転落するとの認識により財政健全化が訴えられております。厳しい現実の理解とともに財政10ヵ年計画のこの表現は、財政10ヵ年計画の試算の結果を言っておられるものと理解をしております。お尋ねをいたします。1つは、担当として実施計画策定にあたっての方針で、大綱が示す今のままの体制ではあと数年後には赤字に転落するという厳しい予測に対する対策は、行政改革の断行以外にはありません。この実施計画で、市政の安定運営が可能となるのか。さらに、改革断行の気概を持って策定にあたられたのか、その心境をお聞かせいただきたいと思います。集中改革プランに基づき大綱が策定され、その具現化を目指す実施計画は上位計画、そして下位計画

の関係にあります。同時期となっております。繰り返しになりますが、長期的視野に立った構想というのがないということでございますので、この同時期の策定ということについての見解をいただきたいと思っております。そして、本計画をもって、本計画というのは現在示しておられる実施計画、3年計画をもって集中改革プランが示す目標、そして大綱が示す目標の実現にどれだけ近づけることができるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先の議会月例会に報告しました菊池市行政改革大綱実施計画は、菊池市総合計画前期基本計画と行政改革大綱に沿って策定したものでございます。その内容といたしましては、前期基本計画の9つの柱の中の行財政の効率化を核として、1つの効率的な行政運営、2つ目に財政健全化、3つ目に職員の適正配置と人材育成という3つの主要施策を中心に38項目にわたり作成したもので、総合計画や行革大綱との整合性を十分に図ってきたところでございます。また、計画の作成にあたりましては、行革は全庁的に、全職員で取り組む必要があることから、全部署から素案を求め、その素案について市長を本部長とする行政改革推進本部で練り上げてきたものでございますので、改革の断行の気概を持って作成したと認識いたしております。

一方、この実施計画書は市民の皆様にはわかりやすく、かつ職員にも取り組みやすい方法として、具体的な内容を3年間の月ごとに進行スケジュールまで取り入れたものでございます。これに沿って、それぞれの計画項目を着実に進行していくことが集中改革プランや行政改革大綱が目指す目標実現につながり、結果として市政の安定運営も可能になるものと考えております。また同時期になったということですが、これはやはり合併という一つの大きな時期を迎えたということですが、今後においては議員仰せのとおり実施計画と基本計画が行革大綱の方は当然時間差が出てくるというふうな認識を持っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○（松本 登君） 同時期の策定についての答弁がございましたけれども、やはり合併という特種事情というのがあったということではありますが、皆さんやはり行政のプロでありますので、計画あつての市政の推進ということを考えるときですね、十分考えていただきたいというふうに思います。

実施計画についてであります。これがですね、先ほども申し上げましたが、今

回のいわゆる建設計画、財政計画の見直しというものがスケジュールで明確に示されました。どう考えてもですね、半年ではできないということがあるわけですね。先ほど1回目の答弁と重複するところもございしますが、こういうことをやはり掲げられるということは、やはり合併後の組織というのが随分大きくなってきたという現実もございしますが、やはりこれは横の連絡というものがこれはできていなかったのかなという思いもあります。でなくてはですね、こういうことを今、こちらでは今答弁されたような取り組みがなされておる、本格的な見直しをやられておる。しかも委員会と打ち合わせながらやられておる。片一方では、半年でこれはやるんだよというようなことが書いてある訳でありますので、その辺のところをですね、今後はこういうことについては十分調整をやりながら進めていただきたいなというふうに思うところであります。

先の市の広報におきましても、計画の見直しというものに言及をされております。その他ですね、今回の実施計画を見ますときに、バランスシートの作成というのがございました。これあたりはですね、さっきからの一般質問の中で相当深く議論があっておりましたが、これはですね、国はもう6年前あたりにモデルを示して、特に平成16年度の決算では自治体の半数が作成して公表しておるという現実もあるわけですね。さらに国では、またこれも先ほど議論の中にありましたけれども、新たな基準に基づく決算書の策定を求めているという現実もあるわけです。これは、バランスシートというのは財政の分析を市民にわかりやすく公表する資料と言われております。ということはですね、流れを見ますと、もうこれは改革とかじゃなくて通常業務として理解をしなくちゃならないのではないかなという思いで申し上げておるところでございます。その他、市有地の処分、市税等の増収、公告収入、使用料等の見直し、歳出の削減等がずらっと並んでおります。これらは改革というよりも通常取り組むべき事柄ではないかなという思いでいっぱいあります。大綱が伝えております、訴えております危機感への対応とはちょっと思えないような感じがいたすところであります。

次に、職員の定数管理であります。本市の市職員の数、平成18年9月現在、市民87人に職員1人です。郡内市町、合志、菊陽、大津であります。では130人から160人に職員1人です。自治体において従前から一般論としてありますモデルによりますと、市民100人に職員1人ということになります。計画では、集中改革プランでマイナス48人であり、定数は平成22年度で565人ということで、庁舎建設に係るいわゆる庁舎建設の規模も、この数字が取り入れられておるところであります。私は、職員の定数については3年程度の計画ではどうにもならないと思います。削減の基本、退職者の不補充であり、勧奨退職しかな

いわけであります。削減の実現には、長期的視野に立った計画が必要であります。平成15年度合併協議会が策定の職員定数削減計画では、10年計画からさらに枠外として5年後にさらなる削減数を数字として掲げてあります。現在の市民87名に職員1人という体制を少なくともモデル並みに、モデルが示しております100人に1人ということで枠外に数字を掲げることができないだろうか。集中改革プランの人口推計では、平成27年の人口を5万1,200人と予測しております。参考までに申し上げますと、現在実施計画が掲げております平成22年集中改革プランが示しておりますマイナス48名、定数565人であります。そこで、今申しました平成27年、人口推計5万1,200人でありますので、マイナス55人とすれば510人となります。そこで、職員定数については、ぜひともですね、枠外に5年後、あるいは10年後ということでもよろしゅうございますが、削減数を入れ込むことができないか。これは、入れ込むということをお願いしたいなというふうに思うところであります。職員定数の削減への対応として、現在国では通常の退職手当債と合わせて財政健全化に取り組んでいる自治体が起債できる行政改革推進債がありますが、退職手当債でも早期退職者にも平成18年度から適用が広げられており、行政改革推進債の活用も含め、行政改革の取り組み次第では対応できるということを申し上げておきたいと思っております。

もう1つ、実施計画が示しております平成17年度の経常収支比率90.4%というのがありますが、上位計画集中改革プランでは、平成21年度において82%にすると約束をされております。3年間で目標を達成するということでは、申し上げますが、82%をもってこれは厳しい数字であります。一般的には都市にあっては75%と言われております。この辺につきまして、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員定数の件でございますが、本市におけます職員削減の取り組みにつきましては、国が示す新地方行革指針に基づきまして、平成17年度に集中改革プラン並びに定員適正化計画を作成し、国が示します平成21年度までに国家公務員の定員純減4.6%を上回る削減に対し、平成17年4月1日現在の職員数を基準に5年間で48人、7.8%の削減を行い、平成22年4月1日における職員数を565人以内とすることを重点に取り組み項目として目標達成に向け鋭意努力しているところでございます。さらに、国は平成18年7月に閣議決定した基本方針2006において、平成18年4月に総務省から公表されました速報値を踏まえ、5年間で国家公務員の定数純減5.7%と同程度の定員純減を行うとともに

に、定員純減を平成23年度まで継続することとされました。このことにつきましては、現在定員適正化計画における削減率は国が示す数値以上の計画を示しているところでございます。現在の削減状況といたしましては、ご承知のとおり財政状況の悪化から、さらに早急な財政健全化が求められ、退職者数18名に対する新規採用について見合わせたところでございます。そのことから、現段階での見通しといたしまして計画上の48人削減を上回る約60名の削減を見込んでいるところでございます。議員ご指摘の中長期的な計画により、職員定数を市民100名に職員1人を最低目標として削減数を示してほしいとのことでございますが、現在の状況といたしましては、新地方行革指針に基づき、5年間の計画を定員適正化計画として公表しているところでございます。本市における採用並びに職員削減につきましては、財政計画同様、中長期的な展望に沿った目標を内部で想定しており、削減目標としては平成17年から平成26年までの10年間で80名程度の削減、職員定数530名程度を目指し、鋭意努力を重ねているところでございます。議員ご指摘の市民100人に対する職員1人の割合、510名程度につきましては、行政改革の実施計画に示す民営化、独立行政法人化等の取り組みによりまして可能であると考えております。今後本市におかれた状況を見極め、随時目標修正を行いながら、さらなる削減を目指し、行革大綱に基づいた事務事業並びに職員配置等の見直し、民営化等を推進するとともに、早期財政健全化に向け鋭意努力していく所存でございます。数値目標につきましては、努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○（松本 登君） 職員の定数問題につきましては、相当突っ込んだ答弁がありました。現在の適正化計画に10ヵ年計画では80名の削減、定数530人。そしてまた市民100人に1人という、いわゆるモデルが示すことに対しましては、具体的な数字の記入はないとは思いますが、510名への削減は可能というような数字の答弁があったわけであります。大変に評価をいたしたいと思っております。今回、今日の最大の課題は、合併後の市政の安定運営を目指すということでありますが、その案内役が行政改革であり、その断行如何が改革の成就のポイントであろうと思っております。改革というは、当然痛みを伴うものでありますが、怯むことは許されないということであります。同時に、財政破綻はなんとしても避けなければならないということであります。当然のこととして、車の両輪であります議会の改革というものも、当然必要なことであろうと思ひまして、恐らく近々議論も始まるというふうに思うところであります。そのためにも、行政改革実施計画の重要性を申し上げてまいったと

ころであります。素案をさらに検討していただきまして、皆さんが納得できるような計画にしていきたいと思っております。

終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時50分

開議 午後3時00分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） それでは、一般質問をさせていただきます。午前中1回、午後また1回、今日は大変二度も登壇させていただきまして、大変ありがとうございます。

それでは早速でございますが、中心市街地活性化について通告をいたしておりますので、この件について質問をいたします。この中心市街地活性化基本計画は、大型店舗の郊外立地を規制し、街中心部に賑わいを取り戻そうという、そのような改正まちづくり三法の軸となる改正中心市街地活性化法に基づくものだというふうなことを聞いております。また人口増を前提にした従来の郊外拡散型まちづくりを見直し、人口減、高齢化社会を踏まえて、お年寄りが歩いて買い物ができるようなコンパクトなまちづくりを進めるのが目的であるということも熊日のどこかで書いてありました。街中心部に公共、それから商業施設を采配するだけでなく、住居も街中心に誘導するのが特徴であり、計画が認定されれば国の財政支援が優先的に受けられると聞き及んでおります。現在、国の認定第1号といたしまして、ご承知かとは思いますが青森、富山の両市がともに生活弱者のお年寄りを念頭に、暮らしやすいまちづくりこそが中心市街地の対策になるというような判断で、その計画が樹立されているようでございます。また、現在県では熊本市の他、八代市、人吉市、山鹿市が計画検討がなされていると聞いております。当菊池市においても、再開発だけでなく、中心市街地にどう人を呼び込み、魅力ある住みよいまちにしていくかを念頭に置きながら、今の疲弊していく商店街の活性化を図るため、我がまちの特性を活かすため、創造と英知を傾注し、この事業を通して日本一の菊池郷、温泉のまちづくりを目指し、目的達成のために執行部、議会、そして市民一体となって努力していくべきだと考えているところでございます。そこで、市としても昨年7月にはこの事業の基本計画策定委員会及び作業部会を発足され、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくり、それに向けて協議検討が進められていると聞か

市としては現在どのような取り組みをしているか。また、昨年7月からでございますので、その協議内容検討がどうなされたかということをお尋ねをいたします。

あとは、質問席で順次質問をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 中心市街地活性化につきましては、平成10年に新たなまちづくりの枠組みとしまして、中心市街地活性化法が制定されたことに伴いまして、全国に多くの都市で中心市街地活性化基本計画が策定され、それに基づく様々な取り組みがなされてきたところでございます。中心市街地の衰退につきましてはなかなか歯止めがかからなかったことから、昨年6月7日に中心市街地活性化法が改正されまして公布され、8月22日に施行されたところでございます。今回の改正に伴いまして、中心市街地の活性化を図る基本的な方針が国が定めることとされたことから、市町村が定めました現行の基本計画は効力を失うことになりました。そのため、新しい基本計画の策定が必要となってきたわけでございますが、これまでは提出をもって承認されました基本計画に内閣総理大臣の認定制度が導入されたことに伴い、一つには概ね5年以内とする計画期間及び居住人口、通行量といった数値目標の設定が、2つ目にはコンパクトシティの理念に基づいた区域設定が、3点目には具体的な活動に裏打ちされた事業の厳選が、また4点目には事業主体及び実施スケジュールの明確化が、最後に5つ目で中心市街地活性化協議会の設置と十分な協議といった認定基準を満たさなければならないことになりました。このように、法改正により基本計画策定のハードルは高くなりましたが、その半面、認定を受けた基本計画には支援措置の大幅拡充を行うなど、従来の総花的な薄い支援からやる気のある市町村中心市街地への重点配分、いわゆる選択と集中による国の支援体制が鮮明になってきております。このようなことから、本市といたしましては改正中心市街地活性化法に則し、新しい中心市街地活性化基本計画の策定に取り組むべく、昨年7月に中心市街地活性化基本計画策定委員会並びに作業部会の設置を行いました。今回の改正に伴いまして、従来までの商業活性化事業及び市街地整備改善事業に加えまして、教育、文化、医療などの都市福利施設整備事業や住宅供給、居住環境といったまちなか居住推進事業、あるいは公共交通機関の利便増進事業など、多様な分野を基本計画の中に盛り込む必要があるため、関係部署を横断的に結集し、そのメンバー構成によりまして、旧基本計画の見直しをはじめ既存の事業、施策の整理、新規事業の検討、民間事業の洗い出しなど、基本計画策定の前段となる作業を進めてまいったところでございます。今後は、少子高齢化などの時代調に対応し

た持続可能な中心市街地の発展を目指し、これまでの取り組みを検証しながら抱える課題を明らかにするとともに、歴史、文化、観光といった本市固有の資源を活かした施策や事業を盛り込んだオリジナリティあふれる基本計画の策定、認定申請を平成19年度中に行うべく作業を進めてまいっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 大変新規事業については取り組んでいくためにはいろいろな問題があるかと思いますが、聞くところによりますとヨーカ堂さんがもうお止めになったというようなことも聞きますし、それから年寄りの人たちが買い物、食料品ですね、近くにないから遠くまでいかにやいかんと、そういうようなことも聞きますので、こういうことをどやんかしてくれんだろうかというようなことも町内の方から聞きます。それはまたそれといたしまして、この事業の採択基準といいますかね、認定基準、何か特別にこれとこれはしておかなければ、こうあるべきだという具体的なものがあればお答えができるならお答えをいただきたいと思います。単純にずらずらっと言ってもらいまして、私たちはこっちらいつてこっちに消えますので、そういうことでお答えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 基準と申しますか、いくつかの基準を先ほども申し上げましたけれども、今計画につきましては5年間という期限がありまして、実行可能な事業について厳選をしながら定めていくということでございまして、街中に人を取り込めるような事業、いろんなものに取り組んでいくということでございますので、あとは中心市街地活性化協議会というのが民間団体、いろいろな団体を含めたところで設定をされる予定でございます。そういったものの意見を十分踏まえた上で策定作業に邁進していきたいなと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） この件については初めての事業であり、いろんな事業を組み合わせ、なるべく目的達成ができるように頑張っていたきたいと思います。

以上で、この件については終わります。

次に、健全財政の確立についてでございます。考えて見ますと、近年国も地方も行財政改革がうたい文句のようになっております。特に地方は、依存財源に頼った

傾向が強く、極端な言い方をすれば、依存財源をいかに多く確保するか。そしてまた歳出面をいかに削減するかというぐらいのところに来たような感じがいたします。これは、極端な言い方でございますけれども。そのことは、当市においても、温泉法の改正か、旅館業法の改正か、ちょっとどちらかわかりませんが、この改正が昨々年ぐらいかあっております。そのため、入湯税を課税しないため、いいですか、特殊浴場であったあるところは、わざわざ一般公衆浴場に変えたと。それだけで条例があるから入湯税は取らなくていいということです。こういうことを見れば、論より証拠なわけですね。今は自主財源の確保というのは、三位一体改革もあります。そういうことで、真剣に取り組まなければならない問題でございます。ただ地方が依存財源ばかりで頼っておりますが、国も800兆円かいくらかの借銭があるから、親が金を持たないのに子どもがどんなにねだっても、ない袖は振れないというのが国の実状ということも我々は認識しておかなければならない今日であると思っておるわけでございます。そういうことで、地方分権法が施行され8年か9年でございますかね。自らの納める責任の範囲は拡大し、議会と市長の責任は格段と重くなっています。今後は自主財源の確保にさらなる努力をしなければなりません。そこで、健全財政の確立について、以下4点についてまとめて1点1点をお尋ねいたします。

第1点目、三位一体改革でどれだけの市民税が増収になるか。これは予算書を見ましたので大体わかりましたけれども、地方譲与税の中の所得譲与税がありますが、この減った分よりか少ないようでございます。

2点目、税においては公平で適正なる課税が原則であるが、収納率の向上対策の取り組みはどうなっているか。こういう点については非常に大事なことでございます。一般会計、特別会計で約12億円ぐらいございますが、市長が庁舎の積み立て基金をされますが、それはせんでいいような財源が、債権がまちに残っております。全部取れたときはですね。そういうような金はまだあるわけでございます。

3点目、滞納者で一番高額な滞納納税義務者の滞納額はいくらか。

4点目、平成15年、それから平成17年度の不納欠損額はいくらか。これは16年はないそうでございますので、15と17年の合計で結構でございます。

以上の4点について、一応お答えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 健全財政の確立について4点。

1点目でございますけれども、市民税の増収がいくらになるかということでございますが、税源移譲を含む三位一体の改革は、地方の自主性、自立を高め、地方自

らの責任と判断で行政サービスができるよう進められてきたものであり、今年は国から地方へ3兆円の税源移譲が実施されます。本市における平成19年度の税源移譲による市民税の増収額につきましては、税率が一律10%となり、3億4,000万円程度を見込んでおります。この税源移譲により、個人の納税額につきましては6月から市県民税が増えてまいります、所得税と市県民税と合わせた納税額の合計は、基本的には変わりません。

2点目の税におけるの公平適正が課税の原則であるがということでございますが、収納向上施策の取り組みについてということで、合併後におきましては納税義務者も増えまして、また滞納者数も増大しており、本庁及び各支所の担当職員においては、窓口での納税相談及び定期的な納税者の方々へ訪問をして徴収を行っております。とりわけ合併後は地域性も鑑み、家庭訪問の際は生活的事情を把握しながら、トラブルが生じないように十分に調査を行い、家庭訪問して納税相談を行っておる状況でございます。納税は義務であり、公平さを欠くことはできません。督促状、催告状の通知及び電話催告にも応じなかった納税者につきましては、不動産、預貯金、生命保険、給与など、財産調査を行い、差し押さえを執行しております。ちなみに差し押さえ執行状況でございますが、平成17年度は不動産15件、国税還付金50件、給与3件、預貯金11件、賃借料1件でございます。平成18年度が、19年2月末、先月末でございますが、不動産31件、国税還付金8件、預貯金39件、賃借料1件、その他ゴルフ会員権等が2件でございます。現在もこのような形で進行中でございます。ご指摘の今後の収納率向上の施策の取り組みにつきましては、前段で申し上げましたように、公平さの原点から納税していただくか、納期限内に納税しなければ財産調査を行い、地方税法に基づき差し押さえを執行するかと考えております。滞納者を1人でも減らすようにと担当職員も基本的な考えを十分に持つことが今後も大事なことだと思います。

また収納率向上につきましても、菊池市市税収納率向上対策委員会において、効率的な対策を講じ、右肩上がりの数字になるよう今後も努力してまいりたいと存じます。なお、平成19年度におきましては、動産、不動産の差し押さえのインターネット公売も予定しており、今議会に実施に伴う経費を計上させていただいているところでございます。

次に3点目でございますが、滞納者のうち一番高額な納税義務者の滞納金額はということでございますが、これは1企業でございますけれども、本税で約1億1,000万円でございます。

次に、平成15年から17年の3年間の不納欠損ということでございますが、平成17年度一般会計におけます市税の不納欠損額は1,041万1,250円ござ

います。また、特別会計における国民健康保険税の不納欠損額は1,363万9,120円です。平成16年度はございません。

最後に、平成15年度の状況でございますけれども、一般会計の市町村税につきましては、旧4市町村合計1億70万6,877円でございます。さらに特別会計における国民健康保険税の不納欠損額でございますが、合計で1億1,281万9,502円でした。

ここまで年ごとに申しましたが、平成15年から17年までの3ヵ年の不納欠損額を合計しますと、一般会計の市税で1億1,111万8,127円、特別会計の国民健康保険税で1億2,645万8,622円でございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 聞いてみますと、大分滞納額もあるし、それから個人で1億1,000万円ということもございますけれども、これはまたいろいろな関係があるからだろうと思っておりますけれども、こうなってきましたと非常に、他のことを言います。まだ小さい金額の少ない人でもですね、やっぱり徴収を小さいときにやっていかないと、多くなれば誰でも払えないようなことになる。これは事実、私も経験いたしております。税務課の職員の方は、大変ご苦労だろうと思っております。一番嫌われる仕事をやって。やっぱり人から一番嫌われる仕事ですから、しかし誇りを持ってやっていただきたいと思います。なるだけやっぱり現在は自主財源の確保というのはやっぱり正当に課税しても徴収しなければ公平な課税とは言えませんから。そういうことを常日ごろ強く頭を持って、やっぱり職務に精励されたいという気持ちがあるから、ときたまこういう質問もするわけでございます。それで、不納欠損が特別と一般を合わせますと2億3,500万円ぐらいですかね。この金もまたもったいない金、これはもう法的には絶対取れない金だということはわかっておりますが、こういうことにならないように、やっぱり時効消滅にならないような手段を取っていくのも肝要だろうと思っております。また、肝要であります。こういう計画も立てて、10円でも100円でも取れば時効中断しますから。やっぱり職員がぐりぐり変わりますから、同じ人がやっておればですね、やっぱり責任感もあります。2、3年すると違う職員になる。これはもう前からあっただけんというふうに必ず人間はなっていくますよ、やっぱり。よほどまじめで、神さんのような人だったらそうなるかも、ピシャといかれるかもしれませんが、やっぱり人間というものは、自分がやったのはやっぱり自分でやったという気持ちもありますが、異動して代われれば、もう前からあっただけんというふうになる。これはもう自然な人間の当然の考えか

もしれませんが、そこらあたりを市長は職員の資質の向上を図るために教育をしていただきたいと。そういうふうと思うわけです。もうくどくどは申し上げません。そういうことでございますので、こういう結果にならないよう、市長をはじめとして一丸となって自主財源の確保に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、この件については終わります。

次に、教育問題でございますが、これは行政改革実施計画で問題点として小中学校の生徒数が平成18年度より22年度は、3年間ですかね、500名ぐらい減少するというようなことが見込まれているということが示されております。今後はますます少子化が進むであろうし、当然小中学校の規模適正化を図るべきときが来るのではないかとすることは考えております。合併を推進したのもいくつかある中の1つがこういうことでもございました。それで、現在教育長は試案としてこういうことに当然未来に来るであろうと予測されることに対してどのような対処をするか、そのお考えがあるならばお聞かせを願いたいと思います。なければ結構でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 議員ご承知のとおり、児童生徒の推移ですけれども、現在から6年後までの推移はわかっておりますが、先ほどは4年後のことを申されたと思いますが、6年後、平成24年度には小学校が436人の減で2,641人になります。それから中学校で204名の減で1,502人ということで、この少子化の流れは止められないような状況でございます。そこで、お尋ねの学校の規模適正化についてのご質問ですけれども、本市ではご存じのように条例に基づきまして学校規模適正化審議会というのを設置しておりますので、その審議会においてその学校規模及び通学区域の適正化などを審議、諮問に応じて審議するようになっております。現在どうかと、教育委員会としてどうかということでございますけれども、学校の規模適正化についてはまだ白紙の状態でございます。しかし児童数の生徒に伴う教育効果の観点から、この規模適正化と通学区域の見直しも含めまして、審議会にどのような諮問をしていくかということをして現在検討をいたしている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） ただ500名といってもちょうど七城の中学生と小学生を合わせたしこぐらいがぼんとなくなるということですから、大変なことだろうと思います。

それが、もうまだ先にはもっと減るということは大体推測ができていているということですので、なるだけこういうことはそういうことが見込まれているなら、当然何かやっぱり財源の軽減をするためには、これも1つの手段でございますので、またこれもそういうふうになるから合併をしているわけでございますので、早く試案は試案として計画をして、また審議会等もあろうと思っておりますので、教育長だけでできる問題ではないということももう当然わかっておりますけれども、なるだけ早くこういう将来に向けてのことはどうあるべきだということを、試案としてでもよございませうから、早く計画を立てていただきたいと。これはお願いを申し上げます。

以上で終わります。

次に、4番目の観光行政についてでございます。私はこれは通常城山と申しますが、城山のところは菊池公園というところでございますので、菊池公園の桜とツツジの名所であります。遺族の家周辺にしりのり灯籠があるわけですね。これは5本ほどございます。色あせて、見る影もないほどでございます。これもここ1、2年でそうなったんじゃないと。5、6年以上は経っております。それとそこの入り口のところにですね、西郷南洲のまたいろいろな看板がございませうが、これも壊れて、確か右上はこれは田原坂の何か戦いの絵を描いてあったのかなと思っておりますが、何か全く確認はできません。それからずっと上に上がっていきまると、あれは上水道の配水施設池ですかね、金網を張ってずっと立ち入り禁止となっております。そこが今考えてみますと、10月、11月ごろまではある程度温暖、温うございましたから青く茂っていたと思っておりますが、今は枯れ草が覆い被さっております。その上から、もっと先に進みますと植樹祭のときに植えた桜がございませうが、その標木がもう朽ちて倒れておりましたので、ちょっと立ちかけてはきましたけれども。これが菊池公園の実態でございます。それと、広瀬の坂のところにありますが、あれ22本ありますが、ちょっと色が褪せとるなという感じはいたします。そういうことで、菊池は観光のまちづくりだ、菊池総合計画、立派な計画がございませう、基本計画。もう非常に立派なことを謳ってあります。感心するようなことを。これが実現できたなら非常にいいまちづくりができるだろうと、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちと。謳ってはありますが、実態を見てみますと、本当に寂しいものだ。もうすぐ花見も来ます。あそこは、我々だけでなくして、やっぱり観光客もお泊まりのときは、花どきは遠くから来られた方も行かれるだろうと思っております。そして、戦争で亡くなられた英霊1600余の柱ですかね、ちょっとこの数ははっきりしませんが、英霊も嘆いておるだろうと私は4月4日には招魂祭で慰霊祭もございませう。そういうことも諸々考えてみますと、これが2、3日前に倒れたということ

でありますならばなんでもございますが、もう相当前からだということでもございますので、ここに書いてあることと実際現場の公園は何だろうかと。この姿勢が私は問われるわけです。立派なことを計画して、推進していこう、いこうと、みんなが協力していこうというときに、そういう現場のところはどんどん開発するところは、北の方は立派にまだしております、公園が新しくできましたから。長いところはそうになっている。やっぱり管理ができないようではですね、いろいろな改革をやって、だから管理費がいるからあまりつくればまたいけないということもありますが、まだ公園は増やすという計画がありますので。そういうことでもございまして、満開の花は咲けど、下覗けば花も悲しけりと、ぴったりでございます。これは桜の花がきれいに咲いとって、下が散らばって、飲んだお客さんが散らばらせて、本当に見苦しいから私は一生懸命咲いとるけれども、悲しゅうございますという歌でございます。ぴったりです。という状態でもございますので、花見も近うございます。早急なる処置が大切だと思いますが、どのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 菊池市の観光名所の1つであります菊池公園の維持管理につきましても、雑草の刈り払いや樹木の管理等を中心に年間を通じて行っているところでございます。ご指摘いただきました紅灯笼につきましても、以前公園に寄付をいただいたものと思われまます。現状は劣化し、灯笼としての役割を果たしておらず、景観的にも問題がありますので、関係者の方々と相談し、撤去の方向で考えていきたいと思っております。また公園内にある上水道の配水池につきましても、春と秋の年2回除草作業を上水道の方で行っておりますが、先日議員さんからのご指摘を受けまして、早速水道局の方で刈り払いをしていただいたところでございます。今後は、公園の除草の時期と一体的に配水池の除草及び管理を行うように管理者である水道局と連携を取ってまいりたいというふうに思っております。

標木につきましても、腐食が激しかったので撤去いたしました。

案内板等の看板につきましても、県で設置したもの、市で設置したもの、それからそれ以外の方が設置されたものがあります。痛みの激しい看板につきましても、設置者と協議し、建て替えや撤去を進めてまいりたいと思っております。ご意見のように今からは桜も見頃の季節となりまして、菊池公園にもたくさんの来訪者がお見えになることと思っております。ご意見を真摯に受け止めて、皆様に愛され何度でも来訪されるような公園づくりに今後も努力していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 今、建設部長の方から真摯に受け止めて努力してまいるということでございました。ただですね、やっぱり答弁の中でも他の者が立てたとか、市で立てたものもある、恐らく観光協会が立てたものもある、そんなことも聞きましたけれども、誰が立てたとしても、市の公園だという認識を持って。それと市の景観を凶っていかなければならない。遺族のところは遺族の、あれは北部遺族会の敷地内に立っておりますから、私もこれは遺族が立てたのかなとちょっと思いましたけれども、やっぱり全体的な景観を壊すようであればですね、やっぱり菊池市の公園の景観を壊すわけですから、十分そのあたりは誰が立てたとしても忠告していくと。そして、撤去してもらおうと。そういう姿勢がなければいけないと思うわけです。市長いいですか、ちょっと聞いて下さい。市長にこれは求めますから。そういう今言ったような姿勢の問題ですね。姿の問題、取り組む。これはちょっとこの間私も出席しましたが、七城のときは、JAの優秀な七城の佐々君という後継者の方が全国大会で優勝されております。私も七城には行きましたが、市から誰も担当は来とらんということ。それからまた合志の方ですかね、大津の方ですかね、あったことも聞いたけれども、案内はやっていたけれども、誰一人お見えにならなかった。今、非常に素晴らしいですね、後継者が、そして食育の問題という表題で発表して全国制覇を苦勞してやったわけですが、やっぱり後継者育成も言われておりますから、そういうときはやっぱり優勝したおめでとうの一言ぐらいは、市長が無理矢理行かれるなら、都合があればずらっとおられるわけですから、市長から助役、収入役、部長ですね。それから下は課長がおられる。ずっとおられるから、誰か一人ぐらいはですね、やっぱりそういうところに行って、やっぱり言葉をかけてやるのが、そういう農業振興、産業振興をやっている人たちの姿ではないか、姿勢ではないかと思えます。そういうことで、市長に一言、そういう姿勢について今後どのように考えておられるか、一言でよぎますからお答えをいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農業者の全国の大会で最優秀賞を受賞されたということで、佐々君ですか、お祝いがあったということで、私の方の意識の中には案内状は届いていないと思っております。それで、終わった後にそういったお話を聞きましたけれども、秘書係の方には案内状は届いてなかったと、このように認識しております。昨日の夜が城憲治君の全国青年農業プロジェクト発表最優秀賞ということで、こちらの方はご案内状が来ておりましたので、昨晚出向きましてお祝いの言葉を申し上げ

まして、今まさにおっしゃるとおり、その言葉の中でも佐々君、そして城君共に地域ブランドの確立と菊池市の農業の、あるいは本県農業の担い手として将来を囑望される人であるということで、そのまたお母さんやおばあちゃんもお見えになっていましたので、共々にお祝いの杯を上げて帰ったところでありまして、おっしゃるとおり、この跡を継ぐ若い人が意欲を持って、そしてしかも全国大会で最優秀賞に入るといことは大変素晴らしいものだと思っております。その気持ちについては栃原議員の負けず劣らず十分に受け止めております。ただ正式ご案内状が多分なかったと思っております。もしあれば、私が出られなければ、おっしゃるとおり助役さん、収入役さんなどなどにまたお願いするという事になっておりますが、手違いがあったのではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） ただいま市長からお伺いしますと、案内はなかったというようなことでございます。なくても、こういうことには出席していただきたいという姿勢を私は聞かせていただきましたので、安心しました。

それも、これで終わります。

次に、第3セクターについてであります。これはもう簡単なことでございまして、従前大分なりますが、昨年だったと思いますが、四季の里の温泉ボーリングの落下事故の裁判がなされておりますが、現在どのような結果になっているかという、もう詳しいことは要りませんけれども、状態をちょっとお尋ねをいたしておきます。何の報告もあっておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 四季の里の温泉ボーリング落下事故に伴う状況でございますけれども、この裁判は平成16年2月、四季の里旭志に新たに貸し切り風呂を建築する工事を株式会社斉藤工務店が請け負い、その一環として行った温泉ポンプ入替工事の際、完成間際の同年3月18日にポンプ等一式が落下する事故が起きました。斉藤工務店は、すぐにこの落下したポンプ一式を引き上げる工事を施工し、その回収費用は2,582万2,377円を要しました。斉藤工務店は、その回収工事に要した経費の内、水中ポンプ等の材料代や下請代金の支払いに窮したため、旭志村に対し回収工事費の暫定的な支払いを求めました。この要求に応じ、旭志村は落下事故の原因や過失割合は確定していないが、関係工事業者等への代金支払時期が迫っていたため、材料代等の一時立替金として1,209万3,690円の仮払い

を行っております。その折、斉藤工務店には速やかに旭志村と落下事故の責任の有無、程度、割合について協議し、その割合に応じて旭志村が被った損害を賠償する約束をしております。しかし、過失程度の割合についての判断は、村、工事施工者とも非常に難しいものがあり、その判断を委ねるべく平成17年2月24日、斉藤工務店は旭志村を被告として引き上げに要した残りの金額1,372万8,787円と、これに係る遅延損害金、訴訟費用等を支払うよう熊本地方裁判所に提訴したものであります。その後、市町村合併により菊池市がその訴訟を継承し、平成17年9月30日、本市は議会の議決を経て民事訴訟法の規定に基づき、斉藤工務店を相手に反訴を提起しています。反訴の趣旨は、斉藤工務店はポンプ入替工事を完成させる義務があったこと。落下事故に伴う回収工事も、当然斉藤工務店の負担により完成させる義務を負っていたことなどにより、斉藤工務店に暫定的に支払っている1,209万3,690円と損害金、訴訟費用等の支払いを求めたものでございます。提訴後の経過につきましては、口頭弁論が平成17年4月28日、その後訴訟委任しています弁護士と協議を重ねながら、これまで12回の弁論準備、先月14日には原告・被告側の証人尋問が行われ、現在係争中でございます。訴訟の争点は、ポンプ落下事故に係る過失が原告斉藤工務店、被告菊池市のどちらにあるかですが、地上の接地面でつなぐ井戸蓋一式と、その下の地中にぶら下がるお湯を揚げる揚湯管、水中ポンプの接合部が争点となっており、平成16年のポンプ入替工事の際は、以前から使用していた井戸蓋一式をそのまま使用したため、その前の平成11年2月に工事を行った第一工期、その下請業者である明間ボーリング対し、本市より訴訟告知をし、裁判に補助参加願っているところでございます。まだ裁判は継続中ですが、斉藤工務店は回収費用の残額1,372万8,787円と裁判に要した費用を請求し、本市は暫定的に支払っている1,209万3,690円の返還と裁判に要した費用を現在求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 本日あと、4名後におられるそうでございますので、またゆっくり質問することはございますので、以上で終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 第1工期と言いましたけれども、第1機工でございます。申し訳ありません。会社名ですので、訂正させていただきます。

○議長（北田 彰君） 次に、本田憲一君。

[登壇]

○(本田憲一君) それでは、通告に従いまして一般質問を続けてまいります。

私は、質問事項に、まず本市の未来に向かっての取り組みはということ。2つ目に、企業誘致の現状、それと今後の対応ついて。3つ目に施政方針についてお尋ねをいたします。

まず、本市の未来に向かっての取り組みは、私は市民人口の減少の歯止めの対策が一番だと思います。そして、その一つの方策として、若者夫婦の人口の永住が一番望まれるのではないかと思います。そういう観点から、市長のお考えをまずお聞きします。

そして、2つ目に先ほど栃原議員からも質疑ありましたが、児童数の減少に伴います小学校の再編整備についてどう取り組まれるか、教育長の方からお伺いしたいと思います。

あとの質問は、質問席で行います。

○議長(北田 彰君) 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長(木下儀郎君) ただいま本田議員の方から若者夫婦の永住の方策はということでございしましたが、具体的に児童手当、あるいは乳幼児医療手当関係ということでは、平成18年4月から小学校3年生から小学校6年生への児童へと拡大されまして、児童一人につき月額5,000円、3人目からは1万円が支給されております。さらに平成19年4月より3歳未満児は1万円支給予定であり、児童手当の支給を仮に中学3年生までと拡大いたしますと、対象児童が1,500人余り増加することになります。この場合は新たに1億2,000万円程度の財源が必要となってくるわけでございます。また、乳幼児医療費の助成につきましては、対象年齢の小学校3年生までの拡充を本議会に上程し、対前年比2,000万円の増額予算をお願いしておりますので、ご承認をいただいた上で事業の円滑な推進を図るということとともに、医療費の動向、あるいは少子化対策への効果・成果を検証してまいりたいというふうを考えております。

○議長(北田 彰君) 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長(村山 隆君) 若者定住のための取り組みといたしましては、道路整備や

市営住宅の建設整備など、快適な住環境づくり、あるいは子育て支援や放課後児童クラブへの支援などによる安心して子育てができる環境づくりといった施策を実施しているところでございます。こうした定住環境整備はもちろんですけれども、若者定住要件としましては、就労の場の確保が最優先されるものと考えております。市内に就労できる企業があれば、若者の市外流出に歯止めが掛けられることはもとより、市外からの定住者も多いに期待できると思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 小学校の再編についてでございますけれども、先ほど栃原議員にお答えしましたとおり、児童数の減少は確実に進んでおります。先ほど申し上げましたとおり、将来的な推移を検討しながら、学校規模適正審議会にどのような諮問を行うか、現在教育委員会で検討・協議中でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） それでは、ただいま市民部長の方から児童手当の件で就学前の医療手当を本年度から小学校3年生まで引き上げると説明がありました。執行部の方にお尋ねしましたら、この3年間引き上げることによりまして約2,000万円の負担がかかるそうでございます。子どもたちは、大きくなっていけば体力もでき、就学前のころよりも医療手当の方も少なくなってくるという傾向であるということでした。そういう観点から、私は本市に若いファミリーが定住できるように、市の方でこの小学校3年生までの期間じゃなく、義務教育課程の小学校6年生、あるいは中学校3年生までも引き上げて、本当に若者定住を促進できるならと考えております。その点について、資金、財政が許すならどのような考えをお持ちであるか、再度お尋ねいたします。

次に、若者ファミリーの定住に企画部長は就労の場が最優先されると言われました。この就労の場、素晴らしい世界に誇る企業が隣接の市、あるいは町にございます。この就労の場の通勤圏が、私は花房台であろうと考えております。市の計画では、毎年500名ずつ人口の減少が見込まれております。今後人口の減少を最小限度にとどめるには、花房台地の開発が最優先だろうと思います。そこで、ある東北の町の人口減少に対する取り組みが紙上で見受けましたので、ちょっと紹介いたします。この町は、秋田県の羽後町という町でございます。定住すれば奨励金、団塊の世代一家が就農も支援、固定資産税3年分奨励金を出すと紙上に載っております。

ました。ちょっと掻い摘んで読んでみます。約1万9,000人のピーク時の人口が1万人減少し、転入を少しでも増やそうと固定資産税の3年分に相当する金額を奨励金として交付する条例が制定され、宅地取得から建て売りの住宅の取得、そして中古住宅の購入までも3年間交付するという条例であります。定住を促進するための奨励金は、土地取得、住宅取得者だけでなく、町外から移り住んできて2年以上経過する人には、一時金として家族の場合30万円、単身者の場合20万円を支給するという条例です。そして、今話題になっております団塊世代も呼び込み、少しでも人口の増に結びつけ、農業をやってみたいという団塊の人の誘致にも乗り出してあります。私は、これを見て本市にも十分適用できないかと思い紹介いたしました。執行部のお考えはいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 最初に、乳幼児医療費助成対象についてのご質問であろうかと思っておりますので、お答えいたします。乳幼児医療費は、ご承知のとおり、6歳になるまでに、小学校就学前ですね、までの子どもさんを持たれる方が病院に行かれた場合、その一部負担金を市の方から全額払うと。そして助成するという制度が乳幼児医療制度というふうに呼んでおります。それを今年の予算では、19年度予算に小学3年生までを全額、一部負担金を全額補助したいと、助成したいということで考えております。議員おっしゃりますように、中学生までといたしますとそれ相当の財源もいるかと思っておりますが、今申し上げましたように、本議会で承認をいただいた上で事業の円滑な推進を図るとともに、医療費の動向、あるいは少子化の状況などを成果、効果を検証してから次に進みたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 市民人口減少の歯止めには、定住地等の確保もその対策における重要な施策だと感じます。若者ファミリーや団塊世代の呼び込みにおいては、Uターン、Iターン者がそのまちに魅力を感じるような取り組みが大きな課題になってくると思います。その課題といたしまして、いくつか挙げられるものは、働きやすいまちづくり、定住しやすいまちづくりだと考えています。一応ご紹介のありました秋田県の羽後町の事例につきましては、一つの事例として今後参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 若者ファミリーの定住促進には、いろいろな要件整備があると思

ます。1つには、通学道路の距離の問題、そして通勤距離の問題、そして子育て支援の充実、またインフラ整備の問題などが一番望まれるとお聞きします。このような条件をクリアしてできるのは、本市の中でも花房台が一番最適と私は考えますが、花房台のインフラ整備計画、どうなっているか。また、旧菊池市のとき民間業者が分譲しました花房地域の住宅がございます。2年ほど前に同僚議員の紹介で現場を見に行きましたが、本当に下水道の排水で困っておられました。合併して2年になり、どう対策を取ってこられましたでしょうか。また、今後どのように対策を取っていかれるか、お聞きいたします。

それから、団塊の世代の退職が本年度から始まります。この団塊の世代の方々の定住も一つの人口減少の歯止めになると思われれます。そこでお尋ねいたします。市のキャッチフレーズになっておりますが、水と緑自然の豊かな水迫地区でございます。この水迫地区の中で、市民総出で今反対運動が起きています。その場所は、旧市営牧場の跡地でございます。約50haあるとお聞きしております。私はこの跡地を土地開発公社で取得して、この団塊の世代の方々の定住に分譲はできないものかと思っております。この50haの土地、大きく区画を分譲し、団塊の世代の方々の反応できるように農業のお手伝いもして、自給自足できるような分譲をと思うが、執行部において計画はできないものかと思っておりますが、この分譲に際しては、メディアのインターネットを駆使し、日本中の団塊の世代の方に呼びかけてはと思っておりますが、市長、この点についていかがでしょうか、お聞きします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 花房台のインフラ整備についてのお尋ねでございますが、現在その動向はどうかということでございますが、現在旧泗水町では特定環境保全公共下水道施設がありますし、農業集落排水事業で富の原東と西を有しております。旧泗水町におきましては、下水道の整備が完備いたしておりますが、その老朽化も相まって、その統合を考えております。その統合に合わせまして、現在広域的な観点から旧菊池市も含めたところでのエリア拡大も検討中でございます。国との協議も今、再編に向けて協議を行っているところでございます。それから、その中で花房台につきましては、新庁舎の建設予定地であるということもございますので、今後事業のエリアの見直しによる下水道区域への再編と編入について、国・県と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 現在、菊池市土地開発公社におきましては、合併前の旧七城町土地開発公社、旧泗水町土地開発公社が造成しました林原、蘇崎工業団地、田島工業団地を引き継いでおりますので、当面の間は、その工業団地の企業誘致に全力を注ぎたいと考えていますので、議員ご指摘の水迫地区の50haの土地の分につきまして土地開発公社にて分譲は、現在のところ計画はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） それでは、2番目の企業誘致の現状と今後の対策についてということに移ります前に、今ひとつ建設部長、私が2回質問いたしました民間が旧菊池市の時代に分譲されております元菊池市の花房台地ですね、あれの説明がなかったけん、あれに対してのよかったら考えがあるなら、まず移る前にちょっとお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 旧菊池市の花房台の排水につきましては、合併浄化槽等で対応いただいております。しかし排水路等が整備されておりませんので、今後新庁舎建設と併せまして排水路等も含めたところでの整備計画を立てることにいたしております。また当該平野につきましても、公共下水道が整備できるように、併せて整備を計画してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 早急にですね、対応をよろしく願いしておきます。

次に、企業誘致についてお尋ねいたします。現在、土地開発公社が所有しております七城の林原工業団地、それから泗水地区の田島工業団地があります。この2つの工業団地、もう開発公社分譲予定、建設計画してから相当長い間塩漬けになっております。今度隣の町に本田技研が二輪車の部門を全部移転してきます。このような私はビックチャンスは何度でも来ないだろうと思います。昨日の特別委員会の隈部委員長の方から企業誘致について中間報告がありました。今度のホンダの移転によりまして、700人か800人の雇用が見込まれると説明を受けました。こういう企業誘致のチャンスのあるときに、私は企画開発課は企業誘致についてどのように取り組まれているのでしょうか。先だつて資料をいただきますと、隣接の自治体よりも優遇している要素は何えませんが、本当に企業にアピールする力があるのでしょうか。

か。このたびのホンダの移転は、私は本当にビックチャンスと捉えております。その点について、執行部の考えをお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 土地開発公社が所有する分譲可能な土地につきましては、議員ご指摘のとおり、七城町の林原・蘇崎工業団地に3区画、泗水町の田島工業団地に3区画の計の6区画ございます。これらの工業団地への誘致活動の取り組みとしましては、企業誘致促進特別委員会の委員長報告と重複するところがございますけれども、工業団地のPRの取り組みにつきましては、県の企業立地化及び出先機関であります東京事務所、大阪事務所との連携による工業団地の情報提供や現地案内、またはパンフレットの作成、DVDの制作をはじめとして、全国ビジネス紙への掲載、あるいはホームページ等で紹介を行っております。さらには県外企業を対象としたダイレクトメールによるパンフレットの送付あるいはアンケート調査も実施しています。その他、県外で開催されます展示会、セミナー、取引商談会において、工業団地の紹介を行ってきております。

また、ホンダ関連企業の誘致の取り組みですけれども、昨年9月に議員おっしゃったように、本田技研工業につきましては浜松製作所二輪部門を熊本製作所へ全面移管すること公表しました。その情報収集のため、熊本製作所への訪問や不動産部門を担当している関連会社への訪問をはじめとして、市に立地する協力企業等を訪問しまして、動向等について現在情報収集活動を行っているところです。また東海地区を中心としました関連企業あてにダイレクトメール等を送付し、市の立地環境をPRしながらアンケート調査を実施しているところです。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 今、村山部長の方から答弁いただきましたが、私は今度のホンダの大津移転、本当に思いきった対策を打たないと、また本市への企業誘致はできないのではないかと思います。そういう観点から、私はホンダにインパクトの強いアピールをすることが本市にホンダ関連の企業誘致をするのではないかと思います。それには、隣の天津町、庁用車はホンダにと、ホンダ製品を導入しているとお聞きいたしました。私も本市も公用車は切り替えるときには全部ホンダ製品に切り替え、そして市民の方々が率先してホンダ車を導入されるように助成金を仮に5万円組んでも、ホンダ車の製品を本市の方々が導入され、ホンダの関連の企業を呼び込む対策をと思います。そのためには、財源が必要と思います。この市の行財政改革大綱

に、私は市税の滞納額約11億3,000万円、それから上下水道あるいは上下水道の負担金の滞納額、総額11億8,000万円、約12億円あります。この滞納額をもし収納できるなら、仮に5万円の助成をやってもホンダ車2万3,792台という膨大な車に助成することができます。こういう助成を少しでもホンダ関連の企業を誘致するためには、行政一丸となって財政確保をし、ホンダ車の購入に市民一丸となって取り組みを、私はこの際アピールすることが一番重要と考えます。その点について、執行部のお考えを伺います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） ホンダ関連企業の誘致につきましては、早い情報収集と企業との接触であると考えております。そのためには、関西、東海地区を担当していますところの熊本県大阪事務所と連携を密にしていきたいと思います。

また、ホンダ車の購入についての行政からの補助ということに関しましては、若干ちょっと問題があるのではないかと考えておりますけれども、公用車の導入にあたりましてはホンダ車についても配慮していきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 今、答弁をいただきましたが、隣の自治体とあまりにも同じような企業誘致の仕方をしても本当に関連の企業は私は来ないと思います。もう少しですね、アピールの仕方を本当に考えてこの際関連の企業を呼び込まなければ、何度でもこういうビックチャンスはないと思います。その点につきまして、市長は本当に今度のホンダの二輪車の大津への移設、どういう強いアピールをやられるか、お伺いいたします。

それから一つ気になったことが、ちょっと耳に挟みましたのでお尋ねいたします。今、開発公社が所有しています泗水地区の12haの用地ですけど、この上に高圧線の送電線が通っております。なかなかこの送電線があるのであの土地が企業誘致に対して向いていないんじゃないだろうかという話も聞きましたが、その点についてどう思われているか、考えておられましたらお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 旧泗水町の田島工業団地送電線の件ですけども、これにつきましては確か旧泗水町で平成12年度が完成だったと思います。このときにおきましては、送電線から電気を引きたいという企業等の要望等もあっていたような

ことを記憶しております。現在においては、その企業は立地していませんけれども、送電線の下等につきましては、駐車場用地関係等で現在PRしているところでございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 企業誘致につきましては、議員の皆様方には大変ご心配をかけていただきまして、また隈部委員長をはじめ、皆様方積極的にお取り組みをいただき、感謝をいたしております。先ほど部長の方がご説明の中にも入れたかと思いますが、昨年4月に優遇措置を充実をいたしまして、議員ご指摘のとおり近隣の市町村と比較すれば最も優遇した制度を設けたと、このように思っております。しかしながらどうして企業が立地しないかといったことでありますが、その制度というものはまだできたばかりであるということもありまして、本当の意味でこの制度が関係企業に対して周知されているかといったこともあろうかと思っております。この制度をさらにアピールをしまして、企業誘致を行っているところでありますが、現在数社との交渉が行われておりますけれども、候補地というのが今までお隣の町と競い合うというのが企業誘致であったりしておりました。あるいは県内の適地がいくつかあって、その中でといったこともありました。現在におきましては、大変発展いたしております中国と日本の国内における九州ではどうだといったことの比較もありまして、大変広い範囲の中で候補地、適地探しが行われているということもありまして、そのために時間を大変要しているということもあります。また選択の幅が広がってきているということで、これまでの企業誘致の選択方法と変わっているということもあって、大変この私たち執行部といたしましても四苦八苦をしているところであります。ただいま折衝中の企業もありますので、さらに積極的にこの企業誘致につきまして進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） それでは、3つ目の施政方針演説について若干お尋ねします。午前中の質疑の中でも隈部議員の質疑と一緒になるところがあるかもしれませんが、よかったらお尋ねをいたします。施政方針演説の中で、新設される空き店舗対策のモデル事業ということで、午前中隈部議員の質疑に対して執行部の方から2つの空き店舗をモデルにということで言われました。私は、この2つの店舗、本当に空き店舗解消に対するモデル事業になるか、まずお尋ねいたします。

それから、施政方針の中で新エネルギービジョンの対策で、バイオマス資源活用についてということでお尋ねします。この問題も、午前中隈部議員の質疑の中でソ

ーラーを組み合わせたエネルギー開発の説明がありましたが、私はこのクリーンエネルギーの問題でバイオマス資源に畜産の糞尿の活用が大事と思っております。その点について、執行部の方から説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 午前中の隈部議員にお答えを申し上げました部分と重複する分については、ご容赦を願いたいと思います。

本市の商業事業所は、そのほとんどが個人経営の小規模店舗であり、近年の消費者のライフスタイルの変化や郊外型店舗の増加、さらには景気低迷による個人消費の落ち込みなどにより、極めて厳しい状況に直面しており、経営不振や後継者不足などによる廃業などによる空き店舗の数も年々増加してきております。こうした空き店舗の増加は、店舗密度を低下させることになり、商業地としての魅力の欠如にもつながります。さらには、それが原因で消費者離れを招くことになり、また空き店舗が増えるといった悪循環が懸念されます。このようなことから、市としましては空き店舗対策は商業振興、地域経済の活性化はもちろんのこと、まちづくりにとっても重要な課題であるとの認識の下、他の自治体における事例等を検証しながら要綱作成等の作業を進めてきたところであり、平成19年度より空き店舗対策モデル事業として取り組みをすることといたしております。事業の概要といたしましては、商店街や商工会等の団体が、空き店舗を利用して行う共同店舗、コミュニティ施設、チャレンジショップといった共同施設を運営する共同施設等運営事業と、空き店舗を利用して不足業種や新規業種を誘致するとともに、新規出店者を支援する創業支援事業に要した借家料、店舗改装費用、借入金利息、信用保証料の一部または全額を補助することにより、空き店舗の有効活用を図っていくものでございます。その経費につきましては、隈部議員にお答えを申し上げたとおりでございます。この事業を通しまして、商店街の活性化にいくらかにでもつながっていけばと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 議員ご承知のとおり、地球温暖化など世界規模で環境問題が叫ばれる中、本市におきましても石油などの化石燃料に代わる新エネルギーへの転換が重要と考えております。そこで、本市では一般家庭用の太陽光発電システムを設置する市民への補助金や庁用車へのハイブリッドカー導入などに取り組んでいる他、新たに注目を浴びていますところのバイオマス資源、いわゆる家畜糞尿等を

利用したところの利活用についての庁内検討委員会を設置するなど、新エネルギー施策に取り組んでいるところでございます。そこで、午前中の隈部議員への答弁と重複しますが、平成19年度では新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOの100%補助を受けまして、新エネルギーに関する基礎データを収集し、新エネルギー導入や普及啓発、施策の基本的な方向、さらにバイオマス資源利活用方針などの新エネルギービジョンを策定することとしております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 空き店舗モデル事業、2つの空き店舗でこの事業を行われ、そして市全体、私は執行部の方からお聞きしましたら旭志か七城かのお店をモデルにするかもしれないとお聞きしました。旭志とか七城でなくて、私は空き店舗が一番多いのは菊池なんです。この空き店舗を活用して、いかに菊池市の中心地の活性化につながるかは、私は一番課題だろうと思います。そのためには、モデル事業も確かに大事でございます。やっぱり商工会、あるいは観光協会あたりとの連携が一番必要だと思います。そして、この空き店舗を専門的な1つの商品でも売る、専門的に売れば、私は十分活用していかれると確信しております。昔の八百屋さんは八百屋であれ、魚屋は魚屋であり、肉屋さんは肉屋さんでありました。やはり、その部門で一流の人がやれば、必ず私はお客は来ると思います。そういう観点から、もう一度横のつながり、どういうふうを考えておられるか、お聞きいたします。

それからバイオマスの関係ですが、菊池市は県下でも一番畜産の盛んなまちでございます。本市で排出される糞尿の7,000tが余剰ということで、本当にJAでも処理が困っておるとお聞きしました。この余剰している糞尿をぜひともこのバイオマスに活用して、新しいエネルギーとして利用していくのが本当の新エネルギーに対する取り組みだろうと思いますが、再度お聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 2つの事業を市がするわけではございません。これは商工会や商店街などの団体が行う空き店舗事業でございまして、チャレンジしてこの店舗を借りてしてみようという人たちに支援をするということでございますので、そういう人をそれぞれの地域から見出してもらいたい。それを本年度、19年度については2事業者に対して補助をしていこうということでございまして、また来年度以降については、またその時点で考えていきたいと考えております。本年度は2事業者に対する補助事業ということで取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 新エネルギーの中で、本市にとって関係が大きいのがバイオマス資源の利用であると考えております。本市のバイオマス資源を見ますと、生活生ごみや議員おっしゃったような家畜糞尿、下水道汚泥、林地残材などがあり、現在それぞれ固形燃料化や堆肥などとして利用していますけれども、十分に活用されていない状況です。バイオマス資源の利用には主なものとして堆肥や土壌改良材に利用するもの、メタン発酵により発電するもの、エタノール発酵によりエタノール燃料とするものなどがあります。本ビジョンでは、それぞれのバイオマス資源をどのように利用していくかを検討してまいりたいと考えております。特に西日本一の畜産地域であります本市では、家畜糞尿をどのように利用するかは重要な課題であると思っております。また生活生ごみにつきましても、ごみが多種多様化していることや量が増えることから検討する必要があると考えております。今回の新エネルギービジョンにつきましては、議員からお話がありましたように、先進地の事例なども参考にしながら、本市の地域性を考慮し策定してまいりたいと思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） ぜひとも2つのモデル事業、素晴らしい結果を期待して、それからバイオマスについては岩手県の葛巻町、先進地でございます。どうぞ勉強して取り入れてもらいますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後4時42分

開議 午後4時55分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

○（山瀬義也君） 通告をしておきました順に質問をいたします。

市長の施政方針の中に、文化財の保護と伝統文化の活用、保護意識の啓発を図っていくとあります。今、菊池市があるのは先人が築いて残してくれた歴史、伝統・

文化であると思います。まず1番の文化財について質問いたします。17年の11月より菊池高校の校舎建設に伴い、発掘調査が行われていました。調査で中世の菊池氏の館が確認されました。菊池氏の誰の住まいかはっきりしませんが、堀の後の調査で幅3m、深さ2m、長さ四方100mあるそうです。一町歩の広さだと思われます。他にも遺構、遺物もたくさん出ております。菊池氏の全盛時代の武光公や懐良親王の館であるならばまだ規模が大きいと思われれます。1番に、菊池氏の館跡の発掘調査の現状と県の調査の報告についてお答え下さい。

菊池市の教育の江戸時代、明治初期にかけて説明を知らなければ武藤文庫についての経緯がわかりませんので、若干説明をいたしまして質問いたします。武藤文庫、熊本市所有を菊池市に返還してもらうための市の考えについて。菊池市の文化は、平安・鎌倉時代、京都は日本中の中心であった。一族の中から京都の武者どころつめがあり、文化、文学、芸術も菊池市に・・・中央に負けないものがあつた。菊池一族は、禅の信奉が高く、12代武重公は大智禅師招き聖護寺を開宗、15代武光公は大方和尚を招き正観寺を開設。菊池五山、これは漢学です、漢文学ですね。21代重朝公は孔子堂を建て、日本の当時の漢学の学者でありました、日本一の学者でありました桂庵玄樹を招ねかれる。また一族は禅宗、儒学、漢学、それぞれに学ばれ、特に禅宗は美術、剣道、茶道、俳句、芸術などの日本の文化と禅は一体であつたと思われれます。菊池一族は高い教養を積んでいたもので、菊池家憲や万句など、今でも受け継がれています。継承されております。江戸時代後期、隈府西照寺の水足博泉に渋江紫陽が学び、集玄亭を開き、細川藩が開いた時習館より6年早く開かれております。1748年、門弟子、門人300人、渋江松石に継がれ星集堂を開く。門弟子、門人400人。3月の広報に載ってございました葉室黄華も門弟子であります。門弟子であつた桑満伯順、水石亭を開く。藩候待医、再春館司教、医業吟味役桑満に学び、木下・村は今に古耕精舎を開く。藩候の伴読、時習館訓導、熊本に私塾を開く。また、漢塾を開いております。門弟子は900人。門弟子の四天王の中には井上毅、憲法試草乙案・成案、教育勅語、案文起草、文部大臣、菊池家憲を参考に明治憲法の草案をつくつた人でありました。・村の娘婿です。古庄嘉門、これは貴族院議員です。木村弦雄、熊本中学、熊本師範の校長、済々黌高校長。竹添進一郎、大蔵官僚、東大教授。・村の弟、木下梅里、古耕精舎を受け継ぐ。時習館訓導、正院出仕、内閣修史局、梅里の弟、木下助之、玉名郡玉名の伊倉の木下家に養子に入り、初代県会議長、衆議院議員。助之の孫、木下順二、東京大学から劇作家で亡くなられた方です。・村の子、木下広次、第一高等学校校長、東京大学教授、日本法学博士第1号、京都大学初代総長。弟木下哲三郎、明治大学創設者、広次の子木下道雄、宮内庁昭和天皇の侍従次長です。菊池の木下家の親戚、木下宇三郎、陸軍中將。弟

義道東大卒、帝国農会初代幹事。宇三郎の娘、原田律子、宮内庁女官長。ほか、木下家の今の一族の皆さん方に続きます。また梅里の後を古耕精舎を継いだ武藤環山がこれを引き継ぎます。儒学者で、第1回県会議員、衆議院議員、息子虎太、二高の校長、四高の校長、五高校長、虎太の子よしお、外交官。ともお大阪大学教授。ふみお、外務省、厚生省。武藤文庫は、武藤家歴任の3代にわたって収集されたものです。江戸時代の貴重なしゅ本、漢本などをはじめとして明治、大正、昭和初期の文鎮を要する、これは武藤文庫の中の目録に書いてあります。木下・村、梅里、武藤環山、虎太、菊池の教育、熊本の教育の基礎であります。古耕精舎の教育資料が武藤文庫であります。親戚にあたられる前教育長の木下昭二郎先生の話をお聞きすると、今区のこと、または戸崎のことも書いた資料がたくさんあると聞いております。古耕精舎木下塾で学ばれた偉大な人たちの教育の基本が菊池であります。調査され、ぜひ菊池市に返還してもらうよう熊本市に申し入れて下さるようお願い申し上げます。

3番の文化財の未発見の調査と保護の条例などの考えはないのか。民家の蔵に残されているであろう文化財を解体前に文化財保護委員会、市の調査をさせてもらう条例の必要性があると思われるが、市の考えをお聞かせ下さい。

まずは、第1回目でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、菊池高校の発掘調査についてでございますけれども、ご承知のように発掘から出ましたものから堀に囲まれた掘っ建て柱建物群、あるいは出土品から中世の武士の館跡である、あるいは15世紀から16世紀にかけてのものであると思われるということの県文化課からの説明でございました。このことを踏まえて、昨年12月の定例議会一般質問でお答えしましたとおり、保存等についても5項目の要望書を提出し、要望に対して最大の努力をするという県文化課よりの回答もいただいているところでございます。また報告につきましては、正式な報告につきましては、県文化課より平成19年度に概報を、そして平成20年度に報告書が出されると聞いております。

次に、木下塾生の武藤家に関わる武藤文庫についてでございますけれども、ご指摘の武藤文庫は、現在熊本市の図書館に保管されており、調査の上、その一部の目録ができています。この武藤文庫は菊池市今区の武藤家にあつたもので、本市にとっても当時を調べる上でも重要なものであると思われまふ。そこで返還につきましては、熊本市に出向いて調査を行い、文庫の一部について譲り受けることができるならばと考えております。

次に、文化財未発見の調査あるいは保護に関する調査等についてでございますけれども、現状では文化財的なものがどの家にどれだけあるかというようなものを調査をしているところでございますが、古民家、書籍等の流出防止につきましては、現時点では国・県・市の指定をした場合のみ所有者に対し制限をすることができますが、それ以外のものについては所有者がその物件をどのように取り扱おうとも干渉ができないのが現状であります。したがって調査をお願いするための条例の制定については、現時点では困難かと思われまます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○（山瀬義也君） 今の教育長の答弁の中で、調査の結果は20年度には発表があるということですから、それを待ちたいと思います。

また、武藤文庫の方につきましても、熊本市へ出向いて調査をするということですから、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それと、未発見の文化財の調査については、国・県・市の文化財についてはその権利はあるけれども、個人のやつはちょっと難しいんじゃないかということでもありますけれども、今それぞれの個人の家にあるのを調査中ということですから、どうかその出具合によっては、やっぱり条例という考えもぜひ必要になってくると思えます。

それで、再質問をいたします。県の今後のスケジュールの中に、現体育館の解体の計画も入っていると聞いております。県が解体後にどこまで発掘調査をするのか。わかればお答え下さい。県の発掘調査次第では、菊池市の発掘調査の考えはないのか。国の許可、また県の敷地でもありますので、どのような手順でやればいいのか、お答え下さい。

武藤文庫につきましては、そのような形で今から調査するというところでございますから、私は特に、田中教育長、昔の菊池一族の万句等などを学校教育の中にも取り入れながらやられております。小学校、中学校の菊池の教育の原点に当時の人たちのまた活動とか、活躍もやっぱり教えていくというこの義務もあると思えます。特に歴史、伝統、文化、それを受け継ぐのも教育の一環だと思えますから、この点についてもお答え下さい。そして、今区に古耕精舎ありましたけれども、その方と建物が、一緒の建物が熊本藩の参勤交代に使っておりました大分の臼杵の港のその周辺のそれと同じような建物が残っているということですから、そのこともどうか知っていただきたいと思います。特にですね、今村の皆さん方は、古耕精舎を再現して、そしてやっぱり菊池の中で教育の道場あたりをつくってもらっ

たらしいなという話もありますから、よければその点についてもお考えを述べていただきたいと思います。

未発見の文化財の調査の考えについてですが、市民の皆さんが自分の家にどのような文化財があるか、これは届け出るような対策、それがどうかできないかと思うわけなんです。なぜかと言えばですね、これは菊池外に非常に持ち出しが可能になってくると。そうすれば、せっかくの例えば菊池の館等が出てですね、昔の記録があまりないわけなんです。どの人がこの場所に住んでいたとか、そういうのの図面等があれば確かなものになりますから、どうかその点についてもお答えを願いたいと思います。

以上、再質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 菊池高校跡地の発掘についてでございますが、今後の計画ということで、校舎建築に伴う発掘調査は平成18年度で終了しておりますが、現存する体育館の敷地については、体育館解体後でなくては調査ができない状態です。ここも館跡の解明には重要な地区であると考えられますので、試掘並びに調査については、県に要望しているところでございます。しかしこの地区における調査というのは、今回の調査と異なり、国庫補助を受けての学術調査となりますので、県とも充分協議の上進めなくてはならないと思われまます。また、先ほど菊池一族の歴史のことを詳しくご説明いただきましたけれども、歴史・文化という、この一族の歴史・文化というのは、私たちの誇りでもあります。その誇りというものを今度後世に伝えていくのも私たちの義務であるかと思ひます。その1つとして、今年度から始めました万句の里、ふるさと菊池という事業を始めたところでございます。これを通しながら、菊池の文化・歴史というものを子どもたちに伝え、併せて子どもたちの豊かな心を育てていこうと今実施しているところで。

それから、道場についてということがありましたけれども、申し訳ございませんが今のところ考えておりませんのでお答えすることはできません。

また、市民の皆さんが自分の家にある文化財を届けるようなその対策ということですが、このことについては県文化課や近隣の自治体に尋ねてみました。しかしほぼ同様で、手放すことを検討される場合は、事前にご一報下さいなどと周知するところまでしかできません。あとは地元の文化財は地元にと意識を市民の方々に持っていただくよう啓発をしていく以外ないかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○(山瀬義也君) 再々質問をいたします。

体育館の方も解体がまだ今からということでございますから、そういう願いはしとるということでもありますから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

山鹿市の鞠智城公園の国営化の要望も本市を含めて出ております。菊池市も中世の菊池氏の館、中世の博物館などの建設の必要性などの考え、先人が残した遺産を活用したまちづくり、観光地につなげるために、菊池高校内またその周辺の発掘調査が必要不可欠と思いますが、市の考えはどうか。特に中心市街地あたりの基本計画も含めて、市を上げてやっているということでございますから、山鹿さんの鞠智城が国営になればですね、例えばその交通の面も、また観光の面も大変菊池にも寄りやすいと思います。特に中世の館等について、また中世の博物館についてはですね、現在のところ九州の中ではないのが事実でございます。先日来、菊池源吾、西郷隆盛のああいう交流をやりますとですね、あれだけの人間が寄るわけなんです。ですから、ですから、中世の館あたり建てて、そういう各自治体との交流があればですね、1ヵ月に3つ、4つの交流ができます。このことも含めてですね、将来の菊池の発展のためになるならば、ぜひ菊池の方で独自で、これはもう国の許可含めていろいろ問題があると思いますが、このことについても考えがあればお教え下さい。

今区の中での、道場は今のところできないということでもありますから、どうか武藤文庫調査やってですね、やっぱりこれは大変な価値があるということになればですね、その時点でまた考えていただきたいと思います。特に木下・村の教育とはという言葉でございます。その中に、教育は馬引きにあらず、牛を追いたるべきという自学自習の教えが刻まれております。このこともどうか知っていただいて、菊池の子どもたちにも広めていただきたいと思います。

それと、文化財保護でございますけれども、先ほど未発見の文化財の中で質問いたしましたけれども、菊池市の文化財が未発見の部分、これが無断で外に持ち出しが、菊池外に持ち出しができないような制度を早くつくらなければならないということでもありますけれども、先ほど教育長の答弁の中でなかなか難しいと、個人所有はということでもありますから、どうかもう少しこう勉強していただいて、どうか歯止めが利くような対策を練っていただきたいということをお願いして、質問いたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 中世の館とか、博物館の建築ということの要望がありました

けど、私自身もあればいいなという思いではございます。今回、菊池高校内で中世の武士の館であると考えられる遺構が見つかっておりますけれども、上町区とか高野瀬区の一部についても遺構が見つかる可能性が大であろうと思われまます。そういった出土した土器とか遺構を十分調査研究の上、進めていかなければならないだろうと思っております。あくまでもそういう思いの上でやっていくことだけしか答えられませんけど、よろしく申し上げます。

また、武藤文庫についてでございますけれども、先ほど言われましたように教育は馬引きにあらず、牛追いたるべしというこの理念ですけれども、菊池市の教育の指導理念として掲げて学校に今指導しているところでございます。そういうことで、今後とも指導は続けてまいりたいと思っております。

次に、文化財の未発見の調査あるいは保護に関する条例のことでございますけれども、この条例化につきましては、文化財保護委員会というのがございますので、それで協議していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○（山瀬義也君） 2番目の産廃問題について質問いたします。今日も午前中の質疑の中で松本議員さん、また栃原議員さん、それぞれに質疑をされております。重複すると思っておりますけれども、やっぱりそれぞれに議員の皆さん方がこの問題について説明責任ということで市民の皆さん方にわかりやすく説明すると、このことが基本だと思いますから、その点について市民部長、どうかわかりやすくこの次は説明して下さい。

市民の説明の徹底について。九州産廃株式会社の最終処分場の操業の短縮及び埋立処分場の終了に伴う補償と。平成27年から平成30年まで12億669万1,000円と。この中で27年が6億6,341万2,000円、28年が1億8,109万3,000円、29年が1億8,109万3,000円、30年が1億8,109万3,000円であります。債務負担行為が、これはこのたびは支出額の見込み及び当該年度以降の支出の予定金額に関する調査という形で載っておりますけれども、金額が12億669万1,000円、これが平成27年から30年度まで。県支出金が6億334万5,000円、その他1億1,328万8,000円、一般財源が4億9,005万8,000円。このように出ております。議員の皆さん方は、納得がすぐいくわけなんですけど、なかなか市民の皆さん方に納得がいくような説明、どのような形で市は考えておるのか。先ほどの質問の答えの中で、まちづくり懇談会、また区長会の中で説明をしたということでもありますけれども、議会の皆さん方がまだ

理解がちょっと得ておりません。業者の拡張計画、田崎牧場跡に39万㎡の許可を県が出し、市も受け入れる。最終処分場建設がされれば、1㎡当たりの1,400円の立地交付金5億円が見込まれますということでもあります。この交付金は、形を変えて一般財源化すれば市民のために使われるお金でもあります。これは、地元住民の強い要望、そして4者協議の中で決まったから4年短縮し、そしてそれを県が立ち会って業者と市が合意に達したと、こう述べてあります。4年間の短縮の補償は6億334万5,000円です。市からの補修金額の持ち出しはないと言われますけれども、新設の最終処分場に対して県から5億円が来ます。また環境整備基金積立金、これは環境協力金でありますけれども、一般廃棄物の搬入に対して1t当たり1,000円、2年目から2,000円、県外は2,000円の積立金をもらっております。これが1億1,328万8,000円を合わせて6億334万5,000円を業者に支払いますということでもありますけれども。ですから、これはこのたびの債務負担行為の中で本議会で提出されておりますから、当然採決が行われます。ですから、議会の皆さん方にも、市民の皆さん方にもですね、やっぱり納得のいくような説明責任があります。私たちはですね、市はですよ。ですから、合意の仮契約の内容、これもどうか公表をやって下さい。そして市民に本当に納得のいくような説明をどのように考えるのか。それ次第で、恐らく採決でも皆さん方賛同をいただけたと思いますから、そのことが一番皆さん方が頭に悩むところでもありますから、どうかこのことについてまずは質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 市は平成10年11月17日に県を立ち会いに市と九州産廃が締結した環境保全協定書第13条に伴う環境保全協議会設置要領第4条で、閉鎖に係る諸事故、移転先、撤去もしくは移転費用及び補償でございますが、につきまして、市と県は会社の意思を尊重として誠意を持って対応することとなっております。今般、環境保全協議会や4者協議会で昨年8月11日に最終処分場の使用期間が平成30年までとなっているのを4年間短縮して終わるということで合意に達しました。市と県は産業廃棄物の最終処分場という特殊性から、移転先を市外に確保することは極めて困難でありできないことから、短縮期間分の損失補償と最終処分場を終了する営業廃止補償を行うこととしました。また、合意事項が実現すれば、市民の生活環境上の不安を解消するとともに、昭和56年以来の課題であった産廃問題という住民紛争を解決することになるので、公益性があると判断しております。今回債務負担行為を計上しておりますのは、会社と補償契約を締結するためであります。今まで一部変更協定、補償契約、覚書は、同時期に締結することで協議を

進めていること、区長会代表者の皆様に説明し、十分ご理解いただいて早期に解決すべきであると強く要望されていることなどがあるからでございます。

次に、現時点での補償契約案についてご説明申し上げます。補償契約には、九州産廃株式会社だけでなく、九州産業株式会社とも締結することになります。九州産業株式会社は、九州産廃株式会社から収集運搬部門を分離した会社で、100%九州産廃株式会社に依存した収集運搬業者であり、最終処分場がなくなれば多大な営業収益の損失を生ずることから、補償の対象としました。そこで補償契約は市と九州産廃株式会社と九州産業株式会社の3者間で最終処分場の操業短縮補償及び埋立処分の終了に伴う営業廃止補償について締結することになります。具体的な契約条項案でございますが、主な内容は、第1条は信義誠実の責務について。第2条は、補償の目的。九州産廃は平成10年11月17日に締結した菊池市との環境保全協定書第13条に定める最終処分場における埋立処分の期間を4年間短縮し、市は九州産廃が菊池市内における最終処分場の埋立処分・操業を終了することに伴う操業短縮補償等を九州産廃と九州産業に支払うものとなっております。第3条は、履行期限でございます。九州産廃は、最終処分場の埋立処分を平成26年11月16日までに終了するものとする。ただし、平成27年3月31日までに残務整理を終了するものとするについてでございます。第4条は、履行の確認、法に基づいて処分業の変更届を速やかに出すことについてであります。第5条は、補償金の年度別支払額について。第6条は、権利譲渡の禁止についてでございます。第7条は地位の承継。契約に定める事項については、九州産廃が事業の全部または一部並びに施設の全部または一部を第三者に承継させる場合は、併せて承継することについてでございます。第8条は税の負担、第9条は埋立処分終了後の最終処分場の管理などについてでございます。第10条は、損害賠償についてなどからなっております。したがって、補償契約を締結しても、実際の支払時期は会社の営業廃止の履行確認をした後の平成27年度から平成30年度までの4年間に分割して支払うこととなります。補償契約の締結日は、環境保全協定の一部変更協定書を締結する3月28日、議会の議決後ということでございます。会社と補償契約及び市と県の覚書を締結したいと考えております。

次に、補償金の財源につきましては、現在市外の自治体が会社に一般廃棄物を搬入することに対して1t当たり1,000円、または2,000円を環境保全協力金として徴収し、環境整備基金に積み立てております。また、県の管理型最終処分場立地交付金事業という制度がございまして、新設または増設された管理型最終処分場が所在する市町村に管理型最終処分場容量1㎡当たり1,400円で、最高5億円の交付制度があります。現在の会社の管理型最終処分場の許可容量は約39万㎡で

ありますので、当該規模の処分場ができれば最高額の5億円が交付されることとなります。ただし、この交付金の事業目的は住民生活の改善につながる事業や施設、管理型最終処分場の理解促進につながる事業という特定財源になっておりますので、交付金に該当する事業に充当したいと考えております。したがって、今後は一般財源の中から環境整備基金に必要額を計画的に積み立ててまいりたいと考えております。このことにつきましては、区長会代表者の皆様には既に説明をいたしておりますが、市、県、会社の3者による環境保全協定の一部変更協定書、市と会社の補償契約、市と県の覚書を締結した後、再度区長会代表者の皆様にご説明を行うとともに、市民の皆様には市広報で特集で周知したいというふうに考えております。

今後の対応といたしましては、施政方針で述べられましたとおり、溶融キルン式焼却処理施設の操業期間の問題については、引き続き協議に入りたいと考えております。なお、最終処分場は平成26年度で終了しますが、残余量がある場合は会社の中間処理施設から排出する廃棄物や災害廃棄物などの市が特に必要であると認められた一般廃棄物は搬入することができます。なお、その他のメタン発酵処理施設や破碎、選別施設等の中間処理施設は、そのまま残るものというふうに考えられます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○（山瀬義也君） 今、部長の方から仮契約の内容についてご説明がありました。このことについて、議会ではですね、以外とわかりやすかわけなんですね。ですから、あくまでも債務負担行為という27年からのことでありますから、私たちが今約束して、それから支払いが行われるわけなんですね。ですから、行政は、特に区長会を通じて流したから、広報で流したからというような形で説明責任は終わったということをおもってんるばってんるですね、区長さん方も昨日聞いて下さん通達する区長さん方と自分だけわかって下さんな通達せん人もおんなるわけなんですね。ですから、議会もやっぱりこの開会中に採決をするわけなんですから、こういう形で徹底をしますよとわかりやすくガラス張りにして説明しますということをはっきり言うてもらわんことにはですね、皆さん方も納得できないと思いますから、今の内容はわかりました。そして、キルンの問題についても今から話していくということでもあります。やっぱり4年間短縮、これは市民の皆さん方、地元を含めてですね、安心安全が一番ですから、皆さんが希望されることを市はあえて4年間短縮して終了することにしましたからということですね、言うてもらわんと、やっぱり区長さんの中でもですね、ならば30年まで待って6億円からお金もろろうとの方がようはなかかという感じの人もおんなつとですよ。ですから、あくまでも市民の皆さんが安心して安全で生活ができるために4年間短縮して、その補償を立地交付金の

中から、また関係協力金の中から支払いしますからというようなことをどうかよろしくお願ひしますと。それだけでよかったですよ。こざこざ言うたってわからんけんですね。そのような説明をされるのか、されないのか、あと1回聞きたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 広報につきましては、市広報で広報するほか、要請があれば区長会の方に出向いて説明を十分行いたいというふうに考えております。

[登壇]

○（山瀬義也君） だからですね、部長、1回ぐらいですね、市民会館でもそういう大会をして、説明会しますよと、要請があればというぐらいをはまりを持って下さい。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） はい、承知しました。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○（山瀬義也君） せっかく議長、ちょうどですね、先ほど今お話を聞きましたから、あと1回なら、そういう全市民に対してでもですね、要請があればいつも出てきてやりますよとか、そのはまりがあるということであれば、そのことはぜひ願ひします。

それとですね、さっきの文化財の方に、特に議長お見えですから失礼になりますから、菊池の中に当時私塾が8つありました。その中には、議長の田島の伊牟田さん、あそこも入っております。それと七城の石淵さんところも入っております。あとは菊池が6ヵ所です。そのことについて、あと1回。よければ、協定者の当人です。あります助役の方にお願ひしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 助役、村上建二君。

[登壇]

○助役（村上建二君） 産廃問題についての市民への説明の徹底ということでございます。56年以来、様々な経緯がありまして、市民の方も関心はあるというふうに、関心が大きいというふうに思っておりました。そしてこのたび合意が会社と県と市との合意が整って、そしてこの最終処分場の4年間の短縮が実現するというところでございます。これについては先ほど市民部長がお話ししましたように、市の広報等で特集で周知をしてみたいと。そしてまた区長会、区の方も区長さんたちも替わる時期でございますので、そういうのを随時活用しというんですか、その機会を利用して十分な説明をやっていく。またそういう要請があればですね、我々出向いてや

っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 皆さん、大変お疲れのことだろうと思えますけれども、本日はないかなとも思っておりますけれども、頑張るってやりたいと思えます。前は一般質問になりませんでしたけれども、今回はきちっと答弁をいただきますので、執行部の方にはよろしくお願いをいたします。

まず最初に、庁舎建設計画について質問をいたします。庁舎建設については、一昨年旧菊池市を中心に1万名を超える署名とともに出された再検討を求める陳情書が提出されたり、旧泗水町の方々が凍結を求める申し入れを提出した議員を集めて懇談会を開かれたりと、今では決まっていることだからと執行部と議会だけでは収拾がつかないような状況になっていると思えます。そのような状況を踏まえて質問をさせていただきます。新庁舎基金について、計画では新庁舎に必要な一般財源分は13億円となり、その内訳は平成19年度から21年度までの各3億円の計9億円、平成22年から23年度までの各2億円の計4億円、総合計13億円となり、財源となる一般会計予算は新市建設計画で予定していた他の事業の縮小や行革により経費削減などで捻出するとなっております。そこで2問ほど質問をいたします。

まず1点目、基金条例の第6条に、基金は市の庁舎等の建設に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができると思えますが、13億円貯まるのに順調に行って平成23年度までかかりますが、例えば平成21年度に9億円貯まった時点で周辺整備として庁舎への取付道路などのために基金を取り崩して使用ができるのか、そのことについて1点目の質問をいたします。

2点目、平成19年度から23年度に13億円積み立てるのに新市建設計画で予定されていた他の事業への影響はどのようになっているのか。特に19年度においてはどのような影響があるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） まず第1点目の庁舎建設基金につきましては、庁舎等の建設に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができると思っております。凍結解除になるか未定ですけれども、予算に庁舎等の建設に要する経費を計上する場合は、基金の一部取り崩し、その財源に充てたいと考

えているところでございます。基金の最初の取り崩しの時期、すなわち凍結解除の時期がいつごろになるかというご質問かとは思いますが、新庁舎建設が一時凍結された経緯や今後の進め方につきましては、先般の2月1日号の広報誌でご説明してあるとおりでございます。説明の中で、県営花房中部2期地区畑総事業の地区内に庁舎等の用地を確保する計画ですので、畑総事業のスケジュールから市が造成工事等に着手できるのは、平成23年度以降になると考えられますと説明してありますので、あくまで事業の進捗状況によりますけれども、凍結解除の見通しとなるのは23年度ごろになると思われま。したがって、21年度というのは現在のところお答えができない状況です。状況が変化すれば、逐次議会等に相談しながら進めていきたいと考えております。

次に、基金造成に伴いまして新市建設計画の他の事業計画に影響があるのではないかとのご質問についてですが、合併当初の事業計画では、3年を目標との合併協議会の合意事項から平成19年度を中心に新庁舎を建設するよう計画されており、前半に事業が集中した経過となっております。今回の一時凍結で、新庁舎の事業執行を後年度に変更し、基金を造成することで均衡性が図られ、単年度の市の負担が緩和されることとなります。したがって、新庁舎建設基金造成が新市建設計画の他の事業に影響を及ぼすものではないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 23年度までは、この基金条例には全然手を付けられないということになるのでしょうか。私がさっきなぜ21年度というのを限定して申しましたかといいますと、その年の4月には市長選が行われます。私が考えますに、平成21年度までは、よければ市議選が行われる平成22年度までは、この基金には手を付けてはならないと私は自分なりに思っております。その市長選は、新庁舎の問題が恐らく最大の争点になると思われるからです。今、福村市長がこの問題に対してどのようなお立場で立候補されるのかは私にはわかりませんが、恐らく4つの選択肢があると思われま。まず1つ目、計画どおり花房台のグリーンロード沿いに建設すると言われるのか。2つ目、現在ある庁舎を補強し、リフォームし有効活用すると言われるのか。それと、3点目、いくつかの選択肢を基に住民投票を実施すると言われて立候補されるのか。そしてもう1つ、もうこんなごたごたはご免だと、次の方に任せて立候補を辞退されるのか。恐らくそのいずれかだろうと思われま。ほかにあれば、また言っていただければありがたいと思われまけれども。そのような状況、この庁舎問題に対しましては、どなたが、どのような立場で立候補される

かはわかりませんが、当選された方がその公約を果たされるような環境をつくっておかなければならないと思っております。以前このようなことがあったと記憶しております。旧旭志村の村長選でR D F建設に反対の立場で立候補し当選なされた石井村長さんは、旭志村でR D Fの施設はつくるという誓約書が前村長さんによりつくられていたことにより公約を果たさせなかった事例もありますように、庁舎建設のための基金は早くても平成21年度までは手を付けてはならないと私は思っております。そのことに対して、執行部の考えといたしますか、ご見解を聞かせていただきたいと思っております。

それから、庁舎建設も新市建設計画で予定された事業ですが、それにあたり熊日に3月3日付けだったですか、2007年度に予定していた老人福祉センターの用地取得関連の事業や老人憩いの家改修など先送りしたということですが、この2つの事業とも大変重要な喫緊の課題だと思われませんが、庁舎建設のため、他の新市建設計画はどうでもいいというような論理については成り立たないと思っておりますが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。この老人の方々の結局福祉に関わることであります。これを少なくとも私よりも老い先のない方々を先延ばしするということは、なにかとても冷たいような感じがいたしますので、その辺もよろしくお願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 平成21年度までは事業はしないのか、取り崩しはしないのかということですが、先ほど答弁しましたように、現在当該地域につきましては県営花房中部2期地区の畑総事業地帯であります。したがって、畑総事業の進捗状況によって凍結解除は変わるかもしれませんが、一応23年度ということで現在進めております。

老人憩いの家関係、用地関係等につきましては、新庁舎建設関係で中止になったものではないと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 老人福祉センターと旭志の老人憩いの家でございますけれども、まず旧菊池市の老人福祉センターにつきましては、用地の方がまだ交渉中ということで先送りをせざるを得ないと。それと、旭志の方につきましては、ご存じのように、4市町村の枠配分がございまして、その率、いわゆる旧旭志村におきましては枠配分の率が小さいがために、大きな事業については先送りをしなければ、いわゆる枠配分から外れるという一つの今、グラウンドができております関係で、

それと併せて同時期にすれば枠配分を大きく外れるということで、次年度送りになったということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 大体わかりました。できればですね、この基金条例の中の6条にですね、21年度までは手を付けてはならないというようなですね、その文言を付け加えていただければ、それは委員会の方をお願いをいたしておきます。

それでは、入札制度について質問をさせていただきます。今、連日談合問題でメディアによる報道がされている中、今月3日に人吉球磨広域行政組合に絡む不正入札事件で逮捕された福永浩介人吉市長による官製談合について、同じ熊本県内の自治体ということで、身近な自治体ということで、現時点での執行部の見解並びに感想をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 私の方から感想は述べられないと思いますが、人吉市では今回の対応の起因となりました人吉球磨広域行政組合の一般廃棄物処理施設、人吉球磨クリーンプラザ建設を巡り、競売入札妨害で3人の逮捕者を出しております。人吉市長が逮捕された直後の容疑は、同施設の燃料納入を巡る納入業者からの賄賂を受け取った収賄罪であり、本市といたしましても大変厳しく受け止めております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 大変厳しく受け止めているということでした。それをまた踏まえて、質問をさせていただきます。制度については質問をするはずでしたけれども、ちょっと手違いで飛ばして、国は福島、和歌山、宮崎の連続談合事件、いわゆる別名談合三兄弟の事件を契機に、入札制度改革を実施しようと地方自治法施行令を3月中に改正し、都道府県と政令市には1,000万円以上の工事に一般競争入札を導入するよう求めるとなっております。県はそれを受け、7月より県発注の一般競争入札を現在の1億円以上から4,000万円以上に拡大し、適正化に努めるようになっております。このことは、地元企業への影響と先月27日に県議会に提出された官製談合の根絶と入札に関する決議、これを提出したのは県議会の最大会派自民党に配慮したものと私なりに理解をしております。また、市町村にもこのこ

とは1年以内に導入するよう求めていく考えのようですが、この菊池市においては、他の市町村に先駆け、他の自治体の行動を見てからなどと言わず、なるべく早い時期に導入することが望ましいと思っております。このことは、避けては通れない喫緊の課題だと私は考えております。そこで質問ですが、本市でも一般競争入札導入の考えはないか、お尋ねをいたします。もし、現在はできないと言われるのであれば、その理由をご説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 一般競争入札導入の考えはあるかということでございますが、ただいま二ノ文議員おっしゃられたとおり、福島、和歌山、宮崎県などで談合事件が相次いだことを受け、平成19年2月に地方公共団体の入札契約適正化連絡会議により取りまとめられました地方公共団体における入札契約適正化支援方策によりますと、すべての地方公共団体において一般競争入札を導入すると提言されておりますので、今後本市でも発注工事によっては、市内の業者のみを対象とするか、市外の業者まで募集範囲を拡大した一般競争入札になるかわかりませんが、今後新たな入札制度の枠組みの中で検討しなければならないと考えております。また、一般競争入札につきましては、議員仰せのとおり3月の定例会が県が19年度から4,000万円以上を対象に、熊本市が1,000万円以上を対象に実施することが発表されております。本市でも他の市の状況を本年2月調査しました結果、本市を除きますと13市の中で3市が19年度からの実施を考えられているようでございます。しかし新聞報道でございました熊本市の一般競争入札の募集範囲を熊本市内に限定するとしているため、その他の市でも募集範囲に他の市を入れないことで考えられております。現在、本市では土木工事業者が3ランク、それ以外は適時施工能力に応じた業者選定を行っております。しかし土木工事につきましては、現在も各ランクの発注にあたっては1工事につき同ランクの半数近くの業者を選定しておりますので、仮に熊本市のように一般競争入札で本市内の同ランク業者を全社参加させましても、実質的な効果は薄いと考えられます。そういうことから、一般競争入札の導入につきましては、県下全域の足並みが揃うよう市長会を通じ働きかけていきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 大体期待どおりの答弁でしたけれども、国も公共工事を減らし、無駄をなくす方向に転換し、それに比例し県も市も予算が減り続ける中で、より効

果的な公共工事のあり方が求められております。昔は年度末になればあちらこちらで道路の通行止めがあり、やらなくてもいいような工事を予算消化のためにやって、それにより地方の経済は成り立っていたように思います。そのことも遠い昔話のようになっております。地場産業育成の観点からは、非常に一般競争入札の制度は地元業者の方には厳しい制度だとは思いますが、厳しい現実を見つめ、公共工事ばかりに頼るのではなく、競争力を高め、いろいろな分野に業者の方も参入していただき、この現実を乗り切っていただかなければならないと思います。この入札制度については、私以外にも3名の方がやられるようですので、あとは3名の方にお任せをいたしたいと思います。

次に、少子化対策についてお伺いをいたします。少子化問題につきましては、都会も地方も全国津々浦々、どこの自治体も抱えている大変重要な課題だろうと思っております。本市でも様々な政策で少子化の解消に向け執行部一丸となって取り組んでおられることは大変頼もしく、心強く感じております。そこで、本市におきましてどのような対策や事業が行われているのか私なりに調べてまいりましたので、主なものを紹介してみます。

まず、本市におきまして3人目以降の子どもの出生に際し、祝金を支給するすくすく子宝祝金制度、未就園児とその保護者が気軽に集い、交流し、育児の孤立化を防止するつどいの広場事業、仕事と育児の両立を支援し、多様な保育ニーズに対応した相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業、放課後や長期休みの留守家庭児童対策として、放課後児童育成クラブ、保育料についても国基準額を下回る市独自の保育料徴収基準額を設定している。子どもが3人以上いる世帯の保育料一部軽減、各園において就労形態の多様化などに対応するための延長保育、保護者の就労後、病気、看病、冠婚葬祭等の際にお預けする一時保育事業、そして本年度より乳幼児医療費助成を就学前から小学3年までに延長する事業。以上様々な事業を紹介しましたが、私は大事なことは利用者がその事業の内容や趣旨を理解し、なるべく多くの人に気軽に利用してもらうことが大事ではないかと考えます。このような事業や対策に市からも補助金として使われていると思いますが、ここで4目質問いたします。それぞれの対策事業をどこの事業者や施設で行われているのか。2点目、それぞれの補助金の額は1事業に対してどれぐらいになるのか、その算定方式がわかれば教えて下さい。3つ目に、一施設一事業ごとの利用者数はどのようになっているのでしょうか。4つ目、利用者への周知、宣伝、啓発活動はどのような方法でやっておられるのか。以上、4点について質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 主な対策といいますのは、ただいま二ノ文議員の方からございましたので省略させていただきたいと思います。

次に、実績等についてお答えいたします。まず、すくすく子宝祝金の17年度実績は79名、支出総額790万円です。1名10万円でございます。つどいの広場は5,900名、437万7,000円支出しております。なお本事業は、平成18年10月より新たに1ヵ所増設して、現在は市内3ヵ所で実施しております。菊池市、それから泗水、次に去年の10月に七城の方を開設しております。また、ファミリーサポートセンターにおきましては99件、232時間の利用があっておりまして、事業費225万1,000円でございます。放課後児童育成クラブ事業は、市内11ヵ所で430名が利用し、2,514万2,000円。なお、本事業は平成18年度より12ヵ所となっております。子どもが3人いる世帯の保育料の一部軽減の児童数は150名、738万7,000円。延長保育が3,527名、2,927万円。一時保育は374名、59万円でございます。さらに母子家庭への医療費助成として、対象者1,120人、延べ3,385件、670万円。乳幼児医療費が対象者2,250人、延べ4万6,230件、1億200万円強を助成しております。つどいの広場は、ただいま申し上げましたが、隈府立町の空き店舗、泗水の公民館、七城の多目的研修センターの3ヵ所で実施しております。ファミリーサポートセンターは菊池市社会福祉協議会の方に委託、放課後児童育成クラブは、学校等の余剰教室3ヵ所、専用の施設2ヵ所、保育所5ヵ所、公民館等の公的施設1ヵ所、民有地の施設が1ヵ所、計12ヵ所で実施しているところでございます。いずれも実施主体は菊池市で、社会福祉協議会や社会福祉法人、保護者会などと委託契約をして実施しております。なお、財源の内訳は、すくすく子宝祝金は一般財源、つどいの広場、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業は次世代育成ソフト交付金にて交付されており、ポイント制で交付されておりますので明確な割合はわかりませんが、国の重点施策に上げられており、ポイントが高く、かなり大きな割合で交付を受けております。他の補助率は、放課後児童育成クラブが国が2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合でございます。また保育料の一部軽減は2分の1、一時保育事業は3分の2でございます。少子化対策に対するこれらの事業につきましては、市の広報、ホームページ、子育てマップ、これは昨年作りましたが、子育てマップや各冊子、リーフレット等で周知するとともに、乳幼児健診等がございますので、そういったところに出向いて、あるいはイベント、そういったところを利用してPRさせていただいております。なお、申し遅れましたが、子育て支援少子化対策につきましては、ご承知のとおり昨年4月に子育て支援係の方から子育て支援課ということで課として格付けしていただきましたので、その中で頑張ってい

るところでございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 大変、今数字的にはいろいろこう縷々説明があったわけですがけれども、やはり利用者は少ないよりもなるべく多く、お金はかかっても多くやることによって、この少子化対策につながっていくと私なりに考えるわけですがけれども、大事なのは補助金をいろんな事業や事業所に対して出しているわけですから、その何といいますか、評価といいますか、その評価というものをやはりきちっと行政の方でやっていただいて、その強化に対していろんなその問題が出ると思います。その指導をですね、やはり実態調査をしっかりとやっていただいて、補助金をただ出すだけではなくて、同じ規模の施設に同じ額の補助金を流しながら、片方の施設では実績が上がっているのに片方の施設では実績があまり上がっていないというような話をちょっと小耳に挟んだわけですがけれども、やはりそういう実態調査をやって、実際足を運ばれて、そして指摘をしながら行政としてやっていただきたいと、そういうふうを考えるわけですがけれども、いろいろなその報告があると思います。その報告に対しての評価はどのようにやっておられるのか。そしてまたその指導はどのようなものがあり、どのような方法でやっておられるのか、お伺いしておきます。そして、先ほども申しましたように人数はなるべく多い方がいいということはですね、これはその多ければ多いほど利用者の方々が口コミで宣伝をしていただける。何か市の広報に載せるだけではですね、なかなか若い方は見てはくれません。やはり利用者を増やす。そしてその増やすことによって口コミでその制度というものが知られるわけですから、その辺のところをですね、力を入れていただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 評価はどのようになっておるかということでございますが、この子育て支援につきましては、平成16年合併前に旧4市町村が一緒に集まりまして、次世代育成支援行動計画というものをつくっております。これは前期5年間ということをつくっております。これも法律に準じてつくっておるわけですがけれども、その中の成果がどのように進んでおるかということは、毎年1回検証をするというふうになっております。次世代育成支援協議会の中に報告して、成果を把握するというふうになっております。また実態調査ということでございますが、実態調査につきましては、今後時期を見て担当課の方で進めてまいりたいというふうに思っております。確かにおっしゃるように、利用者が多い方がいいわけござ

いますので、PR方法も少し先ほど乳幼児健診等と申しあげましたけれども、もう少し幅広くPRをさせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） せっかく子育て支援課に昇格したということですので、それに見合うような成果を上げていただくようお願いをいたします。少子化については、様々な原因があると考えられます。まずは結婚しない若者が増え、結婚年齢も随分と上がってきているようです。経済的な理由、非正規社員が増え生活が安定しない若者が増えている。核家族化が進み、子どもを安心して預けられるおじいちゃん、おばあちゃん等の家族がいない。そのようないろいろな原因に応じて、恐らくさっき紹介しました対策はやられていることだろうとは思いますが、やはり原因に応じた対策をよく検討していただきまして、また新たな対策をやっていただきたいというふうにも思っております。

ここでひとつ事例を紹介させていただきます。群馬県の太田市という自治体は、少子化対策として、第3子以降は次に述べるのが無料だそうです。1つ、出産費用の無料、2つ保育園費が無料、3つ小中学校の入学時における費用が無料、4つ小中学校時の給食費が無料、5つ同じく義務教育時までの医療費が無料、これは中学生まで無料ということですね。そして最後に、小中学校の修学旅行が無料ということになっております。1人平均中学校卒業時までの試算におよそ200万円かかるそうです。もちろん、この自治体では企業誘致が進み、国からの財政支援を受けていない不交付自治体ではありますが、せめてその中から今回陳情に上がっております第3子以降の保育料の無料化に関する要望ぐらいは、それに添うようにしていただければと思っております。このことは確か9月議会で水上議員の一般質問の中で要望があってもおります。私も4人の子どもの持つ親として、強く要望ではなく、要求します。欲を言えば、修学旅行の無料化もお願いしたいところですが、どのように思われますか。ご見解を最後に質問いたしまして、終わります。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） なかなか財政を伴うことでございますので、努力はしなければなりませんけれども、鋭意努力してまいりたいと思います。ただ1つちょっとご紹介だけ申し上げておきます。現在、熊本県ではですね、少子化対策の一環として、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化につきまして、県議会で審議されております。県の議会の方が確定すれば、平成19年度より実施したいというふうに考えております。今回の制度拡充は、所得税がもっとも高い階層にある世帯等を除き、

第3子以降3歳児未満について保育料を無料にするというものでございます。その分の費用として、県・市2分の1ずつ負担するというふうなことが現在県議会の方で検討されておるということをご紹介だけ申し上げておきます。

[登壇]

○(二ノ文伸元君) 就学旅行は。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) お答えします。全く考えておりませんでした。検討もできない状態でございますので、以上、お答えいたします。

○議長(北田 彰君) 大変お疲れのところでございますけど、次に三池健治君。

[登壇]

○(三池健治君) では、こんにちはというか、こんばんはと言った方が正解じゃないかなと思います。議長の方からしゃんむりせいということで言われましたので、通告に従いまして質問いたします。本来ならですね、私も持ち時間60分ありますので、ゆっくり回答をお願いしたかったところなんですけど、皆さん方のこわばった顔を見ていますとそうもいかんかなと思いますので、早急にやりたいと思います。

第1項目であります。環境部門であるISO14001について質問いたします。ISOとは一体何のことかと思う人がいると思います。私もよくはわかりませんが。国際標準化機構のことをISOというそうです。この国際標準化機構が発行した規格に、企業及び自治体が独自で取り組み、システムを構築して、それが適正であれば第三者の審査機関からISOが承認されることとなります。承認を受けるためには、資料収集及びシステムづくりをコンサルタント業者に委託して、ISOを構築し、審査を受け、そこではじめて認証取得をすることができます。認証取得ができれば、年に1度は定期審査を受けなければなりません。これを第三者である審査機関が行います。それを外部審査と言っています。審査が不合格だと認証が取り消され、合格だと3年ごとに更新が必要となります。平成10年か11年ごろは、企業の窓からISO何々〇〇認証取得という垂れ幕がよく下がっていました。いかにも優良企業かのごとく、大きい垂れ幕が下げてありました。今は時代が過ぎたのか、どこの企業も垂れ幕を下げているところは見かけません。当時私のいた会社も時代の波に乗り遅れぬように認証取得に必至でした。それはそのはず、当時はISO認証企業でないと仕事ができなくなるとの噂が流れていました。しかしISO認証企業が入札に優遇されたとは一度も聞いたことはありません。当然、私のいた会社もISO9001を取得しました。それからが大変でした。社内における内部審査が年に3回、それと第三者の立場である外部審査が1回必ず行われていました。私の

記憶では、書類の整理が適正に行われているかのみ審査のようでした。何十とある項目をファイル管理者であるあなたは正確にチェックをしていますか。チェックをした証拠として、項目ごとにチェックマークを付け、ファイルの整理を正確に行ってくださいとのようでした。私の場合は項目を読んだことなく、ただチェックマークを付けていました。忙しいときに限って社内審査が行われており、項目を理解し、これはできたか、これはできなかったなどの判断をする余裕がなかったと記憶しています。毎日チェックしておけば審査のとき慌てる必要はないのですが、普段はチェックのことは頭の中から消えています。それでも書類審査はなんとなく合格をしていました。私が思うには、ISOは書類の管理さえしっかりしていれば、中身についてはあまり重視していない。要は体裁良ければすべてよしのようなようでした。このISO認証看板ほしさに、本市は年間100万円以上のお金をかけています。詳細を申しますと、平成16年度で108万9,000円、平成17年度で130万円、平成18年度で126万6,000円を使い、平成19年度は136万6,000円が予算化されています。これは、全部市民の大切な血税です。私もあまり真剣には取り組まなかったISOでしたが、ISOの認証に絶対必要な方針及び目的だけはいつも頭にたたき込み、即言えるようにしていました。それは社内方針であり、ISOに関係なく、仕事をする誇りとして実行すべき項目としてよく覚えていました。後で本庁の執行部がどれだけISOを理解し、熱を入れられているか、本庁の環境方針を伺いたいと思っています。環境問題は非常に大切です。地球規模で環境破壊がされつつあります。それを少しでも阻止するのは、我々個人が問題意識を持ち、実行することが肝要ではないでしょうか。それゆえ、環境問題は市民の意識改革が必要だと思います。本市もISOに委ねることなく、菊池独自の環境方針を打ち出し、目的を持ち、目標に向かっていくべきだと思われまます。

そこで、5項目について質問いたします。1、ISO認証取得の経緯についてお聞かせ下さい。2、ISO認証取得にかかった費用をお聞かせ下さい。3、ISOの利点と欠点をお聞かせ下さい。利点がないと、認証取得の意味はないと思います。4、ISO認証取得で本市にもたらす経済効果を教えて下さい。数値でないと、経済効果はわかりません。数値でお答え下さい。5、本市独自の環境システムを確立する考えはないか。第三者の審査機構に審査を依頼することなく、本市独自でシステムを構築し、審査体制の強化を図れば、ISOにかける金額は不要となり、経費節減につながると思います。

以上の5項目について、お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、環境ISOについて。

まずISOの取得の経緯につきましてでございますが、これは旧菊池市の福村市長が平成13年9月、旧菊池市市議会の定例会の所信表明の中で、将来的には快適環境都市として自立できるよう公共施設等のISO14001の認証取得について検討として表明されております。その後、平成14年4月、環境課にISO推進係を設置し、環境マネジメントシステム構築に着手、9月に市長によるキックオフ宣言後、平成15年8月認証取得いたしております。ISOの取得にかかった費用でございますが、主に審査委託料等について申し上げますと、平成14年度の取得時登録委託料は314万3,920円で、これには252万円のコンサルタント委託料が含まれております。また、定期審査時の費用として、平成15年度は56万1,840円、平成16年度は108万9,000円、平成17年度は142万円、平成18年度の更新時登録委託料は132万9,000円となっております。金額の増額につきましては、順次適用範囲を拡大しているためであります。

次に、ISO認証取得の利点と欠点及び経済効果についてでございますけれども、まず利点につきましては、本市の取り組みが客観的に立証されることにより、市民からの信頼性が増し、市全体への環境意識の向上につながることを考えられます。また、国内外を問わず環境保全に努力している事業所として世界的に認められることであります。これにより、ISOの主要ホームページに本市の詳細なデータが掲載され、各報道機関からのアンケート等の調査、また大学の環境関係学科からの問い合わせ等があり、環境に配慮した自治体として認知時が高まっているものと考えます。また、職場の環境負荷を削減することで、二次的な効果として経費節減による経済効果がございます。合併後の平成17年4月から平成17年12月までと平成18年の同期間を比較しますと、全体で約86万円の経済効果が出ております。今後も職員研修等、意識の向上を図り、経費節減に努力してまいります。反面、定期審査委託料等の経費がかかること、また環境側面抽出等の事務が発生することがあります。

次に、本市独自の環境システムを確立する考えはないかということでございますが、平成19年度以降、各総合支所及びその他の施設につきまして、順次取得を予定しておりますが、ISOの自己宣言につきましては、今後の動向を見て判断してまいります。なお、ISOは各条文の要求事項からなり、それに基づく管理システムはすべて本市独自に確立し構築したものでございます。なお、ISOを取得しますと、県の経営審査、また一般競争入札の評価になります総合評価方式の中で、ISOが取得しているか、いないかで、かなりの評価点の差が出てくるということでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○（三池健治君） やはり I S O の名前だけですね、なんか名前に拘っているような気がしてならないんですけれども、私が言っているのは、I S O というのは環境問題が大事だというのはわかります。だけん、それだけで本市の独自のやつを I S O に頼らないでそういうやつを考えないかということなんです。それに 86 万円の経済効果があると。この 86 万円はどういう経済効果なのか。具体的にちょっとお答えいただきたいと思います。18 年の 10 月 10 日の熊日の方をちょっと紹介させていただきます。取り組みがですね、看板より行動でというような見出しが出ています。これは熊日さんが書いたのじゃなくて、今まで取られておりました大津町、隣の大津町、それと水俣市が I S O 認証取得を返上しております。そのところをちょっと紹介したいと思います。環境を変えるシステムの国際規格 I S O 14001 環境 I S O の認証取得後、更新をしない自治体が全国で増えている。定期審査や更新に必要なチェックがネックとなっており、県内では菊池郡大津町や水俣市が認証を返上した。実際的な環境行動に配慮すれば、看板認証はいらないと、こういうふうに謳っておりました。それで、大津町の方はですね、外部に依頼する審査は約 50 万円、更新は 100 万円以上かかっている。このため、大津町は 100 万円も支払ってまで看板をかける必要がないと、ここまで言っているわけですね。それで、私は大津町はかなり貧乏だなというふうにちょっと認識しておったらですね、市税の方をちょっと調べてもらいました。菊池市はですね、市税を 17 年度の歳入歳出のことなんですけれども、菊池市では人口が 5 万 2,704 人、これに対してですね、市税が入ってきているのが 48 億 8,234 万円です。隣の大津町は 2 万 9,104 人に対してですね、市税が入ってきているのが 50 億円入ってきている。半分ぐらいですかね、それなのにうちよりかなり市税の方が入ってきていると。それで、自主財源の方が 98 億 8,016 万円、菊池市の場合は。大津町が 62 億 6,125 万円ということで、パーセンテージにすれば自主財源は菊池市が 37.1%、それに対して大津町は自主財源が 66.7%、このように自主財源でやっていける町なんですよ。その町が I S O 認証はもう要りませんよと、こういうふうに謳っているんですね。それなのに菊池市は自主財源は乏しいのに、この年間 100 万円以上を使っていると。この矛盾した考えですね。それと水俣市もですね、これは水俣病の発祥地である。汚名返上のために環境に特に力を入れている地域であると。それで住民一体がごみの分別にも力を入れており、ごみのブランド化を図っている地域でもあります。その水俣市さえでも、この I S O にかかる金はいらないというようなこ

とを言っているわけですね。それなのに、本市が何でそのISOに拘ってやっているか。

それでですね、再度質問いたします。今紹介したように、大津町、水俣市はISOを返上して財源節約をしています。本市は財源節約する考えはないか、伺いたいと思います。

2番目として、熊本県でISOを認証している地域は、県は取得をしています。熊本県である自治体、48ある自治体の中で、そのISOを認証しているのはたった4団体だけなんですね。本当にISOが地域のためになり、市の財政につながるのであれば、他の団体もですね、私は認証を受けていると思います。その認証を受ければ住民に胸を張れると思いますけれども、どこの団体もその認証をしないんですね。なんでしないかという、やはりISOの看板に拘るのはもう止めましょうということなんです。そのたった4団体しかない、認証していないことに対して、本市はどのように思っているか。本音を聞かせてもらいたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの経費節減の約86万円の内訳でございますが、コピー用紙が約10万円強でございます。水が15万5,000円、これは節水によるということでございます。それと重油関係、これは冷暖房関係の取り組みでございまして、これが約60万円強でございます。主なものはその3点が主なものでございます。

次に、県下におきまして5自治体のみの取得となっておりますけれども、平成19年の2月末での財団法人日本適合性認定協会の調査によりますと、全国の7割を超える県を含む411の自治体が取得しております。その中で環境保全に特段の配慮をしている自治体について、継続し取得しているものと思われまして。県内では熊本県庁をはじめ4市が取得しておりますが、取得自治体が少ないことにつきましては、各自治体の考え方がありますので、本市としてはコメントする立場にはございません。

次に、本市より自主財源がはるかに豊かな大津町、また環境に最も力を入れている水俣市でもISO認証を返上して費用節減をしているので、本市でも返上して費用を節減する考えはないかということでございますが、財政が厳しい中、経費の削減につきましては最も重要な課題であると認識しております。しかしながら、ISOの取り組みを通じて市民の環境意識の向上へつなげることも本市の環境施策において大変重要なことと考えております。また、行革に関する市民からの提言の中にも、本庁、支所ぐるみのISO認証導入を徹底する旨のご意見が寄せられていると

ころでございます。

次に、市職員が行います内部審査は、ということもあろうかと思いますが、内部審査につきましては市職員が独自で行っておりまして、年2回の内部審査を行っております。ちなみに、年1回外部審査を受けているということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ISOの導入のきっかけについてちょっと述べさせていただきたいと思っております。なぜ、この平成13年9月に私が市長に当選いたしました初めての議会だったかなと思っておりますが、表明をさせていただきました。これは、先ほどの一般質問の中にありましたいわゆる産業廃棄物問題、この問題で菊池市は本当に大揺れに揺れておりました。環境という言葉というのが、本当に菊池というのは悪い環境だというイメージを取っておりましたし、観光地菊池というイメージがそんなに悪いものであってはならない。特に環境にやさしい菊池市であっていかねばならないということもありまして、市民の皆様方に環境破壊につながる産業廃棄物処分場だということに対する運動の展開があつておりました。そのためには自らがやはりこの環境の国際的な基準のレベルに達しなければならないと。産業廃棄物の会社の方がISO14001を認証取得をしていて、私たちの菊池市のこのシンボルであります菊池市庁舎が取ってないということもありまして、何が何でもこの環境ISOの認証を取って、そしてこの皆様方、市民の皆様方お一人お一人、そしてまた事業者の方々にもISOの認証を得て国際的な認知を得たいと、そういったことから取り組みにスタートしたわけでありまして。現況においてこの全14市の中に5市というようなお話でしたけれども、まだ今から認証を取られるところもあるかもしれませんし、町村と言われる地域、自治体におきましては、その認知度というのは、どちらかと言えば失礼な話ですけれども、まだやはり低いと言ってもいいんではないのかなと。私たちの菊池市が今やっておりますISOについては、ご指摘のとおり、やはり経費がなるべくかからないよう、そして菊池市独自のやはりISOの方に切り替えていかねばならないと、このように思っております。環境に配慮したまちづくり、そういったものを進めていくためには、ぜひこのISOというものは必要であると思っております。ただ手段、方法については、また今後の検討課題として考えていければいいんではないかなと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○（三池健治君） やはりこのブランドはほしいということがよくわかりました。

それでは、この質問を終わりたいと思います。

続いて、2番目の項目であります。学校給食について質問いたします。学校給食、とても懐かしい言葉です。私の学校で給食が始まったのは、私が小学校4年か5年のころだと思います。今から約50年前になります。それまでは日の丸弁当が大根漬けが主流でした。給食を初めて食べたときのおいしかったこと、今でも忘れません。コッパン2個に脱脂粉乳を溶かしたミルク、それにおかず一品、温かい食事が取れることは夢のようでした。そして毎日献立を見るのが楽しみでした。あのころは家は貧しく、その上兄弟が多く、親は、子育てが大変のようでした。また当時は食糧難の時代でもあり、今のように食べ物が豊富になく、いつもひもじい思いをしていた記憶があります。食う物食わずの時代でしたけれども、親は給食費だけは払っていました。それはそのはず、当時は給食袋に入れ、毎月我々生徒が自分の手で先生に手渡しをしていました。親はボロボロの服を着ていても、どこの家庭も子どもには絶対恥を搔かせませんでした。親のありがたさがわかった時代でもありました。それがどうでしょう。時代が変わったのか、子どもが食べた給食費を払わない親がいると聞きました。割合で言いますと全国で100人に1人の人が払っていない計算であります。金額にして20億円になるそうです。そのうち60%の方が経済的に何ら問題がないのに支払っていない。常識では考えられないのが今の日本では起きています。残念でなりません。子どもさんの成長を願って、また栄養のバランスを考えながら日々努力されている栄養士の先生の方、またお子さんに喜んでもらうため一生懸命働いている人たちがいらっしゃいます。みんなお子さんのことを思って努力されています。支払いを拒否している保護者は、みんなの苦勞がわかっているのだろうかと思議に思います。菊池市の住民は思いやりの多い人ばかりなので給食費の未払いはないと思いますが、一応教育長にお尋ねいたします。

1つ目、本市では未払い者がいるのか、いないのか、現状をお聞かせ下さい。

2番目、給食費を立て替えている校長か担任の先生がいると全国的に噂は聞いております。本市に現状をお聞かせ下さい。

3番目に、親が負担する給食費は月に大体いくらになるのか。1ヵ月当たりですね、それをお答え下さい。

これを1回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 本市の学校給食費の未納についての現状についてお答えいたします。昨年11月末に行いました平成17年度分の調査でございますけれども、小学校で2校、16世帯、22人。金額で32万7,040円です。中学校1校で3

世帯の4人、金額で10万7,580円。小中合計で3校で19世帯の26人です。率にしますと0.53%になります。合計で43万4,620円の給食費の未納がっております。

次に、校長を含めた教職員による児童生徒の給食費の立て替えはあるかのご質問でございますが、マスコミの報道では学校教職員による給食費の立て替えがあるように報道されておりますけれども、本市においては現在そのようなことがあるとは報告を受けておりません。

次に、給食費の1ヵ月当たりの1人当たりの給食費についてでございますが、これも学校によって若干異なりますけれども、小学校で平均3,770円です。ちなみに1食当たり210円前後です。中学校で平均4,265円でございます。これもちなみに1食あたり240円前後となります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○（三池健治君） さっき言ったように、やっぱり本市ではなかなか一生懸命払っていらっしゃるなということは伺えます。全国的に見ますと非常に率はいいですね。それでは、その払わなかった人たちにですね、今のその給食費の回収方法ですよ、これはどうされているのか。それと、まだ実態を調べられたのか。本当にこの26人の方がいらっしゃるということを聞きましたけれども、実際余裕があつて払われないのか、本当に経済的にですね、困っていらっしゃるから払ってないというようなことがあるかもしれないと思いますので、その実態を調べられたのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず給食費の回収方法でございますが、学校によって少し異なりますけれども、市内19校のうち10校がPTAの地区委員さんによる集金です。5校が口座引き落とし、4校が児童生徒による学校窓口での直接支払いという状況でございます。

それから、保護者の、未納者の実態調査でございますが、これも先ほど申しましたように昨年の11月末に文部科学省の依頼によりまして徴収状況について調査を実施しましたが、結果につきましては未納の原因で見ると、保護者の責任・規範意識に起因するものが小学校で16件、中学校で2件、率にして69.2%でございます。また保護者の経済的理由が小学校で6件、中学校で2件、率にして30.8%の割合となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 三池健治君。

[登壇]

○（三池健治君） 経済的に余裕があって払わないが69%ですかね。そうなるくと、非常に高いなという気がしますけれども、この解決策は今考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 未納者の対策ですけれども、それぞれ学校におきまして電話、文書にて説明と督促を行っております。それでも理解が得られない家庭に対しましては、事務職員、担任の先生、あるいは校長先生による家庭訪問を行っております。今後とも保護者に対して学校給食の意義や役割、あるいは学校給食費の重要性について理解を深め、協力をお願いしてまいりたいと思っておりますが、経済的な理由による場合もありますので、就学援助制度等の活用を促進することによりまして、この問題の解決が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午後6時52分

第 3 号

3 月 14 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成19年3月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福	村	三	男	君
助役	村	上	建	二	君
収入役	高	本	信	男	君
総務部長	緒	方	希	八	郎
企画部長	村	山		隆	君
市民部長	木	下	儀	郎	君
経済部長	岡	崎	俊	裕	君
建設部長	石	原	公	久	君
七城総合支所長	平	野	國	臣	君
旭志総合支所長	稲	葉	公	博	君
泗水総合支所長	上	林	正	章	君
市民部総括審議員	大	場	美	範	君
企画部首席審議員	鳥	井		修	君
財政課長	川	上	憲	誠	君
教育長	田	中	忠	彦	君
教育次長	山	口	正	司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中	村	鉄	男	君
水道局長	後	藤		定	君
農業委員会事務局長	五	島	千	秋	君
監査委員事務局長	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事務局長	樋	口	昭	彦	君
議事課長	春	木	義	臣	君
議事課長補佐	城		主	一	君

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

福村市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 開会の冒頭にあたりまして、議長の許可をいただきましたので、昨日の一般質問、栃原議員の質問に対しまして、間違ってお答えを申し上げておりましたので、ここで訂正を一部させていただきたいと思えます。

第53回JA全国青年大会報告会ということで、この佐々さんという方がこの全国最優秀賞を受賞されたということで、このお祝いのご案内が来てなかったと私は答弁をいたしました。ところが、調べましたところが、これにつきましては2月16日にこの日付をもちましてご案内が私の方に来ておりました。これについては、秘書係の方で受付をして、私の方の日程スケジュールが空いていないということもありまして、これを現課の方に回したということもございます。それで、助役さん、収入役さんともに日程のスケジュールが空かなかったということもありまして、出席をしていなかったということもございます。案内が来ていなかったということではなくて、案内は来ていたということもございます。心からお詫びを申しあげたいとこのように思います。安武さんという方とその佐々さんという方、お二人の同時のお祝いがあったということのようでございます。お詫びして訂正いたします。

○

午前10時04分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、3月13日に引き続き一般質問を行います。

中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） おはようございます。昨日は私も初めて7時までという一般質問を経験させていただきました。今日もスムーズに終わるよう頑張りたいと思えます。

では、一般質問に入ります。雇用においては、IT関連等の進出による雇用拡大は多くは望めないのに対し、製造業の進出や設備拡大によるものは、地域の衣食住

にも大に影響を及ぼします。また、求人など雇用環境もよくなっています。ニートなど働かない若者は、裏を返せば働く環境が地域に整っていないことも要因の一つと考えます。私たちは高齢社会の中でお年寄りが元気で生きがいのあるまちづくりを推進するのと同じ若い力を育てることも同時に行動していくことが重要だと考えます。近隣地域において、ホンダをはじめ複数の企業が進出計画や工場増設などを進めています。将来のまちづくりに影響力のあるこのことに、市としても前向きに、かつ意欲的に、敏速に行動をしていただきたいと思います。

ここで、川辺工業団地について質問いたします。私も企業誘致促進特別委員として活動してまいりました。本田技研の増設により、本田技研熊本製作所に二輪全般が移管されます。それにより、関連企業が浜松から熊本に移設されるのではないかとということで、川辺が注目されております。しかし聞くところによると、本田技研から約2、3 kmぐらいのところは運送面で有利ということで、本田技研の周囲の山林が注目されております。なぜ山林かということ、開発の手間がかからないからであります。今、川辺に進出したいという企業があるとします。開発するのにどれだけかかるでしょうか。土地の買収、農振、農転、ダムの水の問題、開発許可、水、排水問題、これらをクリアするには1年以上かかるのではないのでしょうか。おおよそで結構です。どのくらい建設までにかかるか、お尋ねいたします。

次に、施政方針で企業誘致で県外派遣が述べられました。時期について触れてありませんでしたので質問いたします。私の情報では、土地のブローカーみたいな人に話が行っているようであります。なるべく早く浜松の工場回りをしていただきたいと思い、質問いたします。

次に、国道325号線沿い、この道沿いには旭志の老人ホームから森林組合の前を通り、西側の十字路の道沿いについての質問であります。1月にある人から相談を受けました。早急に倉庫を建てたいとのことでした。これは、地域の活性化になると思い、私はその土地を見つけました。早急ということで、農振が被っていないところ、または山か現在宅地で探しました。山の場合、国道から倉庫を建ても見える場所ということが条件でありました。この条件で探して交渉していたら、もう結構ですと言われました。この意味が皆さん、わかりますか。企業は時は金なりではありませんが、計画したら即実行の会社が多いということであります。企業誘致はここ2年が勝負だと私は思います。スピーディな農地転用ができないかと質問いたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） おはようございます。

本市では、本田技研熊本製作所から近接した地域としましては、旭志、川辺地域は有力な候補地の1つだと考えております。お尋ねの川辺地区の開発期間ということですが、一応工業団地の造成までの期間、あるいは農業振興地の農地転用、あるいは農業振興地域ということも考えまして、また菊池台地の畑灌関係もございまして、大体期間としましては1ないし2年程度かかるのではなかろうかと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、県外への市職員の派遣でございますけれども、時期はいつかということでございますけれども、地域開発、優良企業の誘致に対しましては、雇用の場の確保や税収増加による市活性化のための重要施策として取り組んでいるところであり、体制整備につきましても施政方針で述べましたとおり、平成19年度より熊本県大阪事務所へ派遣を予定いたしております。派遣の時期でございますが、平成19年4月1日、いわゆる19年度から派遣を予定いたしております。優良企業の誘致に向け、県職員と共に行動することといたしております。今後は、企業誘致係との連携を密にしながら、幅広い業種の誘致はもちろんですが、二輪車を含めた自動車関連産業に重点を置いて、関西、東海地域への企業への情報提供や訪問を強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

私の方からは、農業振興地域についてお答えを申し上げたいと思います。農業振興地域の整備計画につきましては、合併前に旧市町村ごとで全体見直しがされた整備計画を引き継いでいる状況でございます。現在、全体見直しの際に予測しえなかった事態の発生など、特別の事情があり、緊急を要する案件については、個別の見直しによる管理を行っているところでございます。議員ご質問の内容につきましては、一体的な土地の利用計画に関するものであり、新市の全体的な見直しの中で管理していくことが必要であると考えております。参考意見といたしまして、受け止めさせていただきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 今、企画部長の方から2年ということが帰ってまいりました。この2年に対して、議員の皆さんは考えていただきたいと思います。

ここで、市長にひとつお尋ねいたします。私は、菊池市の発展は企業誘致と若者の定住だと思っております。菊池市の市の最大のネックは、国道325号線の整備だとも思っております。菊池市から本田技研へ通勤する場合、朝のラッシュ時は30分以上かかっています。これを企業の方が見ていて、菊池市に企業が来るでしょうか。企業の方は、最悪の場合、本田技研でも結構です、何分で納品できるかをすぐ考えるそうであります。これを考えますと、この325号線の菊池市への早急な4車線化も必要だと思えます。また、今の2年という言葉に対しまして、昨日松本議員が言われましたように、できるなら川辺の用地を買収でもするような考えはないか、市長にお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 最初に、325号線の現状についてご報告申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、325号線の旭志の込み入るところから菊池までの間は非常に朝夕渋滞いたしております。したがって、現在325号線整備促進期成会を立ち上げて、鋭意努力を重ねているところでございます。19年度には国道沿いに看板を立てましてPRも兼ねていきたいと思っております。また18年度におきましては、市長ともども県庁の方に何回となく陳情に行っているところでございます。まずは700mの延伸区間の改良ということで、用地買収に努めております。橋台部分の用地も取得できましたので、19年度には橋台の建設に入る見込みとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 国道325号線がどれほど重要な路線であるかといったご指摘ではありますが、まさにご指摘のとおり、大変重要であります。特に本田技研が浜松工場が移転をするということが急遽決まりまして、それ以来、この325号線周辺に適地を求めたいという意向は非常に強いのではないかなと思っております。私たちのこの菊池市といたしましては、ご案内のとおり、蘇崎、林原、そして田島団地、このそれぞれの工業団地を現在保有しているということもありまして、この工業団地をなんとかこの売り込みをしなければいけないと。特にこの低金利から高金利時

代になってきているということもありまして、約20億円のこの資産というものをなんとか早く売り出さなければいけないということで、これを努力をさせていただいております。ただこの川辺につきまはご案内のとおり、臨空工業団地ということで、本県の方で、熊本県の方でこの第2の工業予定地の候補に挙がっているのはご案内のとおりであります。そのことを県の方に、ただいま部長答弁にありましたように、次の団地として早く整備を考えてほしいということを訴えているわけがあります。市の方で直接このことについて買う気はないのかといったお話ですが、これは十分検討していかなければなりません。というのは、今の他の現存する工業団地の処分というものが見通しが早く付けられることによって、川辺のことについては県の方とのお互いの住み分けというものをもしするとすれば、ないではないというふうに思います。非常に重要な325号につきましては、今後ともまた県の方に強く要請し、国の方の動きを活発化させていきたいと、このように思っておりますので、以上お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 市長の前向きな意見、ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。いじめについて質問いたします。いじめは、いじめられた子どもの心に取り返しのつかない傷を付けることもあります。決して許してはならない行為であります。いじめによって子どもたちが自殺したり、自分らしく生きるすべてを失ったりすることは、社会にとって大きな損失であり、将来を担う大切な人材や才能をいじめによって失っているのです。いじめは子どもたちだけでなく、社会全体の問題です。大人社会のゆがみが子どもたちに影響を与えているのではないのでしょうか。自分の子どもだけがいじめられなければいいと思っていないのでしょうか。低学年の子どもの場合は、子どもの様子からでもわかることが多いのですが、中学生になると親に話したがない子どもが多いようです。早期発見が一番解決への近道だと思われま。

そこで質問いたします。現在菊池市では、現在のいじめの実態といじめの把握の方法をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おたずねのいじめ問題は、教育委員会としましても最重要課題として取り組んでいるところでございます。文部科学省は、いじめとは子どもが一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義しています。つまり受けた者がいじめと感じたらいじ

めだというような定義です。この定義の下に、熊本県では昨年11月にいじめ緊急アンケートを実施しました。本市も別に緊急アンケートを実施したところです。その結果、本市におきましては今年になっていじめを受けた、今年というのは18年4月から11月までですけれども、回答した児童生徒が908名、率にしまして全体の19%となっております。このアンケート結果を受けまして、各学校においていじめ問題の状況について再点検・総点検を実施いたしました。それにより、学級、学年の取り組みや校長講話等を実施したところです。現在のところ深刻ないじめは起きていないと聞いておりますが、この相談体制についてでございますけれども、本市においてはすべての小中学校の教育相談体制として、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識を有するスクールカウンセラーを3名配置しております。また市独自に生徒の生活全般にわたる相談を受ける心の教室相談員を全中学校に、教育全般の相談を受ける子どもと親の相談員を小学校2校に配置しております。そのほか、相談窓口として教育事務所にいじめ不登校アドバイザー、本市に学校教育指導員も配置しているところでございます。今後はいじめ根絶のための総合的な取り組みとして、1つ目にいじめの早期発見と早急に対応できる学校体制づくり、2発達段階や学校環境の変化を踏まえた対応、3どの子ども誰かに相談できる相談体制づくり、4児童生徒の豊かな心と実践力を育てる指導、5教師と児童生徒の信頼関係の構築、6教師の人権感覚の向上、7家庭・地域を含めた幼・保・小・中連携の取り組みをさらに推進してまいります。なお、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを十分認識するとともに、日ごろから学校の実態把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期す所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 再質問させていただきます。

今、908名という、19%という方がいじめにあったというような返事をいただきました。最近テレビを見ていて、いじめを大きな視野で見ると、子どもたちの問題でもなく、教員、保護者が一体となって考える問題だと思います。これは本当に例えであります。教育長に直に電話があったりしていませんか。その中、子どものいじめに関してばかりではなく、担任を替えてくれとか、いろんな問題が起きていないでしょうか。電話が掛かってきたことにより、ただ一方通行で教育長から校長へ、校長から教頭へ、教頭から先生へ、先生から生徒へ伝わるばかりではないでしょうか。また、この逆の立場があるのではないのでしょうか。子どもか

ら先生へ、先生から教頭へ、教頭から校長へ、校長から教育長へと伝わるのでしょうか。上司、つまり校長や教育長に知られたくないということで、伝達がうまくいっていないのではないのでしょうか。先ほど述べられましたように、早期発見が一番解決への近道だと思われます。教育長は子ども、親、先生の間をどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） いじめについて、直接はございませんが、その他の問題で相談があったことはあります。保護者から直接私に特定の先生に対する苦情等があった場合、どうするかということですが、まずよく学校と相談されるよう伝えております。と同時に、校長を通じ事実確認を行っておるところです。その中で指導すべき事項があったら、校長を通じて指導をしております。基本的には一職員への苦情があっても、学校全体として受け止める必要がございます。いずれにしましても、職員自身が問題を一人で抱え込まずに学年主任、教務主任、教頭等へ相談できる環境づくりも大切かと考えております。また、先ほど申しましたけど、臨床心理に関して高度な知識を要するスクールカウンセラーについても、先生方の相談にあっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 市の教育委員会、学校、保護者のこの3つの関係において、相互の関係を強化していく必要があるのではないかと考えます。指導する管理、指導の役割は教育委員会にあるのではないかと考えます。組織が機能するためには、またこの3つのカテゴリーが円滑な地域教育環境に必要であります。この中心は教育委員会だと考えます。教育長の頑張りに期待いたしまして、2問目の質問を終わります。

続きまして、3問目の質問をさせていただきます。新明団地について質問いたします。畜産センターから旭志の農機具センター方向に向かって走っていると、新明団地の家の中が丸見えであります。この住宅のプライバシーについてどう考えておられるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 新明団地は、まちづくり交付金事業を受けまして、年次計画により平成17年度に9戸、平成18年度に11戸、合計20戸を建設いたしました。議員さんご指摘のように、新明団地の東側に隣接しております市道から住宅

の部屋の中が見えるのではないかというご心配でございますが、プライバシー保護を兼ねまして、現在団地内の植栽工事を行っているところでございます。これによりまして、ある程度の視線を遮ることができるものと思いますので、どうぞご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） おはようございます。

私の方からは、市役所の窓口業務延長について質問をさせていただきます。

昨今の様々な家族の形態、就労時間が多様化している中、市役所の窓口業務が5時15分終了というのはいかがなものでしょうか。私が市民相談を受ける中で、仕事をしている者にとってとても困っているという声をよく聞きます。このことを市長はどう思っておられるのか、質問いたします。

また菊池市の現在の状況と近隣、他市の状況をわかる範囲でお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、窓口業務時間延長についてでございますが、まちづくりに対する市民のニーズは、物の豊かさだけではなく、生活空間の中の快適性や少子高齢化などの社会情勢や経済情勢の変化により多種多様に変化しております。そのためには、限られた財源の範囲で住民ニーズに対応した行政サービスを市民に提供することが重要な課題であると認識しております。そうした中で、窓口業務の時間延長については、試行や本格実施を含め県内の市町村でもそれぞれの取り組みがなされているところでございます。現在、新市においては、この窓口業務の時間延長は行っておりませんが、市民課におきましては昼休みにおける窓口業務として、2人の当番制により業務を行い、1日当たり平均10名から20名の利用がっております。また、その他でも税務課、福祉課、会計課をはじめとした各課におきましても、いつでも窓口対応ができるように体制を取っているところでございます。

また、ご指摘の近隣市の状況につきましては、合志市、山鹿市、阿蘇市、玉名市について取り組み状況を申し上げますと、まず合志市においてでございますが、試

行の第1段階といたしまして、平日の月2回、水曜日の午後5時15分から7時30分までの2時間、第2段階として毎週水曜日午後5時15分から7時30分までの2時間の取り組みがなされ、本年4月からは本格実施が予定されております。玉名市においては、毎週火曜日と木曜日の週2回、5時15分から6時15分までの1時間の窓口業務の時間延長に取り組んでおります。なお、山鹿市及び阿蘇市においては、今のところ取り組みはなされていないという状況であります。4市とも休日の取扱いは行っていないのが近隣の現状でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 再質問をさせていただきます。

これは、熊本県外ではありますが、富山市の取り組みを紹介したいと思います。富山市では合併後、わかりやすい、待たせない、歩かせないをモットーとして窓口を基本に、市民の皆様が気軽に利用できる開かれた庁舎としての機能を発揮するために、非常に画期的な取り組みをしています。住民票の写しなどの各種証明書の発行サービス窓口は、土曜日も祝日もすべて午前10時から午後8時まで行っています。市民に大変喜ばれているそうです。もちろん菊池市民に置き換えて考えなければなりません。現実問題、時間延長した場合、市民にどれぐらいニーズがあるか。公務員の人件費削減などの課題を抱えながら、どのようにしたらこのようなことができるかは、今から検討していくところだと思います。しかし、市民の側に立って考えると、窓口業務の延長は避けられないことだと私は思っております。また、時間的なものとして、3月、4月の異動の時期などは、特に必要を感じるものです。まずは合志市や玉名市のように、試行的にでも現行の平日8時30分から17時15分の時間延長の考えがあるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員ご指摘のとおり、住民の皆様の価値観の多様化やライフスタイルの変化等に伴いまして、行政に対する住民要望も多様化しつつ、行政需要も一層増大する傾向にあります。これらの行政需要に対応する住民サービスの1つとして、窓口の時間延長が考えられるものであります。今後の取り扱い窓口をどの範囲まで行うのか、職員体制や勤務体制などの条件整備を図り、試行的な取り組みに向けた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○(泉田栄一朗君) ぜひとも前向きな対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(北田 彰君) 次に、水上博司君。

[登壇]

○(水上博司君) 昨日と違って今日は、本当にスムーズにいらっているようでございます。それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、森林整備及び作業道開設について質問いたします。これは、昨年質問しておきました森林整備地域活動支援交付金制度が平成19年度から2期目を迎えることとあります。この交付金は、森林施策史上初めての直接支払制度と言われ、森林計画制度とリンクし、30ha以上の団地設定は森林施業計画に準じて設定できるものであり、支援交付金は森林施業の実施に必要な地域活動を市長との協定に基づき実施することにより、積算基礎、森林1ha当たり1万円が交付されるということです。近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在存者等を背景に、適時適切な森林施業の実施に不可欠な山林現況の把握、歩道の整備等の作業が行われなくなっており、このことが間伐等の森林施業が十分に行われぬ人工林が多く、このままでは森林の有する多面的機能が十分に発揮できるように、2001年度森林林業基本法を改正後に支援交付金制度が導入されたと思います。昨年の答弁によりますと、平成19年度からも施業と経営の集約化に重点を置きながら、継続されていくという方針ということでありましたが、本年から国が示す制度の要綱が示されていれば、その内容を具体的に示していただきたいと思います。

次に、作業道であります。山林の規格構造も様々であり、地形に対応して計画的に開設されていかなければ有効ではありません。幹線の役割を果たす林道が人間として動脈ならば、作業道は毛細血管です。動脈だけでは体の隅々まで栄養が行きわたりにません。作業道は森林施業管理を実務的に支えるものであり、広域な団地の中で育林から間伐、森林施業全般にわたって繰り返し長期にわたって利用され、多目的、そして多機能であります。道がないことは慈しみを育てることも木材を収穫することもできません。作業道は林業経営を効率的に行うための生産手段、管理施設として柔軟な判断の下に整備されるべきだと思います。本市が取り組む作業路・作業道を開設補助事業が旧菊池市から継続して施行されています。本年度までのこの事業の成果状況を伺いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○**経済部長（岡崎俊裕君）** 森林整備地域活動支援交付金制度2期目の取り組みにつきましては、現時点では制度要綱等の詳細が決定していない状況であり、情報を得ている制度の案のポイントにつきましてお答えを申し上げます。

まず、目的として森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備を図るため、林業経営意欲が低下した森林所有者の森林について、林業事業者等が集約化して施業を実施するとともに、森林所有者等が施業の実施区域を明確化するなど、計画的かつ一体的な施業の実施に必要な作業を行うことが重要であるとし、このために必要な森林情報の収集活動や施業実施区域の明確化作業に対する支援を実施することになっております。

まず、本制度の内容として、第一に施業の集約化に必要な森林情報の収集活動に対する支援として、森林施業計画の認定を受けていない私有林のうち、1つは36年生以上の45年生以下の人工林及び2つ目には11年生以上35年生以下の人工林で、要件を満たす施業が図られるものを対象林として認定に基づき実施されました森林情報の収集活動に対して、1ha当たり1万5,000円が交付されるようになっております。第2に、施業の実施に必要な施業実施区域の明確化作業等に対する支援として、森林施業計画の認定を受けた森林のうち、1点目には45年生以下の人工林、2点目60年生以下の育成天然林のうち協定期間中に施業を計画している森林を対象とし、認定に基づき実施されました施業実施区域の明確化作業、歩道の整備などに対し1ha当たり5,000円が交付されることになっております。事業実施期間は平成19年度から平成23年度までの5ヵ年間で、国・県との緊密な連携の下に森林整備のための地域活動を支援することなどが盛り込まれる予定であります。要約しますと、新たに集約化に必要な森林情報の収集活動の対象行為に取り組む対象者には、1ha当たり1万5,000円が初年度のみ交付され、残期間は5,000円の交付になると思われれます。また、交付金制度第1期に取り組んでいた交付対象者が2期目も継続する場合は、対象森林により1ha当たり5,000円が交付されることになっておるようでございます。作業道に対しましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えを申し上げたいと思います。

○**議長（北田 彰君）** 水上博司君。

[登壇]

○**（水上博司君）** 再質問ですが、森林整備地域活動交付金2期目の取り組みということで説明を受けたわけですが、前回は30ha、ha1万円という補助金が出ていたわけです。今回5,000円から1万5,000円というのは、その集団団地化が進まなくては補助金が適用されないというような説明であったと思います。森林所有者に対しては、なかなかこうわかりにくい内容だと思います。県あるいは森

林組合等と連携を取りながら、十分に話し合いながら広く周知が図られますようにお願いをしたいと思います。

次に、作業道についてですが、本市単独の作業路・作業道開設補助の助成は、木材価格が下落し、森林経営が長期低迷する中で、森林整備を行う上で大変ありがたい施策であることは、森林所有者のすべての人が認めるところであります。しかし新たな基本計画の政策にも、団地化された森林の集約化施業において、作業距離を短くし、低コストに結びつけていくことで高密度路を推進していくことであります。国・県、地球の温暖化を受け、新たな財政措置を取っているにもかかわらず、本市単独の作業路・作業道開設事業の助成が減額されていくことはいかなるものか、執行部の考えを伺いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 先ほどお答えを申し上げなかった作業路・作業道についてのお答えを申し上げたいと思います。作業道開設についてでございますけれども、本市作業路・作業道開設事業単独助成は、平成8年度から市内の民有林において森林整備を促進し、林業経営の改善を図る目的で施行をされました。平成18年度途中でございますけれども、までの11年間に幅員2mが総延長8万62mで、4,003万1,000円、幅員3mが総延長2万4,416mで、3,662万4,000円、合計総延長10万4,478mで、総額で7,665万5,000円、総本数で313本を開設し、事業の支援を行っているところでございます。

お尋ねの作業路・作業道開設事業単独助成によりまして、林業経営の改善を図る路網の開設に要する経費に対して、作業路につきましては幅員2m程度で林内作業車の使用できる道で、1mにつき500円、幅員3m程度でトラックでの搬出可能な道で1mにつき1,500円を助成し、森林経営者の森林整備の施業コスト削減支援に努めているところであります。林業は人工林であれ、天然林であれ、施業をする以上、森林にくまなく到達する道、作業を行うための機能を有する道が必要であることは承知いたしているところでございます。今後は、国の施策、県の計画等連携しながら取り組みを促進していかなければならないと考えております。しかしながら、作業路・作業道開設事業補助金交付要綱によりまして、本事業期間が平成22年度までと規定をされております。また平成18年度の行政評価及びその改善提案に基づき、要綱の規定どおり平成22年度で補助金の交付は廃止される運びとなっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

- (水上博司君) 今後、国産材の需要は、より高まることが予想される中で、林業先進国のように路網を前提として、傾斜、地形などに応じた作業システムを確立する上で、作業路開設補助事業は効果的な助成であると思うし、手当が必要なところに手当をするのが一番効果があるということは言うまでもありません。長い間減少してきた国産材の需給量が増加しており、平成17年度は7年ぶりの自給率20%を超えたといわれております。また、平成18年度より県森林組合連合会があさぎり町に国内大手の製材メーカー銘建工業と共同で九州最大規模の製材工業を建設し、来年4月に稼動を予定していることを明らかにしています。林野庁の新生産指定のモデル地域指定国内11地域を受け、県一円からスギを集荷し、6割を住宅、4割を柱集成材の素材に製材加工するもので、県産材を安定供給する体制を整え、低迷する林業の活性化につなげていくというものです。この追い風をつかまえ、国産材の需要を拡大していくためにも、林内路網整備は必然であります。森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林施業計画を前進するためにも、また水と緑、田園文化あふれるまちづくりのためにも森林計画の推進方向を活かす予算処置をお願いしたいと思います。

これで1問目を終わります。

次に、品目横断的経営安定対策について質問いたします。全国の農村で、今、農政のあり方を根本から揺るがす農政改革が進行しています。新たな支援を大規模農家などに絞り込む品目横断的経営安定対策が4月からスタートします。事実上は、昨年の秋まき麦から農地の集積と経営の大規模化、集団化が始まっており、来月から米、大豆等に加わり、取り組みが加速していくことは周知のとおりであります。昨年6月の定例会で、山間、中山間、いわゆる条件不立地域の取り組みにおいて質問をいたしました。まだ法制度の要綱等が決まっておりませんでした。そのときの答弁では、集落営農の移行は必要不可欠である。特に山間地域での組織化推進には大変厳しいものがあるが、品目横断的経営安定対策と中山間地域等直接支払交付金制度の施策は、一部には共通したところがあると考えている。また、中山間地域等直接支払交付金は、集落営農を構築するための環境の整備に必要な使途とも従えていますという答弁がありました。山間、中山間地の中で小規模兼業農家は、米、麦、大豆等が副収入源での重要な柱であるにも関わらず、担い手になれない農家は切り捨てられていかなければならないのでしょうか。小規模兼業農家が皆で集落営農に参加するならば、すべて新しい支援を受けられるのか。組織設立には農用地の利用集積目標を定め、規約を定め、経理を一元化して、主たる従事者の所得目標を定め、将来法人化する計画のある組織に限られると認識しております。すなわち

この組織は集落営農の形だけの設立ではなく、経営全体の経営体としての実態が必要であり、それを求められているということでもあります。先月26日の農業新聞では、日本農業の国際力をつけようと規模拡大とコスト削減でオーストラリアの1戸当たりの経営規模は4,000haで、日本の認定農業者は4haということで、1,000倍違うと言われており、このような土地条件の差は努力で埋められる限度をはるかに超えております。最大限効率化しても、日本農業がオーストラリアとコスト面で競争できる見込みは限りなくゼロに近いと思います。オーストラリアと自由貿易協定が成立したら、日本の米、麦、砂糖、乳製品、牛肉などの国内生産が大きな影響を受けることは言うまでもありません。集落営農組織の設立には、地域の協力が不可欠であると思います。人口に占める65歳以上の人が5割を超すと集落の社会的共同生活が困難な限界集落となることは承知のとおりです。九州農政局は、農業白書の中で九州の高齢化率は既に山間地で62%にも達している。農家数も10年前と比べ2割以上減ったと報告しています。本気を出して就農者の確保に努めないと、耕作面積は加速を付けて減少し、耕作放棄地や廃棄物の捨て場に変貌してしまうことになりかねないと懸念を抱くものであります。しかし、現在山間、中山間地域は、まだ元気なじいちゃん、ばあちゃんがいるから農地が守られてきています。この現況の担い手であります。この担い手がなくなると、農地は荒れ放題になり、かといって集落営農組織で農地を集積して、荒れた農地がなくなるのではないのでしょうか。荒れた農地は、中山間地でもへんぴなところに点在し、営農組織でも必要とされないところにあります。それを私たちの先人が荒廃せずに守ってきたのであります。大型農家だけで日本の農業は維持できません。小規模だから多面的機能の維持に手が回り、今日も田畑で汗を流す多くの山間、中山間地の担い手をどうするのか、行政はこの条件不立地で農林業に取り組み、多面的機能を支えている小規模兼業農家を支援していく取り組みが必要ではないのでしょうか。今後、予想される農畜産物の輸入自由化は、米、麦、大豆等の作付けを直撃して、農産物価格が低下していくことは、担い手になれない農家の格差をますます拡大していくことは間違いないと思われます。小規模兼業農家が大半を占める山間、中山間地域は、担い手としての集落営農組織の設立は不可能なのではないのでしょうか。本市における品目横断的安定対策に取り組む集落営農組織の設立状況は、また中山間、山間地域に何組織設立されたのでしょうか。さらに条件不立地の農業の規模になるような本市独自の計画はないのか。これも併せて取り組みをお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 昨年の12月の第4回定例会において答弁を申し上げてい

る部分と重複する内容がございますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。品目横断的経営安定対策の推進状況は、昨年9月から11月まで、平成19年度産麦の加入申請が実施され、集落営農組織として28組織、認定農業者として24名と2法人が加入されております。集落営農組織の中で山間、中山間地域での組織は、28組織のうち6組織でございます。旧菊池が松島、稗方、上木庭。旭志が伊萩、妻越、岩本となっております。加入申請組織の中には、地域全体の麦作を担っていく意向のある作業受託組織が含まれているとともに、認定農業者として加入された法人の中にも、JA菊池の子会社であるアグリパートナーきくちが含まれており、集落営農組織や認定農業者としての加入ができない農家の作業受託による受け皿として期待されるところでございます。このように、広域的な作業受託組織が存在するため、麦の本事業へのカバー率といたしましては、菊池地域振興局管内全体の数値でございますが、麦の作付け面積に対して93.4%の面積が加入申請済みとなっております。米及び大豆の加入申請につきましては、今後4月から6月にかけて実施されることとなりますので、これまでの麦の加入申請に引き続き、担い手として位置付けられている認定農業者の確保・育成と、この認定農業者を中心とした集落営農組織の設立について、県及びJAなど関係機関と連携し、推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○（水上博司君） 要望ですが、品目横断的経営安定対策には、平たん地も山間、中山間地域も一律に取り組むことが望まれます。私は条件不立地の小規模兼業農家のために、集落営農組織が担い手として位置付けられたと認識しています。山間、中山間地の組織設立は厳しいので、後回しで取り組むという、そういう意識があってはならないと思います。山間、中山間の条件不立地の多面的機能が川下の自然環境につながっていることを忘れてはならないと思います。今後も県や農業団体と連帯を図り、条件不利地域の小規模兼業農家を品目横断的経営安定対策の中心に組んでいくことを努力をしていただくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、地籍調査についてお伺いいたします。昨年3月、地籍の状況につきましては、当時の中原議員さんの方から質問があった中で、泗水・七城は完了、旭志は21年度で100%という完了予定であるという報告があったわけですが、その後の今日までの進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○**経済部長（岡崎俊裕君）** 地籍調査事業につきましては、土地に関する基礎資料として、地籍の明確化を図り、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資する物であります。その成果は、行政各分野にわたって広く総合的に活用していかねばならないと考えております。事業の進捗状況につきましては、昨年の3月の定例会においてご答弁をしておりますので、その後の進捗状況と現状につきましてお答えを申し上げたいと思います。平成18年度につきましては、隈府地区の一部、0.35 km²と四町分の一部0.91 km²、また旭志の麓の6.86 km²の現地調査を実施してまいりました。旭志地域につきましては、一部の現地調査を残してほぼ完了をいたします。平成19年度につきましては、18年度に現地調査を行いました隈府、四町分、麓地区の測量までの行程が完了しますと、19年度末で菊池地区が25.31%、旭志地域につきましては測量までの行程が100%完了をいたすというふうになっております。なお、菊池地域につきましては、大字が37地区あります。うち完了している大字が9地区であり、一部調査完了が8地区、未着手の大字は20地区となっております。面積にいたしまして、115 km²が未調査面積であります。この中には、圃場整備事業の換地処分によります登記完了面積が含まれておりますので、実際の未調査面積については115 km²より若干少ないのが現状であります。今後も地籍調査事業の早期完了に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○**議長（北田 彰君）** 水上博司君。

[登壇]

○**（水上博司君）** 3月の経済部長の答弁では、菊池市の調査が平成40年度完了という答弁であったと思いますが、今日から20年先を考えますときに、地籍調査が困難になるのではないかと思います。旧菊池市は4町全体の面積の半分以上を占め、特に中山間地域が多く、そしてまた高齢化が進み、不在存者の所有されている山林も数多くある中で、10年後、20年後の境界確認は厳しい状況だと思っております。固定資産税の課税については、合併協の中で平成21年度より順次調査終了後に課税したいという報告であったと思いますが、これにつきましても税の不公平が出るのではないかと考えます。早期事業推進に向けた考えがないか、お尋ねいたします。

○**議長（北田 彰君）** 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○**経済部長（岡崎俊裕君）** 再質問にお答えを申し上げます。

先ほどお答えしましたとおり、菊池地区の未着手大字は20地区あります。その

中には、特に山林地帯を有します龍門、旧菊池市でございますけれども、龍門、班蛇口、小木があります。ご指摘のとおり、中山間地域を含め、それ以外の地区におきましても所有者の高齢化により、それぞれの所有地の境界確認に時間を要していることも事実であります。昨年3月の定例会の質問にお答えを申し上げております平成40年度完了を目標としてきましたが、こういった所有者の高齢化と自己所有地の所在箇所も知らないという時代になることも考えられます。このような問題をさらに検討いたしまして、市街地と中山間地に並行して、山間地域も実施する調査推進体制を強化してまいりたいと考えております。また、平成40年度の目標を再検討いたしまして、早期完了を目標にした実施計画を樹立してまいるならばと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 水上博司君。

[登壇]

○（水上博司君） これも要望ですが、中山間地域の地籍調査につきましても、私も旧旭志村の山林の管理人ということで、地籍調査に数日間立ち会いをいたしました。旧旭志村につきましては、鞍岳の近くを除き起伏の激しいところも少ない状況ですが、菊池の山林は想像もつかない起伏の激しいところが多いわけです。議員の皆さん方も選挙のときに遊説で回られ、十分理解をされておられると思います。そしてまた職員の皆さん方も、やはりこう地権者の方々が高齢化で本当にこう大変だと思います。調査される方も、これは担当に当たらんならいいなというようなことが本音ではなかろうかと思えます。本当にこう地籍調査班編成で、少ない地籍調査班編成では、ますます長期化されると思えますので、早期完了を前提に班編成の充実を図り、計画達成に向けてしっかり頑張ってくださいと思います。最後に、市長に総括的にご答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 総括的なということでございますが、地籍調査につきましては、これまで何度も質問が出てまいりました。大変こう広い面積を抱えて、旧菊池市にいたしましても約170km²ですか、また今現在が確か276.6km²ということで、広がっております。そういった中で、おっしゃるようにだんだん高齢化が進んでいって、境界立ち会いができないということで、この後の調査というのは非常に困難を極めてくる部分があると思えます。しかしながら、この広さとの戦いの中におきまして予算も伴うわけでありましてけれども、何とか早くしなければ背景にあります課税が公平性が保ててこないということについては、緊急性があるご指摘

のとおりだと思っております。今後地籍につきましては、上位機関との協議を行いながら、極力早い、ピッチを早くあげるということで、こういった手法をしたらいいかということの研究させていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前11時14分

開議 午前11時23分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問をいたします。高齢化が急速に進みまして、平成12年に介護保険制度が制度化されまして7年を迎えますが、本市において65歳、74歳までの前期高齢者数よりも75歳以上の後期高齢者数が多い状況にあります。16年度に菊池市介護保険連絡協議会により高齢者実態調査が行われ、菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会を経て、第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画ができましたが、現在の要介護認定者数、介護サービスの利用状況はどうなっているか、お尋ねいたします。また、要介護認定者が2,426人、介護サービス利用者が1,906名となっております。残り520名の方々はどのような暮らしをしていらっしゃるのか、最初の質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 本市の介護保険事業報告状況によります平成18年12月末現在の高齢者数の状況は、前期高齢者数は6,461名、後期高齢者数は7,290名で、合計の1万3,751名となっております。また要介護認定者数は、要支援1と認定された方は232名、要支援2が259名、経過的要介護者64名、要介護1が520名、要介護2が390名、要介護3が365名、要介護4が330名、要介護5が266名で、合計2,426名の方々認定をお受けになっておられます。昨年度末に策定いたしました第3期菊池市老人福祉計画及び介護保険事業計画、これは平成18年から20年の3年分の計画でございますが、平成18年度の高齢者数及び介護認定者の数値は、それぞれ高齢者数1万3,759名、認定者数を2,494名と見込んでおりまして、概ね予定した数値で推移しているところでございます。

次に、介護サービスの利用状況につきましては、平成18年12月分の利用者がホームヘルプ等の居宅介護サービス利用者1,319名、グループホーム等の地域密着型サービスの利用者57名、介護福祉施設等の施設介護サービスの利用者が587名となっております。残りの方は未利用者となっておりますが、そのほとんどの方は医療保険等を利用されている方々というふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、介護保険者は40歳以上の第2被保険者、60歳以上の第1被保険者の保険料が基礎を成してなっていると思います。適正な保険給付に努められるサービスの向上に寄与していただきますよう、頑張ってくださいますようお願いいたします。

次に、老人保健福祉について質問いたします。達者で在宅生活を送ることが一番の老人の願いだろうと思います。また医療費の節税にもつながる生きがい活動支援事業が計画にもありますが、とりわけ食の自立支援事業についてお伺いいたします。19年目標では1,601万6,200件で、65歳以上の一人暮らし高齢者など、高齢者のみの世帯または身体障害者で病気等による食事が難しい方に対して、定期的に自宅に訪問して栄養バランスの取れた食事、弁当を提供するとなっておりますが、定期的とは年1人当たり何回ぐらいでございましょうか。

また、介護予防、自立支援が強化されましたが、健康相談、健康教室、訪問指導、健康診査などの対象者数と受診者数をお伺いいたします。

健康相談事業の問題点解決についてお尋ねします。例えば、健康づくりを効果的に推進し、要介護状態を防ぎ、すこやかで充実した生活を送るためにはどのような施策が必要と思われるか、その点についても質問いたします。いずれも高齢者向けの質問でございますので、わかりやすく丁寧に、かみ砕いて答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 食の自立支援事業でございますが、病気などの理由により、食事の調理が難しい方に対して、定期的に栄養のバランスの取れたお弁当を提供し、利用者の安否を確認する食の自立支援事業を実施しております。これらのサービスの利用状況は、本年1月末においてそれぞれ1万120名、4,439名、5,454名、1万4,462名となっております。同計画における、計画といたしますのは先ほどの老人福祉計画でございますが、平成18年度の目標数値をほぼ達成しておりますところでございます。

次に、各種事業関係でございますが、健康相談を60回、約800名でございます。健康教育を104回、約2,000名、家庭訪問指導を約200名に実施しております。保健指導の強化では、国保ヘルスアップ事業として、指導効果の大きい64歳までを対象に61名実施しております。また、国保の方では、水・湯中運動教室を内容を5コース、会場も旭志、七城、菊池地域に設定し、約230名の方が週1回の運動を継続されまして、健康づくりに努めていただいております。健康診査事業は、ミニドック形式の総合健診と同会場・同日に複数の健診項目を受診できる複合健診の体制で、早朝、休日を受診できる受けやすい健診に努めております。基本健康診査約4,400名をはじめ、各種がん検診も計画の目標値を上回る受診がございました。

リハビリ関係のお尋ねであったかと思えます。リハビリ関係につきましても、それぞれの介護サービス事業所等で取り組んでおるといような状況でございます。あと、事業としては高齢者の皆様の在宅生活を支え、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう様々な高齢者サービスを実施しております。具体的に申し上げますと、閉じこもりがちな高齢者を対象に、レクリエーションなどを実施し、生きがいづくりや介護予防、社会参加の促進を図るふれあいサロン、ふれあいデイ、ふれあい喫茶、それから先ほど申し上げました食の自立支援事業等を実施しております。

弁当の利用回数は、大体週2回から3回程度が多うございます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、再質問をさせていただきます。

行政として訪問指導がなされていると思えます。家庭訪問指導には、さっき部長がおっしゃいましたステップアップ事業が含まれていると思えますが、どのような指導がなされているか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 訪問指導につきましては、地域包括支援課の地域包括支援センターですけれども、そちらの方に専門の看護師あるいは歯科衛生士といった専門の職種がおりますので、そちらの方の職員をそれぞれ家庭の都合を、時間帯をお伺いしながら尋ねて指導しているといような状況でございます。

[登壇]

○（坂本昭信君） 具体的にどのような指導がなされていますか。お答え下さい。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 後でちょっとお答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、後でお答えするということですので、次に進みます。

やはりその老人保健事業につきましては、福祉計画、介護保険事業計画の中でいろいろありますけれども、やはりですね、この事業内容の中にもありますように、家庭看護をしている家族の方、認知症の高齢者の介護をしている方々の苦勞を思いますと、やはりその介護した人たちからわからない苦勞、いろいろあると思います。それで、福祉計画の中でですね、家族を慰安する意味から、介護者同士の交流会を行ったりフレッシュを図る。このことは、介護をした人しかわからない苦勞があって、その中で家族で介護者が話し合っていることは大変有意義であると思います。それでやはりその検討ではなくですね、ぜひとも実施していただきたい。慰安旅行とか、一泊旅行とかですね、介護者のための介護ですたい。そればいっちょお願いいたします。

それでは、次に移ります。まちづくり交付事業及びまちづくり三法の中心市街地活性化法と庁舎建設の整合性についてお尋ねしますが、就中、中心市街地活性化基本法策定についてお尋ねいたします。昨日、栃原議員からも質問がありましたが、重複する点もあると思いますが、よろしくお尋ねいたします。都市計画で隈府中央線の整備については、平成19年度の用地取得の進捗率が60%を目標として用地協議会を進めるとともに、事業の早期効果を図るため、一部工事に着手するという、また回遊道路整備につきましては、平成18年度末で進捗率78%、19年度は上町線ほか3路線の整備と環境と市長は言われていますが、環境整備は着々と進んでいます。一方、市街地地域活性化基本計画の策定については、基本方針に掲げられている認定基準に基づき、コンパクトシティの理念に、その区域設定及び具体的な活動に裏打ちされた事業の厳選、実施、スケジュールの設定、定量的な指標による数値目標の設定など、内閣総理大臣認定に向けた基本計画の策定作業に取り組む決意を示されました。今後、それに向かって基本計画、いろいろ策定があろうと思いますが、今後の課題といたしまして、基本計画の策定の予算計上、商工会との懸案、提案事項の話し合い、行政側としまして中心市街地活性化基本法の策定、基本計画策定委員会、すべての準工業地域への特定用地地域の指定、市街地地形法律第15条第1項の指定、また商工会側としまして、中心市街地活性化事業協議会の設立、市街地地形、さっき申しました法第15条第1項の検討のヒアリング、民間事

業の抽出など、クリアしなければならないことがあると思われませんが、行政としてどのように考えておられるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 先日の栃原議員への答弁と重複する分については、ご容赦を願いたいと思います。本市の中心市街活性化に関する取り組みにつきましては、旧菊池市において平成11年3月に菊池市中心市街地活性化基本計画を策定し、これに基づき、主にまちづくり総合支援事業、現在でいいますまちづくり交付金事業を活用しながら、道路の段差解消、グレードアップ、案内板の設置などのよる商店街の環境整備ほか市民広場、温泉街周辺整備、菊池公園再整備などのハード事業及び空き店舗対策事業、イベント事業などのソフト事業を展開してきたところでございます。こうした中で、昨年8月に中心市街地活性化法が改正施行され、内閣府へ中心市街地活性化本部の創設、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定制度の導入、それに伴う新たな認定基準の設置など、中心市街地活性化計画策定に関する抜本的な見直しが行われました。お尋ねの中で、基本計画の内閣総理大臣認定と庁舎問題との整合性についてでございますけれども、昨年9月8日に閣議決定されました中心市街地の活性化を図るための基本方針の中で、基本計画の認定基準を謳ってありますが、市庁舎の位置についての具体的な記述はございません。内閣官房中心市街地活性化本部及び九州経済産業局の担当官に確認したところでも、公共・公益施設の核とも言うべき市本庁舎の郊外移転は、認定の際に高いハードルになると思われる。しかし中心市街地にどのような機能を持たせるかという市が描くビジョンが重要であり、基本計画に必要な記載、説明根拠等があれば、市本庁舎の郊外移転のみが原因で不採択になることはないとの回答をいただいております。このようなことから、本市におきましてはこれまでの中心市街地活性化のために行ってきたまちづくり交付金事業をはじめとする各種事業、投資してきた社会資本等は無駄にしないためにも、新しい基本計画の策定に取り組むことを決定いたしております。なお、現在の中心市街地活性化計画の内閣総理大臣認定に向けた全国的な動きを見ても、27都市で中心市街地活性化協議会が設置をされ、既に第1号認定を受けました富山市、青森市、両市以外の都市においても、今年度中の認定申請に向けた準備が進められており、本県におきましても報道などご承知のとおり、熊本市が基本計画の素案を策定し、現在パブリックコメントを実施している状況であり、八代市が18年度中に、本市を含めた4市3町が19年度以降の基本計画策定、認定申請を検討中であるとお聞きいたしております。今後の基本計画策定のスケジュールにつきましては、総枠や都道府県枠など、内閣総理大臣認

定を受けられる基本計画の数に関する様々な憶測情報が流れているようですが、1つの都道府県にいくつというような数の限定は行わないと申請マニュアルにも明記してあることから、市民、民間事業者、行政の役割分担を明確にし、中心市街地活性化協議会をはじめとする関係機関との綿密な連携を図りながら熟考を重ね、適切な成果指標と定量的な数値目標の設定を行い、スケジュール管理、実施主体等を明確にした実効性の高い事業を盛り込んだ基本計画の平成19年度中の策定、認定申請を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 今、部長の答弁にありましたように、いずれにしましても行政、商工会が一体となり、ハードルが高い分、しっかりした基本計画を策定し、締め切りはないと言われてはいますが、政府も予算等があることですから、早急に申請書提出が望まれると思いますが、その19年度中とおっしゃいましたけれども、19年度中に作成ができるのか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 現在、作業部会等で作業を進めております。鋭意努力をしながら、19年度申請できるように頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） あとになりましたが、経済常任委員会の所管事項でございますので、委員長の許可を得ておりますことをお知らせいたします。

それでは、次に企業誘致について、企業誘致と労働人口増の人材の下支えとなる住宅の建設についてご質問いたします。企業誘致につきましては、先ほど中山議員も触れられましたが、議会で何回となく一般質問がなされていますが、なかなか結果が出ていないのが現実であります。好景気が続いている中、企業サイドは今、投資経費を増大させています。さっき中山議員が触れられましたが、この先2年ぐらいいまでに誘致ができなければ、その先はどうなるかわからないという専門家の意見もございます。塩づけになっている工業団地は、企業側にとって魅力はないのでしょうか。立地条件、交通アクセスなど、問題はありますが、どうにか、どうかしてでも誘致しなければ、行政の失敗施策ともなりかねません。相手もあること

ですから、思うようにはいかないのが現実でございますが、一生懸命、誘致特別委員会もございまして、執行部のトップセールスもあっているようでございまして、早急に結果が出ますように要望しておきます。

それと、これは要望でございますけれども、なかなか展示しても売れない、このような状況であると思います。それで、私の考えでございますが、春の新作発表会といいますか、川辺工業団地が春の新作でございますが、それに向けてやっぱり売れるところからつくって売っていくということも大事じゃないかと思えます。いつまでもそれにしがみついて、とうとう最後には企業は来なかったということでは困ります。できることから、私はさっきと反しますけれども、庁舎建設も大事ですが、自主財源の確保を最優先すべきだと確信します。基金が4年後は12億円貯まるということでございまして、地方分権の時代です。12億円もあれば、川辺工業団地の造成は可能であります。したがって、その庁舎を建てるなどとは言いません。しかし、自主財源がいかにか大事か。市役所からは税金は入ってきません、自主財源は入ってきません。工業団地からは、その財源となる税金が入ってきます。このようなことを要望いたしまして、執行部として最重要課題として、重要課題はわかりますけれども、その上に最を付けて対応していただきたいと思えます。

それでは、質問はこれぐらいいたしまして、続きましてこれから答弁の質問に入ります。私なりの考えでございますけれども、二輪車部門が移管されようとしております。その中で、住宅問題にありまして、非常に本田技研としては社宅は持たないというような考えだそうでございます。したがって、今その会社からですね、市役所に住宅の情報提供を求められたという話を聞くわけでございまして、やはり私なりの考えで申し訳ありませんけれども、その住宅がどれだけ菊池市にあるのか。空いている住宅がどれだけあるのかということをお考えすると、急を要する問題でございます。もう会社は建設されております。そのようなことで、民間資金を利用して住宅を建ててもらってですね、それに入る人に対していくらかの助成をする、こういう考えはできないか。そのことによりまして、市も発展しますし、活力も出てくると思えます。やはり公営住宅になりますと、建設費、維持管理費、それに加えて家賃滞納、そういうことをお考えすると、やはり莫大な5、60軒の家を建てるにしても莫大なお金がいるわけでございまして。したがって、その民間資金を利用して、住宅を建ててもらって、それに対して市からの何らかの助成をする。そういう考えがあるかないか、まず第一問目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 本田技研の二輪車部門の熊本工場への移転ということでの

受け入れ皿的な住宅の政策についてお尋ねいただきました。19年度3月末現在の菊池市公営住宅の管理戸数は1,201戸となります。また民間の借家でございますが、アパート的なものは平成17年の国勢調査で2,075戸となっております。菊池市の人口もますます減少が予想されますので、生産年齢人口の増加は大変重要な課題だというふうに考えます。企業誘致と労働人口の増加を図るために、民間住宅の入居者に家賃の一部を助成する考えはないかということでございますが、仮に1戸、月1万円の補助をしたといたしまして、2,000戸の民間住宅が今ございますので、これを試算いたしますと年間約2億4,000万円の助成ということになります。単年度でそれだけですので、10年間というと24億円ということになるわけでございます。そういう多額な財政を必要といたします。これは全くの単独費ということになりますので、現在の厳しい財政状況の中には非常に難しいものだと思っております。また議員さんご指摘のように、民間活力による民間賃貸住宅といえますか、アパート的な住宅の誘導については、大変重要な課題だと思っております。今後中心市街地活性化計画の中でも、そういったものについては十分論議をしながら、どのような誘導を図っていくべきかは検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 一問一答方式で3回目の質問でありましたので、これで終わりということであります。

市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 先ほど訪問指導の内容につきましてお答えしておりませんでしたので、お答えをいたします。通所ができない高齢者を対象としまして、寝たきりを予防するための転倒予防運動指導及び低栄養による寝たきりを予防するための栄養指導、それからさらに口腔の機能低下による低栄養からの寝たきりを予防するための歯科指導を実施しております。さらに、こういったセンターのスタッフとしまして、保健師2名、社会福祉士、市民ケアマネージャーがそれぞれ1名、介護予防マネジメントを行う嘱託職員が5名、ただいま申しあげました訪問指導を行う看護師などの嘱託職員3名、計12名、それに地域包括支援課として一般高齢者事業や給付管理などの事業を行います事務職員3名、計15名のスタッフでやっておるというところでございます。失礼いたしました。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

○

休憩 午前11時59分

開議 午後 零時59分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 皆さん、こんにちは。昼の一番眠い時期に入るとは思いますけど、眠気のささないような質問をしていきたいとします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

はじめに、街路事業についてでありまして、1点目に隈府中央線の事業計画、目的についてお尋ねをいたします。この事業の経緯は、昭和36年の3月23日に都市計画決定ということで、その後約18年間計画が放棄され、商工会の陳情が出され再計画ということで、昭和62年の3月、中心市街地活性化事業計画案がまとまり、63年4月19日正観寺東原線の再事業計画となされておりまして。その後、市長の交代により、平成15年に凍結、平成12年に牧市長時に終止された事業計画であります。平成13年に福村市長誕生後、財政状況厳しい中に、なぜ40年間放棄された事業計画を再度進められる、その理由と目的をお聞かせいただきたいとします。

2点目に、用地費と中央線の改良費の予算割合をお聞かせいただきたいとします。用地費の取得の価格が非常に高いと。また、計画地内の住民の方で今さら必要ないとか、無駄との意見も聞きました。この事業費の総額はという話も聞かれましたが、予算上見てみますと立町北原線まで約17億円で、半分が市の負担というふうになっておるようでございますので、補償費、用地費、工事費の割合を教えてくださいたいとします。

3点目に、事業計画から4年間で進捗率が39%の工事執行がされておりますけれども、事業予算を見てみますと17年度に2億4,334万6,000円、18年度に3億2,000万円、合計いたしまして5億5,434万6,000円の執行額でございます。工事費が出ておりませんので、すべてが用地費なのか。また現状の状態で計画年度内に事業計画が達成できるのか、具体的な見通しをお聞かせ願いたいとします。

4点目に、代替地の取得を計画されておられるようではありますが、取得に充てる財源は土地開発公社の利用と聞いておりますが、採算は立つのか、どのような事業の流れになるのか、お聞かせいただきたいとします。

5点目に、街路事業と中心市街地活性化事業との関連についてお尋ねをしたいとします。2期目の街路事業、平成20年から24年度に中心市街地活性化事業を推進するために庁舎移転の計画を立てられないために、合併項目の重要項目であり

ます新庁舎建設を凍結し、菊池市建設計画を優先されたのか。

以上の5点について、お尋ねをいたします。あとは、質問席の方で受けたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 5点にわたっておりますので、なるべく簡潔に、質問時間も長く取りたいと思いますので、簡潔に申し上げます。

まず1点目の事業の目的、理由でございますが、隈府中央線は菊池市の市街地の骨格を形成する道路でございます。中心市街地へのアクセス性が一段と向上し、車に依存した生活の不便さの解消につながる。また都市災害などの緊急時への対応が強化され、地震や火災時の避難活動、消火、救助活動に寄与するなど、安全で安心して暮らせる市街地形成の上では重要な道路となること。また、道路を核とした商業の集積が期待されるなど、中心市街地に人の賑わいを取り戻し、観光の振興、商業活性化が期待できること等を事業目的として取り組んでおります。ご承知のように、隈府地区も住宅や商店の郊外化が進みまして、その対策に昭和59年ごろから隈府中央線の整備と活性化の要望が上がりまして、土地区画整理事業による活性化を検討されました。しかし、財政事情等によりまして、議員さんご指摘のように、平成12年度に断念したところでございます。しかし隈府地区の活性化は当地区の喫緊の課題でありましたので、平成11年3月に創設されました街路事業などの施設整備や面整備等のハード事業からまちづくり活動推進事業などのソフト事業まで含めた多彩な事業が総合的、一体的に整備可能であり、当地区の喫緊の課題である中心市街地の活性化等に寄与でき、即効性がある事業であることから、平成11年3月に作成されました中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり総合支援事業に15年度から着手したところでございます。

2点目の用地費と工事費の割合についてのご質問ですが、まず用地費の考え方についてご説明申し上げます。用地補償に関しましては、昭和37年閣議決定におきまして、公共用地の所得に伴う損失補償基準要綱が設けられまして、これを受け、昭和38年国土交通省の下部組織である用地対策連絡会が公共用地の取得に伴う損失補償基準細則を決定し、現在補償費の具体的算定に用いている損失補償基準書が九州地区用対連より策定されております。したがって、こうした補償基準に基づき、国家資格を有する不動産鑑定士により算出した公平・公正な補償費で、地権者の皆様方をお願いをしているところでございます。ご質問の補償費、用地費、工事費の割合でございますが、平成15年度から平成24年度までの10ヵ年計画で、当初計画では総事業費17億1,600万円となります。内訳といたしましては、建

物補償費が12億750万円で70.4%、用地費は2億370万円で11.9%、工事費は1億7,500万円で10.2%、事務費が1億2,980万円で7.5%となっております。

3点目の17年度及び18年度の執行状況についてのご質問でございますが、17年度の2億4,334万6,000円の内訳といたしましては、建物補償費が2億1,015万3,000円、用地費が3,319万3,000円となります。18年度の3億2,000万円について申し上げますと、当初予算ベースで、建物補償費が2億6,242万1,000円、用地費が4,003万1,000円、事務費が1,754万8,000円となり、そのほとんどが補償費や用地購入費であり、工事費としては予算計上は行っておりません。達成の見込みと具体的な見通しでございますけれども、用地買収については関係者の皆様のご理解とご協力により順調に進んでおりまして、平成19年度には一部区間について工事を行いたいという考えであります。事業計画では10ヵ年となっておりますが、1年でも早く完成し、整備効果を楽しむことができるよう努めてまいりたいと考えております。

4点目の代替地に係る開発公社の活用でございますが、現在用地交渉を進めている中で、地権者の中に数名ほど代替地を要望されている状況がございます。今後代替地提供者も含めた協議が必要であります。協議が進んだ場合、1つの方法として開発公社による取得も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。こうした場合、開発公社はその買収額とその土地の開発費等を含めた額で地権者に売ることになります。したがって、地権者の皆様に支払う補償費により、代替地を購入していただくこととなりますので、採算は取れるものと考えております。いわゆる提供者と購入される方の合意が形成されたときにのみ、開発公社を中に入れて使うというような形で進んでおります。

5点目の質問でございますが、まちづくり総合支援事業で取り組んでおります街路事業は、限府中心市街地の活性化を図るために、平成11年3月に策定いたしました中心市街地活性化基本計画に基づき整備を進めております。事業期間は、平成15年から19年度間での1期事業と平成20年度から24年度までの2期事業の10ヵ年間です。2期のまちづくり交付金事業は、今後計画されております新中心市街地活性化基本計画と整合を取りながら進めていく計画でございます。2期で取り組む街路事業及びコンパクトシティを目指す中心市街地活性化計画と新庁舎建設は関連はいたしておりますが、これらの事業を進めるために凍結になったものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。2期事業となりますまちづくり交付金事業は、街路事業を含むまちづくり総合支援事業の継続と新市建設計画に計上してあります事業から限府中心街の活性化につながる事業を関連づけて、

都市再生整備計画を策定し、事業認可を受けたいと考えておりますが、新基本計画で新規事業が必要になった場合は、地域審議会にも諮っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 今、部長の説明で大体の事業目的というのは理解できる場所もありますけれども、平成12年度に事業をされた計画であります。そういったことで再度質問をさせていただきますが、13年度に福村市長となり、平成14年の地方分権の推進というような形で、旧泗水、七城、旭志の合併協議会を進めておりますときに、14年の4月に福村市長、森田議長より県が示したパターンで協議会へ参加させていただきたい。菊池市もパートナーとして、ぜひお願いをしたいというようなことでありまして、いろいろな論議もありましたけれども、やはり菊池市を加えて合併に向けた任意協議会を立ち上げるべきというような意見でまとまりまして、そういうことが14年度からスタートしたわけではありますが、15年度からですね。そしたら、旧菊池市は合併参加を得た時点で財政難で中止をしていた事業に対しまして推進を進めております。特に合併の目処が立った時点で合併特例債を充てるというよなう計画で、隈府中央線、平成15年度から着手というようなことで、1期工事が平成17年から19年、2期工事を平成20年から24年というような計画で、総事業費が約17億円、市の負担が約6割ということに対して間違いないかということをお尋ねしたいと思っております。

2点目に、先ほど今、用地費と補償費、工事費の割合を示していただきましたが、1割が工事費で9割が補償費、用地費、事務費というような形でありました。このような多額の金を投じてまでこの事業効果があるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目に、市長は施政方針で19年度で60%の目標をしていくとの方針を述べられておりますが、本当にこう順調に行くかという意見をいただきましたが、24年までに事業達成の見込みができるのかということもお示しいただきたいと思っております。

4点目の代替地の件であります。これを土地開発公社を利用したいということではありますが、市民に本当に土地開発公社というのはわかりにくい。といいますのも、一般財源に計上されない、また市民にも議会にも非常にわかりにくいのが土地開発公社のやり方です。非常にわかりにくい、またさらには採算の面でも非常に心配をいたします。先ほどの説明で、地権者の中に代替地を求める方が数名お

られるというようなことでありました。土地開発公社でもし取得をするというようなことになると、価格が高ければ地権者の方とのトラブルというのも発生します。私が一番心配しますが、その後の土地開発公社に対しましての利子の負担、これを市が負担するのか、土地開発公社の方が負担するのか、そういった利子負担について、よかったらお示しをいただきたいと。

5点目の街路事業についてであります。隈府中央線及び隈府地区整備事業として、隈府地区の道路、歩道整備を行っておられます。合併前に旧菊池市では財政難というようなことで、凍結をしておいた整備事業を合併した途端に開始したというような経緯であります。この事業には、既に4億円以上が出資されておりますし、今後も整備事業の推進が予定されると思っておりますが、菊池市の建設計画事業で隈府地区整備事業の推進によりまして、旧菊池市以外の3町村の整備事業の予算が圧迫される事態も考えられます。また平成19年度予算編成において、建設費を旧市町村単位で予算枠を組んでおられるために、旧菊池市の枠も圧迫しているのではないかとこの心配もします。当然、菊池市中心部の商店街以外の地域に必要な整備費が出てこないような気がいたします。隈府中央線の事業費約17億円、隈府地区整備事業6億円と、合併特例債からの主要の約9億円を充てれば新庁舎建設あたりには基金積立も必要ないのではないかと。なぜ財政難を示し、菊池市中心部の事業投資のために合併協議会の重要項目である新庁舎建設を凍結に至ったのかということ。また合併協議会の重要項目を優先するのが当然ではないかと。早急に私としましては隈府中央線の事業及び隈府地区整備事業を凍結していただきたいという気持ちであります。その点につきましては、市長から答弁をいただきたいというふうに思います。

以上の5項目について、再度お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） まず、第1点目の事業に対する市の負担の割合は6割となるのは間違いないかというお尋ねでございますが、国の補助率ですが17年度から19年度までは、まちづくり総合支援事業の経過措置として2分の1の補助となっております。20年度以降の2期事業につきましては交付金事業に変わって、その補助率は40%以内になります。合併特例債は補助対象事業費から補助金を差し引いた事業費に対して95%が充当可能でございます。17年度から24年度までの8年間の街路事業に当てはめますと、1期と2期の総事業費は16億2,800万円ということになりますが、これに対し補助金が7億5,040万円、合併特例債が8億3,360万円、一般財源が4,400万円となります。補助金の締める割合は46%で、議員さんから質問のありました合併特例債と一般財源の割合は6

0%とおっしゃいましたけど54%程度になる見込みです。ただし、合併特例債のうち70%につきましては、後年度におきまして基準財政需要額として交付税に算入されることとなりますので、残りの30%である2億5,000万円が実質の一般財源となります。8年間の事業に対する一般財源4,400万円と合わせますと2億9,400万円となりまして、全体事業費に占める純然たる市の持ち出しの一般財源の割合は、概ね、概ねでございますが、20%程度であるというふうに今理解いたしております。

2点目の事業費に対して工事費は1割、補償費、用地費等が9割と、こういったお金の使い方でお金があるのかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、中心市街地の活性化のために主要道路として位置付けております。また中心市街地の商業の活性化等も見込んでおりますし、一つには先ほど申し上げましたように火災、そういったものからも市内を守るという役目を果たしております。今、七城町の街中でも取り組もうとしておりますのが、間所地区の商店街の道路拡幅を計画いたしております。相当の住宅が連担してございまして、ここを移転することになりますとほとんどが補償費ということになります。工事費はそのごく一部ということになります、そういった集落内住宅が連担してございます地区の道路改良につきましては、補償費の方がどうしても高く付くということをご理解いただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、3点目の24年の完成見込みでございますが、今のところ順調に進んでおります。必ずできるとは確信は言えませんが、今後もねばり強く地権者の方々にご協力をお願いしながら、目標年度に達成できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、公社の利活用でございますが、市民にはなかなかわかりにくいというご指摘もありました。また採算性の心配もいただいたところでございます。これは議員ご指摘のとおり開発公社というものは県の方としても国の方としても指導的にはむやみやたらに使ってはならないというのがございます。それは利子がかさんで負担になって、後年度に大きな負債を抱えてしまうという心配があるからでございます。そういったこともございますので、私たちはこの開発公社の利活用につきましては慎重に行うべきことだと考えております。土地提供者からの値段と購入される方の値段が一致したときに開発公社を使う考えでございます。それが一致しない場合は、開発公社で事前に着手はいたしません。市が開発公社が中に入って3者契約のような形で取り組みたいというような気持ちでおります。

5点目の隈府街中の道路が旧菊池市の中における事業の圧迫、それから他の3町村への圧迫になってはいないかというご心配でございますが、これは議員さん合

併協の役員もされておりましたのでご存じと思いますが、標準財政規模割りで各町村にその事業費の割が割り当てられました。その割り当てられました標準規模割の中で、旧菊池市の中で取り組んでおりますので、このことが旧他の3町に影響を与えるということはありません。当初予定いたしておりましたものを今8割に見直しをして進めているところでございます。

それから、旧菊池市におけるものにおきましても、10ヵ年間の新市建設計画の中で進められておりますので、今のところ計画的に進んでいるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、ちょっとまだ納得いかない点もありますので、再々質問に入らせていただきますが、今の1点目の予算配分につきましては、合併特例債のを用いるから大体20%程度の予算で一般財源は済むというようなことでありますけど、合併特例債の使い道というのは、本当にこう考えていかなければならない問題でありまして、やはり優先順位というのを考えていただきたいというふうに思います。

それと2点目に工事費のその効果というのについてお尋ねをしました。今のその菊池中央線、この松岡製材所のところからであります。この道路に面しております人口とか、高齢化率、現状の商店街、そういったものを考えた場合、本当にこう活きている道路になるのかということをお考えなければならぬと思います。例えば今七城町を例に挙げられましたけれども、七城町は商店街自体が生きております。はっきりいって、これはやらねばならないところということで、合併の新市建設の計画に入っておる事業というふうに捉えております。そういうことで、やはり活きたものを創り上げるというのが基本であろうというふうに思います。それと、いろいろお答えいただきましたが、やはり菊池市はなぜかと、何を求めているかといえますと、やはり合併のビジョンであります豊かな水と緑、光あふれる田園文化の菊池でありまして、菊池市の目玉は水であろうというふうに思っております。本当に高齢化した商店街を復活と考えられません。現在の本当に計画地内の人口、高齢化率、現在の店舗の割合など、引き合わせてみましても本当にこう生きてくるような、速急に生きてくるとは考えられませんし、どこから人を引き寄せるといような目的もまだお示しいただいておりませんが、やはりそういった計画性のあるものに対して合併の特例債を充てていただくというのが基本であろうというふうに思っております。合併協議会での決定事項が私は優先、建設計画はその後というふう

に思います。4市町村の決定事項を優先するのが新市のリーダーの取るべき道ではないかというふうに思いますし、合併を利用した菊池市のまちづくりに対しまして、3町村の住民から本当にこう裏切られているような話も出ますし、そういうことであります。私も市長を応援した立場でありますので、市長から適切なるそういった回答を、答弁をいただきたいと思っております。市長、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） まちづくり総合支援事業で整備する理由、また新庁舎の建設との絡みについてお尋ねをいただいておりますが、合併を利用して旧菊池市がこの事業をやったかのようなご指摘であったと思っておりますが、そうではございません。隈府中央線は先ほど述べられておりましたように昭和44年でございます。大琳寺木庭橋線から正観寺東原線までの約430mの整備が一応終わっております。その後街路事業の整備が大琳寺木庭橋線の全線2,694mでございますけれども、この整備に移ってまいりまして、昭和49年から59年まで期間を要してまいりました。昭和59年にこの菊池、旧市の商工会より市街地の活性化と隈府中央線の整備の要望が出されておりました。昭和61年に1年をかけて菊池市の、旧菊池市でございますけれども、中心市街地活性化計画の案を策定をいたしまして、翌62年に隈府中央線整備促進協議会たるものが発足をいたしまして、隈府中央線の整備と併せてまちづくり活性化の検討が始められました。その整備の一つの手法として、土地区画整備事業があり、隈府中央地区の約7.6haの整備を計画しまして、平成4年に国の認可を受けて事業着手予定でありました。しかしこの莫大な事業費と、それから大変長期化する事業期間などの理由で、平成5年に一時凍結という形になったわけでありまして。それから7年後、平成12年3月に凍結が、すなわち中止ということに決定がなされております。その後も中心市街地の活性化に対します商店街並びに地域住民の方々の要望が強くなる中で、平成14年度に概算事業費の見直しを行ったところ、この土地区画整備事業につきましては、平成4年当時においては約71億円程度であったものが、この見直しにおきましては約100億円ということで、30億円ほど工事費が増加になるということになりまして、国庫補助裏を含んだ市の単独費は64億円に及ぶということから、当時の市の財政状況から勘案するとこのような莫大な事業を実施することは非常に適切ではないということで、また計画がスムーズに進んだといたしましても、大変区画整理事業には時間がかかると。工事着手をいたしまして、完了の目安としては約30年の期間を要するということから、当地域の一つの防災に強いといいたしめようか、先ほども述べられておりましたように、救急車が入らないとか、緊急自動車が入れないとかいったことも含めまし

て、この課題を解決するために中心市街地の併せて活性化を図るということで、事業に着手をすれば区域の拡大がさらに必要になってくるということで、事業の期間が長期化することから、この区画整理事業については断念をせざるを得ないということで断念になっております。また一方、平成11年3月に創設をされましたまちづくり総合支援事業につきましては、街路事業などの施設整備や面整備など、このハード事業からまちづくり活動などのソフト事業まで含めた多彩な事業が総合的、一体的に整備が可能であり、当地区の課題であります中心市街地の活性化などにもまた寄与できると。即効性がそしてあるということから、まちづくり総合支援事業によります限府中央線の整備に平成15年度から着手するという事になったわけでありませう。

このように、まちづくり総合支援事業は旧菊池市の中心市街地活性化計画に基づきまして着手したものであります。先ほど建設部長の方が答弁しましたとおり、新市建設計画、10年間の事業費の枠の中に入り、また旧市町村の枠配分の中で納められているということでご認識をいただきたいと思ひます。新庁舎の建設とは全く別の事業であると考えておりまして、この事業のメニューの一つであります街路事業を行うためにも新庁舎建設の凍結に至ったものでござひます。

この合併を前提にこの事業をやったんではないかといったご指摘もあつたかに思ひますけれども、決してそうではありませんで、これはもう従来昭和の時代からこの事業が計画をされながら、二転三転、政府の一つの施策のメニューの中から何がいいかと、一番いいのは土地区画であろうということであつたんですけれども、申し上げますようにできなかつたと。それではほかに何かあるかということで、まち総事業というものになつて、県の方との協議はもう既に13年に協議に入つておりまして、この合併があろうがなかろうが、最重要の課題。先ほど森議員述べられましたけれども、そのまちや市町村の中において政策の最重要な課題というものはすべて新市建設の中に入つておりまして、この事業もそうであります。旧市におきましては、これが最重要な一つの事業であるということの捉え方で、既に継続をされている事業であるということでありまして、合併を念頭に入れる時期ではもうなかつたと。それよりもっともっと早い時期から計画をされて、挫折を繰り返しながらこの事業にたどり着いてきているということでござひますので、改めてご理解をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、再質問も終わりましたので、次の質問に入らせていただきます。

次に、入札制度の見直しということで、二ノ文議員も前日されましたけれども、いろいろ入札についてはされる方もおられると思いますけれども、今いろんな問題等も出ておりますので、違った関連から質問をさせていただきたいと思います。

1点目に、菊池市の入札に対しまして新聞記事に最近よく談合情報が記載されるようになりまして、合併後特に多くなったというふうに思っております。菊池市の入札はどうなっておるのかという問い合わせを市民の方からよく聞きますし、やはり談合情報が出た時点で市民に対して速やかに業者の調査状況等を明確にし、市民に不信を抱かせないのが行政の努めと思いますが、この点についてどのように考えておられるかお聞かせ、お願いしたいと思います。

2点目に地場産業を優先した一般競争入札への意向を考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。前日の熊日新聞に山都町であります、見出しとしまして記載されておりましたのが、町内の3つの学校の入札で、落札額が蘇陽中と矢部中では半額ほどだったということで、これまでの価格が適切であったのかと疑問が湧き、競争力が湧いたと。合併効果との声も上がり、公共事業に甘えている業者の体質を変えるいい機会という期待する見方が多いという記載もしてありました。今後は一般競争入札へ移行は避けて通れないという現状になってきております。業者に対して一般競争入札のシステムを明確に指導するといいますか、教えるというのも、これは行政の努めではなかろうかと思えますし、地場を優先していくには、どうしても業者の方々の努力と協力は、これは必要であります。菊池市独自の知恵を出した入札制度への移行といいますか、そういったものについて何か考えておられるならお示しをいただきたい。

3点目に、菊池市議会の議決に関する契約及び財産の取得または処分に関する条例の改正についてであります。これは以前も甲斐議員が確か質問されたのは私も覚えておりますし、その時点で自治法を送った覚えもありますが、今地方自治法の第96条の第1項、第5項の規定により、議会の議決を付さなければならない契約、予定価格が1億5,000万円以上の工事または製造の請け負いと定めてあります。96条の第1項、第8項の規定では、財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産、もしくは不動産の買入れ、もしくは売買支払について、土地については1件5,000㎡以上と、このような条例施行がなされておりますが、この条例をやはり合併というこの特例の中で改正ができないかということをお尋ねをしたいと思えます。

以上の3点について、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の市民間の不安対策についてということですが、談合に関する情報は、合併後はつまごめ荘改築工事、去年の平成18年の第1期工事とこの2月に実施しました第2期工事の2件の案件が談合情報として報道されております。いずれもその対応といたしましては、菊池市公正入札調査委員会を開催し、指名業者全社から聞き取り調査を行いまして、談合の事実が確認できないとの結論に達し、誓約書を取って実施しております。ご質問の談合情報の公表につきましては、談合情報対応要領並びに菊池市公正入札調査委員会の規程を設けて対応を行っておりますけれども、両規程にも談合情報を公表する定めはございません。別途設けております入札結果等の公表事務取扱要領にも談合情報公表の規定は設けておりません。また関係法令にも談合情報を公表する旨を規定したものございませんし、熊本県や他の市町村においても、談合が確認できなかったものまでの公表は行っておりません。これは、行政が談合情報まで公表しますと、指名業者がある意味疑惑の目で見られかねないとの判断からでございます。議員ご心配の旨はありがたく受け止めたいと思っておりますけれども、本市でも談合事実があったもの、刑事罰等によるものは、当然市のホームページ等で公表をいたします。それ以外のものは、今後も公表は差し控えたいと考えております。

次に、2点目の菊池市としての一般競争入札の導入等についての考え方ということによろしゅうございますか。それにつきましては、県下の14市の市長会がございしますが、本年4月に開催されます春期市長会でございしますが、その前段で14市の財政課長会議が開催されます。そこに菊池市の提案として、条件付一般競争入札の導入についてということをご提案をすることといたしております。あくまで財政課長会議の中で審議されて、市長会まで上げるということになった場合には、議案として、市長会の方に議案となるわけですが、これにつきましては議案の内容でございますが、条件付一般競争入札の実施時期をできるだけ県下の自治体同時期にさせていただきたいというものと、対象金額を同額にさせていただきたいと。それと募集条件あたりを県下の全業者を対象とすることということで、最低限必要な統一要件として、各市が相互に協力しあう体制づくりと条件付一般競争入札の速やかな導入を菊池市の提案として議案として上げたいというふうに思っております。なぜ同一時期にするかといいますのは、やはり例えば菊池市だけが条件付一般競争入札にした場合には、菊池市だけが他の業者が参入する形になります。隣の、仮に山鹿市が一般競争入札をしなくて指名競争入札だけであった場合には、山鹿市だけの業者だけがしますし、菊池市はそこに参入できないということになりますが、菊池市だけがした場合には、菊池市の発注工事が菊池市とその他の市外からも参入できるというふうなことで、その辺を統一した考えで同時に行っていただきたいという旨

を菊池の提案としてするというご理解いただきたいというふうに思います。

3点目でございますが、議決に付すべき案件についての条例改正についてということでございますが、現在議員ご指摘のとおり、議会の議決を必要とする案件につきましては、市の場合については契約について地方自治法第96条第1項の第5号によりまして、予定価格1億5,000万円以上、また財産の取得、処分につきましては、同法によって予定価格2,000万円以上と定めてあります。この額を引き下げることができるかのご質問でございますが、これにつきましては自治法の解釈は法令で定める基準に従い条例で定めると規定しており、条例でこれと反する規定の仕方は許されないとされております。また、金額についても自治法施行令がその予定価格の金額が同表下欄ということは、先ほど申しました契約等については1億5,000万円、財産の取得、処分については2,000万円以上と。その金額に定める金額を下回らないこととなっております。条例でこれを下回るような定め方はできないと解しております。この議会の承認を得ることの必要性は、地方自治体の存立自体に重大な影響を及ぼす可能性があるものについてのみ議会の関与を認め、当該行為により地方公共団体が不測の損害を被る等の悪影響を与える可能性を少しでも少なくするために設けられたものでございまして、この額を引き上げることについては条例で定めることができますが、引き下げることにはできないというふうになっております。

以上でございます。

失礼しました。先ほどの中で、自治法の解釈の中で、条例に反するというご申し上げたようでございますが、政令で定める基準に従い、条例で定めるという規定でございます。訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 今、1点目については、確かに公表はできないということでありまして、やはりできる限りですね、公表するというような形を取っていく時期も、時代も来ているというふうに思いますので、そういった点についてもやはり何らかのわかりやすい市民に理解できるような方向性を取るような考えを持っていただきたいということをお願いしておきますが、2点目であります。地場育成というようなことで、執行部から見ますと議会が地場育成を望んでおるんだからというふうなこと返事いただきますが、本当にこう聞こえがよい言葉であります。地場育成ということは、本当に地元のためにやっているというふうに聞こえますけれども、一般競争入札へ移行したときですね、業者の方々の理解といたしますか、そういった今

までの本当に景気のいい時代と、今は厳しい競争の時代、そういったものの認識と
いうをつくづく感じてもらわなければならない時期に来ているというふうに思
います。菊池市の納入業者、入札を見てみました。本当にこう旧泗水町のときの価格
よりも事務用品等は倍と、倍額に当たる数字であります。あまりにも公共入札を甘
くみておられるというふうに思っております。本当にこう改革を進める時代の流れ
を示すときでありますし、入札の担当課、総務課と思いますが、そういったところ
と委員会等で今後十分な議論をやっていただきたいというふうに思います。

それと、3点目の自治法の改正でございますが、本当にこう一つはつまごめ荘の
入札で1億5,000万円以下の指名業者の問題で、いろんな風評批判をお聞きいた
しました。また用地費とか、補償費でも2,000万円以下ということであれば契約
を分けて議会議決を取らないというような不信感も出てまいります。合併前は旧菊
池市以外の3町村は5,000万円であったわけでありまして、市になったから市の
条例をとというようなことでありますけれども、やはりデメリットをメリットにする
のが合併の目的であるというふうに思っております。地場産業の育成を進めていく
中におきまして、偏りのない指名、技術の向上を目指した公共工事のあり方とい
うのを願うわけではありますが、本当にこう業者の方々が公共工事に甘えている時代で
ないという、体質を変えなければならないというときであるということも本当にお
互いに勉強していくときではなかろうかというふうに思います。営業努力で乗り気
するというのが地場の人たちの考えを持っていただきたいと思っております。この入
札全般につきまして、本当にこう今後いろんな問題が出てこないというのが一番望
んでおりますけど、そういったことをいろいろと出てきておる状況でありますので、
やはり入札に対して本当にこう地場の育成、地場の人たちにどういった形で努力を
していただくかというような考えがもしあるならば、市長の方からお返事を聞かせ
ていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの議決に付すべき案件について、市と町村の額の
違いが出ましたけれども、それはもうご存じのように地方自治法の中で市はいくら、
町村についてはいくらという形の額の設定がなされておりますので、その額をもっ
て条例を制定しているということでございますので、ご理解をいただきたいという
ふうに思います。

次に、物品購入について等の事例を出されましたけれども、物品購入における現
状についてお答えいたしますけれども、本市で購入しています備品、消耗品につき
ましては、菊池市内全域の業者から見積もりにより随意契約や指名競争入札により

購入を行っております。また全般に購入金額が大きかったり、指定物品の取扱いが市内業者だけでは無理だと思われるものについては、当然菊池市外の取扱い業者を参入させている状況でございます。議員ご指摘のように、一般的には多くの業者を入札させた方が限られた市内の業者よりも落札額は下がることが期待できるのは当然でございますが、本市内の物品の取扱業者は比較的規模が小さい業者が多うございます。今のところ、市外の業者と競争するだけの体力を持ち得ていない中小業者も多いのも事実ではないかというふうに考えております。物品購入に係る一般競争入札方式の導入も、建設工事同様、早期に検討すべきことではございますが、平成19年度から本市でも物品の競争入札指名参加申請の受付を行っており、しばらくはその申請者名簿より選定した業者による指名競争入札を行い、その間に併せて市内業者にも業者間競争に耐えていただくように自助努力をしていただきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） ちょっと納得いかない点がありますので再々質問させていただきますが、契約、財産の取得に関する処分の条例の改正は自治法で無理だということですが、こういうことは合併の特例によりまして議会の議員提案というような形で提出ができるのではないかというふうに私は思っております。その点についてはどうですかね。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 合併特例法と自治法は全く違った法律でございますので、合併特例法の中でそれが採用されると、自治法上の問題で条例は制定はしとるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 日本共産党の東裕人です。通告に従いまして、質問をいたします。
今、貧困の深刻な広がりが大きな問題なっています。ワーキングプワという言葉もよくないことですが定着をしました。貧困の問題は、既に一部の問題ではなく、病気、介護、失業などの身近な出来事がきっかけで誰にでも起こり得る問題になっています。そういう中で、生活に困窮したときの最後のよりどころ、セーフティネットが生活保護であります。この生活保護をめぐるのは、昨年北九州での餓死事件など起こりました。こうした自体に、日弁連は決議も上げて生活保護の申請窓口

の実態を告発し、申請権保障を求めました。また今年1月13日の熊日新聞は、法テラスが生活保護の申請手続きに弁護士を同行させる事業を始める、こう報道しました。今日の政治経済情勢の下、生活保護行政は大変注目をされ、最後の砦としての機能発揮と同時に、その申請権の保障が問われています。そこで、本市の実態についてお聞きします。本市の生活保護受給世帯数はどれぐらいでしょうか。5年前と比較してどうか。そのうち母子世帯の数も合わせてお答え下さい。

それから、申請の流れについて具体的な対応をお聞きします。申請の相談に来た人に対してどういう対応をされるのか。相談者の申請の意思確認と申請書の渡し、これはいつの時点で行われるのか。また申請受理の際に必要なものは何か、お答え下さい。そしてそういう流れで対応した結果、本市で申請が受理された申請率、すなわち相談件数分の申請受理数は一体どうなっているのかもお答え下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 生活保護世帯は、平成19年2月現在194世帯となっております。5年前の平成13年度末が134世帯で60世帯の増となっております。また、平成19年2月の世帯のうち母子世帯は8世帯でございます。

申請の流れにつきましては、まずケースワーカーによる面接相談となります。その中で現在の生活状況を伺って、資産や扶養義務者などをお尋ねします。また同時に、他の制度の活用についても検討いたします。その結果、保護の要件を満たすような状況であれば、即日申請書を交付しております。また、相談の内容によっては、他の制度を適用できる場合、その制度を優先的に利用するよう説明し、申請書は交付しておりません。相談件数に対する申請件数の割合は、2月現在で75件の相談に対し28件の申請で37.3％となっております。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 200近い世帯が生活保護を受給されていて、5年前と比べて60世帯も増加しているということでした。今日の情勢では、もっと増えることも考えられます。また、申請率が37.3％ということでありました。100人申請に来て37人申請が受理されると。私は、この生活保護の担当職員の皆さんの対応や説明は、非常に丁寧であるし親身になって相談に乗っているのは、同席を何度もさせていただいて、これはよく知っております。ただ、この生活保護の申請の意思があるから、この窓口申請に来るわけですけど、私が疑問に思うのは、申請に来てなぜ相談で留めるのか、相談で留まるのかということです。これは何ででしょうか。また、北九州で昨年起こった生活保護申請拒絶による餓死事件では、申請件数の上限

と廃止件数をノルマ化して、数値目標で管理をするという異常なシステムが大問題になりました。本市ではそうした目標管理はありませんか。お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 申請に際して、生活保護法第4条には、固定資産や預貯金等の資産、働く能力、その他あらゆるものを活用することを要件として、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助を優先とすることを規定しております。これにより、相談の内容によりましては即日申請書を交付するケースや他の制度が活用されたり、最低生活費を超える収入や資産等を保有されて、保護基準の要件に満たないケースもあり、相談の内容等により判断しております。保護の要件を満たすような場合は、即日申請書を交付してありまして、適正な生活保護の運営に努めておりますので、目標管理はございません。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 私は、この生活保護の仕事は、まず申請を受け付けて、そしてその最初に申請の意思を確認するところからこの仕事が始まると思うんです。生活保護法28条でも、その相談調査は申請を受け付けた後に必要な際に個別に行うというふうに明記されております。私はこの生活保護の問題についてですね、未だにあるこの生活保護に対しての気後れだとか、恥ずかしさだとか、そういう思いを振り切って足を運ばざるを得なかった方々がすぐには申請しづらい、そういう流になっていることに疑問を持っています。また申請の際に必要な要件は、1つに申請者の名前、住所、そして要保護者の氏名、性別、生年月日、住所、そして保護開始の理由、この3つだけであって、それ以外を求めてこの申請の際のハードルを高くするのも私はおかしいと思います。この申請手続きの問題で、行政手続法は7条で、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、こうしています。手続き法は共通法ですから、当然生活保護法にも直接適用されます。この7条に照らせば、申請までの事前審査、あるいは事前審査と受け止められかねない対応は違法ではないかと。このことは北九州の事件でも問われた問題であります。まずは、この申請を受け付ける。申請の意思は口頭でも、先ほどの3つの要件でもいいわけですから、まずは申請を受け付けることが必要です。先週3月5日に開かれた厚生労働省の社会援護局関係主幹課長会議、この会議の中で、保護課長が申請書を出さない対応は不適切で違法と強調されたと、こう報道されました。またその際に配布をされたこの資料でも、保護の申請権を侵害しないことはいうまでもなく、侵害していると疑われるようなそういう行為自体も現に慎むと明記され

ています。私は、この担当課の皆さんのこれまでの努力の上に立って、さらに市民の申請権を保障するためにも、窓口申請書を置いて、本当に必要な方々が申請しやすいようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 生活保護法の第27条の2は、保護の実施期間は要保護者からの相談に応じ必要な助言をすることができるものと規定しております。ですから、事前審査を行っているのではなく、要保護者からの相談に対応しています。申請書の交付につきましては、保護の要件を満たす場合は申請書を即日交付しています。他の制度を利用できる方は、その関係機関と連絡等を取ったり、保護の要件に満たない場合は申請書を交付しておりません。保護の相談の中には、保護の要件に該当しないケースが相当数ございますので、現行どおり問題等も生じておりませんので、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 最後の砦にふさわしい手続きにしていきたいと思います。

次に、施政方針についてお伺いします。市長は、施政方針の中で高齢化率が26%、今後ますます高齢化が加速される、そういう認識を示して、高齢者が個人としての尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができる社会の構築が最重要課題であるとの考えを述べられました。私も同感であります。これまで社会、地域を支えてきた高齢者の皆さんが安心して老後を送ることができる福祉の充実したまちづくりが、今ほど求められているときはないと思いますし、福祉の増進を掲げる自治体の役割の発揮しどころだと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

質問に入ります。私は、昨年9月の議会で06年4月から高齢者からの介護サービス取り上げの問題、福祉用具を機械的に回収すべきではない、この立場から質問をいたしました。そのときの答弁では、機械的ではなく必要に応じて柔軟に対処する、こういう回答でありました。それから半年、現状はどうなっているでしょうか。9月時点で車いす、介護ベッドなど対応を受けていた方は164人、今どうなっていますか。その実態と菊池市としての分析結果をお答え下さい。

また、自費購入は高くできない、枠を広げてほしい、こういう声が寄せられています。今、努力をされている途上であるとは思いますが、改定法施行から1年というこの機会に、ぜひ利用制限を緩和して必要なサービスを利用できない人、あきらめる人をなくしていくように見直しを検討されるよう求めますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 現在、福祉用具の貸与につきましては、菊池市福祉用具貸与に関する内規を定めまして、要支援1、2、経過的要介護者、要介護1の方々につきまして審査判定会を開催しまして、適切なケアマネジメントを通じ、機械的ではなく保護の必要性に応じて柔軟に対処するというところで運用を図っております。現在、車いす、介護ベッド等の対応を受けておられる方は126名おられます。平成18年8月から平成19年2月までに審査判定会議を3回開催しておりまして、貸与が必要であると判定された方が22名、内訳は、電動車いすが8名、特殊寝台が7名、手動車いすが6名、リフトが2名となっております。また、必要でないと判定された方は5名となっております。必要でないと判定された方5名につきましては、保険制度の趣旨を説明するとともに、購入やレンタル、貸し出し等の情報提供に努め対応いたしておりますけれども、結果的には電動車いすが3名、手動車いすが2名となっており、自費購入されておられる状況でございます。

次に、福祉用具の利用制限を緩和して利用できない、あきらめる人をなくしていくよう見直しは検討されないかというご質問でございますが、厚生労働省も平成19年4月より例外給付の判断方法を見直し、対象範囲を拡大する方針となっております。今まで要介護認定データに基づき日常的な歩行が困難、日常的な起きあがり困難などと判断されれば、例外給付の対象となる措置が残されておりましたが、今回新たに日・時間帯により頻繁に福祉用具が必要になる関節リュウマチ等の疾病や状態が急速に悪化し、短期間で福祉用具が必要になることが確実視される末期がん患者並びに症状の重篤化回避のための福祉用具が必要になる気管支喘息などの3類型が追加されます。従来 of 判断方法で対象外となっても、3類型のどれかに該当すると医師が判断し、福祉用具利用が適切なケアマネジメント計画を踏まえている市町村長が確認していることを条件に給付の対象となります。今後とも国の制度に沿いながら適切なケアマネジメントを通じて、個々の必要性の応じて真に必要な方への福祉用具貸与を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） この半年間で38人利用者が減ったとのことでした。審査判定で外れたのか、あるいは自主的に経済的な理由で利用を控えたのか、よく分析していただきたいと思っております。また利用制限の見直しもされるということでした。菊池市の高齢者の実態、介護の状況を現場で直接つかんでいるのは担当の皆さんですから、安心できる制度にするためにも、その分析結果やリアルな実態を反映させるよう国

や県にもどんどん改善を求めていってほしいと思います。この介護の問題は、本人はもちろん、ご家族にとっても、地域にとっても大事な問題であります。その中で創設された地域包括支援センターは、地域の高齢者の実態を把握し、医療・介護・福祉などの連携を取って地域の高齢者の生活を総合的に支える拠点であります。しかしその体制は、保健師2名、主任ケアマネージャー1名、社会福祉士1名、看護師、歯科衛生士、栄養士など嘱託5名、ほか合わせて15名という体制で、これでは地域1万3,000人と言われる高齢者の実態すら把握するのは容易ではないと思います。地域包括支援センターが本来の役割が果たせるように、必要な人員確保など体制を強化すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 地域包括支援センターは、平成18年度に市直営、市責任のもとに地域の高齢者の心身の健康の保持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として直営で設置いたしました。地域包括支援センター設置初年度は、要支援1及び要支援2に認定された方々の介護予防サービスに支障をきたさないように予防給付事業を中心に運営してまいりました。今後は、このような介護予防給付事業や高齢者の権利擁護事業の強化はもとより、医療・介護・福祉の連携のもとに、通所事業や訪問指導などの特定高齢者対策を重点とした介護予防事業を充実するというふうになります。ご質問の体制強化につきましては、これら的高齢者福祉事業の展開に応じて関係部署と連携、協議を行いまして、適正な体制整備を図りたいというふうに思っております。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） ぜひ充実していただくよう強く要望します。

最後に、市長にお尋ねします。市長は、この施政方針で健康・医療と福祉の充実を掲げられました。自治体の長として、この分野での市長の今年1年の福祉充実にかける決意を最後にお聞きして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 東議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

全体的に生活保護行政につきまして、あるいはまたこれから高齢化社会についての、特に健康・医療・福祉につきましてご質問いただいたところでございますが、市民の皆様方の福祉の向上のために、大変厳しい限られた財政・財源ではございますけれども、これまで計画をされております老人保健福祉計画、あるいは地域福祉

計画など、いろいろな各種の福祉計画に基づいて施策の実現に向けてまいりたいとこのように思っております。私はきめ細やかな福祉のまちづくりということを念頭に置きながら、いろんな福祉については施策について取り組んでまいっておりますが、非常にご案内のとおり高齢化率が進む、そして要介護者の数が増えてくる。またご指摘の生活保護所帯も増えてくるということで、先駆的な取り組みをやっていこうと思いつつも、なかなか裾野の広い福祉医療関係でありまして、取り組みが生ぬるいと言われるご指摘もあろうかと思っておりますけれども、以上述べましたように、今後とも引き続き頑張っていきたいとこのように思っております。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後2時17分

第 4 号

3 月 1 5 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成19年3月15日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福	村	三	男	君
助役	村	上	建	二	君
収入役	高	本	信	男	君
総務部長	緒	方	希	八	郎
企画部長	村	山		隆	君
市民部長	木	下	儀	郎	君
経済部長	岡	崎	俊	裕	君
建設部長	石	原	公	久	君
七城総合支所長	平	野	國	臣	君
旭志総合支所長	稲	葉	公	博	君
泗水総合支所長	上	林	正	章	君
市民部総括審議員	大	場	美	範	君
企画部首席審議員	鳥	井		修	君
財政課長	川	上	憲	誠	君
教育長	田	中	忠	彦	君
教育次長	山	口	正	司	君
総務課長兼選挙管理 委員会事務局長	中	村	鉄	男	君
水道局長	後	藤		定	君
農業委員会事務局長	五	島	千	秋	君
監査委員事務局長	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事務局長	樋	口	昭	彦	君
議事課長	春	木	義	臣	君
議事課長補佐	城		主	一	君

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 昨日の森隆博議員の一般質問に答える形におきまして、この事業のメニューの1つである街路事業を行うために新庁舎の建設に至ったものではございませんと申し上げなければならなかったわけでありましたが、新庁舎の建設の凍結に至ったものでございますと、こういうふうにご答えて、肯定的に答えましたけれども、改めまして、この新庁舎建設の凍結に至ったものではございませんと、このように訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼をいたしました。

○議長（北田 彰君） 会議の中で私語が多いようでございますので、私語は慎んでいただきたいと思っております。

○

午前10時02分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。今日は3日目の1人目ということで、いつもよりもいい服を着てきました。また、皆さんには見えませんが、いつもよりもいい靴を履いてきました。

それでは、平成19年度の第1回定例会に質問をさせていただきますけれども、私はどちらかと言えば、どちらかと言えば若うございますから、定例会がただ単に今年度の市の施策だけではなく、5年後、10年後の市の活性化、また市の財政状況が健全化し、市民の皆さんが安心して幸せに、そして何よりも将来の夢を見られるような視点から質問をしたいと思います。

ではまず、市長の施政方針について質問いたします。施政方針を聞いていましたら、市民参加のまちづくり、行財政の効率化、連携交流の促進、生涯学習の推進、

産業の振興、都市基盤の整備、自然環境の健全と活用、生活環境の整備、健康医療と福祉の充実等、全般的に方針を述べられました。松本議員もおっしゃいましたが、全般的に方針を述べられましたけれども、私を感じましたのは、全般的で目玉がないかなとちょっと思いました。その中で質問ですけれども、財政の健全化についてどのようにお考えか、まず伺いをいたします。

あとは、質問席でよろしく願います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、財政の健全化についてということでございますが、ご存じのように国における三位一体の改革によりまして、国庫補助金、交付金の一般財源化に伴う税源委譲が100%達成されていないこと、また地方交付税が減少傾向にあることなどから、年々依存財源、自主財源が減少しております。このような中で、財政健全化をどのように図っていくかが緊急の課題であり、歳入に見合った歳出抑制が必要であります。本市におきましても、行財政改革により経常経費へのさらなる削減、バランスシートによる連結決算の分析により、財政健全化に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） ありがとうございます。歳出の件につきまして質問いたします。森隆博議員がちょっと振られましたけれども、我が菊池市と人口規模が同じ合志市と単純に比較をされました。職員数を比べてみますと、正職員で菊池市600人、合志市で341人、臨時職員数で菊池市273人、合志市で171人、課長数で菊池市99人、合志市で30人。それに菊池市の残業代が約1億円かかっていることを先日質問でおっしゃいました。私が思いますに、そしてまたその同じ人口規模の合志市とこの菊池市の人件費の差がなんと25億円もあるということをおっしゃいました。ただ単に25億円といたしても、10年経てば250億円でございます。これは、この菊池市の一般会計予算の1年分と一緒にございます。大変な金額だと私は思います。大変な金額だということを認識され、何のために合併をしたのか。それは、行政コストを削減し、財政を健全化するためのその第一が職員・議員を削減し、コストを下げるためだったはずであります。議員が59人いたのが今は半分の27人、もっと減らしてもいいのではないのでしょうか。そして、給料も菊池市の議員さんにおかれましては低く設定をされてあります。職員の方は合併当初何人だ

ったですかね、600人よりも多いことは確かですけども、何人減ったのでしょうか。給料はどうなったのでしょうか。議員のようには言いません。それは、いろんな土地条件とか、今までのこととかいろいろありましょう。ただし、同人口規模の市と比較しながら努力をし、もっともっと人件費の削減に取り組まねばならないと思いますが、市としての考えをお伺いいたします。

それから、施政方針には名言はありませんでしたけれども、これは二ノ文議員、また森議員が質問されて今日の新聞にも載っていました。入札制度の改革は必要だと思えますけれども、改革をされるということ、また後で質問いたしますけれども、一般競争入札の導入なくして行財政の改革はないと思いますが、市のお考えをお伺いいたしますということでございましたけれども、こちらの方は進んでいるようでございます。そういう観点からしまして、はじめの人件費の削減について市としてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 人件費の削減についてでございますけれども、ご存じのように平成18年度の採用試験は18人退職予定でございますけれども、0ということで、職員の削減につきましては、いわゆる採用の抑制、定年退職、勸奨退職によります退職者を採用によって抑制するという方法しか現在のところありません。そのような形で、平成18年度の採用については凍結したということでございまして、今後もそのような形で厳しい考え方を持っていかなければならないというふうに考えております。また給与等につきましても、給与改革の中で50歳以上につきましては給与がもう上がらないようなシステムになっておりまして、当然私たちも退職までは給与は上がらないというような状況でございまして、そのような形で給与についても給与改革の中で抑制されている、いわゆる削減されているというようなことでありますので、職員数、給与等におきましても、やはり人件費の抑制に今後も努めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 職員数の削減に関しましては、部長、職員数の削減に関しましては手ぬるいと非常に思います。企業では考えられない。600人もおるわけですから。私は、給料は下げるべきではないと。やはり一生懸命頑張ったら、当然の報いがあります。だから、職員は削減しても給料はそんなに下げるべきではない。頑張った分はもらって当然でございますから、一応あまり極端にはできないかもしれません

けれども、もっともっと思いついた削減をやるべきだと私は思います。

次に、財政改革といいますと、やたらとコスト削減、助成金・補助金カット、盛んに行われました。歳出を絞りに絞り、これは裏も返せば市民サービスをややもすれば落としてしまいます。将来に向けてコストを削減、削減、削減、削減と言って下げて、歳出を増やさなければゼロになるわけでございます。そういう意味を持ちまして、将来もコスト削減ばかりでは暗い話ばかりになってしまいます。削減に関しては一生懸命頑張っておられますし、成果も徐々に出てきておりますけれども、明るい話、例えば菊陽、特に大津町は優良企業が進出し、税収が50億円で自主財源が62億円と言っておられました。非常に財政が豊かであります。また1月20日だったですか、議員運営委員会の研修で長野県の方に行きました。訪問先が千曲市人口6万4,000人です。市税は70億円。我が菊池市は5万3,000人で46億円でございます。次に行った諏訪市、諏訪市は人口5万2,800人、ほとんど一緒です。税収が80億円、我が市のやがて倍です。いずれも企業が進出し、特に諏訪市などは精密機械の服部セイコーの工場があります。両市とも市民税等の自主財源が豊富でありまして、財政運営に余裕がありました。非常にうらやましく思っただけでございます。それもこれも、入りの部分、例えば企業進出が盛んであり、また人口増、住宅増による固定資産税、市民税、法人税、我が市よりも税収が多いということでもあります。そこで、経済が活性化し、市が活力に富み、自主財源が増えるような税収増につながるような努力が足りないのではないのでしょうか。財政健全化につながる税収アップ施策はどのようにお考えか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの件でございますが、職員数でございます。合併時は613名おりました。平成19年4月1日、今度の4月1日の予定でございますが、583名、30名の減ということで、これはあくまで採用を抑制し、退職者の不補充とした結果ということでございます。分析については、また後で質問等があると思いますので、その時点でお答えをしたいと思います。

それと、歳入確保といたしましては、自治体独自の財源確保が求められておりますが、市民に直接負担を掛ける税収増は避けるべきであります。むしろ企業誘致、人口増対策、おっしゃられたようなことございまして、産業並びに観光の振興など、間接的な取り組みによりまして所得増を図り、併せて地方税の増収へとつなげていきたいと考えております。特に業績好調で税収増加に貢献する企業があるかどうか自治体の財政状況に与える影響は大きく、造成済みの工業団地もございしますので、企業誘致につきましては税収増を図る上で最重要策と考えております。

また補助金等のカットということでございますけれども、それにつきましては行政評価の中で、真に必要な分については補助しますけれども、その中に精査しますといろんな補助金に馴染まないものがある、それを精査した上での削減ということでございますので、行政評価の上に立ったカットということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 立派な答えでございました。ただ真に市民が、例えば本田技研のような極端なことですけれども、本田技研のような会社があれば夢が持てるわけです。菊池では、いまいちそういった夢が持てるような企業、そしてまたそういった税収が取れるような環境にはございません。そういう点で、市長をはじめ執行部におかれましては、そういった施策をよろしく、よろしく願いたします。

次の質問に移らせていただきます。企業誘致について、質問に移らせていただきます。今、九州では、皆さんもご存じですが、福岡にトヨタ、日産、大分にダイハツ、隣の大津にホンダ、菊陽にソニー、富士フイルム、合志町に東京エレクトロンというような一流企業が進出をしております。我が菊池市も立地条件においては負けず劣らず、空港も近く、325の4車線があり、高速も近い、地下水は豊富であります。川辺は菊池市の宝なのであります。これはもう市を上げて誘致活動をしなればなりません。それも川辺は、私に言わせれば工場団地の最後の切り札と思っております。1,000人以上の一流企業を望みたいものであります。企業誘致は税金を落とすだけでなく、私たちの子ども、孫の就労の場にも直結します。若者の定住増、そしてまたそれが少子高齢化の歯止めになり、活力ある菊池市づくりにもなると思えます。先ほども言いましたとおり、長野の千曲市、諏訪市ともに東京名古屋から交通アクセスがよいから優良企業が立地したわけでございまして、条件整備が必要だと思えます。アクセス道路の整備、排水の整備、そして何よりも用地の準備が大変大事になると私は思います。中山議員の質問で、準備に2年ぐらいかかるというような答えが返ってきました。私が企業の立場で考えますならば、肝心の用地が確保できなければ、いつまでも立地建設ができないわけでございます。そして2年もかかるならば、来ません。同じ条件なら、確実な土地が確保してある団地を選びます。何も造成までは必要ないと思えます。用地の買収につきまして、市はどのようなお考えか、お伺いをいたします。

次に、市役所の企画部企業誘致係の方が主に一生懸命誘致活動をされているわけでございますけれども、市長としても5年先、10年先の菊池の活性化のためにも

優良企業の誘致は必要不可欠であります。市長自らトップセールスマンとして足を運び、誘致活動をする自覚はあられるのか、お聞きをいたします。

それから、質疑で森議員だったですか、非常勤職員報酬費の話がありましたけれども、私はちょっと観点を変えまして、企業誘致に関しましては、もちろん前川県議にも頑張っていたかなければなりませんし、県にも頑張ってもらわなければなりません。しかし、私は餅屋は餅屋で、その道のプロ、関東の有名大学を出てトップ企業に知り合いがたくさんいて、トップ企業に顔が売れて、また顔が利く人、松本議員が言うておられました、企業誘致のエキスパート的存在で、また非常勤で自由に飛び回り、一流企業を誘致できそうな人を公募してもいいんじゃないでしょうか。七城の林原、蘇崎の工場団地の残地、また泗水の田島工業団地の残地の企業誘致なくて川辺団地の用地買収はないといったようなことを言われました。それならなおさらでございます。そういうエキスパートがおられれば、そういった田島、七城の団地も早く片が付く。年俸3,000万円でも5,000円でもいい、私はです。また歩合でもいい。企業の大きさ、そして質に応じて、立地する企業ですね、企業の大きさ、その質に応じて出来高払いでですね、一流企業なら5,000万でも1億円でもいいわけです。何か大リーグの話をしているようですけれども、優良企業が来てくれれば安いもんです。そういったトップ企業に精通している人材を捜して契約し、出来高払い等でもやれば、より可能性も出てくるのではないのでしょうか。市長、このことに関してはどう思われますか。質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） おはようございます。

旭志川辺地域は、工業団地の有力な候補地の1つだと考えております。県におきましても工業適地として判断されている地域で、県が進める工業団地の候補地としてパンフレットにも掲載され、県内外企業に広く紹介されているところであり、市としましても地質調査や相続の支援を行っているところでございます。地権者の方々から工業団地造成に向けてまとまっておられることから、県に工業団地建設の要望を続けるとともに、企業から打診があったときは工場建設まで短期間に進むよう事前調整を進めてまいっていきたいと思っております。また、昨日中山議員のご質問で期間関係の質問がありました。農振の除外あるいは農地転用等の手続きに約1年ほどかかりますけれども、これにつきましては行政の事務としまして速やかに済むように進めていきたいと思っております。また本事業としましては県の事業として進められますけれども、市としましても最大限の努力をしていきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） トップセールスについてということでの質問であったかと思えます。昨今の自治体間におきます誘致の競争というのは、非常に厳しく熾烈になっております。この誘致競争に勝ち抜くために企業の誘致対象企業との直接的な対話をするといった観点から、また積極的に菊池市を売り込んでいく上におきましても、企業誘致におきますセールスというのは大変有効な手段の一つであり、またそれぞれ私たちトップグループが行動を起こすということは当然なことだと考えております。トップセールスを行うにあたりましては、本市の工業団地の交通アクセスのよさ、また独自の補助金がおかげをもちまして制度が設けられております。この優遇制度などといった立地メリットをアピールするとともに、企業からの要望に対しましてはご指摘のとおりスピード感を持って応える、そして何よりもいかに本市の熱意を相手の企業に伝えられるかが最重要な課題ではないかなと思っております。最重要だと思っております。いろいろな会議に私も出席させていただきますが、そういった企業の関係の皆様方との同席の場におきましては、挨拶や懇談の中におきまして、特に企業誘致を含めた本市のPRに努めているところであります。また県の商工観光労働部や東京事務所、またさらには大阪事務所なども訪問をいたしまして、本市への誘致や情報提供を特にお願いしているところでございます。さらに本市を進出立地候補地として問い合わせをいただきました企業につきましても、積極的に訪問をさせていただき、熱意と誠意を全面に打ち出しながら誘致活動を展開してまいりたいと思っております。

なお、川辺工業団地の条件整備につきましては、議員ご指摘がありましたけれども、蘇崎、林原、そして田島、昨日の中山議員の質問にもお答えいたしましたけれども、このいつでも企業が立地できる用地の取得を必要としない、そして排水問題もご指摘のとおりすべて整っている団地が今手持ちとしてあるということでありまして、そのこれまで投資された金額が約20億円ということでもありますので、この遊休の資産といいたいでしょうか、この立地条件を整えている工業団地につきまして、これをまず売っていかうということでもあります。しかしながら県の方が臨空工業団地として第2番目のところにこの益城から菊池川辺ということになっておりますので、こちらの方につきましてもいろいろとお話があります。こういったことを昨日のお答えで申し上げましたとおり、県と連携を深めながらこういった役目が私たちが果たしていくべきであるかということで、その用地の取得かれこれに対しますところの周辺的な条件整備というものも菊池市も深く関わりながら、水は大丈

夫であるかとか、排水は大丈夫であるかとか、地権者の整理はどうするのかといったことも積極的に行政としても、菊池市としても関わっているところでございます。

年俸制についてということでありますけれども、外部委託による年俸、そしてまたプラス成功報酬制度をもって企業誘致に役したらどうかといった話でありますけれども、これは果たしてその成功という事例がたくさんあるのかとって内部的な調査によりますと、まだ未だしの感があるということでございます。やはり行政が内部的なものをすべて知り尽くしているということと、地元の皆さん方とのこのかかわり合いとしては、当然地元行政が一番深いかかわり合いを持っております。企業側からいたしますれば、いろんなその手段方法をもってこの情報収集をしております、私たちが気づかない部分まで情報収集をされていると思っております。そこで、私たちの企業誘致につきましては、今申し上げましたようにそれぞれの上位機関の県等をお願いをします。また直接この関連する企業に対しましていろんなアピールをしていくということをやっております、また企業につきましては日本企業立地センター等について出向いていってお願いをすることということで、それぞれのルートを使いながらやっております、現況におきまして、この金融機関であるとか、あるいは証券会社とか、建設会社だとか、そういった民間の知恵や人脈、そういったもののネットワークを企業誘致施策に取り入れることは大変有効な手段であると思っております。現時点におきましては、議員お尋ねの成功報酬制度の導入については、現在考えてはおりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 蘇崎、田島があるからということでした。蘇崎、田島には一流企業は来ません。私が言っているのは一流企業でございます、1,000人以上の。やはり川辺でございます。それと、地域に働きかければ地域の企業は来ます。しかし、やはり一流企業をこちらに立地してもらうためには、来てもらうためには、やはり東京なり大阪、日本の中心にやはり通ずる人がいなければ、ちょっとなかなかそういった脈がないのではないかとも思います。その点もお考え下さい。

それから、トップセールスとしての誠意、熱意、この点に関して今からまた質問いたします。これはぜひ、市長大変ですけれども、これはぜひ市長にまた返答をいただきたいと思っておりますけれども、今はもうこの27人の議員さん、多分全員企業誘致に積極的に働きをされておられます。大賛成の方ばかりだと私は思います。将来の菊池のことを考え、企業の誘致は今の菊池市の最重要課題だと私は思っております。そこで福村市長、市長自ら、さっきも聞きましたけれども、市長自ら陣頭指揮

をし、そしてまた職員さんも、議員さんも、そしてここが大事ですけども市民の方も、市総意の下、企業誘致をやったらどうだろうかと私は思います。企業誘致宣言のまち菊池市というような大きな立て看板を国道沿いの菊池市の境界線に建てる。そして、もっともっと市長自ら、そして職員全員の皆さんに、そして議員全員で、市民全員で猛烈に企業に、そして多方面にアピールをする。そういうことを私願いますけれども、簡単でよろしいですから、市長、ご返答をお願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 企業誘致のまちとしての大きなアピールをするために看板の一つでもあげて、全職員、そして市民上げて頑張っていくと。そういった姿勢を示したらどうかということでもあります。今やってないわけではないんですけども、非常に財政というものから見た場合に、20億円というのは絶対に忘れられない金額でもありますし、今は2%にしましても年間4,000万円です。利息だけでも払っていかねばならない。また元金を戻すためにそれじゃどうするのか。売れなければできない。また売るためには、その当時の投資額を割り込んだ価格で処分をしなければならぬ部分があるということもあります。それで、今10haの団地である田島工業団地等と匹敵するような県内における既存の工業団地として造成が済み、いつでも立地できるような用地というのはここしかないということで聞いております。そこで、さっき申し上げますように、日本企業立地センターというのが全国の日本の企業の立地についての窓口になっているということもありまして、こちらの方にも申し入れをしておりますし、県を通じてまたさらに強く働きかけをしておるところであります。川辺につきましては、先にも申し上げますように、県の方の臨空工業団地の第2候補となっておりますけれども、既にご案内のとおり、益城の方が着工しておりますので、こちらの方が第1に格上げしたと断言していいのではないかと断言しております。県の方で取り組んでおられますけれども、決してこれを他山の石として見ているわけではないということをさっき申し上げました。看板を上げて看板倒れにならないように、しっかり看板を上げずとも心に看板を上げながら頑張っていけばいいんじゃないかと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 看板を出すぐらいの気合いがなければだめなわけです。看板を立てたと言いますけれども、選挙のときはですね、やっぱり看板は簡単に立てられんとですよ。相当な決意が要ります。私が思いますには、決意が足りない。熱意とか決意は、金は要らんわけです。そういうこともお考えになっていただきたいと思

います。

次に、入札制度について質問いたします。この点につきましては、今日熊日の新聞にも載っておりました。二ノ文議員、森議員が質問されました。私、感動をいたしました。昨年の12月に定例会でこの入札制度のことについて質問いたしました。そのときは、そんなにいい返事はいただけませんでしたけれども、社会情勢も大分かわり、また認識も大分変わったのかなと思いますけれども、本当にうれしい返事を聞いた次第でございます。また総務部長の答弁などもありましたので省略し、簡単に質問いたしますけれども、一般競争入札に関しましては、九州では佐賀県が4月から250万円以上に拡大し、宮崎県も同様の改革を表明しているとのこと。総務省も近く地方自治法施行令などを改正、市町村にも一般競争入札の採用を求めるとあります。財政が良好ならともかく、財政が悪い今日、そしてまた市庁舎建設も凍結を余儀なくされた今日、財政健全化には絶対必要だと思います。他市町村に先駆けて1日も早い一般競争入札の実施をお願いしたいと思いますけれども、時期がいつになるかはわかりませんか。ご質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 入札制度につきましては、先の二ノ文議員、森議員に対してご答弁申し上げたところでございますけれども、他自治体に先駆けてというようなことでございますが、昨日の答弁でも話しましたように、全県的に統一した取り組みをなされなければ効果が上がらないという意味合いを昨日もご答弁申し上げました。そういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。時期につきましては、答弁で申し上げましたように財政課長会議等に議題として提案しながら、足並みが揃う、できるだけ早く足並みが揃うような形で菊池市としては対応していきたいというふうに考えておりますが、時期については現在のところ明言できません。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 次は、県道の整備について質問いたします。県道辛川鹿本線の内島入口は、真っ直ぐな2車線から急なカーブの1車線となる、また見通しも悪く、事故が多発している地点でございます。その歩道もない道を内島区、小野崎区、松島区、大尺区の児童が朝夕登下校をする、非常に危険な道なのであります。交通事故も多発し危険なため、旧七城町のときに県道辛川鹿本線期成会ができて、安全のために改修が必要ということで用地交渉にまで進んでいましたけれども、その後

進捗状況はどのようになっているか、お聞きをいたします。

また先ほども言いましたけれども、長野県千曲市、諏訪市は、高速道路、新幹線、鉄道、国道と交通アクセスがよくて優良企業も進出しています。大津に菊陽も同様でございます。我が市は、空港は近所にありますけれども、鉄道はありません。道路が唯一の交通手段でございます。道路網の整備は必要不可欠なのであります。その道路なわけであります。菊池市の中心市街地、菊池温泉街の表玄関口の県道植木インター菊池線は、菊池溪谷、阿蘇やまなみハイウェイの行楽、旅行等、また菊池温泉への泊まりのバス、車等、九州一円から高速道路植木インター線であり、菊池市への玄関進入路として非常に大切なアクセス道路でございます。しかしこの路線の特に植木の植木温泉街の横の道もなかなか大型車両通行に支障をきたしますけれども、特に七城の間所地区は歩道もなく、大型バス、トラックの離合が困難であります。以前から幾度となく一般質問等がありましたが、なかなか実現せず、現在間所地区で植木インター菊池線改良期成会が立ち上げられ、区民の方はもとより、七城町民の最大の関心事であります。交通事故防止的にも、また表玄関口としての主要道路、アクセス道路としても早期に改修が必要でございます。市としての早期の対応はございませんか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 議員さんおっしゃいましたように、道路の整備は社会資本の根幹をなす重要な課題だと認識をいたしております。したがって、県道の改良、国道の改良におきましても、全力を挙げて今は取り組んでいるところでございます。ご質問いただきました3ヵ所につきまして、順次お答えをさせていただきます。

まず、辛川鹿本線につきましては、地元期成会のご協力をいただきながら工事の進捗を図っているところでございます。ご質問の内島地区につきましては、入口から50mの区間が非常に狭く、事故等も多発しているというふうに聞いております。また、周辺に集落も多うございまして、通学路にもなっておりまして非常に危険な箇所であるというふうに認識をいたしております。したがって、早急に改良を進めるべく用地交渉を進めております。地権者から一定の理解をいただいておりますが、辛川鹿本線のバイパス工事を計画いたしております、それとの兼ね合いの観点から同時に進められない状況がございますのでご理解いただきたいと思います。今後は辛川鹿本線のバイパス工事を含め、県と地元期成会の協力を仰ぎながら進め方を検討していきたいというふうに考えております。

2点目に、植木インター菊池線のまず植木温泉沿いの箇所でございますが、これ

につきましても七城町の市境界から国道3号線方向に400m区間の鹿本地域振興局管内の拡幅を計画しております。現在測量設計を完了し、用地取得を平成19年度に予定しております、用地取得後に工事に着手する計画となっております。また、菊池振興局管内においては、老朽化した野間橋というのがございますが、その橋の改修を計画いたしております。現在、調査設計を実施しております、平成19年度において事業説明を行い、地元同意が得られれば工事に着手する計画でございます。菊池振興局管内の植木インター菊池線につきましても、市といたしましても歩道の設置等の要望を毎年行っているところでございますが、現時点では拡幅の計画はなされておられません。今後も本市といたしましては、高速道路及び国道3号線等を結ぶ主要道路である植木インター菊池線の拡幅に県に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

3点目の同じく植木インター菊池線の間所区間の件でございますが、間所地区の事業採択に向けて現在取り組んでおりますが、これまでの状況につきましては昨年の6月に進捗を答弁いたしておりますので、その後の取り組みについてご報告させていただきます。18年8月、熊本県・市・間所・甲佐町交通安全対策協議会合同による本地区の交通安全総点検のための現地踏査を行いまして、交通危険箇所の把握及び交通安全対策の必要性を確認したところでございます。また平成18年12月には、地域住民を対象に新規事業採択に向けての意向調査を実施し、現在回収を終え分析を行っているところでございます。今後は意識調査を踏まえ、地元の合意形成を図るとともに、地域が一体となったまちづくり、家屋の移転、用地買収への協力要請など、事業化に対する地元の塾度を高めまして、県・市・地元期成会と十分連携を図りながら早期の事業採択に努力してまいりたいというふうに思っております。ただ住宅商店街の連担地区でございます。相当な家屋の移転というものが行われますし、それと裏に設置しておられます方々の協力もなければできないというような大きな問題を抱えておりますので、十分地元と協議を進めてまいりたいと思っております。今後もと議員の皆さん方のさらなるご支援・ご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 私たちは、合併しまして菊池市になりました。私たち七城の顔も、もう菊池市でございます。やはり、菊池市全体が活性しなければなりません。そんな中で、やはり菊池市への高速道路からのアクセス道路という意味からすれば、県道植木インター菊池線は本当に大事なアクセス道路だと思います。早期の改修をよろしく願いいたします。

また、県道辛川鹿本線ですけれども、これは児童の生命を守らなければなりません。先もおっしゃいましたけれども、約50mぐらいの区間であります。そしてまたその区間は、家も納屋もなく、山や畑でございます。交渉しやすい条件が揃っております。児童の通学が非常に危険があるがために、保護者の方々から悲痛な声が聞こえてまいります。重大事故があってからでは間に合いません。子どもは少子高齢化でもございますし、地域の宝、市の宝でございます。いつまでも危険にさらすわけにはいきません。どうか安心して通学ができますように早期改修をよろしくお願いいたします。

時間調整、若干まだありましたですね、すみません、緊急医療について質問いたします。急病で菊池で対応できないとき、また重大事故で熊本へ搬送せねばならないときなど、ほとんど熊本市の南側に病院がございます。日赤もしかりだし、済生会、中央病院、いろいろ等々、熊本の南側に大きな病院はございます。そちらに行きますには距離も遠うございますし、交通も渋滞して時間も多々掛かると思います。一刻一秒を争う事態もございます。少しでも近くに、1分でも早く着けるところ、そういった重傷者、重大患者を受け入れる緊急病院が少しでも近くにあったらと思うのは私だけではないと思います。阿蘇地域とか、私たち議員の研修に行きまして、市民病院なんかを持っているところは財政が大変でございます。そういう観点からいたしまして、阿蘇地域とか、山鹿市とか、大津、菊陽、合志等、広域地域で連携を取りながら、よろしければ熊本市内の北側に、またなるべく菊池寄りにそういった緊急病院が1つでもあったら、そういうのを市民の方皆望んでおられると思います。市としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 現在の熊本県の救急医療体制は、県下10地域の圏域ごとに設定されておりまして、菊池地域圏域は菊池郡市を対象にしております。体制は、初期、二次、三次の3段階となっております。初期救急医療は、地元医師会に委託した在宅当番医制運営事業による地域の当番医療機関での休日の昼間の医療でございます。次に、二次救急医療は、初期での対応困難な高度の救急医療を必要とする場合の病院群輪番制医療機関運営事業による対応でございまして、菊池郡市の関係市町で補助しております。現在は、川口病院、菊池中央病院、岸病院、菊池郡市医師会立病院、熊本リハビリテーション病院、国立再春荘病院の6医療機関を指定して、休日の昼間と夜間及び平日の夜間の医療を行っております。三次救急医療といえますのは、重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対応する場合でございます。救命救急センターです。県下では、熊本赤十字病院と熊本医療セ

ンターの2ヵ所で、24時間に対応しております。医療機関の分布につきましては、熊本医療センター、旧国立熊本病院でございますが、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センターなどの総合病院が熊本市南部に集中しておりまして、城北地域に少ない状況でございます。地域的な調整が必要と思われれます。特に小児や妊産婦、交通事故等の場合は病状が急変しやすいため、できるだけ近距離での施設整備が望まれますが、菊池市のみでの対処は困難でございますので、今後近隣地域と協議を図りながら県への要望を行いたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） よろしくお願ひします。

人口増について質問いたします。時間がなくなりましたので、早口で質問いたします。先ほども言いましたように、税収を増やし、財政の健全化を図るためにも、少子高齢化に歯止めを掛けるためにも、また建設業者、地場産業育成のためにも、また市の活性化を図るためにも、若者の定住増、人口増は必要であります。人口が減少している市町村ほど財政は厳しくなっております。住宅増、人口増を図るに、何と言っても市の考え、市の方針が人口増のために前向きな施策でなくてはなりません。坂本議員も言っておられましたが、大津のホンダが100人増、菊陽のソニーが3,800人、富士フィルムが200人。そしてまた、多分福村市長の頑張りで川辺の優良企業2,000人の企業が来ると思いますが、特にこういった企業が来る場合、住む場所があるわけです。そういった観点からしまして、特に花房地区等は熊本市内へも近く、大津、菊陽、そして今言った川辺工業団地に近く、道路アクセスもよい。上下水道など市が積極的に行えば、かなりの人口増になる得るくらいの可能性はあると思ひます。花房台地を中心に、また民間業者を中心に大規模住宅団地等をつくり、世の中棒ほど願って針ほど叶うといひます。極端ことを言ひますと、将来の菊池のためにも、活性化のためにも、10万人都市菊池を目指すくらいの覚悟をもって頑張っほしいと思ひますが、市長のお考えをお聞きいたしませぬ。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 本市の人口の動向を国勢調査で見ても、確かに平成12年をピークに減少に向かっています。時間がないので、要点だけ言ひます。ご質問の住宅増対策としての大規模住宅団地の整備につきましては、新市の総合計画にその構想、計画等には記載していません。また平成18年度に建設部住

宅課で策定中の住宅マスタープランにおいても、大規模住宅団地の計画は予定していませんけれども、民間活力を活用した住宅促進や企業社宅の誘致、あるいは団塊の世代をターゲットしたU、Iターンの促進などを掲げまして、定住促進を図ることなどを検討しております。今後、人口の増加策や若者の定住策、あるいは人口減少の歯止め策など、将来の展望を見据えるとともに、少子高齢化や核家族化の進展、住宅需要の動向、市の財政状況等を十分に考慮し、関係各課と協議しながら判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 時間もございませんけれども、いろんな無理をするような非常に執行部としては大変な答弁だったと思いますけれども、先ほども言いましたように棒ほど願って針ほど叶うといいますけれども、やはり大きく考えなければ少ないこともできないわけでございます。現実だけを追っていても菊池の夢は語れないと思いますので、執行部大変ではございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時02分

開議 午前11時11分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 皆さん、おはようございます。15番目でございますので、大分同僚議員の質問と重なる部分がございますけれども、お許しを願いたいというふうに思います。

行政改革といえば、民間委託、民営化、そして職員削減という図式が一般的でございます。本市でも経費削減の観点から、その計画が進められているようですが、私はその中で職員定数に関してお尋ねをいたします。

まず、菊池市の職員定数は条例により定めがあります。今までも多くの同僚議員がお尋ねになりましたが、これは自治体モデルや近隣市町と比較して多すぎるというふうに言われておりますけれども、実際はどうですか。比較の仕方等も含めて、職員数の現況についてお答え下さい。

また合併5年目となる平成22年4月には48名減の565名とする計画でござ

いますが、この程度の削減数で効率的な定数と言えますか、お尋ねして、最初の質問といたします。

以下は、質問席の方で質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、職員の定数について、少々長くなりますけれどもお許しをいただきたいと思えます。

近隣市町村との比較についてでございますが、各地方自治体はそれぞれ行政需要に沿った特殊性を持ち、その基準を人口だけで論ずることは大変難しい状況にあります。近隣市であり、人口規模の似通った合志市と職員1人当たりの人口平成17年度国勢調査を基に平成17年4月1日現在の職員数で比較しますと、合志市は県下で最も特に高く、職員1人当たり148.8名と県下の14市中第1位という順位になります。しかし職員1人当たりの面積で比較しますと、職員1人当たり0.15km²、県下14市中12位という低い位置にあると言えます。同様に、本市で比較しますと人口で職員1人当たり84.6名と県下14市中第8位と中位的な位置であり、ちなみに職員1人当たり100名を超える市は、合志市、宇土市、熊本市、八代市、玉名市の5市でございます。また面積を比較しますと、職員1人当たり0.45km²の本市においては、県下14市中4位と高い位置を占めております。

このように、適正な定員数を試算するには自治体の事業量や行政需要がどれだけあるのかということになりますけれども、その基準は人口だけではございません。産業構造や面積などを含めて総合的に検討する必要があると言えます。国は地方公共団体の定員適正化を進める中、昭和56年度に定員管理研究会を発足し、行政需要に対する職員数を統計的に分析し、地方公共団体の定員管理の目標として示した定員モデル開発・改定を続けてきました。この定員モデルは、住民基本台帳人口や産業別人口、総面積や市有林面積、農家数、市営保育所の園児数及び道路面積や公営住宅の戸数などの行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析するものであります。対象とする部署は、教育委員会、消防及び国民健康保険、介護保険などの特別会計や水道、下水道などの企業会計を除く、議会、総務、税務、福祉、経済、土木といった一般行政部門の職員数を比較できるように作成された算式のことでございます。定員モデルの分類上、本市と近隣市であります合志市は、人口10万人未満の都市として同じように試算されます。行政需要量を表す国勢調査や農林業センサスなどを用いた第8次定員モデルの基礎数値で、本市と合志市を比較しますと30項目中、都市部特有の第3次産業人口や人口集中地区人口、都市公園面積など5項目以外の25項目すべてにおいて合志市より

本市の方が多くの行政需要があると言えます。特に行政需要が多いものを具体的に申し上げますと、総面積が5.2倍、市有林面積が246倍、経営耕地面積3倍、農地転用面積2.2倍、道路面積が2.5倍であります。人口・世帯数で申し上げますと、住民基本台帳人口世帯数はほぼ同数でございますが、第一次産業人口で2.5倍、第二次産業人口で1.3倍、農林業センサス上の農家数で3.8倍、民生、衛生部門で試算基礎となります65歳以上の人口で1.4倍、生活保護受給世帯数で2.2倍の行政需要がある状況でございます。その他といたしましては、小売業商店数が1.9倍、公営住宅数が3.8倍であります。また、合志市が直営で運営していない公立保育園入所者数や公立老人ホーム入所者数で比較しましても、行政需要が多いことが言えると思います。このような行政需要量を基礎数値として試算した結果、第8次定員モデルの試算値と比較しますと、平成18年4月1日現在で、合志市は先ほど申しました、説明申し上げました定員モデル対象者実職員数で206名に対しまして、試算値は定員モデルの試算値は193名、実数の206名に対して193名となり、同じように菊池市を試算しますと定員モデル対象実数、職員数でございますが、396名に対しまして試算値、定員モデルの試算値は365名となります。このように、行政需要量の違いから、本市は定員モデル上では合志市の1.9倍の職員が必要であり、合志市よりも172名の職員が多く必要とされると言えます。また、議員御質問の効率的な定数ということですが、松本議員のご質問でも答弁申し上げましたが、適正な数値目標であると認識いたしております。しかし財政状況からも早急なる職員数の削減は必要であり、定員モデル上の試算値などから各部門の職員数の適正化に向け、随時職員が多いと思われる分野を洗い出し、その理由を詳細に分析し、必要とされる行政需要の動向を踏まえながら、住民サービスの低下につながらないような定員適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 丁寧にありがとうございました。合併してやがて丸二年となりますけれども、この間、職員の皆さんには環境も変わり、ストレスも大変多かったろうというふうに、まず最初に労いの意を表しまして質問を続けたいと思います。定数を削減しながら個人の能力アップを図るのは、どの組織も同じであると思います。本市では18年度に試験的な取り組みとして、管理職の人事評価を導入されたとあります。その内容、効果、今後の展開についてお尋ねいたします。

また、合併後、適材適所の職員人事や能力向上のための取り組みとしてどのようなことがなされたのか、お尋ねをいたします。例えば昇任試験、面接試験等はあつ

たのでしょうか、いかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 定員適正化を進める上での人事管理についてでございますけれども、職員数を削減するためには、議員ご指摘のとおり、抜本的な事務事業の見直しや組織の合理化、または限られた人的資源を有効活用するための適材適所の配置や職員の質の向上に努める必要がございます。そのためには、職員の置かれている状況や各部、各課、係の実態を把握する必要があると言えることから、本年度は全職員対象に自己申告書を実施し、また本庁及び総合支所の全部、全課を対象とした業務のヒアリングを実施したところでございます。業務ヒアリングや自己申告を実施することにより、職員の状況、業務量を把握しながら、適材適所の配置に努めているところでございます。

また、定員適正化による職員の削減を進めるためには、限られた職員数の中で事務量に見合った効果的な職員配置に努めるとともに、職員の意欲や能力を最大限に引き出し、職員の質の向上に努める必要があると認識いたしております。このためには、人材育成の観点に立った人事管理、能力、実績を重視した新しい人事評価システムの構築が求められています。本市でも、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向け、菊池市人事評価実施要領、これは試行版でございますけれども、これを作成いたしまして、議員仰せのおとり総務審議員以上の管理職を対象に、昨年11月に能力評価を主体とした評価方法による5段階評価を試行実施したところでございます。ご質問の試行による人事評価の効果につきましては、現在のところ分析までは至っておりませんで、今後は試験的に実施しましたこの評価内容を分析しながら、人事評価マニュアルや職員面談マニュアルを作成し、全職員を対象とした人材育成を目的とした人事評価制度の確立と本格実施に向けて、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

また、昇任試験の導入につきましては、現在進めております菊池市人材育成基本方針の作成に合わせて、研修制度を含めた具体的な人材育成の方策や導入時期を示した菊池市人材育成実施計画を作成し、計画的な導入を進めながら、今後とも積極的な人材育成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 最初の職員定数との関連もありますけれども、改革実施計画の課題

としまして、時間外手当の多さが上げられております。この原因についてお答えを
願いたいと思います。職員も多い、時間外も多いとなりますと少々心配でございま
すし、無駄ムラの解消が求められますが、いかがでございませうか。お尋ねをいたし
ます。

また、退職手当の上澄みをしながら、勧奨退職制度を導入されておりますけれど
も、これを活用されて、活用されました退職者数はどのくらいでございませうか、お
尋ねをします。他の自治体では、この優遇措置の拡大によりまして早期退職を図る
というようなこともあるわけでございますけれども、本市においては勧奨退職の推
進についてどう考えておられるのか、お尋ねをします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 時間外勤務手当につきましては、合併当初において諸事
務の統合調整等によりまして一時的に業務が増加しております。時間外勤務といた
しましては、税務課の現在行われております確定申告時期などの決まった期間に事
務が増大するもの、また特定の事業の立ち上げのための地元説明会などの開催に伴
うもの、また法律等の改正に伴います一時的に事務が増大するものなどが要因とし
てあります。様々でございませう。現在、業務の統合、見直し、また職員配置の適正
化を進めながら、時間外勤務手当の削減に取り組んでいるところでございませう。

時間外勤務手当の状況でございませうが、その年度によって実施が異なります選挙、
ちなみに平成19年度は県議会選挙、参議院選挙等が予定されておりますが、それ
らの選挙事務手当を除いた通常的时间外勤務手当を当初予算ベースで見ますと、平
成17年度が1億32万1,000円、平成18年度が8,614万7,000円、平
成19年度当初予算におきます時間外勤務手当が、先ほど申しました選挙事務手当
等を除いた分でございますが、7,357万2,000円と、年々減少はいたしてお
ります。今後も時間外手当の削減に向けて、業務の効率化、最適化を進めながら取
り組んでいかなければならないというふうを考えております。

定員の適正化につきましては、早急な達成を目指して現在職員採用の抑制、勧奨
退職制度の活用により取り組んでいるところでございませう。勧奨退職者の実績及び
予定につきましてはでございますが、平成17年度は18名中2名の方が勧奨退職で
退職されております。また平成18年度は18名中6名が勧奨退職者として予定さ
れております。勧奨退職制度の優遇措置の拡大による推進ということでございま
せうが、これにつきましては一時的な経費の増大になりましても、長期的にはメリッ
トは大きいものと考えておりますが、昨今の市民感情等を考慮しますと、国

に準じた制度の運用により行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 次に、入札についてお尋ねをしたいと思います。この分野につきましては質問が集中しまして、重複の部分があるかと思えますけれども、お断りしてお尋ねをします。大方の見方としましては、一般競争入札の導入が目指すべき方向であり、それにより落札率が下がり経費の節減が図られるというふうに言われております。私もこの考えに立ちお尋ねします。

まず、現在の条例のままで手を入れなくても一般競争入札ができますか、お尋ねします。また、1,000万円以上の入札情報は、広報紙で公開されていますけれども、事業名によりましては場所の特定が困難であるとか、落札率の追加記入もあればといった市民の声もございます。一工夫できませんか、お尋ねをいたします。

加えまして、1,000万円以上95件の平均落札率と落札残の予算の使い方、行方について、単独事業、補助事業についてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の条例等が現行のままでできるかということですが、公共工事の入札及び契約につきましては、地方自治法で一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの入札方法を規定しておりますが、実際の入札及び契約の方法につきましては、各自治体の会計規則を基に中央建設業審議会の決定事項や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を基に、各自治体で運用基準を例規で定め実施しております。一般競争入札の実施の場合も各自治体で運用基準を設けておりますが、本市でも平成18年11月1日付けで、菊池市条件付一般競争入札等事務取扱要領を設けておりますので、条件付一般競争入札を実施する場合は、この要領を基に実施することとなります。

次に、入札結果の公表等についてでございますが、現在行っております1,000万円以上の入札結果の公表事項についてですが、現在工事名、落札者名、予定価格、落札額、指名業者数及び発注課を掲載いたしております。落札率につきましては、落札額を予定価格で除してもらえればわかりますので、それをお願いしたいと思っておりますが、工事場所につきましては特定できるように工夫させていただきたいというふうに考えます。

落札率でございますが、次に平成18年度分の、19年の2月末までの落札率で

ございますけれども、入札全体の平均落札率が建設工事が平均94.7%、委託業務が平均が84.8%となっております。お尋ねの1,000万円以上の平均落札率でございますけれども、建設工事が94.4%、委託業務が88.3%となっております。

次に、工事に係る入札残の問題でございますけれども、事業によっては多少対応が異なりますけれども、原則市単独事業であれ、国・県の補助事業であれ、現在の厳しい財政状況を考え、基本的に残すことといたしております。しかしながら、どうしても工事の工程中の中で変更が必要な場合が生じますので、そのような場合は補助事業であれば国・県と協議を行い、また単独であれば必ず財政課の合議を取って入札残の執行を行うようにいたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 今まで同僚議員の答弁は、どちらかというと業界への配慮に重きを置いた感じがするわけでございます。ただいまも答弁ありましたように、建築で94%という落札率がありましたけれども、10ポイント下がりますれば2、3億円の節減を図れるというのに、今一步踏み出せない。今までの答弁によりましてその辺の事情もわからなくはないわけでございますけれども、既に期は熟しているというふうに思います。4月の市長会での提案は提案として、市内に限ってでも一般競争入札を導入すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。業者数の関係から、指名競争でも一般でも望む効果は薄いかもしれませんよという答弁も過日あったわけでありまして、まずは一つのステップとして、市内に限ってでも、条件付でも一般競争入札を導入すべしというふうに思いますけれども、いかがですか。お尋ねをします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 一般競争入札の導入につきましては、先の森議員の質問等でお答えしていますように、仰せのとおり県下の統一した方法を取ることが必要であるというふうに考えております。本市では現在各工事の発注にあたっては、1工事当たり土木工事で同じランク業者の半数程度を指名しております。また建築工事では同じランクの全部を指名し、またその他の業種ではほぼ全社を選定しておりますので、熊本市が導入予定の熊本市内業者だけに限定した条件付であれば、市といたしまして現在の指名競争入札とあまり変わらず、実質的な効果は薄いと考えます。そういうことから、一般競争入札の導入につきましては、まず県下全域の足並

みが揃うよう市長会を通じて働きかけ、しばらくはその成り行きを見守っていきたいと考えております。その上で県下全域での実施が進まないときは、他の方法等を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 市長の方にも入札に関してはお答えを何度かいただいているようにございますけれども、私もお尋ねをしたいと思っております。余所の事例で恐縮でございますけれども、1、2紹介しながらお考えをお聞きしたいと思っております。如何に安く買うかという発想が役所でない分、当たり前のことをやれば無駄は省ける、こういうことをおっしゃっておりますのは、今各方面の自治体から研修が多いと言われる兵庫県小野市の市長、蓬萊という人のお話でございます。人口5万数千人ということで、自治体の規模としましては本市と変わりはありません。それを取り巻く環境というのは多分に同じではないというふうに思いますが、そこでは、予定価格の事前公表を止めたり、指名競争入札の参加者数を拡大したりして、90%台の落札率を70%台へ下げ、交付税の減少を補ってあまりあるというふうにおっしゃっております。また、ご案内の元宮城県知事の浅野氏は、入札に関しまして、意識を変えろとか、まじめにやるとかといった心構えでは解決はできないと。工事を発注する側にルールが非常に大事であると、システムを変えようという強い決意がなければならぬというふうに述べておられます。この2つのことは、どこにでもすぐに当てはまるということではないかもしれませんが、トップの考えが入札に及ぼす影響の大きさを示しているというふうに思います。発注者側の代表として、入札に対する市長の考えをお聞きしたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 最近の入札制度についての市民の関心の高さは、ある意味、市といたしましても非常にうれしく思っております。今まで市民の皆様の間には公共工事の必要性は認めながら、結局は自分たちのために行われるものであり、必要以上の関与をする必要はない。また、してもどうしようもないといった認識があったのではないかと思います。こういった長年の認識が土壌となり、官製談合や入札を巡る違反行為が昨今の構造改革に伴う産業構造の変化の中で露呈してきたのではないかと考えております。何事につけ、相互に競争する構図は、社会全体にできつつあると思われまます。本市もこの流れに乗らなければならないと考えており

ますが、先ほども申しましたように、県下全域の足並みが揃うような形で努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 森議員の一般競争入札の導入についての考え方ということでございますが、熊本県が取り組んでスタートすると、また熊本市もスタートすることですが、やはり業者数をたくさん抱えているといいましょうか、森議員が今お座りになっているところに9名の、あるいは9社があると。8社があると。菊池市の場合には、Aクラスが大体そういった10社前後の数がAクラス、あるいはBクラスがまた同じように10社前後といったような形になっておりまして、指名をしているのは確か8社程度をやっております。ですから、8社が9社になってみたり、あるいは10社になってみたりということで、ランク別にAクラスの仕事を発注するときには一般競争入札を導入して条件付菊池市内のA社、B社ということにすれば、それは少なくとも今の指名入札とほとんど変わらないというのが先ほどの部長の説明であります。そこで、県という立場になれば全県的な中におきましては、A業者としても恐らく4、50社程度あるでしょう。Bクラスになればもっと数百社あるでしょう。そういったことになるために一般競争入札の導入というのが非常に効果的なものになってくるということが言えると思います。それで、熊本市は熊本市内の条件付きになってきている。そこで菊池市は菊池市内の条件付きといっても、指名入札と何ら変わらないと。それでは、それを広く県北、あるいは熊本県内とすれば、余所の自治体の中によります地元意識を持っておられる方々は菊池に入れて、菊池市の業者の方々は熊本市に入れないと、そういう不利益を被るために、これはぜひ熊本市を除く13市の中で話し合いをすべきじゃないかということをお私考えているところであります。その中で、県北と県南という地域ブロックというもあるのかもしれませんが。まさかこの天草の方から菊池市に、あるいは菊池市の人たちが遠く球磨の方に行って1,000万円以上の仕事をするということは果たしてあり得るかといったこともあると思いますが、具体的にはそういった論議をやはりやるべきではないのかなと、そういう思いを考えておるところでございます。指名競争入札の弊害というのは、やはりその辺におきまして十分自覚をいたしております。ただ地場業者の育成という一面も皆様方からのご指摘がっております。その辺の調整をしながら、市長会の方でまた解決策を考えていきたいと。もしその道が開けなければ、菊池市独自としてのまた考え方をしていかなければならないかなと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 続きまして、施政方針について、その中で特に新庁舎のことについてお尋ねをしたいと思えます。基金を積み立てて建設に備えるという新庁舎のことでございます。市政にとっては一大事業というふうに思われますのに、方針では軽く流されたという感じがいたします。継続的な事務方の検討や準備は必要と思えますけれどもいかがですか。また、当然そのための予算の計上もあるべきというふうに思いますが、どのようになっていますか。お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 施政方針に新庁舎建設に関する件があまり掲載されていないのご質問についてでございますけれども、一時凍結に至った経緯や今後の進め方については、先般の2月1日号の広報誌で説明しているとおりでございます。平成19年度につきましては、広報誌でも説明しましたとおり、庁舎建設基金を造成するとともに、県営花房中部2期地区畑総事業の採択申請事務を進め、創設換地による新庁舎関連用地の確保に努めたいと考えております。このようなことで、施政方針にはその旨を記載したところでございます。また、事務方の継続的な検討、準備が必要であり、その予算計上も必要というご質問についてでございますが、新庁舎建設の庁内検討組織であります新庁舎建設等検討委員会や市民代表からなる新庁舎建設等検討懇談会につきましては、継続しているところでありまして、新庁舎建設関連の協議及び何らかの問題等が発生した場合には、すぐに対応できるよう協議体制は確保しているところでございます。その関連予算につきましては、畑総事業等の関連事業の動向を見極める必要がありますので、当初予算では計上しておりません。状況により予算計上の必要性が発生したならば、議会にも協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森 清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 12月の議会でも申し上げましたけれども、合併前より4市町村はそれぞれ改革、改善の名の下に緊縮財政、減量経営に努められてきたものというふうに思います。ただその延長では、もはや身動きができんと、そういう将来を予測して、このたびの合併というふうになったものと思います。そして、この機会にあたり、大きな選択として新庁舎の移転・建築というふうなことを考えられたというふうに思っておりました。そうであればこそ、基本計画の中でも何度も新庁舎が出

てきます。行財政の効率化のためということ、あるいは交流拠点、行政拠点としての構想は、その計画のとおりというふうに捉えていいのでしょうか。広報等で市長の考えは広く市民の知るところでございますけれども、本会議でございますので、今一度市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 新市建設計画や菊池市総合計画におきましては、交流拠点、行政拠点を整備し、市民の利便性、行財政の効率化を推進するために新庁舎を建設すると掲載してあります。合併協議会におきましても、新庁舎を建設し総合支所方式を本庁方式に一元化するという事で、人員の削減、あるいは施設の統廃合による管理経費等の削減を図り、行財政の効率化を推進すると協議検討されてきたところでございます。しかしながら、合併後のより厳しい国の施策により、昨年11月にご説明しました財政試算のとおりとなったわけでございます。新庁舎を建設することで行財政の効率化等は図られると考えられますが、まずは新庁舎を建設し維持していただくだけの財政基盤を確立することが重要だと考えており、しばらくは市の財政状況を的確に見据え、歳出の見直しを図る機関が必要であると判断したことや、県営花房中部2期地区畑総事業のスケジュールの関係から、新庁舎建設計画の一時凍結となったわけでありまして。今後は、新たな歳入確保とより一層の歳出抑制に努め、財政基盤の充実強化を図りながら、新庁舎建設計画の早期凍結解除を目指し努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新庁舎建設につきまして、再度私の考えを説明してほしいというところでございますが、2月1日号の広報誌におきまして詳しくご説明をしておりますし、また地域審議会や各種の諸会合におきましても、これまでの経緯や今後の進め方について説明をさせていただいたところでございます。既に議員の皆様や市民の皆様方にもご理解をいただいているものだと、このように考えております。基本的に合併協議会の確認事項を進めている、また確認事項に基づいてこれを尊重するという事ですということを、お答えを何度も何度も繰り返しておりますが、この点についていささかも変わっておりません。

[登壇]

○（森 清孝君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

○
休憩 午前 11時50分

開議 午後 零時59分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 12番、隈部でございます。お昼のちょっと睡魔が襲われる時間ですけれども、気合いを入れて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、1番目に市長の施政方針について3項目。それから市の活性化、特にウォーキングトレイル事業について質問をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

新しい菊池市が誕生して2年を迎えます。施政方針にありましたように、これからは新市のまちづくりの正念場となってくると思っております。昨年6月、新市建設計画に基づいた総合計画を策定し、今後10年間のまちづくりの基本構想、前期5年間の基本計画が策定されました。その総合計画の9つの柱の1つであります市民参加のまちづくりについて、まず質問をしたいと思っております。総合計画のアンケート調査によりますと、市民参加のまちづくりについて、菊池市の取り組みについて満足、やや満足は18.3%、どちらとも言えないが58%、やや不満足、不満足が23.7%で、10人に3人の方は不満足という答えのようであります。市民参画の推進になりますと、市民の意見が反映されており、信頼できる市政だと思っておりますかという問いに対して、とても信頼できる、やや信頼できるが23.9%、どちらとも言えないで45.4%、あまり信頼できない、全く信頼できないが30.7%と3割強の市民が意見が反映されていない、信頼できないと答えられています。

次に、菊池市では男女の地域が平等になっていると感じますかという問いに対しては、平等になっていると感じる、とても感じる人が22.3%、あまり感じない、全く感じない方が41.3%、どちらとも言えない方が36.4%で、半数近くの市民の方が男女の地位が平等とは言えないというようなアンケート結果が出ております。先日2月18日、菊池市まちづくり生涯学習フェスティバルに参加いたしました。将来の菊池市を見据え、菊池地域の伝統と歴史を活かした様々な人と人との交流を目指した取り組みを見ることができました。その中で、坂本さんの発想で、山田さん方が実行委員会を立ち上げて取り組まれている菊池のあかり、万華灯の取り

組みの紹介があり、感心をいたしましたので紹介をいたします。夜遅く坂本さんは勤務地の熊本市内から帰る途中の花房の坂から菊池市の夜景に感動されて、ふるさと菊池の思い出にこれを子どもたちに伝えたい。この光の感動を子どもたちとともに分かち合いたいという温かい心がグループの皆さんに伝わり、山田さん方を中心に実行委員会が立ち上げられ、ボランティア50数名の方が中心メンバーとなって開催されて、今年で5回目だそうです。大変なご苦勞の中で、今年は歌舞伎のしばらくという題で、縦横100m3万本の地上絵でした。環境もよく、城山から見る万華灯は、素晴らしい感動でした。全く市民の方々の、市民の手による活動で、感激をいたしました。子どもさんからお年寄りまで、これこそが市民参加のまちづくりだと思いました。市民参加のまちづくりの中で、市民ボランティアによる企画編集の情報誌はどのように発行する考えであるか、まずお尋ねを申し上げます。

2番目に、連帯交流の促進の中で、グリーン・ツーリズムの推進について質問をしたいと思います。菊池東中学校の校舎を活用して整備されました菊池ふるさと水源交流館を菊池市のグリーン・ツーリズムの拠点施設として完備されました。菊池市各地域で芽生えつつあるグリーン・ツーリズム実施農家や各種団体とのネットワークをどのように構築し、農山村の地域の活性化に役立たせる考えであるか、2番目にお尋ねをしたいと思います。

3番目に、魅力ある農林業の振興につきまして、昨日は水上議員より品目横断的経営安定対策について質問がありましたが、もう1つの柱であります農地・水・環境保全向上対策事業について、いよいよ4月からスタートであります。12月の第4回定例会での報告では、菊池地域13集落、七城地域38集落、泗水地域26集落、旭志地域4集落の81集落が参加の意思を表示されると聞きましたが、新しい事業で短期間の説明、あるいは合意形成であったため、事務局はじめ集落の皆さん方も大変であったろうと思います。集落の共同活動実施には、リーダーの養成や地域の合意形成が必要であります。リーダーの養成、合意形成はできているか、3番目に質問します。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。残りについては、質問席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、施政方針の第1点目の市民参加のまちづくりについて、情報誌の発行はどのように今後する考えであるかということですが、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく

その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し、その実現にあたって、市民、企業、ボランティア、行政等がそれぞれの個性と特性を活かしたパートナーシップの下に連携・協力することが求められています。したがって、本市は男女共同参画に関する市民意識の普及啓発及び情報誌の編集に携わることにより市民の人材育成のため、市民ボランティアにより企画編集した男女共同参画情報誌「ともに」を発行しております。編集員は、広報やホームページで公募しました一般市民、女性3名、男性2名の計5名でございますけれども、年2回9月と3月に発行し、市内各世帯に配布しております。内容といたしましては、育児、介護の問題から仕事と家庭等の両立支援に取り組まれている市内の企業の紹介などでございます。今後も様々な啓発活動を行い、男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 芽生えつつあるグリーン・ツーリズム実施農家や各種団体とのネットワークをどのように構築するかですけれども、グリーン・ツーリズムの拠点施設でありますところのきくちふるさと水源交流館を中心に、農家や団体による定期的な会議の場を設け、全市的なグリーン・ツーリズム農家によるネットワークを構築するとともに、庁内関係各課で組織するグリーン・ツーリズム検討会議と問題意識の共有化を図りながら、情報の提供や既存事業による支援などを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 3点目の件につきましてお答えを申し上げます。

これまで各集落の代表者の方々を対象に事業の周知を行い、必要に応じて集落説明会を実施してまいりました。現在、79の組織が事業実施の見込みとなっております。内訳としましては、菊池が12、泗水が24、七城が36から39、これは集落以外に基盤整備事業の中の3地区が増えておりまして39、旭志が4と、79組織となっております。短期間の中での合意形成と組織設立及び活動計画策定と、各集落等におきましては大変であったことと思います。組織の設立とともに役員さん方が選任され、この事業の推進役として活動計画や活動実績及び会計処理などお世話をいただくこととなります。新たに導入された事業であるとともに、地域ぐるみで取り組む活動であるため、各役員の方々の推進リーダーとしての役割は大変重

要であると考えております。現在、本事業の詳細な要綱・要領等は示されていない状況ですが、今後各役員さん方を中心に事業の仕組みや具体的な進め方などの情報提供を行いながら、本事業の目的である地域ぐるみの活動より、将来にわたって農業・農村の基盤を支え環境の向上が図られるよう、県をはじめ関係機関と連携し支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

まず、市民参加のまちづくりについてでありますけれども、男女共同参画情報誌「ともに」を5名の市民ボランティアにより発行されているということですが、和やかな編集会議の様子が紙面から伺えます。菊池市では、男女共同参画推進条例が定められておりますが、弁護士1名、カウンセラー1名、計2名の専門員の先生がセクハラやDV等の相談を受けられております。これについて、これの成果についてお尋ねを申し上げたいと思います。

2点目にグリーン・ツーリズムの推進についてでありますけれども、グリーン・ツーリズムの推進については、なかなか農山村の地域の活性化までつながるのは難しいようですが、先日私は市民交流団の皆さん方とともに友好都市遠野のグリーン・ツーリズムを民宿をしながら体験をしてきました。あの北上山地の山の中で、いきいきと都市との交流が盛んで、定住している、しかも若者の定住が増えているのはどうしてだろうかという疑問を持ちながら訪れました。その結果感じましたことは、1つに住民の皆さんが日本のふるさとと遠野物語のふるさと、遠野を愛しておられる。そして、山、川、自然、遠野物語を大切に次の世代につなごうとしている。それにまた感動する人たちが訪れている。しかも、東京や横浜の方々を中心に全国から訪れているということでした。

2つ目に、グリーン・ツーリズム参加農家がそれぞれの特徴を持ち、自分の農家のありのままの姿を提供されておるといことです。風土、歴史、風物、食体験など、そこに住む人たちの日常の暮らしに触れることで感動を共有されている、それが生活の場である都会から生きがいの場として環境や安らぎを求めて移住へとつながっているような気がいたしました。すなわち、グリーン・ツーリズムからグリーンライフへ息の長い地域興しとして取り組む必要があると思われました。訪問した2つの農家を紹介しますと、ミルクいん江川さん宅におきましては、3世代同居で、おじいさんは山菜やキノコ取りの名人、息子さんは酪農、ご主人は狩猟やどぶろくつくりと、山菜料理、牛乳料理、熊の肉、シカの肉、キジのスープの料理とどぶろ

くをたくさんいただきました。年間1,000人の方が訪れ、宿泊者は500人ぐらいのことでした。もう1軒は、自然農園みやしろのぬかもりさん。この方は水稲2.2ha、リンゴ1ha、ブルーベリー70aを作付けされておりましたが、生産される農作物すべて、東京横浜の消費者に宅配されているということでした。特に米は10kg4,000円、送料1,000円で、10kg5,000円で完売ということでした。訪れる方々にブルーベリーを取って食べるブルーベリー園をつくっておられました。遠野のように農家民泊等の取り組みが菊池市でもできないか。まだまだグリーン・ツーリズムへの認識が低いような気がいたします。市民のグリーン・ツーリズムへの理解を深めるため、研修会や講演等を開催することも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

第3番目の農地・水・環境保全向上対策事業については、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地、農業用水等の保全向上を図る地域ぐるみの共同活動支援と農業者ぐるみでの環境保全に向けての営農活動支援、またこれらの活動の質をさらにステップアップさせるための先進的営農支援と複雑な事務の流れと会計検査の対象になるということで、大変だろうと思います。支援体制はできているか。また先進的営農については、行政、農業団体、指導機関との連携が必要と思われませんが、指導体制はできているか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の相談の成果についてでございますけれども、本市は菊池市男女共同参画推進条例を定めており、これに基づき男女共同参画専門委員を配置し、相談を実施しております。申し出の内容といたしましては、ドメスティック・バイオレンス、またセクシャルハラスメントの相談、また市が実施いたしております男女共同参画推進施策、また男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められます施策についての苦情でございます。相談は月に1回、弁護士1名、カウンセラー1名、計2名の専門員の、弁護士の先生とカウンセラーの先生が一月ごと、隔月で対応をいたしております。原則予約制でございまして、3時間で2名程度を受付しております。相談件数でございますけれども、平成17年度で12件、平成18年の2月現在で16件あっております。内容といたしましては、ドメスティック・バイオレンスの相談が多く、継続して相談される方もおられます。相談しますことによりまして、本来の自分を取り戻されている状況で、成果が出ているところでございます。これからも相談事業の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 2点目の農家民泊などの取り組みが本市でもできないか。

またグリーン・ツーリズムへの理解を深めるための研修会の開催をする考えはないかということですが、グリーン・ツーリズム活動の中で農家民泊は都市住民との交流の成果を高度に引き出す有効な手段であるとともに、新たな農山村ビジネスの創出としての大いに期待をしているところでございます。受入側の視点では、宿泊を受け入れる農家、特に女性の負担が大きくなるとか、接客の大変さなどから敬遠されることが多いのですが、都市住民の視点からは、大家族による生活や都市で希薄になった地域コミュニティに直接触れる機会ができるなど、大変魅力的なものであるようです。また、一般的な旅館などと違い、華やかな接客やごちそうなどには期待しておらず、普段の生活や食事、特に地元の方が食べられる郷土料理などを楽しみにしているようです。ただ、家庭へ他人が入るということによりますところのストレスなどもあり、受け入れ農家にも十分な知識と経験が必要となります。このため、きくちふるさと水源交流館が都市住民の宿泊を引き受け、農家の負担を軽減しながら、農業体験などにより受入農家の技術と経験を積み重ねていかなければならないと考えております。こうしたことから、グリーン・ツーリズムの研修の必要性は十分感じております。きくちふるさと水源交流館が行う事業の中で、市のグリーン・ツーリズム関係者に対しグリーン・ツーリズムに参加する都市住民の具体的なニーズについても今後研修を行ってまいりたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 3点目についてお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、新たに全国的に導入される事業であるとともに、内容についても地域ぐるみで農地、農業用水などの資源や農村環境を守り、質を高める共同活動や、加えて地域全体の農業者により環境負荷軽減に向けた取り組みを行うこと。その他、地域でまとまって化学肥料や化学合成農薬を5割以上を低減するなどの先進的な取り組みを行う営農活動に対して支援を行う仕組みとなっております。国費負担があることから、当然会計検査の対象になるため、適切な事務処理、実績管理及び会計処理が必要であります。全体的な指導体制につきましては、現在のところ具体的な体制の整備はできておりませんが、県においても振興局単位で、県・市町村・JA・土改連・土地改良区による地域連絡会議を設置する案があるようでございますので、この機関が各活動の指導、確認体制の役割を果たしていくものと考えております。事業の仕組みや進め方の他、営農活動支援に関しましては、技術的な指導も必要となってまい

りますので、関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。
以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる分野に関係をしております、総合的に施策を推進、啓蒙する必要があると思います。固定的な役割分担意識や社会習慣がまだ根強く残っております、性別による差別がない社会づくりや農村女性活動の支援、家族経営協定による女性の地位の確立を推進する必要があると思います。

2番目の農地・水・環境保全向上対策では、新しい事業で合意形成までの時間が短く、平成10年から23年までの5年間の事業ということで、地域の振興対策として強力に押し進めてほしいと思います。特に七城地域では、全集落がこの事業に参加されているようでございますので、支援体制をよろしくお願いを申し上げます。

グリーン・ツーリズムの推進につきましては、グリーン・ツーリズムをもっともっと理解するために、小国町のようなグリーン・ツーリズムフォーラムを開いてはいかかかと思えます。グリーン・ツーリズムに対する市長の思いをお聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） それでは、お答えいたします。

物の豊かさから心の豊かさへと価値観が移りつつある中で、健康志向や環境保全意識の高まりとともに、ゆとり、あるいはまたやすらぎのあるライフスタイルが求める、このようなものを求める都市住民がどんどんと増えているということであり、そういった中におきます余暇時間を利用して農山村の豊かな自然や美しい景観の中で、農作業体験や人々との交流に楽しみ、またゆっくりと時を過ごしたいという声が年々高まっていると、このように思っております。九州新幹線の開通や、また福岡・菊池間におきます高速バスの開通など、これは試行運転でありますけれども、都市と菊池市の距離も日々に近間っている、近づいていると、このように思っております。

こうした状況の中で菊池市におきましては、農村の豊かな自然、また美しい風景、ゆとりのある暮らし、生活、さらにはまた独特のおもてなしの心といった素晴らしい宝物があると、このように思っております。昨年12月にきくちふるさと水源交流館の落成祝賀会がございまして、隈部議員もお見えになっていたと思えますが、地元の手作りによりますところのおもてなしの、本当に各種多様な素晴らしい、珍

しい料理が工夫をされておりまして、地元産の食材をふんだんに使ってあったということもありまして、相まって訪れた方々が大変珍しいということで喜ばれておったことを思い出しておるところであります。改めて地域の持つ力、そして地域の持つ魅力を発見したという声が多く聞かれました。

こうした菊池市の素晴らしい宝物を活かしながら、都市などに住んでおられます住民との交流というものを深めるとともに、農村に住んでおります住民自らが交流活動を楽しみ、豊かで元気のある村づくりを基本としたグリーン・ツーリズムを進めたいと、このように考えております。本市のグリーン・ツーリズムにつきましては、これもご案内のとおり、国際的な展開を見せておりまして、先日は地元の女性グループ、水源交流館の女性部の、きらり水源村の女性部の方々でありますけれども、おばあちゃんの修学旅行として、高齢者は確か80歳代の方々でもあったと思いますけれども、約10名の方々が韓国のグリーン・ツーリズムの先進地であるというところで2ヵ所の村を尋ねられまして、宿泊体験をされまして、大変素晴らしい体験をすることができたということでご報告をいただきました。このことをまた参考にして、このきらり水源村の運営というものを頑張っていかなければということでございました。議員のご提案にありましたグリーン・ツーリズムフォーラムについてですが、平成19年度は1回目の質問でお答えをしました実践農家や各種団体とのネットワークによる連携体制の構築を第一義と考えておりまして、この連携関係を軌道に乗せた上でフォーラムの開催についても前向きに準備してまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） ありがとうございます。

次に、第2番目の新市の活性化の1つでありますウォーキングトレイル事業について、どのように活用するかお尋ねを申し上げたいと思います。いよいよ、七城にありますけれども、斜張橋が開通するようになりました。橋の名前がコスモス橋かと思いましたが、「コスモス」の「ス」が抜けておりました。どうしてかなと思いましたところ、コスモブリッジということで、これは宇宙の橋、未来への架け橋という意味だと思いますが、素晴らしい名前だと思っております。まず、この事業はですね、旧七城町が平成14年度から取り組んだ事業であり、6年間でようやく完成するわけであります。まず、ウォーキングトレイル事業は、今年度予算の中で4,700万円が計上されておりますけれども、これは橋田橋までで終わるのか、高田橋までの菊池川の回遊する道路の舗装はどうなっているのか、計画はあるのか。それから、歩道部と車道部が色分けをしてありますか。歩道部の橙色だったですかね、

これはウォーキングに優しい舗装かどうかを、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） ウォーキングトレイル事業は、平成19年度を最終年度として、橋田大橋までの約557mを整備する計画でございます。また、本年度施工しました箇所では歩道部分のカラー舗装でございますが、車道と同じアスファルトで施工いたしております。これは、菊池川の堤防敷地でありまして、河川の管理道路であるために、梅雨時期の出水時になれば国土交通省の河川パトロールが歩道の上を通行しなければなりません。そのような観点から、車が通行できる構造としてのアスファルトのカラー舗装でやっております。

また、ウォーキングトレイル事業といたしましては、橋田大橋までの整備となっております。橋田大橋から高田橋までの堤防道路整備につきましては、七城地区の事業の中で多くの要望をいただいておりますので、緊急性、必要性等を勘案しながら、年次計画により整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 次に、ウォーキングトレイル事業について、市はどのように市の活性化のために活用する考えであるか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） ウォーキングトレイル事業の目的は、田園文化の里、川とふれあう散歩道をキャッチフレーズといたしまして、市民の皆様には歩くことを通じて健康の保持や福祉活動を支援するとともに、ゆとりと潤いの実感できる質の高い歩行者空間を形成することを目的として整備を行っているものでございます。市では河川周辺環境美化整備を国土交通省から受託いたしまして、菊池川、迫間川、上内田川の堤防の除草などの美化作業や河川敷の花の植栽及び管理を実施しております。この整備された河川環境を通じて、市民の皆様をはじめ、多くの方々に歩きながら季節の花を楽しんでいただいているところでございます。また沿線に点在いたします温泉ドーム、リバーサイドパーク、菊池川河川公園、鴨川河畔公園、亀尾城跡公園、前川水源などを結ぶ観光ルートの拠点を活用しながら、ほたるフェスタ、コスモスマつりなどのイベントをホームページ等によりPRしていきながら、また多くの方々に迎え入れられるように関係各課と協調して活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） この事業は、総額5億4,500万円の事業費になるそうでございます。このコスモブリッジと菊池川の河川をもっと知っていただきたい。そして愛していただきたいと思います。

1つはですね、今答弁をいただきましたように、温泉ドーム、リバーサイドパーク、木の交流施設、いわゆるゆとりと潤いの実感できる歩行者空間として利用していただきたい。

2つ目はですね、菊池川、迫間川、内田川の合流地点の河川景観、またこれから見る鞍岳、八方ヶ岳、金峰山の景観、そして米をはじめメロンや花が生産されております加恵、本村の田園風景、これが安心安全、おいしい農畜産物の生産につながると思っております。

3つ目はですね、この菊池川の源は菊池水源でありまして、ちょうどこのコスモブリッジの橋の上で川が2つに分かれております。ちょうど橋の下が小さな島になっております。この橋から見ておりますと、人生の生き様のような気がいたします。1本の川が橋の下で2つに分かれて、下流で1つになる。これが美空ひばりが歌っております川の流れのような非常に魅力的な景観になるわけでありまして。その橋の上で、ああ、まあ菊池も1本の上流で川になったが、なかなかいろんな問題があつて、今は分かれて流れているけれども、やがて1本になるんだなとしみじみと感じたわけでございます。やっぱりこういう物語性をもってやっぱり観光というのはみんなを引きつけにゃいかんかと、遠野に行って初めて思ったわけでございます。

3つ目はですね、菊池の温泉ドームからこの堤防をいきますと、山鹿市の水辺プラザに続いております。そしてまた内田川を下りますと山鹿市に夢ホテル水辺の学習館という国土交通省がつくっております学習館につながるわけでありましてけれども、ここでは菊池川のいろんなことを見ることができます。菊池川の長さ71km、流域の面積が999km²、流域の人口が22万人、昔から多くのドラマが菊池川にはあります。菊池川流域の遺跡群あるいはこの川を通って七城の砂田米が高瀬から大阪の堂島に渡っていたといロマン、しかし幾たびかの洪水で荒れ狂ったときもありました。この夢いっぱいの未来の橋、コスモブリッジにしていっていただきたいと思います。いろいろの企画をしながらですね、物語をつくって活用してほしいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） それでは、通告に従いまして、平成19年度施政方針について質問させていただきます。何分質問事項が多いものですから、できるだけ簡潔に答弁をお願いいたします。

まず1番目、中心市街地活性化基本計画の策定について。コンパクトシティの理念に沿った区域設定と謳ってありますが、具体的に説明をお願いします。

2番目、行財政の効率化について。自治大学や市町村アカデミーなどをはじめ、各種研修の実施により職員の育成とありますが、平成19年度予算では前年同額であり、集中改革プランによる人員削減を実行するにあたり、より職員に能力向上が求められる中、合併前の菊池市よりもこの研修予算が低いのはなぜであるか、お答え下さい。

3番目、産業の振興について。特に国内観光についてお伺いいたします。国際観光については一定の戦略が伺えますが、国内観光の具体的に戦略をお聞かせ下さい。施政方針では、西南の役130年など、歴史を活用するとありますが、観光資源、設備等の予算も含めてご説明をお願いいたします。

4番目、自然環境の保全と活用について。平成19年度中に環境基本条例の制定とありますが、長い間の懸案事項であり、市民の期待も大きいところであります。

12月議会においても、山瀬議員、怒留湯議員より里山条例制定早期実現の要望がありましたが、豊かなる自然な菊池の地です。無限の可能性を秘める一方で、一部の悪質な業者等の侵入を未然に防ぐためにも、常に先手を打てる法整備が求められております。現状、上位法である国の整備法自体が遅れている現状ではありますが、制定までのスケジュール、また内容についてご説明をお願いいたします。

5番目、生活環境の整備について。特に小中学校児童生徒の登下校時の防犯についてですが、市PTA、市域の方々の組織などにおける巡回などにより、防犯抑制に大きな効果を見せているところではあります。私も子を持つ一人の親として感謝しているところではあります。私自身、夜間歩いてみますと、学校周辺にも係らず防犯灯設置がなされていないところもいくつか見られます。確かに防犯灯に関しては、設置費用は市の負担ですが、維持管理は各行政区においてが通例となっております。しかしPTAから直接各区へ依頼などは大変難しいものがあると思われ、何らかの形で行政が窓口になり、スムーズな形での意思疎通が図れないか考えていますがいかがでしょうか。また、防犯灯については、学校・保護者などと相談の上、1年から3年間ぐらいの集中期間を設け、防犯体制の強化を図ることができないでしょうか。

6番目、健康医療と福祉の充実について。1点目、高齢者福祉において、明るく活力ある超高齢社会の実現とありますが、どのような構想か、具体的にお答え下さい。

い。2点目、DV対策及び児童虐待についてです。DV防止法施行以来5年、菊池市もいち早い対応により早期発見、早期対応の体制は整っているように感じます。が、肝心の具体的な対応、例えば緊急のシェルターの住宅の確保など、当事者の安全確保の対応はまだまだではないかと考えますが、今後どのように対処していかれるかの計画を教えてください。3点目、学校教育における食育とは。菊池市における取り組みを説明して下さい。4点目、医療体制の強化・充実について。小児救急地域医師研修事業とありますが、その事業内容をお示し下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 1点目のコンパクトシティの理念ということでございます。

中心市街地は多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統が育んできた、いわばまちの顔とも言うべき地域であります。社会経済情勢の変化に伴いまして、中心市街地の空洞化現象は深刻な状況となってきております。さらに今後は急速に進む高齢化による交通弱者の増大、厳しい財政状況の中での医療・介護・福祉に係る経費の増大、都市整備費の削減などといった課題に直面していくものと考えられます。このようなことから、国におきましては中心市街地における都市機能の集積及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、賑わいのあるまちづくり、いわゆるコンパクトシティの形成を理念として掲げ、昨年中心市街地活性化法を中心にまちづくり三法の改正が行われたものであります。また、法改正に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定する上での区域設定につきましても、閣議決定された基本方針の中で具体的な面積などの基準ではなく、居住人口や都市機能が高密度で保持されており、各種取り組みを総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲と謳ってあるところでございます。

以上のようなことから、中心市街地活性化基本計画の策定にあたりましては、旧菊池市で策定されました基本計画の区域やまちづくり交付金事業など、関連事業の計画区域との整合性も図りながら、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、街中居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利便増進といった多様な事業を総合的かつ一体的に推進する必要があります。人口減少、少子高齢化社会に対応した誰もが暮らしやすい、歩いて暮らせ賑わいあふれるまちづくりが実現可能な区域設定を行いたいと考えているところでございます。

3点目の観光産業についてでございますけれども、観光施策につきましては、やさしい春の訪れとともに、花を愛でる人々や観光関係者から菊池公園の桜や菊池川

沿いの菜の花の見頃、あるいは菊池溪谷の情報などの問い合わせが今年は暖冬の影響もあり早くから続いているところです。本市には、自然の恵みの中でゆったりと過ごし、贅沢な時間を楽しんでいただける美しい場所がたくさんあります。この豊かな自然や菊池一族の歴史、良質の温泉などの観光資源を活かし、観光客を回遊させるストーリー性のある観光ルートの形成とおしどり夫婦の里きくちのイメージアップに努め、人に優しい観光地づくりを目指しているところでございます。そのような中、春から明るい話題として、福岡と山鹿・菊池線を結ぶ高速バスが4月1日から9月30日までの6ヵ月間の試験運行を許可申請中で、1日3往復、週末の金・土・日と祝日、ゴールデンウィークと夏休み期間中は毎日運行予定で準備が進められており、福岡からの集客に向けた新しいアクションに期待を寄せています。観光客誘致の取り組みの一つとして、昨年に続き夫から妻へ、妻から夫へ、第3回夫婦の手紙・絵手紙の作品募集、溪谷や市街地散策コースをカロリー計算した健康ダイエットマップほか、おもしろ発見わいふ町んなかマップなど、観光ボランティアガイドと併せて団塊の世代の受け入れにも喜んでいただけるよう新しい旅の形を推進しています。また、先月24日は、西郷隆盛の祖先の地と言われる七城町で西南の役130年菊池源吾を語るシンポジウムが開催され、県内外から歴史に関心のある約450名の入場者であふれ、賑わいを見せたところでございます。今後も菊池、山鹿、玉名、植木の観光協会、旅館組合で取り組む菊池川温泉郷づくり協議会などを通して歴史ロマンの旅など、相乗効果を生むような広域連携を高め、七城町西郷地区など、菊池ならではの魅力をPRしてまいります。また、県が西南の役のゆかりの各市町に設置して老朽化した看板等の改修も景観形成のためにも引き続き要望しているところでございます。またソフト面では、菊池市商工会が国土交通省の全国都市再生モデル調査、温泉再生プロジェクトの事業の中で取り組んでいます菊池大人の遠足マップとして、来遊客が散策するためのまちなか案内所として、行灯の設置のほか、菓子づくり体験や菊池地域に伝わる昔話を方言で伝える聴く知の話、温泉を利用した湯中運動、さらには蔵を利用した音楽会の開催など、楽しい会話ゾーンが生まれようとしています。このように、昔からある観光資源に息を吹き込み、観光に関わる関係者だけでなく幅広い連携を目指して、一朝一夕にできあがるものではありませんが、観光客をおもてなしの心で温かく迎え入れる取り組みを今後とも市商工会、観光協会、旅館協同組合を中心とした団体、市民が一体となって進めてまいりたいと考えております。

観光施設の整備のための予算ということでございましたけれども、委託料関係で3,374万3,000円を組んでおります。主な観光施設の管理の徹底を図るため、リバーサイドパークや有朋の里の公園、あるいは四季の里の管理等を適正に管理を

しながら、観光客または市民の皆さん方に利用していただけるように徹底した管理に努めるようそういった整備をしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方からは2点目の行財政の効率化、職員研修の実施についてということと、5点目の生活環境の整備、小中学校の登下校の防犯について、2点についてご答弁させていただきたいというふうに思います。

1点目でございますが、現在定員適正化計画や集中改革プランを策定し、簡素で効率的な行財政システムの構築と、その目標達成に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。限られた財源や人員の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくためには、最小の経費で最大の効果を上げるという観点から、職員の意識改革と資質の向上が必要と考えております。また、地方分権が進展していく今、菊池市独自の政策を展開し、新しいまちづくりを進めていく中で、今後ますます政策形成能力、業務管理能力を備えた職員や柔軟な発想と行動力を持ち、事業を企画し、それを実行できる職員が求められております。

以上のようなことから、効率的かつ質の高いサービスを行うためには、組織に必要な人材を育成することが不可欠であります。その1つとして、専門的知識の習得や職員の主体的な取り組みに対しての職場の研修の場として市町村アカデミー、日本経営協会、菊池広域連合、町村会主催等の研修や自治大学への派遣など、学習の機会の提供を行っており、限られた財源の中で効率的な研修を考慮しながら、職場内でも講師による階層別研修も実施しているものでございます。市町村アカデミーや自治大学への派遣研修につきましては、前年度の実績に基づき予算編成したものでございますが、今後とも事務事業、組織機構の見直しを行う中で、職員のやる気高め、優れた能力を活かすための職員研修を広く実施し、職員の資質向上に努め、市町村アカデミー研修や自治大学派遣等の研修について、職員の積極的な参加を促すとともに、参加しやすい職場環境づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、希望者が多数の場合においては、予算的には補正予算等に対応させていただくよう検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、小中学校の登下校の防犯についてでございますが、特に防犯灯の設置に関してということでございますが、ご承知のとおり、現在防犯灯設置につきましては、行政区からの申請により市が設置をし、電気料金、その他管理については行政区にお願いしているところでございます。PTAから直接各区への依頼は難しいと考えていらっしゃるようでございますけれども、地域内の通学路で必要であると判断さ

れたものについては、積極的に要望させていただきたいと思います。PTAも地域の一員でありますし、子どもは地域の宝でもあります。市の嘱託員であらせられる区長さんへ気兼ねなくご相談され、地域のコミュニティの一役を担っていただきたいというふうに考えております。市といたしましては、実状を熟知された地元の要望により設置すべきと考えておりますし、地元の意向を尊重し要望に応えていきたいと考えておりますが、行政区間の調整等が必要であれば、行政の立場で協力していきたいというふうに考えております。現在の防犯灯設置状況を見ますと、集中期間を設け整備を行うような計画は持っておりませんが、必要な状況が生じた場合には予算の範囲内で対処してまいりたいというふうに思います。その他、防犯パトロール隊の活動などによりまして、防犯に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 自然環境の保全と活用について、環境基本条例についてお答えいたします。環境基本条例の取り組みの状況につきましては、現在環境基本計画の策定作業と合わせて進めております。平成18年度には、既存資料の調査や市民、事業者、学生を対象にした意識調査を実施し、本市の現状及び課題、望ましい環境の姿などを把握するための基礎調査を実施しております。現在は、その基礎調査の取りまとめを行っている段階でございます。今後はこれらの基礎調査をもとに、また策定中の環境基本計画との整合性を図りながら、条例の制定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。この環境基本条例につきましては、各種事業の規制について規定するものではなく、本市の良好で快適な環境を確保し、次の世代に引き継いでいくために環境の保全及び創出に関する基本となる考え方、基本理念を示すものでございます。議会への提案の時期といたしましては、今後素案の作成、各検討委員会の開催、パブリックコメントを経て議会提案というスケジュールになりますが、その過程において必要な事項は随時議会全員協議会等で報告を行いながら、平成19年の12月の議会までには提案できるように考えております。なお、環境保全上の規制等に関する条例の制定につきましては、環境基本条例の制定と同時に提案できるように努めてまいります。

次に、健康医療と福祉の充実について、その中の超高齢社会とはということについてお答えいたします。超高齢社会の定義を申し上げますと、高齢化率が21%以上の社会と言われております。これは、国連の報告書などで使用されたのを一般的となっております。本市の高齢化率は平成19年2月末日現在で、既に26.2%と

なっております。まさに超高齢社会が到来していると言えます。

次に、平成19年度の施政方針に掲げております明るく活力ある超高齢社会という表現につきましては、平成17年6月に成立しました介護保険制度改革関連法によるものでございます。この改正により、国は制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化の3つを基本的視点としまして、介護保険法附則第2条に基づき制度全般について見直しを行いました。また今回の改正で、予防重視型システムへの転換を図るため、介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、要支援者を対象とした新予防給付を創設するとともに、要支援・要介護になる恐れの高い高齢者を対象とした介護予防サービスを提供するなどの地域支援事業を創設しております。さらに、「痴呆」という用語を「認知症」に変更するなど、高齢者の尊厳の保持を明記し、一人一人ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう体制整備を行うことになりました。このような中、平成17年度において、本市において老人保健福祉計画及び介護保険事業計画第3期でございますが、を策定した際にも、この改正の趣旨を踏まえ、明るく活力ある超高齢社会の実現を目指しますと記載し、今回の施政方針にも盛り込んだところでございます。これを受けて、本市が将来目指す姿として、1つ目に高齢者の尊厳を保持する。2つ目に、健康で活力ある高齢期を支援する、3つ目に安心感の高い在宅生活の継続を支援する。4つ目に、共に支え合うまちづくりを推進するといった4つの基本目標を定め、本市総合計画に掲げる市の将来像、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを実現するために、すべての高齢者が幸せを実感できる光あふれる健康のまちという姿を描き、老人保健福祉施策の充実に向け取り組んでいるところでございます。

次に、DV及び児童虐待についてお答えいたします。DV被害者が加害者の暴力から逃れ、安全な場所に避難し生活したいという相談に対する対応は、まず安全な場所に避難する、その後自立して生活するための住宅の確保というふうになります。安全な場所への避難におきましては、加害者からの度重なる暴力を受け、着の身着のまま極度の無気力状態にある被害者を一時的に保護する施設、一時保護所がございます。平成15年度に1ケース、平成18年度に1ケース保護いたしております。住宅の確保につきましては、加害者から遠く離れた地域での生活を望まれる場合がほとんどでございます。加害者から見つかる可能性のある地元での生活を希望される方は、現在までの相談の中ではいらっしゃいませんでした。そのようなことから、18歳未満の児童が一緒である場合は、母子生活支援施設の広域入所で対応し、平成13年度に1ケース、平成18年度に1ケース保護いたしております。県営住宅におきましては、DV被害者に対して倍率優遇措置や入居要件緩和措置な

どか取られており、相談者に対しても紹介はしておりますが、今のところは希望者はない状況でございます。DV相談は年々増加しております、相談の内容も多様化しておりますので、今後もより一層相談者の訴えに十分耳を傾け対応してまいりたいと思います。

次に、小児救急医療医師研修事業とはというお尋ねでございます。これは、休日の昼間の医療を担う在宅当番医制運営事業を実施している地域を対象にするものでございまして、菊池郡市医師会への委託事業として行います。内容は、地域の小児科医師、内科医師等を対象として行う小児救急医療及び児童虐待に関する研修の実施でございます、地域の小児救急医療の補強及び質の向上を図ることを目的としております。費用は80万5,000円を基準額として、国・県より3分の2が補助され、残りの3分の1を市町村が負担するものでございます。菊池郡市の医師を対象に実施いたしますので、市、町負担でやる3分の1の額26万9,000円を大津町、菊陽町、合志市、本市菊池市で負担いたします。この事業の効果的かつ円滑な推進が図られますように支援していきたいと考えておりますが、2年間でこの事業の目的が達成できるものではありませんので、事業の継続について関係市町、医師会との協議が必要というふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 学校における食育の取り組みについてのお尋ねでございますけれども、食育は従来の知育・徳育・体育の基礎となるものとして大変重要であると認識しております。現在、本市の小中学校におきましては、各学校に食育担当者を位置付けまして、職員に関する全体計画及び年間指導計画定め、給食指導や各教科、特別活動及び総合的な学習の時間などの中で担任を中心に、その他養護教諭、栄養士が子どもたちの指導にあたっています。また、平成19年度より菊池郡市に1人配置されます栄養教諭というものが本市に配置される予定でございます。指導について具体的に申しますと、栄養のバランスと健康についての指導を中心に、毎朝の朝食をきちんと取ること、さらに一人での食事であります孤食の解消など、家庭への啓発活動も学校だよりや研修会などで呼びかけを行っております。また学校給食にやおきまして、季節の食材を献立に取り入れたり、地元生産者との連携を図りながら、地産地消の推進も行っております。さらに各学校における学校田や学校農園などでの体験農業を通じての食の大切さを学ぶことも行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 22分にわたるご答弁、誠にありがとうございました。

1点目のコンパクトシティの理念については、おおよそ説明でわかりました。

2点目の研修については、自治大学や市町村アカデミーだけではなく、広域連合等を通じて少ない費用で最大の効果を出すためにやっていかれるということですが、講師を招いてやられるのは結構だとは思いますが、外に出て違う自治体の方と交流を重ねることによって、また意識の改革があるというところもありますので、できるだけ、ある意味では外に出してやっていただければというふうに個人的には思っております。

3点目の観光についてですが、たくさんありまして一通り説明はわかりました。中にストーリー性が必要ということを部長おっしゃいましたが、私もそのストーリー性は大変大事なことであると思います。しかしやっぱり私は国内外を問わずですね、大きなストーリーで挑んでいくべきではないかと考えます。先日行われた菊池源吾シンポジウムのことを多岐に渡って取り上げておられましたが、これはちょっと内容はですね、私昨日ちょっとほっと思いついた内容なんですけど、例えば菊池源吾こと西郷隆盛を取り上げるのであれば、西郷隆盛、度重なる藩内での不遇にも菊池一族を祖とする菊池精神の教えを尊び、菊池源吾と自ら名を名乗り、明治維新には官軍対象として江戸城無血開城など大きな働きを見せると。新政府成立後もその中心として尽力するが、武力を用いた征韓論に反対し、全権大使を立て兵を用いず、烏帽子ひたたりをきし、霊を厚く威儀を正して行うべしと権官大使派遣論を主張し、政府内にて孤立。いわゆる明治6年政変の後、野に下り後進の育成に力を注ぐ。明治10年新政府の専制政治と独立国日本の将来への危機感意識から意見申し入れのため上京中、熊本にて西南の役に至る。その後、西郷の思想に思いを同じくした一人の若者が熊本協力隊を率いて参戦、その若者の名は、宮崎八郎、宮崎4兄弟の長兄、若くして植木学校創立に尽力し、自由民権運動のリーダーとして、鹿児島私学と気脈を通じ、後に県と反目、補助を打ちきられ閉校。西郷とともに奮戦するもの、八代の地にて27歳生涯を閉じる。また西郷も城山にて倒れるが、その思想は宮崎兄弟へと受け継がれ、特に4男宮崎滔天は、西方列強によるアジア植民地支配の時代に全アジアの独立開放と自由平等のため、孫文らと交わり、私財をなげうち、その生涯を捧げた。時を経て130年、菊池源吾その地菊池市では、福村市長をはじめ先人の教えを尊び、アジアイズワンの発想の下、日本国に対し韓国人のノービザ運動を展開、その熱意について日本国としてノービザを認める。韓国よりその活動に感謝を込め、福村市長、そして市民に対し大統領より勲章が贈られた。市長曰く、この栄誉を菊池一族、西郷隆盛をはじめとする偉大なる先人と菊池市民に捧ぐと、このぐらい大きなテーマで臨んでいくのが本来の観光ではないかと私は

考えます。その流れでいけば、国内・国外を通じず相通ずるものがあります。西南の役は、別名私の記憶では私学の役とも呼ばれています。多くの私学兵が立ち上がり日本を変えろということ、この西南の役が行われたと言われています。私学発祥の地菊池であれば、そこら辺の結びつきも付くでしょうし、様々な観点から菊池地域として売り出すことも可能であると思います。そのぐらい大きなテーマを捧げてやっていただきたいんですが、先日、栃原議員からご質問がありました、平和塔の前の西南の役の看板ですね、いや、本当に見事なもんです。部長の答弁にも、県のモデルであるから引き続き要請をするということが言われましたが、施策に上げる以上は、その準備を終えて施策に載せるのが本来の順序であるとは私は考えます。誰が建てようが、それを用いてこの菊池の地を売るのであれば、例えば県が建てたものがあるかと、市がお金を出して先にやるべきことじゃないでしょうか。そのぐらいの意気込みがなければ、私は観光の発展はないと思っています。敬天愛人、天を敬し人を愛す、さすがの南洲翁もこれには泣いておられるかもしれません。しっかりとお願いをいたします。

4点目の自然保護の部分ですね、部長今回で、今議会でご退任ということで、合併直後から産廃等を抱え大変な中、いつもながら柳に風のごとく素晴らしい答弁で、本当にスムーズにここまで運んでいただいて誠にありがとうございます。その部長の意思を引き継ぐ方がどちらかは存じませんが、長年の懸案事項ですので、ひとつよろしくいち早い対応をお願いしたいと思います。

5番目の生活環境の整備についてですが、本当に部長おっしゃられるように、ある意味私はそれなりの効果は出ていると思うんです。ただ、先日も大津で婦女暴行がありまして、犯人が捕まえられました。犯人は捕まりましたが、その被害にあった方々の心の傷はそう簡単に癒えるものではないと思います。その意味を考えれば、できるだけ未然に防ぐための方策をこれからも考えていただきたいと思っていますので、まず未然に防ぐということを一番に考えていただきたいと思っています。

高齢者福祉においてということにつきまして、超高齢化社会ですね、超高齢社会の実現ということで、高齢化率30%も目の前です。それに耐えうるような計画実践をお願いをしたいと思います。

あとDVに関してなんですが、確かに部長が言われるのはよくわかるんです。ただ昨日もDV被害によって離婚訴訟を起こされて、その結果が出たんですが、その弁護士さんの事務所が襲われたということもあるわけですよ。どのようなケースがあるかわかりませんが、できるだけやっぱりその被害者の人権、そしてやっぱり体を守れるような何らかのシステムを早く立ち上げるべきだと思っていますので、その点に対しても引き続きお願いいたします。

医療体制の強化については、2年間で広域で取り組むということですが、できれば本当に国・県の補助がなくても単費でも挑むぐらいのおつもりで小児救急医療の前進に努めていただければと思いますので、この件も引き続きお願いをしたいと思っています。

食育に関してですね、教育長、ありがとうございました。本当に大切なテーマではあると思います。ただし私もですね、子を持つ一人の親として、給食室を2、3校なんですが見せていただきましたが、食育以前の問題があると思います。ご存じと思いますが。よくぞ、私も調理を実践する人間ですが、よくぞこの環境で食中毒を出さずに頑張っておられると。やっぱり、失礼ですがそのぐらいある意味では劣悪な環境にあるところもあります。食育を語るのであれば、環境整備することもお忘れなく対応をしていただければというふうに考えます。

いずれにいたしましても、昨年に引き続きまして9項目、10ページにも及ぶ施政方針がなされました。確かに総花的なものは必要だとは思いますが、ここにおられる議員さん、市民共に一番聞きたいことは、平成19年度菊池市長福村三男は、何を重要施策として行うか、そのことが一番お聞きになりたいのではないかと考えております。例えば高齢福祉を主とするのであれば、先日二ノ文議員から一般質問で旭志の老人センターの改修は先送りだと、これは合併による枠配分の中で今年度の取り組みは難しいというお答えがありました。私はそんなことはないと思うんですよ。現に昨年の6月議会で本田議員さんが枠配分を超えて菊池の工事が多いじゃないかということに関して、トータルで整えるからということでご答弁もなされております。そうであれば、老人福祉はいち早い問題である。だから提案をさせてくれと、その理由を説明して議会にお出しいただければ、私は大半の議員の方がトータル的な枠を守るということがお約束できるのであれば納得いただけるのではないかなと思います。また、先ほど話がありました補助金の一律カットにしても、施策ではあります。各団体からの提案権、提案活動だけは執行部として受けていただきたい。私は、あまり他の団体の補助金知らないんですが、観光業ですから、観光協会の補助金の例を取れば、実は20年前は1,000万円でした。今年度の予算が598万5,000円。4割カットなんです。10%、10%といいながら、トータルではもう4割に達しているんです。その中でですね、でもこの予算なんだけどころということがやりたい、各種団体やっぱりおありだと思えますよ。その提案を執行部で受けられる。そして話し合いをする。今年度できなくても、例えば来年度やるとか、そういうやりとりがある意味では本来の市民協働の精神にもつながると思いますので、私は補助金を元に戻せとこの場で言うつもりはありませんが、せめてその中で会話を続けて、キャッチボールをしながら何かをやりたいときに執行部

の共にその話し合いを続けて、年次そういう計画に載せていくという努力をしていただくことを望みます。いずれにしましても、市民に選ばれた市長さんであります。政策を提案する権利は、もちろん有しておられます。しかし、何よりも、それより市民にその施策を示す義務が市長におありだと思っておりますが、先ほど申し上げました平成19年度の菊池市長としての主要施策を、できればこの場でお教え下さい。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 平成19年度の施策につきましては、開会の冒頭におきまして、その政策を施政方針として発表させていただきました。今やはりこの地方自治体が置かれている現状というのは、何を言ってもこの財政ということで、この自治体の存続と、存亡というものにかかっていると思っております。そこで、本県におきましても、またそれぞれの合併した市におきましても、みんな同じ悩みを抱えております。その中で、財政が本当に健全で安定的に、継続的にいけるかというものが一番の課題だと思っております。そのために、いろいろと議員それぞれの皆さん方のご指摘もありましたように、どう歳入を図るか、税源の、財源の確保をするのかということでありまして、依存財源が多いということもご指摘がございました。65%近くの依存財源であるということで、その依存財源であっても、この依存財源の確保を国にお願いしていかなければならない。その依存財源が減少をされているということで、交付税等がどんどんと少なくなっているということでもございます。伴いまして、やはりこの自主財源の中として、それでは市民の皆さん方の負担を増やすか、これはできない話でありまして、いろんな意味で、やはりこの税収をなんとか図ることをすべきではないかということについて今後の努力目標としていかなければならないと思っております。また歳出につきましては、各種補助金につきまして、本当に無芸なことで一律カットといったことをやっておりますけれども、どこをどうそれじゃカットして、重く浅くカットしていくのかといったところについては、やはり平等にこれまで審査を経て長年の補助給付団体でありますから、その給付団体の内容ももちろん精査をしてありますけれども、ほぼ一律的なカットになっております。そこで、やはりこの数年前から比較すれば半分に減ったとか、3割がカットになったとかといったご指摘もあったと思っておりますけれども、これはやはりこの補助という性質からいたしまして、長期的にこの際限なく流していくこの補助の状況ではなくなっている社会環境であると。補助はあくまでも補助であって全体ではないということで、それぞれの各種団体におけます自立自公の精神を培っていくための一時的な補助であると。それが5年、10年、20年とずっと続いていくことが果たして補助給付になるのかといった思いもあります。しかし、現実

問題からすれば、それがなければ会の運営などなどができないといった組織団体がたくさんありますので、今後も引き続きその補助の内容を精査しながら続けていきたいとこのように思っております。この財源を確保する背景におきましては、それじゃ何をやるのかということでもありますけれども、やっぱりこれもご指摘ありましたように、企業の誘致、そして雇用の創出、そういうことによって所得の増大が求められ、その中からいわゆる市民税の納付が出てくるということになっております。その中から、今度は施策的なものになって、まず何をやるのかといわれることでもありますけれども、やっぱり市民の皆様方のいろんなアンケートの中にあるのは、やはりこの住みやすいまちづくりということの中にあるのは福祉だと思います。医療、介護、そういったものにつきまして、もっと優しく、そして市民の皆様方が安心して暮らせるような高齢社会、そして少子化社会の中で自立できるこの都市というものをつくっていくために、この福祉の面において常々皆様方からのご指摘でありますように、子どもたちに対して、あるいはお年寄りに対して優しい福祉社会をつくっていかねばならないと、これが一番大きな問題ではないのかなと。その他には、もちろん樋口議員ご指摘のとおり、観光立市と言われている菊池市でありますので、国内外に問わず、広くその皆様方が菊池市を尋ねていただきながら、そしておもてなしの心の中でリピーターとなっていただき、菊池市に経済価値を、付加価値を落としていただけると、経済的効果をもたらしていただけると、そういうことに視点を置きながら頑張っていきたいと思っております。その他にもいろいろな施策があるわけでもありますけれども、一端だけを申し述べさせていただきました。しっかり頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） ありがとうございます。まずは自治体の収入増を求めて、その先に福祉を先行してやるということであったと思います。市民に選ばれた市長として、その方針を貫いて頑張ってください。議員も全員微力ながら執行部とともにそういう市がつかれるように頑張っていきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時28分

開議 午後2時39分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○(木下雄二君) 皆さん、こんにちは。一般質問も私を含めてあと1人となりました。しばらくの間、ご清聴のほどをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、市道整備、都市計画道路隈府中央線、回遊道路整備の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。隈府中央線については、昨日の森議員の質問の答弁によりまして理解できましたので、結構でございます。

回遊道路整備は、平成15年度横町地区から事業がスタートし、当初は約100日間全線交通止めとしたために、地域住民はもとより、特に商売をされている方々には大変な迷惑をかけたことを思い出します。その後は工事方法も工夫され、事業計画も順調に進み、整備が進み、高齢者をはじめとする歩行者にとっては評判もよいようであります。また、この工事を受注された地場産業にとっても経済効果があったのではないのでしょうか。しかし市民の中には長期に渡る事業でもあることから、この工事はまだ続くのですかという問い合わせがよくあります。財政が厳しいときにどれだけの効果があるのかと厳しい口調で話される市民もおられるのが現実であります。この回遊道路整備事業は、住民の要望であることも含め、私たちは理解できておりますが、街中から少し離れた地域の市民からは、自分たちのところは全然整備をしてもらえないと不満の声も出ています。市長の施政方針でも、19年度も継続とのことでありますが、改めて回遊道路の整備の現状と今後の計画についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長(石原公久君) まちづくり総合支援事業は、隈府中心市街地の空洞化が深刻となっておりますことから、新たな賑わいの場の創出を図り、既存の観光・自然・歴史資源をネットワークすることで、まちの回遊性を高め、中心市街地の活性化を図る事業でございます。1期事業として、平成15年度から着手いたしまして、平成19年度を完了目標とし、回遊道路の整備、街路灯の設置、案内板の設置などを行っております。また隈府中央街路事業につきましては、平成15年度から平成24年度までの10ヵ年計画で計画いたしております。回遊道路の整備につきましては、当初13路線、4,252mを予定しておりましたが、新市建設計画の見直しに伴い、12路線、3,852mに計画を変更いたしまして、歩道の段差解消や舗装のグレードアップに合わせて、老朽化した道路側溝や上水道の改修も行っておりまし

て、今年度末で9路線、3,031mが完了し、その進捗率は78%となります。また、2期事業は隈府中央線街路事業が平成24年度までの事業計画となっており、街路事業と合わせて平成20年度から24年度までの5年間で計画をいたしております。2期事業の基本計画となる隈府中央地区都市再生整備計画を現在策定中でございまして、その内容は、観光拠点と生活拠点が一体となったまちづくりを目標として、隈府中央線街路事業や回遊道路の整備、街区公園、ポケットパーク等を整備する計画となっております。どうぞご理解いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、回遊道路整備事業については、今後も推進されるということであります。私としても、この事業の必要性はインフラ整備も含め十分認識はしておりますが、先ほども申し上げましたように、市民の方々からは平等性に欠けるとの意見も出ていますので、事業に対する啓発もよろしく願いしておきます。

次に、このような市民の声の観点からお尋ねですが、高野瀬地区の2カ所の道路整備について具体的に確認をしたいと思っております。1カ所は菊池神社の鳥居横、栄屋旅館の前から県道鯛生線の合流点までの市道椿山孔子堂線の整備であります。地域住民からも早くから要望が出されていたとのことですが、手つかずのまま状況をお示し下さい。

2カ所目は、市道巨高野瀬線の菊池高校裏の部分であります。段差があるために道路幅員が狭く、離合もできない状況であります。

以上、2カ所の市道整備について具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 旧菊池市におきましては、側溝整備及び強化舗装等の維持工事は、現在各区より150カ所以上の要望があっておりまして、緊急性等を考慮し、順次その整備を行ってきているところでございます。市道椿山孔子堂線につきましても通学路で、重要路線として位置付け、本年度、18年度におきまして転落防止用のガードパイプの設置を実施したところでございます。舗装の整備の今後の計画につきましても、段差もございまして、現地調査を行い、早期工事着手できるように努力してまいりたいというふうに思います。

また菊池高校裏の市道巨高野瀬線の道路整備につきましても、平成19年度に測量設計業務を行いまして、その成果を基礎として舗装及び側溝整備の工事を平成1

9年度及び20年度で実施する予定といたしております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。菊池高校裏の市道については、19年度より工事着工ということで安心をいたしました。地域住民の方も大変喜ばれると思います。市道椿山孔子堂線については、早期工事を目指していくとのことですが、回遊道路整備事業に比べても必要性、緊急性から見ても大変重要でありますので、早急に対応していただくことをお願いして、市道整備の質問を終わりたいと思います。

それでは、次にスポーツ施設の整備事業、菊池公園内にパークゴルフ場の建設の考えについて質問をさせていただきます。菊池公園については、現在弓道場も建設され、菊池公園整備事業の下に整備が進んでおりますが、今後菊池市はスポーツ施設の充実が特に必要不可欠であります。近隣の市と比べても広い敷地と素晴らしい環境が整っています。1つの例を挙げますと、テニスについては熊本市内の高校が今までは阿蘇で合宿をしておられました。交通の利便性とテニスコートの整備状況等により、現在は毎年菊池で合宿をいただいております。このように、今後は市としても時代に即したスポーツ施設の充実が望まれます。今回質問させていただきましたパークゴルフは、1983年北海道の幕別町で生まれたスポーツで、発祥の原点は自然に大切に楽しさを共有する高齢者の福祉スポーツであります。現在は愛好者の数は全国で100万人を超え、コースも1,000ヵ所以上あり、熊本県下でも急増しているとのことあります。菊池市としても今後増加が見込まれる高齢者に対する施設としてパークゴルフ場は必要だと思われ。市の愛好者の方々も平成15年11月に菊池パークゴルフ協会を結成され、会員相互の交流と親睦を図り、普及発展のために各種大会等に参加されております。しかし、現在は菊池市にパークゴルフ場の施設がないために、熊本市内、阿蘇等にわざわざ出掛けてプレーをされておられます。会員の方々からも、菊池市にパークゴルフ場があれば交流人口の増加によって経済波及効果も期待できるとのことあります。市としてもこれまで要望も出ておりましたので、十分必要性は認識されていると思われ。考えをお示し下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） パークゴルフの公認コースは、ホールが18以上で距離が700m以上1,000m未満と規定されております。18ホールを設置するには少

なくとも2ha程度の面積が必要になるかと思われませんが、大半のパークゴルフ場は36ホール以上を満たしておりまして、中には90ホールもある施設もあるようでございます。そこで、新たにパークゴルフ場を整備するには4ha以上の用地が必要なるかと思われまして、現在の菊池公園は、主に桜やツツジなどを観賞するエリアと総合グラウンド等のスポーツをするエリアから成り立ってやりまして、この面積の限られた菊池公園内にパークゴルフ場をつくることは物理的にも難しく、仮に造成工事を行う対応したとしましても、公園の高低差を考えると建設は無理だというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。菊池公園内は絶対無理ということで、はっきり答弁をいただきました。しかしながら、菊池の将来を考えるとですね、必要であれば、例えば総合体育館横の谷を埋め立てたり、また隣接の山を造成したりしてでもつくっていく必要はあると思います。今回、パークゴルフ場の建設について質問させていただいたのは、私も以前から必要性は認識していましたが、愛好者の方々からの要望が多く、改めて要望しなければいけないと思ったからであります。できれば菊池公園内にできないかと思いましたが、早急にはだめなようですので、今回、市の施設であります四季の里旭志の敷地内にパークゴルフ場の建設が施設の充実のためにも有効ではないかと思い、改めて提案も含め質問をさせていただきます。

四季の里旭志は、平成7年度よりスタートして運営されておりますが、現在は経営的にも大変厳しい状況が続いているようであります。このような観点からも、何らかの手立てをしないと厳しい状態は今後も続くと思われまして。今後も利用者が増加すると思われる高齢者のスポーツ、パークゴルフ場の建設が最も適した設備となるのではないのでしょうか。市長も施政方針の中でも明るく活力ある超高齢社会の実現を目指していくと述べておられますし、19年度からは団塊の世代が退職を迎えることから、自ずとパークゴルフの愛好者は急増すると思われまして。そこでお尋ねですが、四季の里の経営改善、設備充実のためにもパークゴルフ場の建設が有効だと思われまして、四季の里の社長、福村市長の考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 四季の里旭志にということでございますけれども、現在指

定管理者として株式会社四季の里旭志が管理をしておりまして、キャンプ場、温泉館、ふれあい動物広場などの管理運営をおこなっている状況でございます。仮にでも公認のパークゴルフ場を敷地内に建設するというようなことになれば、現有施設との管理上の問題等もあり、また当然株式会社四季の里旭志との協議が必要になってくるだろうと思います。また敷地内は林道新山線により分断をされております。敷地外も含めたところということになりますと、保安林指定でございますので、その解除等が必要になります。非常に厳しいものがあると思われる。このようなことから、現段階でパークゴルフ場建設をです、四季の里旭志の名前で計画することは考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 四季の里の方でパークゴルフ場の建設ができないかということでございますが、ただいま経済部長が答弁いたしましたとおり、四季の里旭志につきましては、株式会社の組織として運営が今日までなされております。社長は、私の方が社長ということになっておりますが、企業的な一つの考え方と、それから行政としての考え方と2面があると思っておりますが、行政としては、やはりこの会社の運営をやっております、四季の里の運営をやっております株式会社四季の里の会社の方で施設の整備拡張、そういったものを必要としているかどうかといったことがまずあるだろうと思います。これを社会的に考えた場合に、経営に付加価値がこのパークゴルフ場で果たしてつくのかどうかということがあります。特にこの今までの委託制度から指定管理という制度に移行しておりまして、現在会社がどうこのことについて必要性を見ているかということではありますが、事業のこの拡大といいたし、指定管理の管理業務の拡大によってパークゴルフ場の方によって経済効果がもたらされるかどうかといった、そういった判断によるものだと思います。市行政としては、この会社の意向というものをどう斟酌していくかということではありますが、ただいま木下議員ご指摘のとおり、非常に四季の里旭志というのは地理的なものもあろうかと思っておりますけれども、会社側の方といたしましては大変この経営環境が厳しいというご指摘のとおりでありまして、このことをまず改革をどうしていくのかといったのが今の喫緊の課題となっております。私も昨年末から今年にかけてまして、職員の朝礼にこれまで出たことありませんけど、数回に渡って出向いておりますし、また職員との懇談を何度もやってまいっておりますが、やる気をとにかく社員が起こさない限りには、企業というのは存立はできないと。それにまた新しい一つの荷物を背負って、そしてその荷物が、結果がどうなるかということがまだ

わからない状況にあるということもありまして、このパークゴルフ場については、これまで地元旧旭志村の議員の皆様方からも何かパークゴルフ場あたりはできないのかといったものが提案が何度かなされまして、現地を見てもらおうとか、そういったことにもなってはまいっております。しかし目の前にその平成17年度、それから18年度の決算が上がったわけでありましてけれども、非常に厳しい経営環境になってきたということもありまして、このパークゴルフ場問題につきましては、全体的な経営計画というものを今一度見直し、あるいは見通しを立てることによって、このことが返ってプラスになるのかどうなのかと、マイナスになるのか、プラスになるのかといった見極めもしなければならぬと思います。経営環境が厳しいからこそ、新しいひとつの誘客の原因となるような、そういった施設をつくるということも必要なのかもしれませんが、現段階においてはこれを言い切ることはできないという状況でございまして、一つの提案として受け止めさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） 大変歯切れの悪い答弁、ありがとうございました。私もですね、実際ホテル業におりましたので、観光業は非常に奥も深いし難しいことは十分わかっております。しかしながら、こういう状況だからこそ、やはりある程度のやっぱりきちんとした考えをもって取り組まないと何も解決はつかないと思います。経営の方法はですね、いろんな方法があると思います。私もちょっと体調を崩して、実際に調査まで行くことができなかつたんですけども、普通のゴルフ場のようにですね、会員権を発行するとか、そういうことによって、その会員権の会費を活用して造成工事をするとか、そういう方法もできないんじゃないかなというふうに考えも持っております。いずれにしても、そういう付帯設備をすることによって、何かの手立てをしないと、このままでは四季の里は大変な状況にどんどん陥っていくと思います。そら最終的には指定管理者としてのやっぱり管理もできないような状況になっていって、大変なお荷物になっていくのは見えてきていると思いますので。それと、愛好者の方々ですね、やっぱり要望を叶えていくこともやっぱり行政の役目だと思いますので、提案ということでございますけれども、調査をするぐらいのことはやっていただいて、採算性に合うのか、合わないとか、他の熊本市内にも久木野ですか、南阿蘇村ですか、3ヵ所ぐらいきちんとした施設ができておりますので、そういうことも調査をしていただいて検討していただくようにしっかりお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に鞠智城についてお尋ねをいたします。鞠智城については、これま

で何回も質問をしてまいりました。鞠智城は7世紀後半に大和朝廷が築いた山城であります。当時東アジアの政治的情勢は非常に緊張していました。日本は友好国であった百済を復興するために援軍を送りましたが、663年の白村江の戦いで唐と新羅の連合軍に敗北いたしました。このために事態は急変し、直接日本が戦いの舞台になる危険が生じました。そこで、九州には太宰府を守るために、大野城、基肆城、金田城がつくられました。鞠智城は、これらの城に食糧や武器、兵士などを補給する支援基地であり、これまで平成6年度の用地購入からはじまり、平成11年度の熊本未来国体へ向けて8角形鼓楼など、3棟の復元建物が建設されました。平成12年度からは林野庁補助事業で、武器庫が復元され、14年度までに温故創生館や長者山に展望広場が建設されました。このような施設の充実により、100万人近くの方々が訪れております。平成16年2月27日に国指定史跡寺になり、国内の古代山城では最も調査と整備が進んでいますが、今回内容をさらに充実させるために、国が設置する国営公園を目指すこととなり、特に菊池市においては堀切門が鞠智城の正門でありながら未整備となっておりましたので、大いに期待するところであります。県も菊池市、山鹿市、玉名市と合同で国営公園指定運動に取り組むことを決定し、県の期成会も発足して、今後は地元でのシンポジウムやイベントの開催を通じて機運を盛り上げ、国交省や県関係国会議員などに指定を働きかけていく考えであります。山鹿市でも3月1日には国営公園化を目指す市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会の発会式があり、約150人が出席し、今後県とも協力していくとのことであります。菊池市としても、先ほども触れましたが、鞠智城正門は堀切門であります。歴史的にも、本来であれば整備が終わっていただかなければならない部分であります。国営公園となれば、堀切門の整備はもちろん、観光ルートとしての道路等の整備もお願いしていただかなければなりません。先般、全員協議会で企画部長より鞠智城跡国営公園化期成会を3月22日に予定しているとのことでしたが、今後は市としても積極的に取り組む必要性は認識されていると思いますので、具体的に状況をお示し下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、村山 隆君。

[登壇]

○企画部長（村山 隆君） 鞠智城の国営公園化に向けた取り組みでございますけれども、議員おっしゃりましたように、県は先の2月24日に国営鞠智城歴史公園設置促進期成会の発会式を開催しました。メンバーにつきましては、会長を県知事としまして、県議会議員、本市を含む関係自治体の首長や議長、また商工会を中心とした経済団体、県の観光や文化団体などで構成されております。この期成会を中心に、国や関係機関への働きかけやシンポジウム、また講演会の開催やポスター・チラシ

の作成、ホームページによる配信などが取り組まれていきます。

次に、地元自治体でありますところの本市では、議員先ほどおっしゃいましたが、市の期成会を設置することとしております。構成メンバーにつきましては、市や市議会の行政関係、また文化財保護委員会等の文化・教育関係団体、商工会や観光協会、JA等の経済団体、区長会その他各種団体を予定しております。その発会式につきましては、来る3月22日に市文化会館におきまして、県や県議などの来賓をお招きして開催し、国営公園化に向け盛り上げてまいりたいと考えております。今後につきましては、県や山鹿市との期成会と歩調を合わせながら、県が行うシンポジウム、あるいは講演会などに積極的に参加し、県・地元自治体が一丸となって推進してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。3月22日に山鹿市と同じく本市としても期成会を設置するとのことでもあります。今後の活動をよろしく願いしておきます。旧菊池市時代からは、菊池市の取り組みは私の感じですがけれども、あまり熱意が感じられませんでしたので、今後は期待したいと思います。菊池市の堀切門は鞠智城の正門でございますので、その点を十分認識していただき、将来は佐賀の国営吉野ヶ里歴史公園のような整備が鞠智城跡もできることを期待し、私も努力していくことをお約束して、鞠智城跡についての質問を終わります。

それでは、次に市営牧場跡地についてお尋ねいたします。昨年12月の定例会において、水迫地区区長会をはじめ、水迫清流会より市営牧場跡地に建設計画の大規模養鶏場建設の即時中止の請願があり、経済常任委員会に付託され審査の結果、採択されました。この市営牧場跡地は、昭和63年4月に旧菊池市が福岡県大野城市の児島氏に菊池市市議会の議決により売却が行われたものであります。面積は約50ha、売却代金は1億2,500万円で契約され、特に用途指定、実施調査等、指定用途の変更と土地の譲渡等の禁止が明記されており、これらについては水迫地区区長会の承認が必要となっております。しかしながら、昨年の4月6日に地元水迫地区区長会に何の相談もなしに売買が行われ、契約が進んでおります。その後、その50haの敷地に14棟の鶏舎を建設し、最終的に常時50万羽を飼う計画で、認定申請が出され、菊池市が昨年8月に認定農業者として認定しています。地元としては建設用地が菊池川の支流である木護川の源流であることや、悪臭、鳥インフルエンザなども心配であり、近くに渓谷もあり、観光面でもマイナスであるので、昨年4月から反対運動を地域を上げて展開しています。2月4日には地元水迫里山

の家で大規模養鶏場建設即時中止を求める総決起集会が福村市長、菊池市区長会、中島会長、市議会議員の方々の参加の下に開かれ、養鶏場建設即時中止を求めていることが決議されました。その努力の結果、今回市営牧場跡地に計画しているコスモチキンという業者の親会社となるホワイトファームより、地元との協議ができていないのであれば資金等も含め協力関係は今後行わないとの情報が入ってきております。

そこでお尋ねですが、市として昨年8月に認定農業者として認定しているこの業者については、このような状況となり申請時の計画が実現できないのではないのでしょうか。市としてどのように今後指導されるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 認定農業者制度は、経営改善に取り組む意欲のある農業者が農業経営のスペシャリストを目指すための農業経営改善計画を策定し、市町村が認定するものです。経営改善計画の記載事項につきましては、農業経営の現状から、5年後を目標として経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善、所得の目標を達成するためとなるべき措置などの記載された計画書について、市及び農業委員会、県、JA菊池、熊本県酪農協同組合、熊本県畜産農業協同組合に属する代表者並びに有識者で構成する菊池市担い手育成総合支援協議会で審査をし、市が認定に至る流れとなっている現状にあります。現在、菊池市の認定農業者数は601軒でございます。法人、個人を含みます、がおられ、内訳としましては畜産農家312件、52%、耕種農家が289件、48%となっており、それぞれの農業形態において努力されております。今回の旧市営育成牧場跡地に計画をされている大型養鶏場建設計画に伴う事業主体の認定農業者への認定経緯においても、同協議会において認定審査会を実施し、環境問題等には特段配慮される旨を伝え、農業振興的立場からその申請のありました農業経営改善計画については、昨年8月に認定に至ったわけでございます。しかしながら環境問題に懸念される地元住民の皆さんを中心展開される大型養鶏場建設反対の総決起集会、あるいは議会への請願の提出採択等によりまして、建設計画が不透明な状況となっている状況であります。市としてましては、認定農業者の認定はゴールではなくスタートと位置付けておりますので、今後も経営改善計画の実現性について事業主体代表の方とも話し合いの場を持ち、確認しあいながら指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

- (木下雄二君) ありがとうございます。答弁によりますと、十分事業者、コスモチキンの建設計画が不透明な状況であるところは認識していただいているようであり、認定農業者制度は、計画の実現に向けた努力を怠っている場合は認定が取り消されることもあると示されております。今後は行政として業者が果たして認定農業者としての資格があるのかチェックしていただき、議会でも養鶏場建設反対の請願が採択されていることも踏まえ、指導をしていただきたいと思います。今回は、地元水迫地区区長会や水迫清流会がいち早く大規模養鶏場建設に反対する水迫地区住民の会を立ち上げて、反対看板の設置や、また総決起集会には市内全域に街宣車まで回して反対運動を行ったおかげで、菊池市区長会にも理解していただき、先ほども触れましたが反対集会には中島区長会会長にも激励をいただき、現在は反対署名活動も区長会で展開してもらっております。福村市長には、市営牧場跡地の大型養鶏場建設反対については、当初より十分理解して対応していただき感謝しておりますが、2月4日に行われた反対集会では、地元住民をはじめとする約400名の参加者の前で、皆さんと一緒に行動をすることを約束すると力強いご挨拶をいただきました。地元としても、今後も議会、行政と市長が申されましたように、反対運動をさらに推進し、行動をともに活動していかなければなりません。

そこで市長にお尋ねいたしますが、反対総決起集会のときと気持ちは変わっておられないと思いますが、改めて考えをお示しいただきたいと思います。

- 議長(北田 彰君) 市長、福村三男君。

[登壇]

- 市長(福村三男君) ただいまご紹介いただきましたが、先月ですか、2月4日水迫里山の家で大変寒風の吹きすさむ中でありましたけれども、ただいまご紹介の総決起集会にお招きをいただきまして、私の方にもスピーチの機会をいただきました。私は平成13年に旧菊池市長に就任をしましたが、そのときに産業廃棄物問題で大揺れに揺れておりました。特に水迫の皆様方、区長会をはじめとして、心を悩ませておられたわけですが、住民の方々と直ちに膝を交えて話し合いをさせていただきました。環境破壊の不安を抱えられておられます皆様方、産業廃棄物処分場の解決につきまして、私に強く迫っておられました。そして、私の提案につきまして前倒しでこれを止めることは業者と話し合う前から、いわば業者の気持ちになって考えた場合に、それだけの補償かれこれといったものが背景にあって話せば、条件を整えばできるんじゃないかということを申し上げました。その地元住民の皆さん方の中から、失礼な話だけでも市長は圧力に負けるんじゃないかと、そういったことを失礼だけど前置きして言われたことも記憶いたしております。私は、そ

のときに皆様方が変わらない限り、この解決に向けた情熱、あるいはまた信念というものをもって皆さん方がやっておられる限りにおいて、私の方から変わることは全くありませんということをお願いいたします。ありがたいことに、それ以来水迫の皆様方におかれましては、特に菊池市全体の区長会を含めながら大変なご理解をいただきまして、そのとき折りにおいて区長さんや担当の方が代わられたりはしましたが、いささかもこのお互いの信頼関係にひび割れることもなく、今日まできておまして、今産廃の解決に向かって進んでいるところであります。これまで頑張ってまいったわけではありますが、市営牧場跡地のこの大型養鶏場の設置につきましては、そのときの言葉と変わりはないかということでもありますけれども、今申し上げますように、ずっとこの環境問題についてやってきた私の考え方と行動について、皆様方からお尋ねいただくまでもなく、私のひとつの皆さん方への思い、そして地域への思い、環境への思い、それはいささかも変わることなく今後も貫いていきたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） 大変ありがとうございました。今申されましたように、いささかも変わりはないということでございますので、今後ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 次に、外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 通告しておきました4項目につきまして、まず初めの少子化対策について質問いたします。少子化対策についてであります。厚生労働省は、少子化対策の一環として、1月28日、胎児や健康常態を診断する妊婦健診について全額を国の負担で賄う無料健診回数を現在の原則2回から5回以上に拡大することに決めました。3月末までに各市町村に通知し、平成19年度中の実施を目指すとなっております。今回の見直しは、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招く一因になっているとの判断からであります。現行では原則2回分だけ国が費用を負担し、総額は18年度で約130億円、無料健診費は地方財政措置として国から地方交付税で市町村に配分されておりました。児童虐待対策などとともに、少子化対策事業費に組み込まれております。19年度予算では、市町村の少子化対策事業費への地方交付税を拡充し、自治体がこの範囲内で地域の実情に合わせ無料健診の回数を上乘せできるようにするとあります。この事業への地方交付税は18年度予算の2倍、約700億円であります。妊婦健診では、胎児の超音波検査や妊婦の内診、血液検査等を定期的に行うものであります。受診回数は約14回程度と考えられておりま

す。費用は1回約5,000円ぐらいで、血液検査を伴うと1万から1万5,000円かかり、厚生労働省によりますと無料となる2回分を除いても自己負担は平均約12万円かかるそうであります。若い夫婦世帯の負担は大きく、無料健診が5回以上に増えれば自己負担が10万円以下に押さえられるとして、厚生労働省は健康で安全なお産をするためには5回以上の健診が必要としており、最低5回分を無料とする。これを自治体に今通知し、ご承知のとおりだと思います。健診5回無料を全国基準とする方針であり、国の19年度予算にも盛り込まれた施策であり、私はこの施策が4月より実施されるか、お聞かせ願いたいと思います。

同じく少子対策であります。乳幼児医療費についてであります。この問題は私は何回も、去年は2回、その前から問題を提起しておりましたが、4月より小学3年生まで医療費無料が条例として提案されております。小さな子どもを持つ若い夫婦にとりましては、大変喜ばしいことでもあります。生み育てやすい環境を整えるのが市長をはじめ、行政の皆さんと私たち議会であります。出生率も1.25から、この間の発表では1.30と厚生労働省は言っておりますが、今国を上げて、また地方自治体の取り組みが少しは功を奏してきたのかと思いたいところであります。ただ一時的なものであり、少子化を抜け出すのは並大抵ではないと私は思います。しかし、一つ一つの政策の積み重ねが必要であります。去年の私の質問の中で、小学校3年生まで上げた場合、3歳を追加した場合いくらかかるんですかと申しました。そのときに部長の答弁は、約1,700万円ぐらいだろうということでありました。しかし今回は2,000万円が上程されております。今回の小3までの無料化は少子化対策の序の口であり、私は義務教育課程は当然無料にすべきだと思います。また近い将来、必ずこのことは実現するだろうと思っております。そうしなければ、今の少子化の中で国の人口は100年後には半分になる、そのようにも入れておりませんし、私はこの問題は早急に取り組むべきだと思います。また一昨日の栃原議員の質問の中で、教育長は児童生徒が3年で500人以上減少するということを申されました。それほど今は少子化で子どもが減っております。そうなれば、この問題は私は他市に先駆けてでもやらなきゃならないんじゃないかと思いますが、ここで1つ問題を提起しますが、小3までの無料化をひとつの段階として、小6まで、また中3までにした場合、3歳を単位とした場合いくらぐらいかかると思われるのか。小3までした場合、3歳未満児から小学校入学まで、その段階的に追ってききましたが、入学前までから3年までは1,700万円と言われました。しかし子どもは一つ一つ年を重ねるにつれ抵抗力が付きます。この1,700万円がまだまだ私は減るんじゃないかと思います。小6になった場合1,700万円が1,500万円になるか、また中3になった場合1,000万円になるか、そのことははっきりわかりません

が、そのようなじゃないかと思えます。また1,700万円にしましても3年で500人以上の子どもが減っていくならば、まだまだ予算としては減るんじゃないか、そのように思いますが、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 妊婦健康診査費用の助成につきましては、平成18年第2回の定例会の一般質問でご説明しておりますとおり、1回の妊婦につき妊娠前期1回6,500円、後期1回6,110円、精密検査1回分の費用を補助しております。さらに出産予定日に満35歳以上の妊婦には超音波検査費用5,500円を補助しております。この補助制度は平成9年度の母子保健法改正により実施主体が熊本県から市町村に移管されたもので、権限委譲に伴い3分の2の県補助金も廃止され、交付税による財政措置に切り替わっております。今般おっしゃいましたように、厚生労働省は少子化対策の総合的な推進を図るために、平成19年度より妊婦健康診査も含めた地域の子育て支援対策のために地方財政措置を拡充しました。その対策の1つとして、健康な妊娠、出産を迎える上で最低5回を基準として公費負担の拡大が望ましいとしております。熊本県下の状況でございますが、近隣市町を含めほとんどの自治体が平成19年度は現行どおりに実施しまして、平成20年度は検討するとしておりますので、本市におきましても負担回数等を含めて県下14市の状況を踏まえ、財政との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

乳幼児医療無料化関係でございますが、昨年9月議会でのご質問に、今後国や県並びに周辺市町村の動向と財政状況を見極めながら総合的に検討してまいりたいとお答えしております。今般対象年齢を小学3年生まで拡充することを本議会へ上程しているところでございます。そのような中で、将来はどのように考えているかということでございますが、現状では本議会でのご承認をいただいた上で、事業の円滑な推進を図るとともに、医療費の動向や少子化対策への効果、成果を検証してまいりたいというふうに考えております。

次に、医療費の中学校3年生まで拡充した場合の試算についてのご質問ですけれども、あくまでも現状の数値を基準にしますと、小学6年生まで引き上げた場合は、対象者数1,600人、年間約2,200万円、中学3年生まで引き上げた場合は1,700人、2,300万円の合計4,500万円の新たな負担が推計されております。データにも見られますように、年齢が高くなるにつれ、児童生徒の体力は増し、病気にかかりにくくなるのが現実です。従来の年齢別助成額を平成17年度給付実績で見ますと、0歳から3歳までが高く、特に1歳児が年間約1,900万円、これをピークに下がり、6歳児で約640万円と4割まで落ちております。ただし医療費

はインフルエンザの流行や医療技術の進歩による高額化など、不特定要素で大きく変動しますので、一概に実績のみでの予測は難しいものがあります。したがって、今回の試算は現実的な6歳児の1人当たりの支給額を基準に試算しております。学年を重ねることによる減少は加味しておらず、今議会にお願いしている小学校3年生までの実績を検証する必要があります。財源として、県補助金の率は3歳未満2分の1で、現状では補助基準や年齢等の引き上げの動きはなく、残りは全額一般財源での対応ということになります。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 再質問いたします。

妊婦無料健診を新年度5回以上無料と厚生労働省が発表したときに、若い夫婦たちは大変感激しました。しかし今のお話を聞きますと、まだまだ県とお話をしながら、各市町村と話ながらということではありますが、私は国が今年度の予算の中に入れているとなれば、当然もうそのまま前倒してもやってもいいじゃないかと思いません。私がこの妊婦無料健診は昨年提案したときは、昨年まで私は妊婦健診というのは健康診断で適用されていると思っておったんです。しかし、男というのはやっぱり勝手なものです。女の方が妊娠したときに費用がいくらかかるのか、その苦しみなんか全然わかりません。私たちは、それは当然健康保険でできるんじゃないかというような簡単な気持ちだったんです。しかし、その人の訴えの中で、私たち若い夫婦が給料が安い中で、この妊婦健診は今2回しかできませんよと。あとはどうかありませんかという相談だったんです。考えてみますと、本当にその人の話がよくわかりました。10ヵ月間、その苦しみながら、そして次の時代の子どもたちを育てる、私は子どもは生まれてから私たち社会が面倒見ればいいんじゃないかというような考えだったんです。本当にそのときしっかり反省しました。生まれるまでがいかに大事か。そういうような妊婦のためにやってほしいということだったんです。そのようなことで、昨年も他の自治体を調べました。そのときもいろいろ言いましたが、また変わった角度から。秋田県ではですね、県内の自治体、今まで平均14回の8.16回をやっております。各県内の市町村すべてを平均した場合。香川県では4.11回です。富山県が4回。これは、国の助成は全国共通で2回だったんです。それを上回って実施している。こういう県は、それに5だから今まで2しか来よらんだったのが3、あとの3を足せば8回のところは11回、11.5、どうかするならばその秋田県あたりは、もういっそうのこと14回やっしまわにゃて言いはせんだろうかと、私はそう思います。そのくらい妊婦のことを真剣に考えるならば、私は当然自治体の金を出してでもやるべきじゃないか、そのように思

いますが、先ほどの答弁で一番に言いましたとおり、今年度検討じゃなくて4月から実施、今年度検討でも結構です。しかし、4月に健診に行かれた方は、ならば遡ってそのことの費用を見るとか、そういうことは考えないか、お答え願いたいと思います。

医療費無料化でございますが、今の答弁の中で、大体小3、小6、中3も同じような基準でされましたが、部長の答弁の中では、当然年数を重ねるたびに体の抵抗力ができて、そんなにかからんだろうと。しかし、これは予算でありますので、確かに余分に見ていかなきゃと思いますが、いくらかかろうとですね、近い将来これは必ずできます。県内でもできているところがありますが、昨年6月に私が言ったのは1つの大きな自治体であります、そのことを例に挙げております。世田谷だったと思いますが、菊池市の10倍以上の人口の中で中学までやったと、そういうことを私はここで発表しましたが、本当にですね、子どものため、子どもの将来のことを思うならば、やはりやろうと思うならば私はできると思います。それは、あくまでも市長の判断だろうと思います。私はこの小3まで、まずは小3までが医療費の無料化を今回提案された。その市長の決断と、そしてそれに携わった市民部長をはじめその執行部の皆さんには感謝申し上げます。しかし、これからどのように展開していくかは、やはり今のうちにですね、これがなって、各市町村がそれに当然つんのつてくると思います。菊池市がやったならば、はじめは今合志市が今年の1月1日からやっております。14市の中で菊池市が2番目だと思っております。しかしこの郡内の菊池郡内は、当然同じような歩調を合わせております。菊陽も、大津も、今回提案されるだろうというふうに思っておりますが、余所の郡外のところの市は、半年後か1年後かは必ずできております。そのようなことを考えますと、小6、あと3年まで、入学前までから3年ですか、だったらあと3年ぐらいして6年生まで、そのぐらいの希望はないですか。ご見解を求めたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 県下で市の動向等を踏まえながらと、状況を踏まえながらと申し上げました。それにつきまして、仮に19年度中に県下で足並みを揃えるということになったら遡ってするかというようなお尋ねだったと思います。そこにつきましては、できるだけそのようなことにやりたいと思いますけれども、一応他の隣接の自治体等とも話し合いを進めながら、できるだけ良い方向に進めてまいりたいとは考えております。

妊婦関係の医療費関係について、失礼しました。現行の一般健診2回、精密検査1回の補助に係る費用は、妊婦490名と仮定した場合に、約721万円になりま

す。厚生労働省が示しました基準回数の5回補助した場合の負担額は約1,750万円になると推測されます。先ほど申し上げましたとおり、平成20年度に向けて県下の動向と財政状況等を踏まえながら考慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 再々になりますが、ちょっと歯切れが悪いですね。国から予算は19年度に入っているということを言っているんです。妊婦の健診。だから私はくどく言うんですが、これは単独でやれと言いやるとじゃないですよ。県下と合わせてやるということじゃなくて、だからもしも4月からの妊婦の健診があったときには、例えそれが10月に県内で決まろうと遡ってしますかということ聞いたんです。だけど20年度から言われるからですね、その分だけどうしますか、なら。1、年分は何に使いますか。そういうことですね。

医療費の小3まで今回できますので、それはもう了解でございます。

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○

休憩 午後3時45分

開議 午後3時52分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長、木下儀郎君。

[登壇]

○市民部長（木下儀郎君） 大変失礼いたしました。今外村議員がおっしゃいましたことについて、ちょっと概要だけ申し述べさせていただきます。これにつきましては、地方財政措置における地域の子育て支援推進についてということで、先ほどおっしゃいました妊婦健診の充実、それから子どもを守る地域ネットワークとか、自治体の創意工夫を活かした地域の子育て支援策というような三本柱と申しますか、そういったことで計画されておまして、財政措置につきましては先ほど議員がおっしゃったとおりで、こういった諸々の事業の中で総枠で地方財政措置を考えているということのようでございます。詳しいことにつきましてはまた国の方で作業が行われておるといってございまして、国の方の動向を見極めて決定しましたならば、市としても取り組みたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○(外村國敏君) 続きます、有機農業推進法についてであります。環境に優しい農業に取り組む農家を支援するため、有機農業の定義を緩和して普及を促進する有機農業の推進に関する法律が平成18年12月8日に成立、15日に公布、施行されました。この法律は議員立法であります。有機農業は、農業の自然循環機能を大きく推進し、農業生産による環境への負荷を低減するもので、また安全で良質な農産物に対する消費者の需要に対応したものであることから、有機農業により生産される農産物の生産・流通・消費の各課程において、その推進のための取り組みが求められておりました。しかし、これまで有機農業の推進だけを目的とする法律がないことから、有機農業により生産される農産物はなかなか増加しておりませんでした。こうした状況を打開するため、平成16年11月に超党派の国会議員有志が有機農業の確立とその発展に向けて法的な整備も含めた実行ある支援措置の実現を図ることを目的として、有機農業推進議員連盟を設立、有機農業実践者、研究者、行政等の連携の下、その実態と問題点を調査研究、生産・流通・消費それぞれの側面から有機農業を推進するための施策を総合的な講じることを基本とした法律が整理したことは、我が国の有機農業の発展に重要な意味があります。今後農林水産省は、食糧・農業・農林政策審議会での審議等を踏まえ、今春をめどに基本方針を策定する予定であります。有機農業の推進に関する法律は、1 定義、2 基本理念、3 国及び地方公共団体の責務、4 基本方針及び推進計画、5 基本的な施策となっております。内容は、執行部の皆さんわかっておるとおもいますので詳しく言いませんが、そこで質問いたしますが、この有機農業推進法の制定に伴い、市の取り組み方についてお答え願いたいと思います。

○議長(北田 彰君) 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長(岡崎俊裕君) 議員の方から法制に至るところについては、おっしゃいましたので前段を省きまして、現在本市におきましては有機JAS法に基づく認定を受けて、有機農業に取り組まれている農家の方や環境保全型農業技術を研究されている農家グループの方と、いずれも長年大変なご努力、ご苦勞を重ねながら、お茶、米、野菜などの生産に取り組まれている農家の皆さんがおられるのが現状であります。そういう先進的に取り組まれている一部の農家の皆様におかれましては、今回の新法成立が長年の念願ではなかったかと考えるところであります。今回の新法では、JAS規格に定める有機農産物の生産方法より、より広い概念で捉えられており、有機農業への新たな取り組みを後押しし、将来的に有機JASの裾野を拡大していく目的とされています。本市でも推進しています持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づくエコファーマー制度も段階的に捉えている状況ではない

かと考えております。このエコファーマー制度について申し上げますと、堆肥などの土づくりを基本として、化学肥料、農薬の使用量を低減するための生産方式、持続性の高い農業生産方式とありますが、を自分の農業経営に導入する計画を立て、県知事より認定された農業者の愛称であります。これら環境保全型農業に取り組もうとする農業者の最初の一步と位置付け、JAの各部会とも連携を図って推進しておるところでございます。本市では総数としまして504件が認定されている状況でございます。主な作物の内訳は、ゴボウが158件、メロンが130件、イチゴが71件、その他果樹、米、野菜などがございます。また、平成18年度の申請実績といたしまして、新たに87件の申請があり、現在県で審査中であります。エコファーマーとして認定された皆さんが、その計画の実現に取り組むことで、環境と調和した農業の実践を地域に波及する推進役として期待でき、また安全・安心な農作物に対する消費者ニーズは急速に高まっている状況の中、生産者と消費者との連携づくりや地域農産物への付加価値も期待できるところであります。今回の有機農業推進法における基本方針等との整合性も考慮しながら推進していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 再質問いたします。有機農業推進法の制定に伴い、有機農業に携わる友人が、今まで努力してきたことが国に認められたと喜んでおりました。制定されたばかりであり、行政及び従事している皆さんの今後の期待を望むところであります。消費者は安心・安全な農産物を求めており、食育や地産地消への関心の高まりもあり、農業者の経費安定にも資するところがあります。そこで、今部長のいろいろ何件と言いましたが、もう1回お願いします、本市に有機農業をしておられる方が何名で、農産物の種類、その種類で何人ぐらいの方がそれをつくられているのかを明確にお答え願いたい。【（「さっき答えた」と呼ぶ者あり）今んとはちょっと早う言うてわからんから言いよつとでしようがな。私たちは答えをもらって言うてじゃないから、言うたつてわからんわけよ、ここには。黙つとつて、余所は。今だけん言うたでしよう。今言うたけどわからんだつたから再度お願いしますと言うたでしよう、私は。すべて言うことは当たり前のことを言わんと。聞かんで言うことは、止めてくれ。】また今後有機農業を推進するための助成金、今後いろいろなことを決めると思いますが、この有機農業者を大きく広く、底辺を広くするためにはどのような施策があるか。本市の単独の施策、県・国の施策、いろいろあると思いますが、国・県からのいろいろな助成があると思います。また市としてはどの

ような考えでこれを持っていきたいか、よかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○経済部長（岡崎俊裕君） 本市で取り組まれております有機農業関係、エコファーマー制度でございますけれども、総数で504件でございます。504農家と、生産者といっただけであればいいと思います。主な作物の内訳としては、ゴボウ生産者が158件、メロン関係が130件、イチゴが71件、そのほかにですね、果樹、米、野菜等がございますので、そういった方々、総勢504件の方が取り組んでおられるということでございます。今後のことにつきましては、有機農業は環境との調和と消費者の需要に則した取り組みであり、その推進を図る必要があることは言うまでもありません。一方、通常の農業と比べまして、品質、収量の低下が起りやすく、また有機農業に対する消費者などの理解は十分とは言えない状況もあり、その取り組みは未だ少ないのが現状です。今後国及び県において策定をされます基本方針などで、有機農業を広めるための生産・流通・消費の側面から様々な推進対策が講じられるものと考えております。これらを踏まえながら、本市としましても関係機関との連携を図り対応してまいりたいと考えております。

また農業土づくりを基本とした安全・安心な農産物生産に向け、減農薬、減化学肥料による生産方式の導入によりますエコファーマー制度を引き続き推進し、さらには平成19年度から実施されます農地・水・環境保全向上対策においても、地域ぐるみで行う環境にやさしい農業への支援を行いながら、有機農業への取り組みを広げるため段階的に推進していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 大体504件の方が今されている。いろいろな種類がありますが、この方たちが本当に力強い国の施策ができたということで、今後の励みにしっかりなると思います。今からでございますので、底辺を広くするために地元の方と連携を取りながら、菊池の有機農業としての確立をしていただきたいと思いますと思うところであります。

次に入ります。地域優良賃貸制度についてであります。子育て世代が安心して子育てできる居住支援を図るため、新婚所帯や子育て所帯の住宅確保が円滑に行われるよう、平成19年度予算案において安心して子育てができる居住支援の充実を図る予算として2,011億円が計上されました。その中で、19年度に新たに創設されたのが、地域優良賃貸住宅制度、これは仮称であります。この制度は、従来か

らある特定優良賃貸住宅制度、高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して設けられたものであります。再編することにより、公的賃貸住宅ストックと子育て所帯等の施策対象のミスマッチが解消され、施策対象の居住の安定がより効率的に確保されると国土交通省はしております。本市では特定優良賃貸住宅制度は利用していないと思いますが、財政支援によって子育て所帯への居住支援が大きく前進すると期待されておりますこの制度は、子育て所帯だけではなく、子ども所帯とその親が離れて暮らしている場合、親と子ども所帯が介護することが必要となった場合、当然のことながら親と子所帯が同居や近居をすることが必要となってまいります。こうしたときの支援策として、地域優良賃貸住宅制度が本年度予算に盛り込まれたのであります。内容は、1 子育て所帯向けの家賃低減助成、2 番目に賃貸住宅整備費補助となっておりますが、執行部のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） ただいま議員さんの方からご紹介いただきましたように、平成19年度から新たに地域優良住宅制度を国交省の方が発表いたしております。これができるのと、子育て、あるいは介護、親子が一緒に生活できる、そういった環境を整えられるというようなことで非常に期待されているところでございますが、現在国土交通省と財務省との交渉中の段階でございまして、詳細についての要綱が示されておりません。したがって、具体的な事業内容がわかりませんので、大変申し訳ありませんが現在の状況の中ではどうするということがお答えできない状況でございます。また、賃貸住宅整備費補助につきましても同じようなことでございまして、今後国の方から明確に要綱等が示された段階で、市といたしましても当然判断してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） わかりました。今年度の予算でありますので、部長の答弁は了解でございしますが、制度はいろいろ調べてみますとたくさんあります。住宅困窮者の支援拡充、国交省が家賃肩代わり、子育て所帯も対象となっております。紹介しますと、子育て所帯などの入居を拒まない民間賃貸住宅を増やすため、国交省は来年度入居者が家賃を払えない状態となっても、国交省所管の高齢者住宅財団が支払いを一時的に肩代わりする家賃債務保証制度を拡充する。高齢者、障害者に加えて、新たに子育て所帯と外国人も対象とするほか、部屋の原状回復費なども保障対象とする。高齢者や障害者、子育て中の所帯などは、家賃滞納やトラブルを不安視されて

民間アパートなどへの入居を敬遠されやすく、国交省では住宅困窮者と位置付けております。2001年8月にスタートした家賃債務保証制度は、高齢者、障害者の入居を拒まない民間賃貸住宅を地方自治体に登録、入居する高齢者、障害者所帯が家賃1ヵ月分の35%保証料を支払えば、家賃の支払いができない状態となっても6ヵ月分までの家賃を財団が肩代わりする。保証期間は2年間で、立て替えた家賃は、後に入居に請求するとあります。昨年までの累計では約9万8,000戸の賃貸住宅の登録があり、321所帯に対しても家賃の債務保証が行われております。このような施策は、どのように考えておられるか。本市としては、そこまでまだいっていませんが、このようなことはできたときに市の考え方、住宅に対する市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、石原公久君。

[登壇]

○建設部長（石原公久君） 先ほども申し上げましたとおり、手元の方に詳しい資料を持っておりません。要綱等もいただいておりませんので非常にお答えにくいところでございますが、制度ができたにいたしましても、当然市の負担というものも出てまいります。そこらあたり国の補助制度がどうなるのか、市の負担がいくらになるのか、そこらあたりも厳しい財政状況の中でございますので十分検討しながら、どういうふうに対応すべきかは今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） わかりました。まだまだ資料が届いていないというのであれば、今後検討して前向きにお願いしたいと思います。

もう1つ、川辺南だったですね、川辺南の信号機についてであります。これは、昨年6月に私は教育長に質問いたしました。旭志小学校の児童が川辺南あたりは民間のバスで通学している。ここまでスクールバスはできないかというような相談を受けました。その前に中山議員の方からの話があったおりましたが、また改めてやりましたが、そういう計画はないと、スクールバスはだめだということで、だったらこの川辺南の子どもたちが停留所に行く場合、ちょうど道を横断しなきゃならないわけです。朝の出勤時と子どもの通学に行く時間が重なりまして大変危険だと。近所の父兄の皆さんも、そこで以前何回か事故もあったと。できますならば、スクールバスがだめならば、手押しの信号機はできないかという相談を受けました。そのことを6月の議会でできませんかとお願いしたんです。確かに本市でする信号機ではありません、県がしますので、そのことで教育長も早急に県・公安委員会と相

談しますということで、そこをお願いしていたんですが、それから9ヵ月、全然話がありません。地元の人たちは、どうなったんだということで言いました。私は、12月のときに直接聞きました。県議会議員を通してどうなっているんですかと。菊池の信号機はどうなりますかと言うたら、確かに予算の都合上、なかなか厳しいようです。信号機がもしもそこで本当に子どもの事故が起きた場合はすぐにできますでしょうけど、以前に車の事故があったときには、そのことで皆さん心配しているんです。だから、教育長としては子どもの安全が大事だということでお願いされたと思います。しかし、公安委員会の方からの調査では、ちょうど1日を通して車があんまり通らなだろうと。だから、後回しでいいじゃないかというようなことだったと思います。詳しくは聞いておりませんが。ただそれは私は12月にキャッチしました。しかし、今まで待ってもそのことはありません。地元の人たちは、いつだろうか、いつだろうかと言っております。私たちは、私たち議会も執行部も同じであります。相談したことはやはり即座に返さなければと思いますが、そのところを、その経過についてお願いしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 旭志の川辺南地区の信号機設置につきましては、昨年確かに6月ご質問がありましたので、それ以降の教育委員会としての対応をお答えいたしたいと思っております。

まず、その後、早速市安全対策課と要望等の手順について協議を行いました。その際、要望書を提出するべきだろうということで、川辺南区長、保護者代表、旭志地区の交通安全協会支部長の連名で区長より市長あての信号機設置要望書を提出していただいたところ。そこで、それを受けまして、安全対策課より菊池警察署に要望書の提出がなされました。教育委員会としましても、その後菊池警察署に向きまして信号機設置について強くお願いをしてきたところでございます。なお、保護者等への経過説明が不十分であったということにつきましては、はっきりした結論が出ない状態でありましたこともあり、申し訳なく思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま教育長の方から答弁されましたように、本市より昨年の10月に菊池警察署の方に要望書を提出いたしました。その後、県警本部に上申され、交通事故発生状況や交通量、道路の条件などの現地調査を行い、内容の検討が行われたところでございます。その検討結果から、横断者は朝の通学児童が1回と中間はわずかな横断者がいる程度であり、信号機の設置は大変厳しい状況

であるということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 総務部長の答弁ですが、それはいつですか。私が言っているのはですね、6月の議会で言ったのが今までないということを行っているんですよ。だから早めにそういうことはですね、確かに向こうはやらんといいよとじゃなかなと思いません。しかし予算の都合上、しばらく待ってくれというか、いやわかりましたというか、なんかわかりません。いずれはできると思います。しかしそういうことはですね、早めにやっぱり言うてもらわんと、みんながいつできるかという不安で一杯です。だから、教育長も同じです。教育長はそれを総務部長にやったとするならば、それはやっぱりキャッチボール、お互いにこうですよと言わんと、教育長は自分のところを離れてボールは投げています、もう。私のところはするんじゃありませんから、そちらでやって下さいと言われた。ならば、それを教育長にやっぱり言わんとしゃがにゃ、教育長は子どもの安全のためとここに言われていますね。ここに去年のご指摘のバス停に横断するための信号機の設置につきましては、児童生徒の安全を最優先に考え、早急に公安委員会、警察と協議してまいりたいと思いますということで行われました。ということは、教育長もそのことはわからにゃいかんわけですね、だと思えます。だから横の連携はやっぱり密にしないと、いろいろな面で困ることがありますので、6月のときからして今の3月まで、初めて今そのことを聞いたわけです。どのようになったかということ。だから、努力されることには感謝します。しかし、そのことを早く伝えてほしい。私たちがそのことで調べたっちゃ、私は言っとるからそっちからの返ってこにゃいかんわけですね、大体。できませんじゃなかつですよ、努力してますというならそれば言うて、しかし私に相談した人はまだまだ待っています。ということをやっぱり厳格にさせていただきたい。今後はですね、そういうことがないようにお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思えます。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は3月28日の午前10時から開き、議案の採決を行います、

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後4時23分

第 5 号

3 月 1 9 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成19年3月19日（月曜日）午前10時開議

第1 議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件



本日の会議に付した事件

日程第1 議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件



出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君

20番	枋原茂樹君
21番	松本登君
22番	工藤恭一君
23番	境和則君
24番	北田彰君
25番	外村國敏君
26番	徳永隆義君
27番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
助役	村上建二君
収入役	高本信男君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	村山隆君
市民部長	木下儀郎君
経済部長	岡崎俊裕君
建設部長	石原公久君
七城総合支所長	平野國臣君
旭志総合支所長	稲葉公博君
泗水総合支所長	上林正章君
市民部総括審議員	大場美範君
企画部首席審議員	鳥井修君
財政課長	川上憲誠君
教育長	田中忠彦君
教育次長	山口正司君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村鉄男君
水道局長	後藤定君
農業委員会事務局長	五島千秋君
監査委員事務局長	田島伸正君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	春木 義臣 君
議事課長補佐	城 主 一 君
議事係主事	本 田 昇 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件

○議長（北田 彰君） 日程第1、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件を議題とします。

これから、提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。大変申し訳ございませんけれども、議案の一部に訂正がございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。訂正の理由でございますけれども、議案第48号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算、議案第49号、平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計予算、議案第50号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議案第51号、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第52号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算で、一部財源充當の誤りがございましたので、訂正をお願ひするものでございます。お手元にお配りしておりますとおり、各会計ごとに正誤表を作成し、各ページごとに左側に誤りであります訂正前のもの、右側に訂正後の正しいものを左側の訂正前の部分にアンダーラインを引いておりますのでご参照いただきたいと思います。

議案の訂正の内容でございますけれども、使用料は行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、その使用者、利用者から徴収するもので、施設の維持管理費及び建設事業費に係る元利償還金等に財源充當すべきものでしたが、今回一般財源としていたもので、財源の内訳の訂正をお願ひするものでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で説明を終わります。この件につきましては、議会運営委員会で質疑、討論を省略することで結論を見ておりますので、ただちに採決します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号の訂正の件は、承認することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午前10時02分

第 6 号

3 月 28 日

平成19年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成19年3月28日（水曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議員提出議案第3号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第1号 「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 意見書案第2号 豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議会広報特別委員会の調査期限の延期の件について
- 第6 企業誘致促進特別委員会の審査・調査期限の延期の件について



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 日程第3 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議員提出議案第2号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案第3号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 意見書案第1号 「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」
意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 意見書案第2号 豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議会広報特別委員会の調査期限の延期の件について

日程第8 企業誘致促進特別委員会の審査・調査期限の延期の件について



出席議員（27名）

1番	東	裕	人	君	
2番	泉	田	栄一朗	君	
3番	森	清	孝	君	
4番	藤	野	敏	昭	君
5番	樋	口	正	博	君
6番	二ノ	文	伸	元	君
7番	中	山	繁	雄	君
8番	水	上	博	司	君
9番	三	池	健	治	君
10番	怒留湯	健	蓉	さん	
11番	坂	本	昭	信	君
12番	隈	部	忠	宗	君
13番	奈	田	臣	也	君
14番	葛	原	勇	次郎	君
15番	木	下	雄	二	君
16番	坂	井	正	次	君
17番	森	隆	博	君	
18番	山	瀬	義	也	君
19番	本	田	憲	一	君
20番	栃	原	茂	樹	君

21番	松本	登君
22番	工藤 恭一	君
23番	境 和則	君
24番	北田 彰	君
25番	外村 國敏	君
26番	徳永 隆義	君
27番	横田 輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村 三男	君
助役	村上 建二	君
収入役	高本 信男	君
総務部長	緒方 希八郎	君
企画部長	村山 隆	君
市民部長	木下 儀郎	君
経済部長	岡崎 俊裕	君
建設部長	石原 公久	君
七城総合支所長	平野 國臣	君
旭志総合支所長	稲葉 公博	君
泗水総合支所長	上林 正章	君
市民部総括審議員	大場 美範	君
企画部首席審議員	鳥井 修	君
財政課長	川上 憲誠	君
教育長	田中 忠彦	君
教育次長	山口 正司	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男	君
水道局長	後藤 定	君
農業委員会事務局長	五島 千秋	君
監査委員事務局長	田島 伸正	君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦	君
-------	-------	---

議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 係 主 事

春 木 義 臣 君
城 主 一 君
本 田 昇 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る3月13日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第2号から議案第60号まで、及び請願第1号、請願第2号、陳情第1号の62案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

○総務常任委員長（工藤恭一君） おはようございます。ただいまから、総務常任委員長の報告を申し上げます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例5件、予算2件でありました。4日間にわたり慎重に審議をしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第2号、菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について申し上げます。本条例では、本市市議会議員の調査研究に必要な経費の一部として、政務調査費を交付するため制定するものであります。昨年12月の報酬等審議会に対し、報酬、政務調査費について市長より諮問がなされ、3回の審議を経て、今年1月22日に答申があり、1報酬の額は据え置きとする、2政務調査費については月額2万円、3政務調査費の報告書には領収書を添付するものとするという審議会答申を尊重し提案されたものです。政務調査費の額、月額2万円の根拠について質疑があり、「答申書では市議会議員においては、その地方分権に伴い、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、菊池市の今後を見据えた政策論議ができ、市の課題に適切に対応できる議員活動を行うため、調査活動の基盤を図ることが重要となってきた。このことから、政務調査

費については市の財政状況は厳しい状況であるが、支給することが望ましいとの結論に達した。額については、審議にあたって県内各市における政務調査費の額や議員定数などを参考に審議を行い、その結果、月額2万円の支給が妥当であるという結論に達した。また市民がその用途やどのような形で市政に反映されているかについて強い関心があるという意見を考慮して、政務調査費の報告書には領収書の添付を義務づけるべきであるという意見で一致した」という答弁でありました。また、「審議の過程で本会議・委員会出席で支払われる費用弁償については、今後廃止する方向で検討してもらいたい」という意見もありましたが、これについては「今後議会全体で協議していく問題である」との意見もありました。

次に、議案第3号、菊池市庁舎建設基金条例の制定について申し上げます。本条例は、本市庁舎等の建設に要する経費の財源に充てるために制定するものであります。「庁舎が単体か複合かははっきりしない中、計画を進める根拠は何か」という質疑に対し、「庁舎建設は合併協議会の確認事項であり、基金はその財源に充てるもの。中身については議案に対する質疑でもありましたように、基本構想・基本計画の中で複合で建設してはどうかという提案をしているので、その案であり、確定していないので凍結解除の時点で基本計画の見直し、練り直しが出てくるが、今のところ単体か複合かは未確定のため、等という表現をしている」とのことでした。

次に、議案第4号、菊池市指定管理候補者選定委員会の条例の制定については、執行機関の附属機関として設置する委員会、協議会については、地方自治法の規定により条例で定める必要があるため制定するものでございます。

次に、議案第12号、菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき実施された国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の扶養手当について見直しを行うため条例の一部を改正するもので、扶養親族たる子、父母等について一律1人につき6,000円とするものであります。

次に、議案第13号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、平成18年11月の県議会で可決したのですが、愛がん用鳥獣の捕獲許可等に関する事務が熊本県から本市へ権限委譲されることとなったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算の付託分ですが、ほとんどが事業の確定によるものですが、造林事業費に関して「合併して市有林が1300町となり、議会も市民も職員も市の財産である市有林については下草刈りなどボランティアなどで参加してはどうか」という意見がありました。執行部より、「区長会の役員会などに投げかけてみる」とのことでした。歳入の主なもので、財政調整基金繰入金6億1,104万2,000円の減額と減債基金繰入金2億円の減

額については、当初予算に合わせて15億円計上していたが、歳出減による財政調整に伴う減額とのことでした。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算でございますが、国際交流費のうち報酬、特に国際交流専門員報酬については、委員より「突出して高すぎるのではないかと。平成13年度からの雇用であり、その役目は十分果たされ、この際見直すべきではないかなどの質疑に対し、「勤務時間は正規職員の4分の3であるが、土、日、昼夜を問わず仕事をしている。中学生などをはじめとする講演会など頻繁に参加していること、国際交流を進める上で相手側の風土、国民性、人脈など、どうしても職員で対応できないところがあり、必要でもあるとのこと」などの答弁がありました。また、委員からも「国際交流は一朝一夕にできるものではない。ひとづくり、歴史、文化等には時間がかかり、やっとその途についたところ」などの意見が出ました。歳入の主なものでは、市税のうち法人市民税9.4%の増、固定資産税の4.6%の減、軽自動車税2.2%の増、地方交付税については平成18年度の普通交付税の実績が67億8,672万2,000円であり、19年度は4.4%の減を見込み、特別交付税と合わせ70億5,000万円を計上しているとのことでありました。市債については、21億3,860万円のうち合併特例債は12億8,830万円、全体の60%を予定しているとのことでありました。

以上、慎重に審査いたしました結果、議案第2号、議案第4号、議案第12号、議案第13号、議案第33号については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第3号、菊池市庁舎建設基金条例の制定については、基金造成は庁舎問題が凍結期間にするべきではない。また事業の全容や規模が明確でない中での本条例の制定には反対であるとの討論がなされ、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。また議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算の付託分について、庁舎建設基金積立金について同様の討論があり、挙手採決の結果、原案どおり可決するものと決しました。なお、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算のうち、国際交流費の国際交流専門員についての成果は認めるものの、報酬については今後検討を要するとの意見を付したところでございます。

議員各位におかれまして、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会にお

ける審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、予算関係10件、議案条例関係24件、請願・陳情関係2件、その他議決案件4件であります。

はじめに、議案第5号、菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の制定について、議案第6号、菊池市地域密着型サービス運営委員会条例の制定について、議案第7号、菊池市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について、議案第8号、菊池市健康づくり推進協議会条例の制定について、議案第9号、菊池市小児夜間医療体制対策委員会条例の制定について、議案第10号、菊池市就学指導委員会条例の制定についてであります。それぞれ執行機関の附属機関として設置する委員会、協議会については条例で定める必要があるため制定するものであります。その中で、議案第9号の小児夜間医療体制については、委員より「夜間診察は病気の発生件数が多い6時から10時と決められているが、万全な小児夜間医療体制としては24時間が望ましい。せめて12時まで実施してもらいたい。小児夜間医療体制の整備を行えば、若者の定住策にもつながるのではないか」との意見がありました。併せて議案第10号の就学指導委員会については、質疑でもありましたように「委員会のメンバーに保護者を加えてほしい」との意見がありました。執行部より、「今後は保護者の声が反映される委員会体制に努めていく」との答弁でありました。

次に、議案第14号、菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、現在就学前までの医療費助成を小学校3年生まで引き上げ、各自治体の最重要課題である少子化対策の一環として子育て支援を充実し、保護者の医療費負担の軽減を図るものであります。

次に、議案第15号、菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、県の補助金交付の要領の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定についてですが、施設利用者の食費及び1日当たりの負担限度額を明確にするため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、委員より「時間単位で使用料金が設定してあるため、利用者が使用しやすくなっている。施行後は、料金改定を十分市民の方に周知するように」との意見がありました。

次に、議案第18号、菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

20号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定については、議案第23号を除いて継続審査を求める意見が出ました。理由については、「合併当初、市長は所信表明の中でサービスは高く、負担は低くとのことであったが、今回の議案については合併以前には無料であった使用料が有料となるなど、市民への負担を考えると様々な問題が生じると思われる。しかし、受益者負担の原則と各施設の使用料の統一を図りたいとの執行部の考えも十分理解できる。そういったことから、今一度関係団体及び利用者の方の意見、意向も取り入れ、修正すべき点、補強すべき点など、再度もう少し時間をかけて審査する必要がある」とのことであり、採決の結果、全会一致により継続審査とすべきものと決しました。

次に、議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算ですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。はじめに予防費の2,579万円の減額は、「がん検診の受診者が減少したためとのことですが、各種健診は病気を早期に発見・治療するのはもちろんのこと、ひいては医療費抑制にもつながることから、十分に啓発活動を行ってほしい」との意見がありました。

次に、債務負担行為補正であります。今回の補正は、菊池市柏地区にある九州産廃株式会社の最終処分場の埋立機関を協定書で定めた期間より4年間短縮し、菊池市内における操業を終了するため、九州産廃株式会社と同社から収集運搬部門を分社化した九州産業株式会社へ平成27年度以降営業廃止補償を行う者で、市と会社の3者間で補償契約を締結するためであるとのこと、助役及び執行部から、補償項目及び補償額の算定方法について詳しく説明がなされました。委員から、「平成10年に県との覚書の内容からすれば、熊本県が全額支払うべきではないか」との意見に対し、平成10年県と取り交わした覚書において、県は問題解決のため責任を持って積極的に関与するとしているものの、補償金を県が支払うとは謳っておらず、

補償金について具体的に公表されたのが平成16年6月県議会の代表質問における知事答弁で、菊池市が補償を行う場合、県は市に対する財政上の負担を行うこと。さらにその負担は補償総額の2分の1とすることが初めて示されました。これまで市と県は産廃問題の解決に向け共通の認識で対応してきたとのことであります。また、埋立期間終了以前に満杯となった場合、会社はさらなる増設・拡張を行うのではないかとの意見に対し、平成18年8月、環境保全協議会で市と県及び会社が合意した内容は、会社の最終処分場は平成30年までの埋立処分期間を4年間短縮する。なお、新たな管理型最終処分場の埋立容量は、平成18年2月、会社が県に提出した申請容量約39万 m^3 とし、安定型最終処分場を増設・拡張する場合は、埋立期間を考慮して環境保全協議会において別途協議するとしており、これ以外のさらなる増設・拡張は会社との審議に基づきないとのことであります。次に、「今後他の産廃処分業者が進出してくる場合の阻止手段は」との意見に対し、「廃棄物処理法に基づき、新たな会社が許認可者の熊本県に産廃処理施設の設置許可を申請した場合、県は法の基準等を満たしていれば許可せざるを得ないとのことです。そこで市は、自然環境及び地域住民の生活環境の保全という観点から、現在策定中の環境基本条例等で何らかの対策ができないか検討していきたい」とのことです。また、「今回の補償契約の相手先は九州産廃株式会社と九州産業株式会社の2社と契約を行うとされているが、債務負担行為補正における事項欄の表現について問題はないか」との意見に対し、「地方自治法施行規則で定めてある債務負担行為における事項欄には、その行為をすることのできる事項として事業名または支出契約の原因となる内容等を記載することとなっている。今回は、事項欄に九州産廃株式会社の最終処分場の操業の短縮及び埋立処分の終了に伴う補償と記載しており、規則で定める要件は満たしているものの、より詳しく記載するなど、丁寧さに欠けていた点もあったかと思うが、一般質問でも補償契約の相手方を九州産廃株式会社と九州産業株式会社の2社とお答えしており、記載文面については今後は丁寧さに欠けることのないよう十分注意していく」とのことです。

次に、議案第34号、平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第35号、平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算、議案第36号、平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算、議案第42号、平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、それぞれ補助金及び利用実績に増額・減額したものであります。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算中、付託分について申し上げます。執行部より詳細な説明を受け質疑を行いました。その中で、障害者福祉費の障害者就労サポート事業ですが、障害者自立支援法の施行で導入された利用者

負担について、1日当たり350円を市独自で支給するものであります。今後こういった事業は障害のある人の就労意欲の向上のため、国に先駆けてでも推進するように要望をいたしました。

次に、児童福祉総務費の七城放課後児童育成クラブ移転新築工事ですが、旧七城町役場等の活用ができないかとの質疑がありましたので、現地調査を行いました。現況は、他の施設の活用は無理との説明があり、安全面、利便性を考えた場合、小学校敷地内での新設が望ましいとの答弁でした。委員から、「生徒数は今後減少すると思われるが、放課後児童育成クラブの利用者は、共稼ぎ等により増加が予想されるので、十分なスペースの確保を」との指摘がありました。次に、教育総務費の中で修繕費250万円は、一括して教育総務課で学校施設の突発的な故障などに安全面、緊急性を考慮し、臨機応変に対応するために今回新しく計上されたものです。このような予算上の改善は、既定の予算に拘らず大いに提案していくべきとの意見がありました。また今回の予算には計上されていませんが、旭志くだけ登山マラソン大会については、合併に伴う事業の見直しで30年の歴史に幕を下ろすとのことですが、委員からこういった歴史ある事業を廃止する場合は、十分に地元と協議を行った上で判断するようにとの意見が多数出ました。併せて運営方法を変えるなどして続けてほしいとの要望がありました。

次に、議案第45号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算、議案第46号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算、議案第47号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計予算、議案第53号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算についてですが、介護保険事業特別会計予算中、任意事業費の委託料5,672万3,000円については、ただ委託するだけではなく、事業内容の把握や指導、併せてふれあいサロン等の市民利用の啓発を行うようにとの厳しい意見がありました。

次に、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市立泗水図書館）、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市市民会館）、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市総合体育館）であります。委員から「4月から指定管理業務がスタートするが、どのぐらいの費用対効果があるのかをしっかりと調査し、協定書で取り決めた業務が確実に執行されているか、委員会にも報告してもらいたい」との意見がありました。また、運営体制等にも地場、地元雇用をお願いするように要望いたしました。

次に、議案第60号、工事請負契約の締結について（平成18年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第2期居住棟建築工事）ですが、3月17日に入居者の移動は終了しているとのことでしたので、新築入居棟での生活状況を調査いたし

ました。工事契約について、委員から「落札された業者には下請け等に十分配慮し、地場企業育成のための指導を」との意見がありました。

以上、付託されました議案につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願についてであります。

請願第1号、株式会社アステクノの堆肥化施設建設に反対する請願書についてですが、地元住民の意向を踏まえて慎重に審査いたしました。施設が建設されれば、自然環境の保全と住民の生活環境を図る上では地域住民にとって大きな不安を抱えることになると考えて、全会一致で採択いたしました。

次に、陳情第1号、第三子以降の保育料の無料化に関する要望についてであります。多子世帯家庭への経済的な負担の軽減、若い世帯が1人でも多く子育てしやすい環境の整備などの観点から、全会一致で採択いたしました。また、委員より3歳未満児に限らず3歳以上も対象にすべきではないかとの意見がありました。市の財政状況、県の補助金等を考えると厳しい状況であると思いますが、他市に先を越されることなく少子化対策には積極的に取り組んでもらいたいと思います。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） 今定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、予算2件、請願1件であり、慎重に審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算中、付託分について申し上げます。今回の補正は、各款・項にわたり事業の確定に伴う事業費の追加・減額等の調整を行うものであります。主な質疑は、款5農林水産業費の県営花房北部地区経営体育成基盤整備事業市負担金については、「昨年6月の雨水災害による幹線道路の復旧工事費の市負担金である」との説明に対し、「今年の梅雨時も雨水災害により復旧工事が起きないか」との質問がありました。執行部から、「法面がかなり高いところがあり、今年の雨の状況によっては可能性があるが、復旧の際には泥に石灰を混ぜて行うなど工夫して行っている」と説明がありました。委員からは、「工事の中で請負業者に責任を持たせ、しっかり土圧をかけるようにするなど今後注意しながらやってほしい」との意見がありました。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算中付託分について申し上げ

げます。主なものは、款5農林水産業費の有色米作付推進補助金について、本年は伊野地区、滝黒仁田地区、生味地区に推進していく予定であるとの説明がありました。質疑の中で、「有色米の作付けは今後増やしていく考えなのか」との問いに対して、有色米は健康食品として将来においても伸びると考えており、中山間地を中心に作付け面積を増やし、売り込んでいきたいと考えている。また平成19年度は13haを目標に推進していきたいとのことでした。また、農業関係の予算に対して「意欲がある農業団体に対してはもっと予算を増額していただきたい」との意見が多数あり、執行部から、「平成19年度に各種団体やJAと協議しながら、新菊池市の農業振興計画を策定する。今後はその計画に沿って農業の振興を図っていく」とのことでした。他に地籍調査費の予算に関連して調査状況の説明があり、旧菊池市は25%ほどしか終わっておらず、山間部は未調査地域がかなりあるとの説明がありました。委員からは、「現在中山間地域を中心に過疎化や高齢化が進み、今後ますます境界がわかる人がいなくなる。また、地籍調査は国が50%、県が25%の補助があり、予算を増額するなどして短期間で終わるように取り組んでほしい」との意見がありました。執行部からは、「平成19年度は旭志麓を6.8ha調査予定など、現場の事業量は昨年よりもかなり多めである。後は市街化区域、平坦部、中山間部、山間部の4ブロックにわけ調査を進めていく」とのことでした。他に商工費の予算に関連し、菊池市の商店街を見て回りましたが、かなりの空き店舗があり、委員からは、「執行部と商工会と観光協会がしっかり連携を取り、今後のまちづくりを押し進めてほしい」という意見がありました。

次に、請願第2号、日豪EPA交渉に関する請願については、別段質疑はありませんでした。

以上、付託されました議案につきまして3月19、20日の現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、全議案とも討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定をいたしました。議案各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、経済常任委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

○建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。ご報告いたします。

本定例会において建設常任委員会に付託されました議案は、条例案2件、予算案14件、市道廃止・認定について2件であり、その審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第11号、菊池市浄水センター運営協議会条例の制定について申し上

げます。本案は、昭和54年より行われております下水道事業について着手時点で処理場建設について、また周辺の環境対策について地元協議を行い、協定書、覚書を交わし、浄水センター運営協議会設置要綱を策定し、毎年運営協議会を開催してまいりました。今回執行機関の付属機関として設置委員会、協議会については、地方自治法第138条の4第3項の規定により条例を制定する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。主な質疑は、条例制定により助成金等が付くかということでありましたが、会議開催時の日当報酬しか付かないとの答弁でありました。

議案第32号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、砂田西団地、新明団地、田島団地の完成より、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第33号、平成18年度菊池市一般会計補正予算中付託分について申し上げます。今回の補正は、各款・項にわたり事業の確定に伴う事業費の追加、減額等の調整を行うものであります。その主なものは、款7土木費、項2道路橋梁費1億9,301万円の減額で、旧今橋撤去の平成19年度への繰り越し、亘甲森線未工事のためなど説明を受け、質疑を行いました。質疑の中で、「工事請負費5,230万2,000円は、なぜ繰越明許費として計上しないか」との意見に対し、「用地交渉が難航しており、一端減額後、引き続き交渉を重ね、目途がついた時点での再計上を願いたい」との答弁がありました。

次に、議案第38号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算については、事業確定による減額補正であります。

次に、議案第39号、平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてですが、予算総額より歳入歳出それぞれ37万円を減額し、また繰越明許費として国道387号線とよみずの湯近く污水管渠整備事業2,500万円が計上されました。委員会としては、現地調査を行い、現場、工法等の確認を行いました。

次に、議案第40号、平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算について申し上げます。事業確定における減額補正であります。減額の主な要因としては、工事請負費2,444万3,000円の減額であり、合併浄化槽70基予定が55基に減ったことであるとの説明がなされました。

次に、議案第41号、平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。消費税還付金及び農業集落排水の加入負担金、使用料の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、議案第37号、平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算について申し上げます。委託料入札残による減、公有財産購入費の減は、旭志弁利地区

の配水池変更に伴い、許可取り下げによるものであります。なお、早急に新予定地を見つけ、平成19年での計上を行いたいとの説明がなされました。

次に、議案第43号、平成18年度菊池市水道事業会計補正予算について申し上げます。事業確定により減額補正が主なものです。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算について申し上げます。款土木費の予算は26億8,061万円で、主な事業はウォーキングトレイル事業の林原中富線整備事業、亘甲森線橋梁工事、泗水中央線道路改築工事、高質空間形成事業、菊池川水辺公園整備事業、菊池公園整備事業、ほたるの里ふれあい総合公園整備事業、公営住宅ストック総合改善事業、隈府中央線の街路事業に伴う建物補償費、用地購入等であります。主な質疑は、住宅・建築物耐震改修促進計画策定について、「委託しないで昭和56年以前の建物の調査なら課税台帳を基に職員で対応できないか。」これに対し、「県補助事業で建物を調査して改修計画の方針、耐震化率等技術的知識が必要であり、専門業者に委託したい」との答弁がありました。

次に、議案第49号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ9億1,069万円とするものであります。主な質疑は、「浄水センターの老朽化における改修工事の期間、金額について、現時点での予定をどのように考えるか」との問いに、「期間は約10年間、総額約50億円の費用を予定している」との答弁でありました。また、「工事期間中の操業については大丈夫か。また費用についてもっと安価にならないか」との質疑に、「操業については今後の処理能力を考えて一系統を増設して対処する予定である。と同時に、費用についてはできるだけ予算縮小できるよう現在検討中である」との答弁がなされました。

次に、議案第50号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ5億2,000万2,000円とするものであります。桜山地区の工事等が主なものであります。

次に、議案第51号、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ1億6,048万1,000円とするものであります。合併浄化槽120基を19年度は予定するものであります。

次に、議案第52号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ6億9,408万9,000円とするものであります。主な内容は、富の原西地区の機能強化、三万田地区の設計・監理、工事費であります。

次に、議案第48号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ3億5,676万7,000円とするも

のであります。主な質疑は、「水道管理設状況地図情報システム委託料について、職員での対応はできないか」、これに対し「マッピングシステムの導入で、コンピュータでの布設状況の全体把握を行うために必要である」との答弁でありました。

次に、議案第54号、平成19年度菊池市水道事業会計予算について申し上げます。予算総額は歳入歳出それぞれ3億5,676万7,000円とするものであります。

次に、議案第58号、市道路線の廃止についてですが、市道延長による起点・終点変更による旧路線の廃止であります。

次に、議案第59号、市道路線の認定についてであります。51路線、総延長2万1,670mを認定するものであり、主な質疑は「今回の認定については合併時に旧市町村からの要望であった路線であり、認定について異議はないが、今後は統一の基準を設け対処できるか」との意見に、19年度中にも要綱を取りまとめたことの説明がなされました。また、七城地区においては圃場整備によってできた農道を早急に県より移管する手続きを行い、市道として認定できるよう委員から要望がなされました。

以上、3月20日の現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員会全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員長さんに質疑を行います。私は議案第10号の就学指導委員会条例についてでありますけれども、付託委員会の中で保護者の思いが反映されるように努めていくというご答弁があったようで、大変ありがとうございます。それはどういう形で具体的に補償されていくか、その審議の内容についてお伺いをしたいと思うのです。その委員の構成委員12名は、医師、それから学校教育関係者、児童福祉施設等職員及び学識経験者とされていますけれども、全国的な範囲で調べてみますと、このほかにですね、その他教育長が必要と認める者というような含みを持たせた項目で配慮されているものがあるのですけれども、そういう角度からのご論議、指摘などがあったでしょうか。まず1点目です。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 怒留湯議員の質疑にお答えしたいと思います。

怒留湯議員おっしゃるように、各委員から質疑でもあっておりましたので、ご意見がございました。今おっしゃいましたように、教育委員長ですかね、の含みを残した人選ということでございますが、その教育委員長の方から答弁がありまして、今後は保護者のことも含めた上でですね、今回の場合は保護者を入れることはできませんけれども、十分その意見を反映するような状況をつくっていくということで答弁をいただきましたので。教育長の方からの答弁をいただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） それではもう1点ですね、ちょっと別の角度なんですけれども、この条例は第8条で条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別にこれを定めるとありますけれども、これは要綱・規則等を指すと思われるのですけれども、そうであればこの中にですね、少なくともその中に当事者の声を十分反映させる何らかの配慮が望まれますが、この要綱・規則等の中にそういうことが可能かどうかというようなご論議・ご指摘、それからそれに対するご答弁等はいかがであったでしょうか。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 怒留湯議員の質疑にお答えしたいと思います。

その件につきましてはですね、別段質疑はございませんでした。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 結構です。わかりました。

○議長（北田 彰君） 他にありませんか。

奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） それでは、木下文教厚生常任委員長に質問いたします。平成18年度菊池市一般会計補正予算第3条の債務負担行為の補正、九州産廃株式会社 of 最終処分場の操業短縮及埋め立ての終了に伴う補償について質問いたします。

まず第1点、九州産廃株式会社に12億600万円を補償することになっておりますが、この根拠について教えていただきたいと思います。私は、この法的根拠は、平成10年11月に締結されました環境保全協定書及びこの13条に基づきますとこ

ろの環境保全協議会設置要領第4条に基づいているものと考えておりますが、私の見解に間違いがないか、伺います。

質問その2ですが、環境保全協定書の一部改正について質問をいたします。改正案では、産廃処分の埋立期間を協定後20年間としておりますのを改正では16年間とし、4年間短縮して菊池市における最終処分場は終了すると改正をしております。16年が経過して、最終処分場は菊池市において終了すると改正をしております。しかしながら、埋め立て残量が改正の中で容量の残余がある場合は、16年経過しても産廃会社の中間処理に伴う廃棄物、市が特別に認めた一般廃棄物、例えば焼却破砕、埋め立て等の理由があるものについては埋め立てができると、容量があった場合はですね、容量があった場合は埋め立てができるとなっております。もし16年経過しても埋め立て残余があった場合、菊池市において最終処分場は営業されることが十分予測されますが、このことについてどんな審議をなされたのか伺います。

なおまた、問題なのは同条第3項で、九州産廃株式会社が新たに安定型処分場の増設拡張を計画した場合、菊池市はこれに応じて協議をしなければならないというふうに改正案になっておりますが、もしこの第3項の改正案を認めるならば、それはひいてはその増設改良が認められる結果になると予測されます。これが予測されますと、現在の県に申請してありますものは39万200㎡ですから、これが多くなり、したがってこの第2項がここに書いてあるということは、その後の16年経過後に、なお営業ができるというような道を開いているというふうに考えられますが、このことについてどんな審議をなされたのか、伺います。

質問その3、今回の補償金の財源は、1つには会社が環境保全協定書に基づいて積み立てている環境整備資金、2つには菊池市が条例で県内外の各市町村から徴収する協力金、3つ目が国からの増設・拡張に伴いますところ地方交付金が充てられますが、菊池市が実質的に補償する金額6億300万円でありましたが、このうち約3億円は会社と菊池市が積み立てた金で支払われます。

○議長（北田 彰君） 奈田議員、審査の結果と報告ですから、簡潔に質疑をお願いします。

[登壇]

○（奈田臣也君） もしここで3億円がこの協力金の関係金が使われますと、その後の環境整備資金と地域住民に対する安全対策資金がなくなりますが、このことについてはどんな審議がなされたのか、以上3点について質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 奈田議員の質疑にお答えしたいと思います。たくさんございましたので、第1点のその補償の根拠ですね、法的根拠、これはもう奈田議員が理解されているとおりでと思います。

それと、改正案ですかね、4年短縮、これも先ほども委員長報告の中で申し上げましたように、その今まで市と県とその産廃問題の解決について共通の認識の下でずっと対応されてきたこととございます。奈田議員の場合は、旧菊池市の議員でもございますので、その経過については十分理解されていると思います。先ほども報告しましたように、会社との審議に基づいての今度の契約ということとございますので、そのことについては理解をしていただきたいと思います。委員会の中でもいろんな質疑等もございました。けれども、そのことも執行部側の努力等も認めてですね、委員会としてはこの債務負担行為については認めたところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それと、補償金の財源についてはですね、先般全協の方でもお示しをいただいたように、報告を皆さんの方にも十分理解できるように説明をしてあると思いますので、その点についても理解をしていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 簡単にいきたいと思います。4年間のこの理由が、補助金の中の実態はその4年間の短縮分と埋め立て処分を終了に伴う補償金となっておりますけれども、ただいま委員長はこの協定書要領というのが基本になっているということをおっしゃいました。したがって、この13条の1項につきましては、協議の内容は移転先について別途協議するとなっております。2項について、会社は増設・拡張の場合は別途協議会で説明するというふうに協定書となっております。そして、今度は協議の内容であります設置要領によりますと、その環境保全協議会のあれは、移転先について協議をします。それから、施設の移転した場合の撤去費用、補償についてということとなっております。しかしながら、今回の39万㎡の新たな申請は増設・拡張となっておりますので、私は問題があると思いますが、この問題点についてどのように審議なされたのか、答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 奈田議員の質疑にお答えしたいと思います。ご心配の向きはあるかと思いますが、私たち委員会もですね、今回の債務負担行為につきましては十分協議をいたしまして、助役からもわざわざ出席をしていただいて説明をいただきましたし、この債務負担行為についてはベストではないです

けれどもベターということですね、もう委員会としては可決ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 私は、文教厚生常任委員長にお尋ねいたします。平成18年度の予算の款3の民生費の老人福祉費でございますけれども、去年の予算と比べますと今年の予算が5億6,100万円ばかり減額になっとるわけですね。これは、現在の高齢者はどんどん増加している中であって5億6,100万円も減額するというようなことは到底考えられないことでございますので、その説明をしていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 金額についてはですね、委員長さんの報告より執行部の見解と思いますが、委員長に対しての質疑をお願いします。

[登壇]

○（坂本昭信君） どのような審議があったかお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 坂本議員の質疑にお答えしたいと思います。金額についてはですね、そういうご指示をいただきましたけれども、特段意見等もその件については、つまごめ荘の予算、工事ですか、建設工事の方のあれが済みしておりますので、その件による減額ということでした。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） つまごめ荘のあれと言われてもあれがわかりませんので、詳しくお願いします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） すみません。つまごめ荘の1期工事の工事費が、その分の減額でございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

ただいま委員長の報告で、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27

号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号は、継続審査です。
これから継続審査議案を除き、請願・陳情を含め討論を行います。討論はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) 議案第3号、議案第44号について、反対討論を行います。

まず議案第3号、菊池市庁舎建設基金条例の制定についてであります。私は、この基金条例の制定は、新庁舎建設凍結中にすべきではない。順番が違ふと考えます。凍結期間中にやるべきことは、市民の声をよく聞いて、そして対立の中心問題である庁舎の位置については、自治法4条のとおり議会の議決で決めること。このことなしに進めるべきではありません。質疑や委員会討論でも、庁舎について単体か複合かも明確でない、未確定要素がある、こういう答弁がありました。事業の全体像、規模が明確でない中での条例制定は、なし崩しの建設に道を開きかねません。よって、この議案に反対いたします。

次に、議案第44号、平成19年度菊池市一般会計予算についてであります。予算案の問題点はいくつかありますが、反対の大きな理由は、庁舎建設基金3億円の問題です。今回、計上されている3億円という額は、総事業費98億円をベースに算出されています。しかし、事業内容も、総事業費の規模もはっきりしていない事業に3億円もの基金を積む根拠はなく、私は全く認められません。未確定な事業に3億円も積むような税金の使い方、予算の組み方は疑問であります。よって、私は反対いたします。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○(怒留湯健蓉さん) 誠に心苦しいところでございますけれども、私は議案第10号、就学指導委員会条例案に反対せざるを得ません。委員会の中で、先ほどお尋ねしました件が十分論議をされて、方向性が示されておりましたならば何とか通していきたいという思いがありましたけれども、反対の理由をまず述べます。構成員の中に医師がいらっしゃいまして、医師は必要ですけれども、医師は医療技術者であっても教育者ではないですね。それから校長も必要ですが、校長は授業をしないし、児童生徒と直接的なかわり合いは持たないので、正確な情報は持ち得ない。それから学識経験者も必要ですが、特に発達障害等の専門家は非常に少ないという状況です。それに比べると、保護者は全国的な高い水準のネットワークの中で専門的に学

習し、交流をしています。一部テンションの高い保護者の例で客観性が得られないと切り捨てるのは事実が見えてないと言わざるを得ませんし、短絡に過ぎると思われる。私はそういいながらも、本条例案を積極的に、建設的に評価したいという思いからですね、委員12名の中に先ほど申し上げましたその他教育長が必要と認める者という1項があれば、何とかクリアできると思うのですけれども、それが無い。また要綱・規則等でもそれはカバーできない話ではないと思うのですけれども、委員会の中でもその補償が得られなかったということでございますので、その両者が確認できない現時点では、反対の意思を表明せざるを得ません。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 反対討論を行います。私は、平成10年11月から環境協定できましたが、その前から私はこの増設・拡張に反対しております。

○議長（北田 彰君） 議案の第何号ですか。

[登壇]

○（奈田臣也君） 産廃に対する、平成18年度菊池市一般会計補正予算第3条の債務負担行為についての反対でございます。反対の最も大きな根拠は、私は菊池市の環境を守り、公害の未然防止を防ぎ、市民の健康と安全を守るために反対します。

○議長（北田 彰君） 奈田議員、議案の何号をはっきり言って下さい。

[登壇]

○（奈田臣也君） 議案第33号に反対の討論をいたします。私は今まで法的に合法であっても、あるいは行政的に認めざるを得ないものでありましても、その案件が公害や自然環境を破壊し、市民の健康や安全を脅かすものについては、市民の当然の権利として断固反対をしてまいりました。私はこれこそが住民運動の原点であり、住民自治の基礎と考えております。私は、今までの戦いの目標は、一貫して九州産廃株式会社計画する増設・拡張に反対し、それをもって菊池市における最終処分場を閉鎖に導くことであります。私は本当に今まで産廃処分場の自然閉鎖に向けてなりふり構わず戦ってきましたけれども、しかしながら力及ばず、このような結果になってしまいました。しかし私は、菊池市の環境が守られ、市民の皆さんが安全で安定して暮らせる社会を守るために、九州産廃株式会社に対する12億600万円の債務負担行為に反対します。私はお金が惜しいから反対するわけではございません。お金で市民の健康が守れるならば、それはどんどん使っていただきたいのが私の考えでございます。反対のその1ですが、市当局が12億円にも及ぶ補償金を払う根拠は、新たな移転先が見つからないから補償金を払うということが前提になっておりますが、このようなことが協定書には一言も書いてありませんので、私

はこの協定書や協議会設置に違反しておるということで反対をいたします。皆さん、ご承知と思いますけれども、確かに協定書には埋立の処分期間は20年間としておりますが、どこにも20年間の営業補償の約束はしておりません。ましてや移転先が見つからないから、約40万㎡に及ぶ増設拡張を認め、その上12億円の損失を補償する。私はこのようなことには反対をいたします。

反対その2、環境保全協定書の核心であります改正案では、今回の増設・拡張の他に安定型処分場の増設・拡張の道を開いております。これが認められますと、40万㎡の容量がさらに拡大し、その余った分については16年以降も営業ができるような結果になりますので、このような改正案については反対です。

○議長（北田 彰君） 奈田議員、討論はわかりましたから、あんまりしますと発言を中止しますよ。もう少し簡潔にお願いします。

[登壇]

○（奈田臣也君） 積立金、それから環境保全金がこの補償金に流用されますと、産廃場が処理するまでには20年から30年の安定期間があります。この間の補償をするために条例で基金を、地域住民の安全を守るために基金をつくってあるわけですが、これがなくなります。これでは、地域住民の安全が確保できませんから反対をいたします。

○議長（北田 彰君） 発言を中止します。

他にありませんか。

三池健治君。

[登壇]

○（三池健治君） 私は、議案第33号、平成18年度一般会計補正予算について反対いたします。平成18年度一般会計補正予算の第3表の債務負担行為の補正の九州産廃株式会社への最終処分場の操業の短縮及び埋立処分場に伴う補償費12億669万1,000円の債務負担行為に反対いたします。

反対理由は3点ほどあります。その1点としまして、債務負担行為は、平成27年から始まります。平成27年にはじまり平成30年に終わるとあります。平成18年度の補正予算ですので、9年先の借金の話です。合併協議において、新庁舎建設は合併後3年をめどに建設すると決しました。合併する前、この協議は4市町村の市長、議会から議長及び副議長、それに総務委員長、行政からは助役をはじめ合併協議に携わる専門の職員、それと地元有志の皆さん、どなたから見ても優秀な人ばかりが合併協議を行っております。その優秀な方が1年も掛け協議をしてこられました。それが合併してわずか2年で財政が苦しいとの理由で新庁舎建設は凍結されました。優秀な方が2年先の財政を見通すことができなかつたのに、何で9年

先が見えるでしょう。見通しのない菊池市の財政、これによる負担行為を反対といたします。

2点目、最終処分場の4年間の短縮は市益につながるだろうかと疑問に思うことであります。4年間の短縮、その間の業務補償費は6億円と聞きます。これだけの金額を九州産廃に払うのであれば、4年間短縮をしないで、せめて業務補償の半額、3億円を本当に迷惑した地区に還元すべきではないかと考えます。地域のインフラ整備や農道及び林道整備、それに伴う中山間地域の農業の支援、それにあいのりタクシーの全額負担、福祉の充実など、いろいろな事業、いろいろなことが行えます。そうすれば、地元住民の方が助かるし、地場企業も潤うことができます。菊池市の活性化につながります。4年間の短縮一辺倒でなく、こうした選択肢もあることを地元住民の方と十分な協議を重ね、ぜひ皆様の納得が必要かと思えます。

3点目は、先ほど申しましたが負債行為は9年先からであります。その間市長選もあるし、議会選挙もあります。平成18年度の補正予算で決めて、議員各位が責任を負うことができるでしょうか。疑問でなりません。次回の選挙後の責任のある議員さんの方々に債務負担行為の提案をなさるべきだと考えます。また平成18年度の補正予算に組み込まれなければならないほど急ぐ必要があったのか、まったく意図が見えません。それとも思いつきの補正予算なのか、私自身理解が得ません。

以上、3点の理由により、平成18年度一般会計補正予算を反対といたします。

○議長（北田 彰君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより継続審査議案を除き、議案第2号から議案第60号まで及び請願第1号、請願第2号、陳情第1号までについて採決します。

ただいま討論がありました議案第3号、議案第10号、議案第33号、議案第44号を除き、一括採決します。お諮りします。議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、請願第1号、請願第2号、陳情第1号、以上45案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。以上の45案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第3号、議案第15号、議案第33号、議案第44号については、起立によって採決します。

お諮りします。まず、議案第3号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（北田 彰君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について
- 2 議案第18号 菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第19号 菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第20号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第21号 菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第22号 菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第24号 菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第25号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第26号 菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第27号 菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第28号 菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第29号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第30号 菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第31号 菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席の配布の閉会中の継続審査申し出の一覧のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査にすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 議案提出議案第1号から議員提出議案第3号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3議案を一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員、栃原茂樹君。

[登壇]

- （栃原茂樹君） それでは、時間も大分過ぎておりますが、議員提出議案第1号、菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、次に議案第2号、菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、それから議案第3号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についての趣旨説明を行います。

まず第1号でございますが、議員提出議案第1号につきましては、地方自治法の一部改正をする法律の施行に伴いまして、本市議会会議規則を自治法の一部を改正する法律が制定されておりますので、それに従って改正するものでございます。まず第14条で、会議の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限を認めたものでございます。それから19条は、委員会提出議案でございますので、これを

また撤回、訂正する場合は、この19条で委員会の代表である委員長が議長に提出する手続きを取るということでございます。それから第37条は、委員会提出議案の付託についてでございます。原則は委員会に付託をしないということです。これはもう委員会から提出するものでございますので、原則論は付託しないということですが、議長が必要があると判断したときは、議会の議決により各委員会に付託することができる旨の例外規定を定めたものでございます。それから第78条、79条、81条につきましては、会議録を現状の冊子によるものから電磁的記録をすることが規定されておりますので、この両方を規定上いつでもできるように両方を併記する形で改正を行うものでございます。次に、第98条、142条、154条は、今回の改正により、これは条文の整理を行うものでございます。附則といたしまして、平成19年4月1日から施行することにいたしております。

次に、議員提出議案第2号でございますが、委員会条例の一部を改正するわけでございますが、第8条で開会中も閉会中も委員の選任または所属の変更は議長の指名によることとなったため、第3条、第5条の関連する条文を削除いたしまして、第30条は委員会記録も電磁的記録によることができることになったために条文を追加したものでございます。その他は、条文の整理を行うものでございます。附則といたしまして、平成19年4月1日から施行することといたしております。

次に、自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例の制定でございますが、このことについては地方分権推進委員会勧告でも地方議会に関して平成8年に第1次勧告、それから平成9年に第2次勧告があっておりまして、地方公共団体の事務の新たなる考え方及び地方議会の活性化等、このことによりまして地方公共団体における長と議会との機能、バランスを保ちつつ、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重し、一層の活性化を図るため、議決事件の条例による追加を可能とする地方自治法第96条2項の活用努めるべきである旨の勧告がなされております。このようなことも踏まえまして、現在地方分権の進展により施策遂行における自己決定、自己責任が拡大し、市の意思決定、市政執行に対する監視機能と議会の果たすべき役割もますます高まってきているところでございます。そうした現状を踏まえまして、地方の時代にふさわしい議会として市の基本計画、行政改革大綱を議決事件とすることにより、計画等の策定に積極的に関わり、議会の機能強化、政策形成能力の向上、活性化に努め、議会と執行部が市民に対する責任を共に担い、わかりやすく自主性に富んだ市政推進を目的とするものでございます。この条例も、附則で平成19年4月1日から施行することにいたしております。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきますよう、ご賛同いた

だきますようお願い申し上げます、3議案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3議案は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3議案を一括して採決します。お諮りします。議員提出議案第1号から議案提出議案第3号までの3議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3案件は、原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、議案第66号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

○市長（福村三男君） 議案第66号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事をされております。その中の1人、星野彰子さんが本年6月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その公認候補者の推薦について、熊本地方務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護委員法の規定により、人権、識見高く、広く社会の実情に通じ、

人権擁護について理解がある者とされており、十分検討いたしました結果、菊池市赤星1093番地、星野彰子さんを再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号を起立により採決します。議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



追加日程第3 意見書案第1号 「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 追加日程第3、意見書案第1号、「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員、木下雄二君。

〔登壇〕

○（木下雄二君） 意見書案第1号、「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」意見書の提出について、読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。菊池市には、昭和56年から産業廃棄物処理施設があり、度重なる増設拡張等に対し、菊池市民による大規模な反対運動を起こしましたが、止めることができず、九州で最も大きな産廃の施設となり、地域住民は不安な日々を過ごしております。

このような中、この度新たに菊池市の岩平地区に下水道汚泥等を処理する堆肥化処理施設（産業廃棄物処理施設）の建設計画が熊本県に提出されております。計画地周辺は自然に恵まれた簡素な農村地帯であり、予定地のすぐ近くには、生活用水として飲用している熊本の名水百選に選ばれた若木水源があります。堆肥化処理施設が建設されれば、自然破壊、土壌汚染、地下水汚染、悪臭汚染、排水の河川への流入等による環境汚染が心配されます。また計画地沿いの県道原・植木線は、地元住民にとっては重要な生活道路や農作業道路であるとともに菊池溪谷への観光道路でもあります。現在は九州産廃関係の大型ダンプ等が頻繁に通過しています。堆肥化処理施設が増えれば更に大型車両等の交通量が増え地域住民の生活や農作業に支障をきたすことはもちろん、糞尿や汚泥の運搬道路になり、観光地としてもイメージダウンや農作物への風評被害も考えられます。汚泥等の堆肥化処理施設の他県の被害状況としては、長野県須坂市では施設から3 km離れた住宅地まで悪臭の被害があっていると聞いています。

以上のことから熊本県におかれましては菊池市の岩平区の堆肥化処理施設の建設計画については、許可をされないよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先としては、熊本県知事、潮谷義子様。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○

追加日程第4 意見書案第2号 豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第4、意見書案第2号、豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議員、坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 意見書案第2号、豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出について、読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。オーストラリアとのEPA交渉につきましても、平成17年4月の日豪首脳会談での政府間研究の開始合意以降、これまでに5回の研究会における議論を経て先般、その共同研究報告書が取りまとめられ、今後、政府間交渉に移行し、EPA締結に向けて第一歩を踏み出すこととなったところです。日本政府では、各国とのFTA・EPAの協定交渉において、これまでも「守るべきものは守る」とのスタンスで交渉に臨んでおり、オーストラリアとの交渉においても同様の基本方針で進められると認識しています。しかし、日本にとって、アメリカ、中国に次ぐ第3位の食料供給国であるオーストラリアから農林水産輸入品目は、牛乳や小麦、乳製品等、関税撤廃が困難な需要品目が上位を占める状況にあり、また、これまでオーストラリアは他国とのEPA交渉において、農産物も含め例外を認めない厳しい姿勢を示してきており、今回も同様の姿勢で交渉に臨むことが予想され、国内の農業者は大変な危機感を感じています。先般、国が示されたオーストラリア産農産物の関税撤廃に関わる影響では、主要な4品目において約7,900億円の国内生産減となる試算がなされていますが、協定内容いかんによってはオーストラリアから急激な農林水産物の輸入増加のみならず、今後の他国との交渉への影響も予想され、国内農業はもとより本県農業は大きな打撃を受けることとなります。よって、国におかれましては今後進められる当該交渉に当たって、我が国の食糧安全保障に悪影響を与えないようにねばり強く対応され、特に以下の事項につきまして配慮されますよう強く要望致します。

1 牛肉、小麦、乳製品等をはじめとする重要な農林水産物（重要品目）は、関税撤廃の対象から外す除外措置をとる等、国内農業に十分配慮した協定内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月28日

衆議院議長、河野洋平様
参議院議長、扇 千景様
内閣総理大臣、安倍晋三様
外務大臣、麻生太郎様
農林水産大臣、松岡利勝様
経済産業大臣、甘利 明様

議員各位のご賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします・

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することと決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第5 議会広報特別委員会の調査期限の延期の件について

○議長（北田 彰君） 追加日程第5、議会広報特別委員会の調査期限の延期の件についてを議題とします。議会広報特別委員会については、平成19年3月31日までが調査の期限となっておりましたが、同委員会から会議規則第44条第1項の規定により、期限の延期並びに閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員会の申し出のとおり、期限の延期並びに閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の申し出のとおり、

期限の延期及び会期の継続調査とすることに決定しました。



追加日程第6 企業誘致促進特別委員会の審査・調査期限の延期の件について

○議長（北田 彰君） 追加日程第6、企業誘致促進特別委員会の審査・調査期限の延期の件についてを議題とします。企業誘致促進特別委員会については、平成19年3月31日までが審査・調査の期限となっておりましたが、同委員会から会議規則第44条第1項の規定により、期限の延期並びに閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。委員会の申し出のとおり、期限の延期並びに閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の申し出のとおり、期限の延期並びに閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成19年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 坂 本 昭 信

菊池市議会議員 隈 部 忠 宗

付 録

平成19年第1回定例会付議事件一覧および審議結果表

(3月6日・3月28日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について)	原案承認
議案第2号	菊池市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	菊池市庁舎建設基金条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市指定管理候補者選定委員会条例の制定について	原案可決
議案第5号	菊池市老人保健福祉及び介護保険運営協議会条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市地域密着型サービス運営委員会条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市健康づくり推進協議会条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市小児夜間医療体制対策委員会条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市就学指導委員会条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市浄水センター運営協議会条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第16号	菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第18号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第19号	菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第20号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第21号	菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第22号	菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第23号	菊池市営弓道場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第24号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第25号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第26号	菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第27号	菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第28号	菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第29号	菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第30号	菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査

議案番号	件名	審議結果
議案第31号	菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について	継続審査
議案第32号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第33号	平成18年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第34号	平成18年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第35号	平成18年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決
議案第36号	平成18年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決
議案第37号	平成18年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算	原案可決
議案第38号	平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第39号	平成18年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第40号	平成18年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算	原案可決
議案第41号	平成18年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第42号	平成18年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算	原案可決
議案第43号	平成18年度菊池市水道事業会計補正予算	原案可決
議案第44号	平成19年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第45号	平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第46号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計予算	原案可決
議案第47号	平成19年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第48号	平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計予算	原案可決
議案第49号	平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第50号	平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第51号	平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計予算	原案可決
議案第52号	平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第53号	平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第54号	平成19年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第55号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市立泗水図書館)	原案可決
議案第56号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市市民会館)	原案可決
議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市総合体育館)	原案可決
議案第58号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第59号	市道路線の認定について	原案可決
議案第60号	工事請負契約の締結について (平成18年度菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘改築第2期居住棟建築工事)	原案可決
議案第61号	菊池養生園保健組合の規約の一部変更について	原案可決
議案第62号	菊池環境保全組合の規約の一部変更について	原案可決
議案第63号	菊池広域連合規約の一部変更について	原案可決
議案第64号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第65号	矢護川地区簡易水道組合の規約の一部変更について	原案可決
議案第66号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案可決

議案番号	件名	審議結果
報 告		
報告第1号	専決処分の報告について	原案報告
報告第2号	専決処分の報告について	原案報告
議員提出議案		
議案提出 議案第1号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
議案提出 議案第2号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案提出 議案第3号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	原案可決
意見書案		
意見書案第1号	「株式会社アーステクノの堆肥化処理施設建設に反対する」意見書の提出について	原案可決
意見書案第2号	豪州とのEPA交渉に関する意見書の提出について	原案可決
請 願		
請願第1号	株式会社アーステクノの堆肥化施設建設に反対する請願書	採 択
請願第2号	日豪EPA交渉に関する請願	採 択
陳 情		
陳情第1号	第三子以降の保育料の無料化に関する要望	採 択